亘理町地域防災計画

第３編　風水害対策編

令和４年４月

亘理町防災会議

目　　次

第１章　総　則

第１節　計画の目的と構成 ---------- 1-1
第２節　各機関の役割と業務大綱 ---------- 1-3
第３節　亘理町の概況 ---------- 1-15
第４節　亘理町地域防災計画の方向 ---------- 1-19

第２章　災害予防対策

第１節　風水害に強いまちづくり ---------- 2-1
第２節　都市の防災対策 ---------- 2-6
第３節　建築物等の予防対策 ---------- 2-7
第４節　ライフライン施設等の予防対策 ---------- 2-8
第５節　防災知識の普及 ---------- 2-12
第６節　防災訓練の実施 ---------- 2-18
第７節　地域における防災体制 ---------- 2-22
第８節　ボランティアのコーディネート ---------- 2-26
第９節　企業等の防災対策の推進 ---------- 2-29
第10節　情報通信網の整備 ---------- 2-32
第11節　職員の配備体制 ---------- 2-36
第12節　防災活動拠点等の整備 ---------- 2-39
第13節　相互応援体制の整備 ---------- 2-41
第14節　医療救護体制・福祉支援体制の整備 ---------- 2-44
第15節　緊急輸送体制の整備 ---------- 2-48
第16節　避難対策 ---------- 2-51
第17節　避難収容対策 ---------- 2-58
第18節　食料、飲料水及び生活物資の確保 ---------- 2-64
第19節　要配慮者・避難行動要支援者への支援対策 ---------- 2-67
第20節　複合災害対策 ---------- 2-72
第21節　廃棄物対策 ---------- 2-74
第22節　災害種別毎予防対策 ---------- 2-76

第３章 災害応急対策

第１節　防災気象情報の伝達 ---------- 3-1
第２節　情報の収集・伝達 ---------- 3-9
第３節　通信・放送施設の確保 ---------- 3-14

第４節　災害広報活動　3-19
第５節　防災活動体制　3-22
第６節　警戒活動　3-30
第７節　相互応援活動　3-32
第８節　災害救助法の適用　3-34
第９節　自衛隊の災害派遣　3-41
第10節　救急・救助活動　3-45
第11節　医療救護活動　3-47
第12節　交通・輸送活動　3-50
第13節　ヘリコプターの活動　3-54
第14節　避難活動　3-56
第15節　応急仮設住宅等の確保　3-67
第16節　相談活動　3-70
第17節　要配慮者・避難行動要支援者への支援活動　3-71
第18節　愛玩動物の収容対策　3-74
第19節　食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動　3-75
第20節　防疫・保健衛生活動　3-82
第21節　障害物の除去　3-86
第22節　遺体等の捜索・措置　3-88
第23節　廃棄物処理活動　3-92
第24節　社会秩序維持活動　3-95
第25節　応急教育活動　3-96
第26節　防災資機材の調達及び労働力の確保　3-101
第27節　公共土木施設等の応急復旧　3-104
第28節　ライフライン施設等の応急復旧　3-107
第29節　農林水産業の応急対策　3-113
第30節　二次災害・複合災害防止対策　3-118
第31節　応急公用負担等の実施　3-120
第32節　ボランティア活動　3-122
第33節　災害種別毎応急対策　3-124

第４章　災害復旧・復興対策

第１節　災害復旧・復興計画　4-1
第２節　生活再建支援　4-5
第３節　住宅復旧支援　4-11
第４節　産業復興の支援　4-13

第５節　都市基盤の復興対策 ---------- 4-14
第６節　義援金の受入れ、配分 ---------- 4-16
第７節　激甚災害の指定 ---------- 4-17
第８節　災害対応の検証 ---------- 4-23

第１章　総　則

第１節　計画の目的と構成

第１　計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき亘理町の地域に係る防災対策に関し必要な体制を確立するとともに、関係機関の総合的かつ計画的な対策の整備推進を図り、住民の生命及び財産を災害から保護し、被害を軽減して郷土の保全と住民福祉の確保を期するものである。

第２　計画の性格

この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、亘理町防災会議が策定する計画であり、亘理町における防災対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有するものである。

また、この計画は、防災関係機関がとるべき防災対策の基本的事項及びこれら関係機関相互の緊密な連絡調整を図るために必要な、基本的大綱を示すものであり、防災関係機関は、この計画に基づき、具体的な計画を定め、その推進を図る。

計画の位置づけ

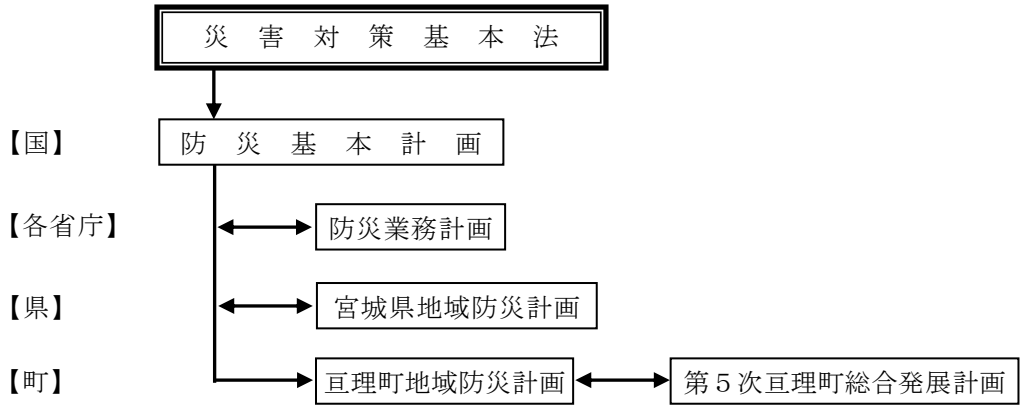

第３　計画の修正

１　修正の概要

この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは速やかに修正し、防災対策の確立に万全を期す。

２　見直し方針

近年、全国各地で風水害や地震災害などの大規模な自然災害が発生しており、新たに明らかになった課題等に対応するため、防災関係法令の改正や国の防災基本計画の見直しが行われている。これらを踏まえ、その修正内容を検討し、修正可能なものから、「亘理町地域防災計画（風水害対策編）」の見直しに反映する。

第４　計画の構成

本計画は下記のとおり構成するものとし、それぞれの災害の各段階における諸施策を「災害予防対策」、「災害応急対策」、「災害復旧・復興対策」に示している。また、第４編は「資料編」として、本計画に関わる関連資料を掲げた。

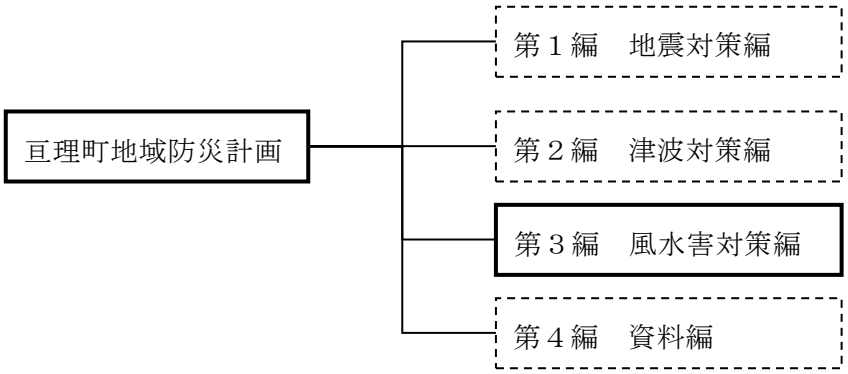

第５　計画の習熟等

町及び防災関係機関は、平素から所属職員に対する災害時の役割などを踏まえた実践的な教育、訓練の実施などを通じて、この計画の習熟に努めるとともに、住民に対しても計画の周知を図り、災害に対して町全体の対応能力を高める。

第２節　各機関の役割と業務大綱

第１　目　的

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、町及び関係機関は防災体制を整備し、関係機関相互の連携を強化する。

また、関係機関の処理すべき業務の大綱を明確にし、災害防止のため相互に協力する。

第２　防災組織

１　防災会議

亘理町防災会議は、町長を会長として災害対策基本法第 16 条第６項の規定に基づく亘理町防災会議条例第３条の規定する機関の長等を委員として組織するもので、本町における防災に関する計画を作成し、その実施の推進を図るとともに関係機関相互の連絡調整及び防災に関する重要事項を審議することを所掌事務とする。

２　災害対策本部等

本町において災害が発生した場合、又は発生する恐れがある場合は、災害対策基本法第 23 条の２の規定に基づく亘理町災害対策本部並びに各関係機関の防災組織をもって応急対策を実施する。

災害発生の可能性、災害の状況などに応じ、必要と認めるときは災害警戒本部及び現地災害対策本部を設置する。

第３　各機関の役割

平成 23 年に発生した東日本大震災では、災害発生直後の「自力・家族」「住民同士」による助け合いによって、多くの命が救われており、災害直後における地域の防災活動の重要性が、より明らかになっている。また、その後の避難生活等においても、地域のつながりが被災者の支えとなっている。

これらのことから、地域防災の推進は、「自助･共助」（町民、企業、自主防災組織等）と、「公助」（行政、防災関係機関等）が、それぞれの役割に応じて分担し、協力して行う「自助・共助・公助」を基本とする。

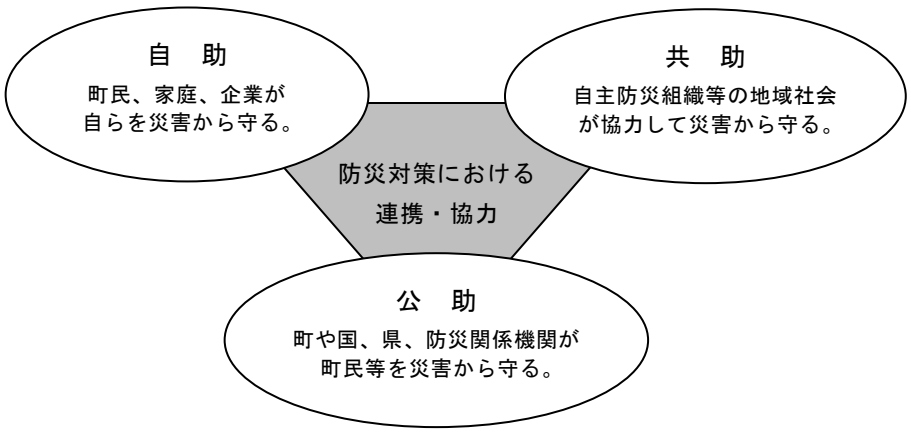

【自助･共助の基本】

１　町　民

「自らの身の安全は自ら守る(自助)」及び「自分たちのまちは自分たちで守る(共助)」という意識を持ち、防災訓練や地域の活動に積極的に参加し、各個人、企業、自主防災組織等の防災行動力の向上及び相互協力関係の強化、災害時の連絡体制の整備、ルールづくりを進め、災害に強い町民と地域を形成する。

また、常に災害に対する備えを怠らず、「最低３日分、推奨１週間分」の食料や飲料水、生活物資の備蓄、非常持出品の準備等、家庭での備え及び安全対策に努める。

災害時には、共助の視点の下、隣近所や地域が相互に協力して助け合い、情報の把握、出火の防止、初期消火、救出救助、応急手当等に努めるとともに、避難するに当たっては、要配慮者の支援を行い、冷静かつ積極的に行動する。

なお、要配慮者とは、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに特に配慮を要する人々をいい、本計画では介護を必要とする高齢者、一人暮らし高齢者、障害者、保護を必要とする児童、妊産婦、乳幼児、アレルギー等の慢性疾患を有する者や外国人などを対象者とする。

２　企　業

企業は、災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、日頃から、その管理する施設及び設備の耐震性の確保、消火・救出救助等のための資機材の整備、従業員の安否確認及び従業員と家族の連絡手段の確保、さらに、従業員の防災訓練や防災に関する研修等の積極的な実施に努める。

災害が発生した場合は、町、地域住民及び自主防災組織と連携して、情報の収集及び伝達、消火、救出救助、応急手当、避難誘導等を積極的に行うよう努める。

また、災害発生時においても、企業の重要業務の継続・早期復旧を達成するための事業継続計画(ＢＣＰ)の策定・運用に努める。

【公助の基本】

３　亘理町

町は、災害対策基本法第５条の規定に基づき、防災の第一義的責任を有する基礎的地方公共団体として、その地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体等並びに住民の協力を得て防災活動を実施する。

４　指定地方行政機関

指定地方行政機関は、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して、防災活動を実施するとともに、町の活動が円滑に行われるよう支援、協力、指導、助言する。

５　指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、災害対策基本法第６条の規定に基づき、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、町の活動が円滑に行われるよう協力する。

６　県の機関

県の機関は、自ら防災活動を実施し、町及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を援助する。

７　あぶくま消防本部

あぶくま消防本部は、地域住民の生命、身体及び財産を災害から守るため、自己の消防力の総力をあげ、また、必要に応じ他の消防機関からの応援を受け、防災関係機関と効果的に連携しながら消防活動を実施する。

８　亘理町消防団

亘理町消防団は、消防長又は消防署長の指揮の下、消防活動に従事する。また、町長の指示により消防活動以外の災害対策活動に従事する。

９　公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、災害対策基本法第７条第１項の規定に基づき、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には防災対策業務を行い、町その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

第４　処理すべき事務又は業務の大綱

【亘理町及び宮城県】

１　宮城県

(1) 宮城県防災会議及び宮城県災害対策本部に関する事務
(2) 防災に関する施設・設備の整備
(3) 通信体制の整備・強化
(4) 防災訓練並びに防災上必要な教育及び広報の実施
(5) 情報の収集・伝達及び広報
(6) 自衛隊への災害派遣要請
(7) 防災に関する物資・資機材の備蓄及び供給の促進
(8) 公共施設等の防災処置及び災害復旧事業の計画･実施
(9) 交通及び緊急輸送の確保
(10)災害救助に関する物資の備蓄・整備及び被災者に対する救助並びに救護、救援
(11)火薬類・高圧ガス・危険物施設等の保安対策及び被害の拡大防止のための応急対策
(12)保健衛生、文教対策
(13)自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備
(14)市町村及び防災関係機関等が実施する防災事務又は業務の調整
(15)被災建築物応急危険度判定、被災住宅地危険度判定事務に関する支援
(16)その他災害発生の防御又は拡大防止のための措置

２　亘理町

(1) 亘理町防災会議及び亘理町災害対策本部に関する業務
(2) 防災に関する組織の整備及び住民の自主防災組織の育成・指導
(3) 防災に関する施設・設備の整備

(4) 防災訓練並びに教育及び広報の実施
(5) 災害情報の収集・伝達及び広報並びに被害状況調査及び県災害対策本部に対する報告
(6) 避難指示・高齢者等避難の発令並びに指定避難所等の開設
(7) 避難対策、消防、水防活動等防災対策の実施
(8) 被災者に対する救助及び救護並びに復興援助
(9) 水、食料、その他の物資の備蓄及び確保
(10)清掃、防疫、その他保健衛生の実施
(11)危険物施設等の保安対策及び地震発生時における被害拡大防止のための応急対策
(12) 保育所の応急対策、幼稚園、小・中・高等学校の応急教育対策
(13)ボランティアによる防災活動の環境整備
(14)被災建築物応急危険度判定業務に関する事務
(15)その他災害発生の防御及び拡大防止のための措置

３ 亘理町教育委員会
(1) 町立学校施設の災害対策
(2) 町立学校の応急教育対策
(3) 町立学校児童生徒の安全対策
(4) 社会教育施設、社会体育施設の災害対策
(5) 文化財の災害対策

４ あぶくま消防本部
(1) 亘理地区消防計画の策定に関する事務
(2) 消防力の整備
(3) 災害の予防、警戒及び防御活動
(4) 災害時の避難、救助及び救急活動
(5) 消防団との連絡調整及び情報の収集活動
(6) 町災害対策本部の消防業務
(7) 警戒警報等の広報・伝達
(8) 自主防災組織の育成指導

５ 亘理町消防団
(1) 災害の予防、警戒、防御活動
(2) 災害情報の収集・伝達
(3) 警戒警報等の広報・伝達
(4) 災害時の避難、応急及び救護活動

【指定地方行政機関】

６ 東北農政局

(1) 農地・農業用施設及び農地海岸保全施設に対する防災対策及び指導
(2) 農地・農業用施設、農地海岸保全施設、共同利用施設等の災害復旧計画の策定及び災害復旧事業の指導
(3) 災害時における食料品・営農資材・家畜飼料等の供給対策及び病害虫防除の指導
(4) 土地改良資金・農業経営維持安定資金・経営資金・事業資金等災害資金の確保及び指導
(5) 土地改良機械の貸付及び指導
(6) 災害時における応急用食料の調達･供給に関する情報収集･連絡

７ 東北森林管理局（仙台森林管理署）

(1) 山火事防止対策
(2) 災害復旧用材(国有林材)の供給
(3) 林道の適正な管理

８ 東北地方整備局仙台河川国道事務所

(1) 国土交通省所管公共施設等に関する災害情報の収集及び災害対策の指導・協力
(2) 直轄河川の改修、ダム等の計画、工事及び維持修繕その他の管理
(3) 直轄道路の新設、改修、維持修繕、除雪等その他の管理
(4) 阿武隈川下流の洪水予報並びに水防警報の発表、伝達等の水防に関すること
(5) 直轄河川及び直轄道路の災害応急復旧工事の実施
(6) 直轄道路の交通確保
(7) 直轄河川等災害復旧事業及び直轄道路災害復旧事業の実施

９ 仙台管区気象台

(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表
(2) 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る)及び、水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説
(3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備
(4) 県や市町村が行う防災対策に関する技術的な支援・助言
(5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発

10 第二管区海上保安本部宮城海上保安部

(1) 災害予防
　イ　防災訓練に関する事項
　ロ　海上防災講習会等啓発活動に関する事項
　ハ　調査研究に関する事項
(2) 災害応急対策
　イ　警報等の伝達に関する事項

ロ　情報の収集に関する事項
ハ　活動体制の確立に関する事項
ニ　海難救助等に関する事項
ホ　緊急輸送に関する事項
ヘ　物資の無償貸与又は譲与に関する事項
ト　関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関する事項
チ　流出油等の防除に関する事項
リ　海上交通安全の確保に関する事項
ヌ　警戒区域の設定に関する事項
ル　治安の維持に関する事項
ヲ　危険物の保安措置に関する事項

(3) 災害復旧・復興対策

【自衛隊】

11 自衛隊（陸上自衛隊東北方面隊第２施設団）

(1) 災害発生時における人命及び財産の保護のための救援活動
(2) 災害時における応急復旧活動
(3) 災害時における応急医療・救護活動

【指定公共機関】

12 独立行政法人国立病院機構北海道東北グループ

(1) 災害時における独立行政法人国立病院機構の医療、災害医療班の編成、連絡調整並びに派遣の支援
(2) 広域災害における独立行政法人国立病院機構からの災害医療班の派遣及び輸送手段の確保の支援
(3) 災害時における独立行政法人国立病院機構の被災情報収集、通報
(4) 独立行政法人国立病院機構の災害予防計画、応急対策計画、災害復旧計画等の支援

13 日本赤十字社宮城県支部

(1) 医療救護
(2) 救援物資の備蓄及び配分
(3) 災害時の血液製剤の供給
(4) 義援金の受付
(5) その他災害救護に必要な業務

14 日本放送協会仙台放送局

(1) 気象予報・警報、災害情報等の放送

15 東日本高速道路株式会社東北支社

(1) 高速道路等の維持管理（仙台東部道路及び常磐自動車道）
(2) 高速道路等の交通確保
(3) 災害時における情報の収集及び伝達
(4) 災害復旧工事の実施

16 日本郵便株式会社（亘理郵便局・荒浜郵便局・浜吉田郵便局・亘理逢隈郵便局）

(1) 災害時の業務運営の確保
(2) 災害時の事業に係る災害特別事務取扱い

17 東北電力ネットワーク株式会社 岩沼電力センター

(1) 電力供給施設の防災対策
(2) 災害時における電力供給の確保

18 日本通運株式会社仙台支店（仙南支店）、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社

(1) 災害対策に必要な物資の輸送確保
(2) 災害時の応急輸送対策

19 東日本旅客鉄道株式会社仙台支社

(1) 鉄道施設の整備保全
(2) 災害復旧工事の実施
(3) 全列車の運転中止手配措置
(4) 人命救助
(5) 被災箇所の調査、把握
(6) 抑止列車の乗客の代行輸送の確保
(7) 旅客の給食確保
(8) 通信網の確保
(9) 鉄道施設の復旧保全
(10) 救助物資及び人員の輸送確保
(11) 列車運行の広報活動

20 日本貨物鉄道株式会社東北支社

(1) 災害対策に必要な物資の輸送確保
(2) 災害時の応急輸送対策

21 東日本電信電話株式会社宮城事業部

(1) 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築
(2) 電気通信システムの信頼性向上

(3) 災害時に重要通信を疎通させるための通信ふくそうの緩和、及び通信手段の確保
(4) 災害を受けた通信設備の早期復旧
(5) 災害復旧及び被災地における情報流通について、国、県、市町村及び防災関係機関との連携

22 ＫＤＤＩ株式会社、株式会社ＮＴＴドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、ソフトバンク株式会社
(1) 電気通信設備の整備及び災害防止
(2) 災害時における通信の確保
(3) 電気通信設備の復旧

23 株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、株式会社セブンーイレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス
(1) 災害時における支援物資の調達及び被災地への供給

【指定地方公共機関】
24 一般社団法人宮城県ＬＰガス協会（仙南第三協議会）
(1) 液化石油ガス災害防止及び災害時の液化石油ガスの供給確保

25 公益社団法人宮城県トラック協会仙南支部
(1)災害時における緊急物資のトラック輸送確保

26 東北放送株式会社、株式会社仙台放送、株式会社宮城テレビ放送、株式会社東日本放送、株式会社エフエム仙台
(1) 災害情報等の放送

27 公益社団法人宮城県医師会
(1) 災害時における医療救護活動

28 一般社団法人宮城県建設業協会
(1) 災害時における公共施設の応急対策への協力

29 一般社団法人宮城県歯科医師会
(1) 避難所における歯科医療救護活動
(2) 行方不明者の身元確認

【警察機関】
30 亘理警察署
(1) 災害情報の収集伝達

(2) 被災者の救出及び救助
(3) 行方不明者の捜索
(4) 死者の検視・見分
(5) 交通規制、緊急交通路の確保及び交通秩序の維持
(6) 犯罪の予防、その他社会秩序の維持
(7) 避難誘導及び避難場所の警戒
(8) 危険箇所の警戒
(9) 災害警備に関する広報活動

【県の機関】

31 仙台地方振興事務所（総務部、地方振興部）

(1) 災害情報の収集
(2) 通信情報対策
(3) 広報対策
(4) 自衛隊の災害派遣
(5) 相互応援対策
(6) 消防対策
(7) 県民相談及び復興意欲の振興
(8) 消費流通の緊急対策
(9) 各防災関係機関との連絡調整

32 仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）

(1) 医療救護活動
(2) 保健衛生活動
(3) 災害救助法に基づく救助事務
(4) その他生活福祉対策

33 塩釜保健所岩沼支所

(1) 防疫・保健衛生活動
(2) 給水・廃棄物処理対策
(3) その他食品・環境衛生対策

34 仙台地方振興事務所（農業振興部、農業農村整備部）

(1) 食料対策
(2) 農林業対策
(3) 農業用排水施設対策
(4) 農業用地等の災害防止対策
(5) 土地改良事業対策

35 仙台土木事務所

(1) 水防対策
(2) 住宅対策
(3) 交通施設対策及び障害物の除去対策
(4) その他土木及び建築関係対策

36 仙台家畜保健衛生所

(1) 家畜防疫対策
(2) その他保健環境対策

37 仙台地方振興事務所（水産漁港部）

(1) 水産対策
(2) 漁港対策

38 中南部下水道事務所

(1) 流域下水道に関すること

39 仙南・仙塩広域水道事務所

(1) 広域水道事業に関すること

【その他公共的団体】

40 株式会社ミヤコーバス名取営業所

(1) 災害時における緊急避難輸送
(2) 災害時におけるバス路線状況の情報収集及び伝達

41 みやぎ亘理農業協同組合

(1) 農作物等の被害調査並びに営農指導
(2) 被害に伴う営農資金の貸与並びに斡旋

42 宮城県農業共済組合亘理名取支所

(1) 災害時における農作物の被害調査並びに共済金の支払い
(2) 農作物の災害予防対策

43 亘理土地改良区

(1) 農地の保全並びに排水施設等必要な施設の災害応急対策

44 宮城県漁業協同組合仙南支所

(1) 気象情報、災害情報収受及び伝達
(2) 災害予防、防御及び拡大防止のための指導
(3) 災害時の緊急輸送及び捜索、救助の協力
(4) 漁具船舶の斡旋並びに金融の措置

45 亘理町災害防止協議会

(1) 災害時における建設物復旧対策への協力
(2) 災害時における下水道施設復旧対策への協力

46 亘理町水道工事指定業者連絡協議会

(1) 災害時における水道施設復旧対策への協力

47 亘理山元商工会

(1) 災害時における商店の被害調査
(2) 中小企業者等の災害復興資金等の確保支援

48 一般社団法人亘理郡医師会

(1) 被災傷病者の医療及び救護
(2) 防疫及び衛生の協力

49 一般社団法人岩沼歯科医師会

(1) 避難所における歯科医療救護活動
(2) 行方不明者の身元確認

50　岩沼薬剤師会

(1) 医薬品、医療用資機材の斡旋
(2) 防疫及び衛生に必要な薬品の斡旋

51 亘理町社会福祉協議会

(1) 災害ボランティアセンターの開設、運営
(2) 地域福祉サービスの継続

52 亘理名取共立衛生処理組合

(1) 被災地における、生活ごみ及びし尿の収集業務
(2) 廃棄物の処理

53 各運送業者

(1) 災害時における緊急輸送に関すること

54 防災上重要な施設（医療機関、宿泊施設、スーパー、工場等）

(1) 防災保安施設の整備
(2) 災害時における施設利用者の避難誘導
(3) 災害時における救出、救護

55 亘理地区防災安全協会（危険物取扱事業所）

(1) 各事務所に対する危険物の保安処置に関する教育

第３節　亘理町の概況

第１　自然条件

１　位置及び地勢

本町は県都仙台市から 26.1 ㎞南に位置し、東西 7.61 ㎞南北 9.6 ㎞、面積 73.60 ㎢の町であり、東は太平洋、西は角田市、南は山元町、北は阿武隈川を境に岩沼市と接している。

福島県旭岳を源とする阿武隈川河川の沖積層によって肥沃な平坦地が形成されており、西部には阿武隈高地を北端とする海抜 50m 未満の丘陵が形成され、西に向かうにつれ標高 200m 未満の山が連なるなど、水と緑の自然に恵まれた町である。

(1) 地　形

阿武隈丘陵地帯 北端には海抜 50m 未満の丘陵が形成され、西に向かうにつれ標高 200m 未満の山々が連なり、稜線を境に角田市に接している。

中央耕地帯 中央部は国道６号を中心に海抜 2.5～10m の平坦な耕地が東西に約 3 ㎞、南北に 9.61 ㎞の帯状にひらけている。

太平洋沿岸地帯 東部は低湿地で海抜 0m に等しく、遠浅で白砂の海岸が単調な弧を描き、中に入江『鳥の海』が 2.1 ㎢の面積を有している。

(2) 河川及び湖沼

福島県旭岳を源と発する阿武隈川が岩沼市との境を流れ太平洋に注ぎ、雨期における増水は甚しく、洪水の危険をしばしば引き起こしている。この川の本町に接する延長は 13,600m である。

また、本町内の山頂から流入する小河川についても阿武隈川同様、雨期における増水は甚しく、再三にわたり溢水等により、亘理地区を中心に床上床下浸水の被害を引き起こしている。

(3) 海　岸

本町阿武隈川河口から山元町までの 7.41 ㎞の海岸線は、単調な曲線を描く砂丘海岸で、その間に入江である鳥の海などの潟湖が形成されている。

(4) 漁　港

鳥の海の一部を利用した漁港で延長 1,797m の岸壁と護岸を有し、漁船、遊漁船が係留されている。船舶の出入港の安全確保のため、外洋に延長 1,124m の南北導流堤が整備されている。

２　地盤の状況

本町の地形を大別すると、西の阿武隈高地と東の阿武隈川河岸平野となる。西側の阿武隈高地は硬岩（岩盤）を主とする地盤や、極軟岩を主とする地盤（新第三系鮮新統）であり、平地に向けて傾斜地で砂礫を主とする地盤になり、氾濫原・海岸平野堆積物である砂を主とする地盤、粘土を主とする地盤となっている。

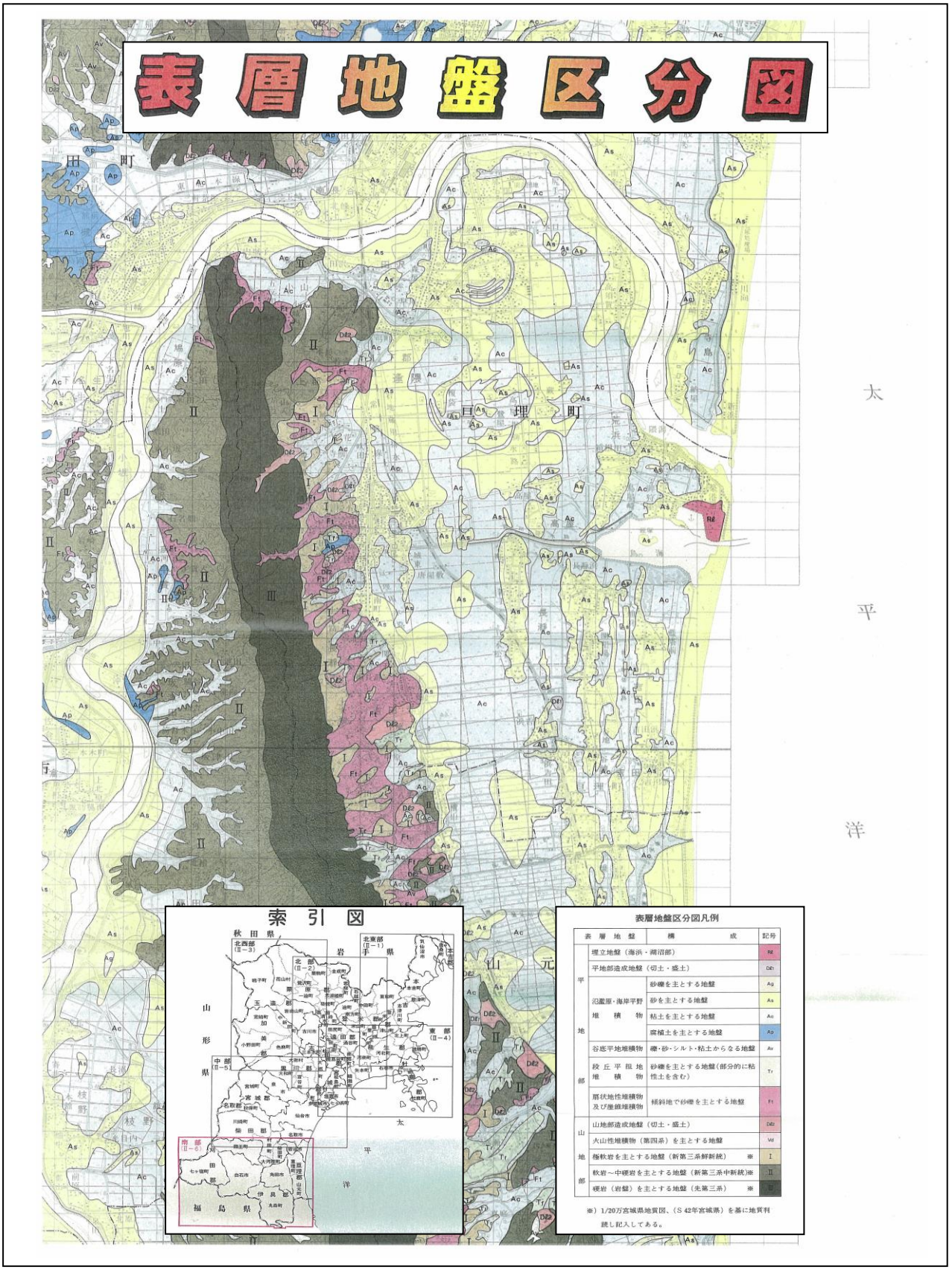
表層地盤区分図
亘理町
太平洋
索引図
秋田県
岩手県
山形県
福島県
北西部
北部
北東部
東部
中部
南部
表層地盤区分図凡例
表層地盤構成
記号
平地部
埋立地盤（海浜・湖沼部）
平地部造成地盤（切土・盛土）
氾濫原・海岸平野堆積物
砂礫を主とする地盤
砂を主とする地盤
粘土を主とする地盤
腐植土を主とする地盤
谷底平地堆積物
礫・砂・シルト・粘土からなる地盤
段丘平担地堆積物
砂礫を主とする地盤（部分的に粘性土を含む）
扇状地性堆積物及び崖錐堆積物
傾斜地で砂礫を主とする地盤
山地部
山地部造成地盤（切土・盛土）
火山性堆積物（第四系）を主とする地盤
極軟岩を主とする地盤（新第三系鮮新統）※
軟岩～中硬岩を主とする地盤（新第三系中新統）※
硬岩（岩盤）を主とする地盤（先第三系）※
※）1/20万宮城県地質図、（S 42年宮城県）を基に地質判読し記入してある。

表層地盤区分図

３　気　象

本町は夏涼しく冬暖かい海洋型の気象で比較的温和であるが、太平洋沿岸地域の為、寒流暖流の影響を受け季節の気温が左右される。

風向は、４～５月が東風、６～９月は南東風、10～１月は西風、２～３月は北西風となる。更に 10～３月は乾燥した風のため火災が発生しやすい。

また、５～７月中旬ころまでは梅雨前線が停滞して雨期となり、７～９月は台風の進行圏に入り水害に見舞われる可能性が高い。

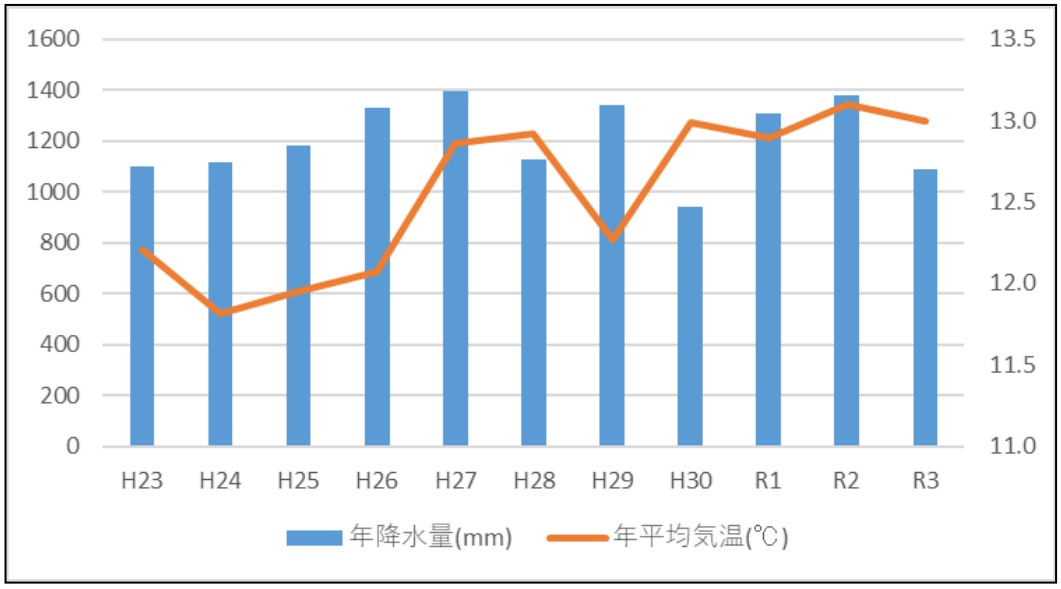

年平均気温、年降水量の推移

資料:気象庁アメダス（地点　亘理）

第２　社会条件

１　交　通

本町は、広域仙台都市圏の南玄関にあたり、圏域の発展を先導する道路網として、国道６号及び主要地方道塩釜亘理線、亘理大河原川崎線、相馬亘理線、亘理村田蔵王線、一般県道荒浜港今泉線、吉田浜山元線の幹線に加え、仙台東部道路～常磐自動車道においては、岩沼インターチェンジ － 亘理インターチェンジ － 山元インターチェンジ間の ４ 車線化の整備が済んでいる。また、町内には鳥の海スマートインターチェンジも整備され、アクセス性は更に向上している。

更には、公共交通機関として町を縦断するＪＲ常磐線は、町内に亘理、浜吉田、逢隈の３駅がありＪＲ仙台駅へは 30 分程度の近距離にある。

２　人口の推移

本町の人口は令和 2 年度国勢調査では 33,087 人となっている。平成 27 年度国勢調査では 33,589 人であり、5 年間に 502 人減少しており、減少率は 1.5%となっている。

３　産業構造

本町の産業は、昭和 40 年代に入って積極的な工場誘致や地域開発の進展など、経済社会情勢の変化に伴い産業構造が大きく変化している。生産高の順位でみると第三次産業、第二次産業及び県内トップ水準の農業生産を主とする第一次産業の順となっている。

産業別就業者の割合（国勢調査）

区　分	第１次産業	第２次産業	第３次産業	分類不能	就業者数計
平成 12 年	2,036	5,751	9,593	19	17,399
平成 17 年	1,920	5,257	10,251	24	17,452
平成 22 年	1,509	4,813	9,691	205	16,218
平成 27 年	1,165	5,066	9,719	187	16,137

第３　過去の災害

災害は自然災害と人為的災害に分けられるが､本町の過去における災害を見るとその規模、被害額においては、風水害、地震の自然災害が最も多く、人為的災害としては、発生件数において最も多い火災があげられる。

災害事例は資料編「過去の災害」に添付する。

第４節　亘理町地域防災計画の方向

第１　亘理町の防災上の課題

１　高い災害の危険性

本町は、その自然条件から台風・洪水・高潮・地震・津波等多種の災害発生原因を内包し、現在まで数多い生命と財産が災害のため失われている。

また、本町を流れる阿武隈川は、これまでに幾度となく洪水や内水氾濫等の災害を起こし、積極的な河川改修や土地改良により災害の危険性は少なくなってきたものの、地形上潜在的な災害の危険性がなくなったとはいえない。

さらに、西部の丘陵地や市街地に接する斜面は傾斜の急なところが多く、今後も危険箇所を調査・指定し治山事業等を積極的に進めていく必要がある。

２　災害に強い安全で安心なまちづくりの推進

本町は、これまで人口増加を続けてきたが、今日すでに人口は減少に転じ、今後も減少が続くと予測されており、まちの活力を維持していくためには、新たな企業誘致や時代のニーズにあった産業振興等、業務機能の強化も求められている。

このため、土地区画整理事業等により市街地整備を進めていくにあたって、防災に配慮した土地利用の実現と防災基盤の整備により、災害に強い安全で安心なまちづくりを推進する必要がある。

３　必要な防災意識の向上

災害に強い町をつくるには、町や関係機関による対策だけではなく、住民自身が「自分たちの町は自分たちで守る」という意識を持つことが大切である。また、災害時の初期段階では、自らの判断により対応するとともに、互いに助け合って避難、救助等を行う必要がある。しかし、一方で、地域によっては、新しく町に住む人たちも含めた地域内の交流が徐々に希薄になりつつあるなどの問題も生じている。

そこで、住民、自主防災組織、企業等が行う「自助・共助」と町や防災関係機関等が行う「公助」を防災・減災の両輪として、一丸となった安全で安心なまちづくりを推進する必要がある。

４　要配慮者等への対応

本町でも、高齢者や障害者（児）、外国人など災害時の情報伝達や避難、あるいは避難所等での健康維持などに配慮を要する要配慮者の増加が予想される。

そのため、平常時から要配慮者に関する情報の把握及び関係者との共有を図り、要配慮者の避難対策の充実・強化、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野の連携による支援体制の整備を推進し、具体化に努める必要がある。

また、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する必要がある。

５　災害時の初動体制の確立

災害が発生したときには、迅速で、かつどのような状況にも柔軟に対応できる組織体制を確立する必要がある。

また、大規模な災害では、日頃から関係機関や近隣市町、県等と連携をとり、緊急時の応援が迅速に行われるよう努力するとともに、自衛隊との連携体制を強化する必要がある。

６　情報の収集伝達体制の確立

災害時には、情報を迅速かつ的確に収集・伝達することが、災害応急対策の成否の鍵を握るとともに、住民の安心にもつながる。

そこで、情報の収集・伝達体制を確立するとともに、一部の情報伝達手段が被害を受けた場合でも他の手段で代替できるよう、携帯電話による緊急速報メール、インターネット、ＳＮＳ（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等の情報通信ネットワークを活用し、伝達手段の耐災化、多重化、多様化を図る必要がある。

また、流言飛語（デマ）等の情報が広まることにより、社会的混乱が生じる恐れがあるため、正確かつわかりやすい情報の速やかな公表と伝達、住民等の適切な判断と行動の促進が重要である。

７　被災者への的確な対応

大規模な災害が起こっても十分対応できるよう、避難施設や物資等を確保するとともに、負傷者や病人等への迅速な医療活動を行える体制を整えておく必要がある。

また、被災者の支援にボランティアの活動が十分に生かされるような体制を整えておく必要がある。

８　多様な主体の参画による防災体制の確立

地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災会議の委員への任命など、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

第２　基本理念

これらの課題を踏まえ、今後の防災対策を進める上での基本理念を次のとおりとする。

１　自然との共存

町内に広がる緑豊かな丘陵地帯や地域を潤す河川は、良好な地域環境を形成している反面で、地震や大雨の際には自然災害を発生させる原因ともなる。これらの自然環境の良さを最大限に生かした土地利用に配慮しながら、災害に強い町づくりを推進するものとする。

２　人づくり

天災による被害を大きくするか、最小限度にとどめるかは、人々の取組みにかかっている。過去の災害対応の教訓を共有することを図りながら、「自分たちの町は自分たちで守る」という意識と、地域の災害リスクや災害時にとるべき行動についての啓発に努め、災害時に自らの手で自らや家族を守る「自助」による安全・安心の確保や、地域での支え合いによる「共助」の取組みを活性化させるとともに、行政として「公助」の効率化を図る。

３　連　携

東日本大震災の教訓を踏まえ、想定外の大規模災害が起きても、町や防災機関、住民やボランティアなど、すべての人たちが連携した有効な防災活動に努める。

また、近隣市町のみならず、県の区域を越えた地方公共団体間における相互応援協定の

締結などにより、広域応援について円滑に実施できる体制とするほか、災害に備え、多種・多様な団体との災害時の応援協定の締結を推進し、その実効性の確保に努める。

第３　基本目標

災害に強いまちづくりの構築を行うとともに、保健・福祉・教育の各分野における安心のまちづくりを推進し、生涯を託せる安全・安心のまちづくりを確立するため、基本目標を次のとおり設定する。

安全･安心･元気のあるまち　亘理

～亘理らしさを守り･生かした　町民が主役のまちづくり～

第４　施策の基本方向

１　災害予防対策

災害が起こらないよう、また災害が起こっても被害を最小限にくい止められるよう、治山･治水事業や排水施設の整備等を積極的に進めるとともに、主要交通･通信機能の強化、避難路の整備等災害に強いまちづくり、学校、医療施設等の公共施設や住宅等の建築物の安全化、ライフライン施設等の機能の確保策を講じる。

住民の防災活動を促進するため、防災教育等による住民への防災思想･防災知識の普及、防災訓練の実施等を行う。併せて、自主防災組織等の育成強化、防災ボランティア活動の環境整備、企業・事業所の防災意識の高揚、災害教訓の伝承により、住民の防災活動の環境を整備する。

発災時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、災害応急活動体制や情報伝達体制の整備、施設・設備・資機材等の整備・充実を図るとともに、必要とされる食料・飲料水等を備蓄する。また、関係機関が連携した実践的な訓練や研修を実施する。

災害はいつ起こるか予断を許さないだけに、町の状況に応じた施策の優先順位を明確にし、不断の取組みに努める。

２　災害応急対策

(1) 災害発生の兆候が把握された際には、警報等の伝達、住民の避難誘導及び所管施設の緊急点検等の災害未然防止活動を行う。

(2) 発災直後においては、被害規模を早期に把握するとともに、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的かつ効果的に行うための活動体制を確立する。

(3) 応急対策を実施するための通信施設の応急復旧、二次災害を防止するための土砂災害等の危険のある箇所の応急対策、被災者の生活確保のためのライフライン等の施設・設備の応急復旧を行う。

(4) 被災者に対する救助・救急活動、負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動、消火活動を行う。

(5) 円滑な救助・救急、医療及び消火活動等を支え、また被災者に緊急物資を供給するため、交通規制、施設の応急復旧、障害物除去等により交通を確保し、優先度を考慮した緊急輸送等を行う。

(6) 被災者等へ的確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により、住民等からの問合せに対応する。

(7) 被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等を調達し、被災地のニーズに応じて供給する。

(8) 被災状況に応じ、指定避難所の開設等を行う。その際、新型コロナウイルス感染症などの流行性疾患に対する対策を踏まえ、衛生環境に留意した運営を行う。

(9) 指定避難所等で生活する被災者の心身の健康管理や心身機能の低下予防等のために必要な活動を行うとともに、仮設トイレの設置等被災地域の保健衛生活動、防疫活動を行う。また、迅速な遺体対策を行う。

(10) 災害により生じた廃棄物の広域処理を含めた処分方法の確立と、計画的な収集、運搬及び処理により、適正処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に廃棄物を処理する。

(11) ボランティア、支援物資・義援金、海外等からの支援を適切に受け入れる。

(12) 防犯活動等による社会秩序の維持のための施策の実施を行う。

３　災害復旧・復興対策

被災の状況や被災地域の特性等を勘案し、被災地域の復旧・復興の基本方向を早急に決定し、事業を計画的に推進する。

災害から立ち直り、平和な生活や活発な産業活動が再開できるよう、被災者の生活再建及び被災中小企業等の復興を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。

善意で送られてきた義援金等を、有効に活用できるよう十分に検討する。

４　防災事業の推進

(1) 災害を除するため次の事項について長期計画を樹立し、その推進を図る。

イ　治山・治水等の保全事業

ロ　建物の不燃化、耐震性建築の普及促進

ハ　災害危険区域に対する安全対策

(2) 地震対策緊急事業５箇年計画一覧表（登載省略）

第２章　災害予防対策

第１節　　風水害に強いまちづくり

主な実施担当	全　課
防災関係機関等	東北地方整備局仙台河川国道事務所、仙台土木事務所、その他防災関係機関

風水害を予防するために必要な事業の施行又は施設の整備､その他対策について計画を定めるものとする。

第１　水害予防対策

１　現況等

(1) 河　川

町には、一級河川である阿武隈川、及び多数の普通河川が流れている。これらの河川により、これまでに何度も洪水や内水氾濫による被害を受けたことから、排水機場等の整備により排水措置を行っている。

水防区域として、

・第１種指定水防区域･･･阿武隈川右岸地域

・その他の水防区域･････鍋倉川、愛宕沢ほか 11 河川等

が指定されている。

これまでに被害を受けてきた地域を中心に､床上浸水や田畑の冠水等への警戒が今後とも必要である。水防区域は資料編「水防区域等の状況」を参照

(2) 排水施設

市街地においては公共下水道事業及び都市下水路により、また、農村部においては農業排水事業による排水処理をする。

(3) 水害予防に関する砂防、保安林事業

町には、砂防指定区域、保安林（町 58.92ha、県 46.06ha）があり、町が事業主体として工事を実施している。今後も砂防工事、保安林改修工事の促進に努める。

(4) 農業用かんがい用排水設備の整備

用排水路の管理不良、ため池取水堰等の老化等により、今後災害の発生するおそれのある状況にあり土地改良等それぞれの管理団体の定期点検を促進し、ため池頭首工等については、老朽度の進行に対応して施設の改良整備を進め災害の防止に努める。

２　水害予防体制

(1) 気象情報の把握

東北地方整備局仙台河川国道事務所及び仙台管区気象台と連絡を密にし、降雨量等気象状況の把握に努める。

なお、現在、アメダス観測所は、亘理町字油田（亘理）に設置されており、水位観測所は亘理町逢隈小山（小山）及び亘理町荒浜字隈潟（荒浜）に設置されている。

(2) 危険区域の巡視

河川堤防等の巡視は、河川管理者及び水防団長が行うほか、巡視区域ごとに３～４名の巡視責任者が行う。連絡系統については水防計画に定める。

その他の水害予防については、水防計画に定めるところによる。

３　水防施設、資機材の整備

水防施設及び資機材を整備する。詳細については、水防計画の定めるところによる。

水防資機材の保有状況については資料編「水防資機材の保有状況」を参照

４　住宅等建設に対する注意

水害が発生しやすい地域へ新たに住宅を建築する場合､危険箇所の旨を周知徹底及び指導し､また､水害が発生しやすい地域への道路を建設する際には道路高さなど安全対策に配慮する。

５　洪水浸水想定区域の指定等

(1) 洪水浸水想定区域の指定

国（東北地方整備局）は、水防法に基づき指定した洪水予報を実施する河川(洪水予報河川､本町においては阿武隈川)について､想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表し、関係市町村の長に通知する。

(2) 町地域防災計画への浸水想定区域内にある要配慮者利用施設の名称等の記載

町は、浸水想定区域内にある要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児その他特に配慮を要する者が利用する施設をいう。以下同じ。）で、洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があるものと認める場合には、町地域防災計画において、これらの施設の名称及び所在地、並びに当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。

施設名称等は資料編「浸水想定区域内の要配慮者利用施設」を参照。

(3) 住民等への周知

町は、町地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設の名称及び所在地について住民等に周知するため、印刷物の配布、その他必要な措置を講じるものとする。

６　大規模氾濫減災協議会を活用した連携体制の活用

洪水氾濫による被害を軽減すためのハード･ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「大規模氾濫減災協議会」､「県大規模氾濫減災協議会」､「名取川・阿武隈川下流等大規模氾濫時の減災対策協議会」､「名取川・阿武隈川下流等流域治水協議会」等を活用し、国、県、市町村、河川管理者、水防管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築する。

７　農業用ため池決壊時のハザードマップ作成

農業用ため池について､県及び施設管理者と調整の上､防災重点ため池のハザードマップの作成・公表等により、関係住民への適切な情報提供を図る。

第２　高潮、波浪等災害予防対策

１　現　況

町の海岸線は総延長 7.41km に及び 1 箇所の漁港を有し、これらの施設を中心に集落が形成されているため､特に高潮等の災害が予想される区域は荒浜地区から吉田東部地区にいたる海岸地帯である。当地区一帯は 7.4km の防潮堤並びに防波堤が築堤されており、今後も関係機関と協力し、海岸保全事業の推進を図る。

２　施設の現状及び整備計画

高潮からの災害を防御するために設置された海岸保全施設の維持管理は､県との協定に基づき町が行うとともに、有事の際に即した適切な措置（水門等開閉操作等）が講じられるようあらかじめ体制を整えておくものとする。

(1) 施設の現状

町の海岸堤防については、高潮等の衝撃を相当防御できるものと推測される。

(2) 整備計画

県

計画による漁港施設の復旧及び防潮堤の嵩上げ等海岸保全事業を積極的に促進する。

第３　土砂災害予防対策

１　現　状

町の西部丘陵地に土砂災害の危険性がある箇所が多数みられ､これらの近くには人家も多いことから、災害防止策を講じるとともに住民に対して、啓発・指導を行う。

(1) 急傾斜地崩壊箇所

(2) 土石流危険渓流

(3) 土砂災害警戒区域等

上記の危険箇所については防災マップに掲載するほか、県の砂防総合情報システム（MIDSKI）を活用して広く住民に情報を提供する。

資料編（「急傾斜地崩壊危険箇所」､「土石流危険渓流」､「土砂災害警戒区域等」）参照。

２　災害予防対策

(1) 土砂災害警戒区域等の調査把握

県は、土砂災害の発生するおそれのある地域を把握して基礎調査を実施し、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定に努める。また、県は土砂災害危険箇所及び土砂災害を被るおそれのある箇所の基礎調査結果を公表する。

町は、土砂災害危険箇所や土砂災害警戒区域等、土砂災害の発生する恐れのある地域を地域防災計画に掲載するとともに、求められる住民の避難行動とあわせて、周辺住民に周知徹底を図り、円滑な避難が行われるよう努める。

(2) 危険箇所の実態調査と防災パトロールの強化

災害を防止するため、常に地区住民からの情報収集に努め、危険が予想される地域の状況を把握し、梅雨期、台風時期及び長雨、豪雨等が予想される場合は、関係機関と協力しながら随時パトロールを実施し、地区住民に対し危険箇所等の周知徹底を図る。

関係機関

名　　称	電話番号
宮城県仙台地方振興事務所	022-275-9111
宮城県仙台土木事務所	022-297-4111

(3) 土地所有者に対する防災措置の指導

災害が予想される箇所について、必要に応じ土地の所有者、管理者、借地権者等に対し、排水施設の防災措置について指導する。

(4) 地すべり等防止事業

地すべりによって流出する土砂による災害を未然に防止するため、治山治水事業の促進を図る。

(5) 宅地造成事業

宅地造成事業について、都市計画法等に基づく防災措置を講ずるよう指導する。

(6) 雨量観測体制の整備

警戒区域等の住民等に対し早期に適切な措置がとられるよう、雨量観測体制の整備を促進する。

(7) 防災意識の普及徹底

土砂災害の警戒区域等内の住民に対し、災害の予防、応急対策に関する知識の普及を図る。

イ　警戒区域等内の住民を対象に随時説明会を開催し、土砂災害の予防応急対策、避難方法等について周知徹底を図る。

ロ　関係機関との連絡会議等を随時開催する。

ハ　広報紙、パンフレット等に予防・応急対策及び心構えを掲載し、住民に対する防災知識の啓発に努める。

ニ　広報車により随時警戒区域等内を巡視し、土砂災害の防災について広く住民に広報する。

ホ　土砂災害の際の避難方法、対策について、地域住民を対象とした訓練を年１回実施する。

現在土砂災害警戒区域等に指定されていない地域の住民に対しても、予想外の事態に備え、意識の啓発に努める。

新たに町内に住む人たちや住宅建設関連の民間業者に対しても、土砂災害警戒区域等の周知及び住宅建設の指導に努める。

(8) 町地域防災計画への土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の名称等の記載

土砂災害警戒区域内に社会福祉施設、学校、医療施設等の要配慮者が利用する施設が存在し、土砂災害時に円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある場合は、これらの施設の名称、所在地並びに当該施設の利用者に対する土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を町地域防災計画に定める。

施設名称等は資料編「土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設」を参照。

第４　農林業災害対策

風水害や冷害、凍霜害等による農林業の被害を予防するための対策である。

１　現　況

町の農林業は、地形的及び気象条件から、風水害、冷害及び霜害等の被害を受けやすい。

２　防災上の措置

(1) 農業気象対策の推進

農業気象業務については、県、仙台管区気象台、農業団体等と密接に連携し、農業気象観測の整備強化に努める。

宮城県総合防災情報システム「MIDORI」並びに国土交通省「川の防災情報」等を活用し、絶えず気象情報を把握し、無線情報システムを活用して、農業者に周知徹底を図り、未然に災害を防止する。

仙台管区気象台及び県農林水産部により、町、農業団体等に配布される農業気象予報の資料を活用し、気象情報の把握及び災害防止に努める。

(2) 防災経営技術の確立

稲作、果樹、園芸及び畜産等について講習会、研修会などを開催し、防災経営技術の確立を図る。

(3) 病害虫防除体制の確立

農業協同組合等関係団体と協力し、防除組織の結成及び育成を促進し、防除体制の整備を図るとともに、防除器具の整備点検の指導に努める。

第５　風雪害予防対策

風害及び豪雪に伴う道路交通障害等の雪害を未然に防ぐために、県、町及び防災関係機関は、除雪体制の強化、避難体制の整備等、総合的な雪に強いまちづくりを推進するものとし、積雪期の被害の軽減を図る。

１　道路交通障害への事前対策等

道路管理者は、過去の車両の立ち往生や各地域の降雪等の特性を踏まえ、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所の対策に努めるとともに、大規模な滞留に対応するための資機材を地域の状況に応じて準備する。

２　雪害に関する情報伝達

道路管理者は、通行規制範囲の情報が入手しやすいように広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。

３　除雪体制等の整備

道路管理者、高速道路事業者及び鉄道事業者は、豪雪害時における道路交通及び鉄道交通の確保を図るために必要な除雪資機材の整備を図るとともに、これを所要地に配置し、除雪活動を円滑に実施する。

また、積雪期においては、消防水利の確保に困難を来すことが考えられるため、消防機関においては、特に積雪期における消防水利の確保について十分配慮する。

第２節　　都市の防災対策

主な実施担当	総務課、都市建設課、施設管理課
防災関係機関等	東北地方整備局仙台河川国道事務所、仙台土木事務所、その他防災関係機関

第１　目　的

町は、避難の安全を確保し、安全・安心・快適性等に配慮された総合的に質の高い市街地の実現のため、都市防災総合推進事業等により、都市の災害に対する危険性を把握し、防災力の高いまちづくりの方針を明らかにし､避難路やオープンスペース確保のための各種事業を促進する。

第２　市街地開発の推進

町は、土地区画整理事業による市街地開発を進めるにあたっては、以下に掲げる効果が最大限に発揮されるように務め、災害に強い市街地づくりを推進する。

・道路整備による避難路、緊急輸送道路の確保
・広場や公園及び緑地等の整備による避難場所の確保
・阿武隈川等については、河川により町が分断されることのないよう、橋梁の耐震性や耐火性を強化しながら延焼遮断帯としての活用
・事業の実施にあたっては、土地条件を十分調査し、自然の持つ災害抑止機能の維持に努めるとともに、事業への地区計画を導入し、事業地区の防災目標や減災対策を講じるなど、地区の一体的な整備

第３　防災公園等の活用

町は、避難場所、防災公園及び防災広場の管理とネットワーク化を図るとともに、必要に応じ、食料、医薬品等災害応急対策に必要な備蓄倉庫、耐震性貯水槽、防災トイレ等の整備に努める。

第３節　　建築物等の予防対策

主な実施担当	総務課、企画課、財政課、都市建設課、施設管理課、教育委員会
防災関係機関等	仙台土木事務所、あぶくま消防本部、各施設管理者、各学校及び文化財管理者

第１　目　的

災害による建築物等の被害を防止するため、必要な事業対策に関し定めるものとする。

第２　防災事業の施行

１　浸水等風水害対策

町及び施設管理者は、不特定多数の者が使用する施設並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設について浸水経路や浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえ、浸水等風水害に対する安全性の確保に配慮する。

町は、風水害の際に自力での避難が極めて困難な要配慮者のために、関連する施設について、２階建て以上にするなど、一時避難が可能なよう配慮するものとする。

２　がけ地近接等危険住宅移転事業

がけ地の崩壊及び土石流等により、住民の生命に危険を及ぼす恐れのある区域内に建っている危険住宅を安全な場所に移転することにより災害を未然に防止する。

３　建築物及び都市の不燃化促進対策

災害に強いまちづくりの一環として、個々の建築物及びその集合体である都市の不燃化について各種融資制度等を活用し、促進する。

第４節　　ライフライン施設等の予防対策

主な実施担当	総務課、上下水道課
防災関係機関等	東北電力ネットワーク(株)岩沼電力センター、東日本電信電話(株)宮城事業部、(一社)宮城県ＬＰガス協会(仙南第三協議会）、その他関係機関

第１　目　的

災害時に上下水道、電気、ガス、通信施設が被害を受けると、住民生活や経済活動に大きな影響が出るだけでなく、応急対策活動にも支障が出るため、町及び施設の管理者は各施設の安全性を向上させるとともに、災害時の応急対策に向けての体制を整えておく。

第２　上水道施設

１　上水道施設の安全性の向上

各配水場の法面の安定化及び水管橋の強化を図る。

２　危機管理体制の確立

(1) 上水道施設が被災したときに迅速な対応が行えるよう、災害対策本部の配備体制に基づき、情報連絡体制、初動体制、被災施設の復旧工事及び応急給水活動の行動計画を作成する。

(2) 常に配水管台帳を整備し、施設の現状把握に努める。

(3) 復旧工事用の資材を確保するため計画的な備蓄に努める。

(4) 給水タンク等の応急給水用資機材の整備強化を図る。

(5) 発電機や燃料の備蓄に努める。

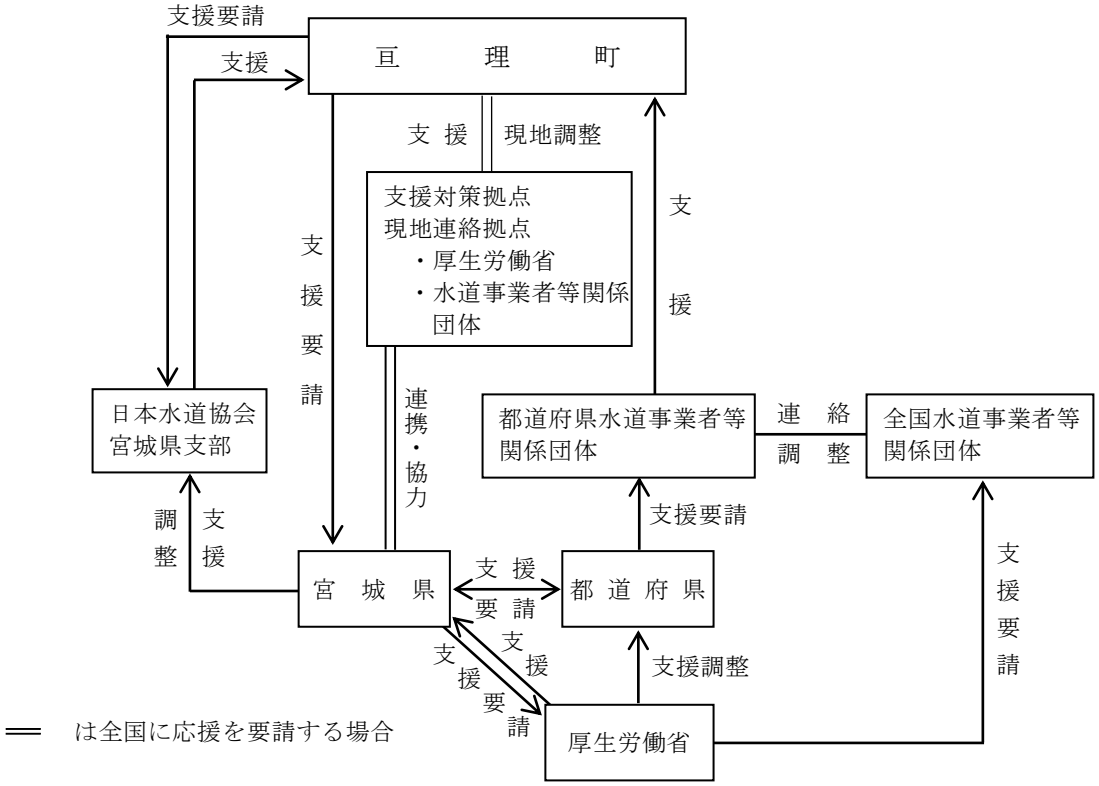

応急給水対策フローチャート

第３　下水道施設

１　下水道施設の安全性の向上

ハード面の浸水対策やソフト面の内水ハザードマップの見直しを行い、下水道の強靭化を図る。また、溢水対策を積極的に推進する。

２　危機管理体制の確立

(1)浸水対策として、主要な雨水路を整備し、適切な維持管理を行うことで、流水断面の確保に努める。

(2)内水ハザードマップの定期的な見直しを行い、浸水箇所を明示し、町民に対する周知の徹底を図る。

(3)汚水管渠に流入する雨水を可能な限り排除するため、流入箇所の特定や適切な維持管理を行い、溢水を防止する対策を講じる。また、止むを得ず溢水が発生した場合は、衛生対策として次亜塩素による消毒を実施する。

第４　電力施設

電力施設の災害予防対策は、東北電力ネットワーク(株)岩沼電力センターが行う。

１　電力施設の安全性の向上

電力施設の耐震性や耐火性、安全性の点検及び補強を推進する。

町には、変電所があり（亘理町字上茨田 46-1）、送電、変電、配電の施設が該当するが、

特に役場や指定避難所、医療機関、関係機関など災害時の重要施設への配電設備の安全性を強化する。

２　危機管理体制の確立

災害時の応急対策を迅速に行えるよう、組織体制や連絡体制、応急復旧工事等の体制を確立する。また、町及びあぶくま消防本部等との連絡体制を整備し、各地区や指定避難所などの停電状況等を把握できるような体制を整備する。

他事業所等からの電力融通体制や応急対策に必要な資機材及び応援体制を整備する。

第５　ガス施設

ガス施設の災害予防対策は、液化石油ガス販売事業者及び消防機関が行う。

１　緊急出動に関する相互協定

液化石油ガス事業者及び町、あぶくま消防本部、亘理警察署、その他関係機関は、液化石油ガスの漏れ等の事故に対処するため、通報連絡体制、出動体制、液化石油ガスの緊急遮断並びに再開、警戒区域の設定、住民の避難等について協議し定める。

２　初動体制の確立

液化石油ガス販売事業者は、保安要員の確保、教育の徹底を図るとともに、液化石油ガスの漏れ事故発生時における初動体制について消防機関と事前に十分打合せを行い、非常体制を確立する。

(1)液化石油ガス販売業者は、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」及び「液化石油ガス販売業者等保安対策指針」に基づき、災害予防のため日常より消費者に対して次の対策を講じるとともに、緊急時連絡体制及び緊急資機材の整備を図る。

イ　消費者全戸への安全器具（ガス漏れ警報機、ヒューズコック、S 型メーター等）の設置とその期限管理及び集中監視システムの普及、導入の推進

ロ　安全性の確認（転倒防止用のチェーン等による固定状況の把握）と向上（ガス放出防止装置等の設置）

ハ　各設備の定期点検等の着実な実施と基準不適合設備の解消

ニ　周知内容の充実化(災害時の対応等)と多様化(高齢者世帯や外国人世帯に対する工夫等)

(2) 一般社団法人宮城県ＬＰガス協会は、販売事業者と協力して、日頃から消費者への保安啓蒙の一環として、有事の際の対処方法の周知徹底に努める。その他、液化石油ガス販売事業者相互の支援体制の充実強化をはじめとした必要な災害予防対策は、長期的に検討推進を図る。

また、災害時における保安業務を含めた様々な役割の担い手として、自家発電設備、衛星通信設備、ＬＰガス自動車等を備えた各地域の災害対応の拠点となる中核充てん所の整備に努める。

(3) 県は、上記の内容に関して、立ち入り検査等を通じて指導助言を行う。

３　ガス使用設備の点検、整備の促進

消防機関は、液化石油ガス販売事業者と協力して、液化石油ガス使用設備の点検を実施するとともに、基準不適合設備の解消を図る。

４　防災教育の普及

消防機関は、ガス事業者等と協力し、液化石油ガス消費設備を有する事業所、ガス消費者その他の関係者に対し、液化石油ガス防災訓練、液化石油ガス使用設備等の自主点検方法に関する防災教育を実施する。

また、一般家庭を中心にヒューズコック、強化ガスホース、消火安全器、ガス漏れ警報器、S 型メーター等の安全装置及び安全装置付き消費機器の普及並びに給排気設備の適正な設置について指導する。

第６　電信・電話施設

１　設備の災害予防

電気通信事業者は、災害時においても重要通信を確保できるように、平常時から非常用電源等の整備により設備を強固にし、災害に強く、信頼性の高い通信設備の設計、設置の推進に努め、町の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備等を図るとともに、直接的な被害を受けなかった都市相互の通信が途絶したり、ふくそう（輻輳：電話がかかりにくくなること）したりしないように通信網の整備をさらに促進し、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組の推進に努める。

(1) 電気通信施設の防火・水防・豪雪対策

イ　防火対策として、通信機械室内や洞道内で使用する材料の不燃化、火気使用の抑制や外部からの類焼・延焼防止、火災感知や消火設備の設置などの対策を実施する。

ロ　水防対策として、浸水を防止するための水防板、水防扉を設置する。また、進入した水の排出や排水の逆流を防止する対策を実施する。

ハ　豪雪や寒冷地での、雪や凍結などによる引込線の切断やケーブル凍結による混線等を防止するために、保安器等の取付位置変更や不凍液の注入及び溜水防止工法を実施する。

ニ　停電の長期化に備え蓄電池・発動発電機・自動発停式エンジン等を設置する。

ホ　災害の発生に備え、平常時から点検及び整備を行う。

(2) 通信網の整備・充実

バックアップシステムの確立、主要伝送路のループ構成、多ルート構成あるいは２ルート構成による通信網の整備･充実を図り、通信網システムの信頼性向上に努める。

(3) 災害対策用機器の配置

可搬形無線装置、衛星通信装置、及び移動電源車等災害対策機器の整備・充実を図る。

２　体制の整備

日常における防災準備体制の整備を図るとともに、災害時における復旧要員の確保及び広域応援体制の確立を図る。

３　災害復旧用資機材の確保

災害発生時の通信を確保し、電気通信設備を迅速に復旧するため、災害復旧用資機材の配備･充実を図るとともに、全国からの資機材の調達体制の整備を図る。

４　停電とふくそう対策

非常電源の確保や災害発生後に通信回線がふくそうした場合の対策等の措置を講じる。

第５節　　防災知識の普及

主な実施担当	全　課
防災関係機関等	あぶくま消防本部、東日本電信電話株式会社宮城事業部、その他防災関係機関

第１　目　的

町は「自らの安全は自ら守る」という基本的な考えのもとに、防災業務従事者や一般の住民、事業所等に対し、防災に関する知識の普及を図る。住民が受け身ではなく、自ら進んで防災に対する意識を新たにし、防災知識が得られるよう対策を講じながら防災無関心層をなくすよう努める。

第２　防災知識の普及、徹底

１　職員への防災知識の普及

災害発生時の、町及び防災関係機関は、災害対策の中枢を担う機関であり、その役割は多岐にわたっている。また、それぞれの職員は所掌事務に関係する分野での災害予防、応急対策の実施に際して相応の知識が要求される。このため、職員に対する関係マニュアルの作成・配付、研修会、防災訓練等を通じて防災に関する制度、自らが行うべき役割等について習熟する機会を積極的かつ継続的に与え、所掌事務を熟知させるとともに、各々必要な施策を講じ職員の防災関係意識の向上に努める。

２ 住民への防災知識の普及

(1) 防災関連行事の実施

イ　総合防災訓練、講演会等の実施

町は、住民の防災意識の向上を図るため、防災関係機関と連携し、総合防災訓練、防災に関する講演会等を実施する。

実施に際しては、広報誌、パンフレット、新聞広告及びインターネット等の多種多様な広報媒体を活用し、広く周知させるとともに、住民の積極的な参加を呼びかける。この際、防災関係機関もこれらの行事に積極的に参加・協力し、各々の役割等を住民に周知させる。

ロ　防災とボランティア関連行事の実施検討

町は、関係機関と協議しながら、毎年１月 15 日から 21 日までの「防災とボランティア週間」、１月 17 日の「防災とボランティアの日」にも広く地元住民を対象とした、防災関連行事の実施を検討する。

(2) 防災マップ等の活用

町は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データを防災マップ等の形で分かりやすく発信する。また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮

したうえで、とるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、『安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと』、『避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること』、『警戒レベル４で“危険な場所から全員避難”すべきこと』等の、避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

(3) 普及・啓発の実施

町は、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、以下の事項について、防災に関するテキストやマニュアルの配布、広報誌、パンフレット、新聞広告及びインターネット（ホームページ、メール、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（ＳＮＳ）、ｅラーニング等）、テレビ・ラジオ局等の多種多様な広報媒体の活用や、有識者による防災をテーマとした研修や講演会、講習会、シンポジウム、座談会、実地研修等の開催等により、普及・啓発を図る。

【住民等への普及・啓発を図る事項】

①災害危険性に関する情報
- 各地域における避難対象地区
- 孤立する可能性のある地域内集落
- 土砂災害警戒区域・土砂災害危険箇所等に関する知識
- 風水害等の災害が発生する状況及びこれらに係る防災気象情報に関する知識　など

②避難行動に関する知識
- 自ら率先して早めの避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すこと
- 指定緊急避難場所への移動が危険を伴う場合の「近隣の安全な場所」への避難や「屋内安全確保」
- 各地域における災害種別毎の指定緊急避難場所等及び避難路に関する知識
- 各地域における避難指示等の伝達方法　など

③家庭内での予防・安全対策
- 「最低３日間、推奨１週間」分の食料、飲料水の備蓄
- 携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー、衛生資機材等の備蓄
- 毛布等各自必要と思われるものの準備
- 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- 自動車へのこまめな満タン給油
- 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備
- 保険、共済等の生活再建に向けた事前の備え
- 災害時の家族内の連絡・行動ルールを事前に決めること　など

④災害時にとるべき行動
- 近隣の人々と協力して行う救助活動
- 特別警報・警報・注意報発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動
- 指定緊急避難場所、指定避難所での行動
- 様々な条件下(家屋内、路上、自動車運転中等)でとるべき行動　など

⑤その他
・正確な情報入手の方法
・防災関係機関が講じる災害応急対策等の内容
・帰宅困難者の発生を抑制するための「むやみに移動しないこと」　など

(4) 要配慮者及び観光客等への配慮

イ　要配慮者への配慮

町は、防災知識等の普及に当たり、外国語パンフレット等の作成・配布や障害者、高齢者の常備品等の点検、介護者の役割の確認等、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。

ロ　観光客等への対応

町は、現地の地理に不案内な観光客等に対しては、避難等に必要なパンフレットやチラシの配布に努めるとともに、指定緊急避難場所を示す標識を設置する等、広報に努める。

(5) 災害時の連絡方法の普及

イ　災害時通信手段の利用推進

東日本電信電話株式会社宮城事業部は、災害時の連絡方法として、公衆電話等の活用、災害用伝言ダイヤル「171」や災害用伝言板「web171」の利用推進を図り、町は、その仕組みや利用方法等の周知に努める。

ロ　災害時通信方法の普及促進

携帯電話事業者各社は、災害用伝言板サービス、災害用音声お届けサービス、無線LANスポットにおけるWi-Fi接続サービスなどの普及を促進する。

(6) 相談窓口の設置

町は、防災対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図る。

３　海岸等利用者及び船舶への防災知識の普及

(1) 関係事業者に対し、防災訓練への積極的な参加促進を図る。

(2) 海岸等の利用者に対しては、次により災害への対応に関する指導を行い、防災知識の普及及び防災意識の高揚を図る。

イ　防災に関する講演会を開催するほか、各種講習会を活用して防災に関する講習を行うとともに防災関係資料の配付等を行う。

ロ　各種行事を活用して防災関係資料の配付等を行う。

ハ　宮城海上保安部は、船舶への立入検査又は訪船指導の際に防災関係資料の配付等を行う。

４　地域での防災知識の普及

(1) 防災マップの整備

イ　防災マップの作成・周知

町は、土砂災害警戒区域等を踏まえて指定緊急避難場所、避難路等を示す防災マップ等の整備を行い、住民等に対し周知を図る。

ロ　防災マップの有効活用

町は、防災マップが住民等の避難に有効活用されるよう、その内容を十分検討する。

(2) 日常生活の中での情報掲示

町は、指定緊急避難場所や避難路の位置について、避難誘導看板及び海抜表示看板等の誘導標識を効果的に設置し、住民が日常の生活の中で、常に災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組を行う。

(3) 観光客、海水浴客等の一時滞在者への周知

町は、観光地、観光施設、鉄道駅といった観光客等の一時滞在者が多く見込まれる箇所や車両の多い道路の沿道等において、指定緊急避難場所や避難路の位置や方向を示すなど、一時滞在者や通行者も災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような整備を行う。

５　ドライバーへの啓発

町は、通行中の車両も可能な限り道路外へ駐車し徒歩避難とすること、やむを得ず道路に駐車して避難する場合には緊急車両等の通行の妨げとならないよう配慮し、ドアロックはせずにエンジンキーは付けたままとすること等について、周知に努める。

６　社会教育施設や防災拠点の活用

町は、公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。

また、防災拠点に防災教育の機能を有する設備を整備し、平常時から防災教育を行うための拠点としての活用に努める。

第３　学校等教育機関における防災教育

１　学校等教育機関は、町、防災関係機関と連携し、住んでいる地域の特徴や過去の災害の教訓等を踏まえた継続的な防災教育に努める。

２　防災教育においては、「みやぎ学校安全基本指針」に基づき、自然災害等の危険を回避する力と他者や社会の安全に貢献できる心の育成に努める。

３　児童生徒等及び指導者に対する防災教育

(1) 児童生徒等に対する防災教育

イ　学校等においては、地域の実情を踏まえた学校安全計画等を策定し、児童生徒等の発達段階に応じた防災教育を行い、防災に関する知識の普及啓発、防災意識の高揚を図る。

ロ　地理的要件など地域の実情に応じ、豪雨、暴風、高潮等、様々な災害を想定した防災教育を行う。

ハ　災害時に一人ひとりがどのように行動すべきかなどを自ら考え、学習させる「自主的に行動することができるための防災教育」や、学校と地域合同の避難訓練や避難所開設訓練への参加等を通じた「地域と連携した実践的な防災教育」を中心とした指導を行う。実施に当たっては、登下校園時など校園外も含めたあらゆる場面を想定しつつ、授業等による指導や避難訓練等の体験的学習の充実に努める。

(2) 指導者に対する防災教育

指導のための手引書等の作成・配布及び避難・救助等に関する研修会を通して、指導者への防災教育を行い、資質向上を図る。

4　教育委員会及び社会教育関係機関は、町民向けの各種講座で防災に関する内容を取り入れ、地域住民に対する防災意識の啓発・普及を図る。

5　町及び教育委員会は、防災教育及び防災体制の充実のために町内全ての公立学校に防災主任を配置するとともに、地域の拠点となる学校には町単位で安全担当主幹教諭を配置し、防災教育計画の立案・実践及び校内研修の企画・実施を行い、防災教育の推進や学校の防災機能の整備を図る。

6　町及び教育委員会は、「みやぎ学校安全基本指針」を基にして、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災意識の向上に向けた学校教育の現場における取組方針や指導の手引き等の整備、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努める。

7　町及び教育委員会は、各学校等において、防災主任、防災担当主幹教諭を中心に、学校防災計画や学校防災マニュアルの策定が行われるよう促すとともに、児童生徒等への防災意識の内面化や校内研修の企画・実施など防災教育及び防災体制の推進について、積極的に支援を行う。

8　浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にあり、災害時に円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設として町地域防災計画にその名称、所在地を定められた学校等の校長又は施設長は、避難確保計画を策定し、それに基づき避難誘導等の避難訓練を実施する。また、指導者等の避難確保計画についての理解の向上を図る。

第４　町民の取組

町民は、過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、また、自らも災害に備える手段を講じるとともに、自発的な防災活動に参加し、防災意識の向上を図る。

また、「自助」「共助」の意識を持ち、一人ひとりが平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動し、災害時には、初期消火、近隣の負傷者・避難行動要支援者を救助するなどの、防災への寄与に努める。

１　食料・飲料水等の備蓄

「最低３日間、推奨１週間」に相当する量の食料及び飲料水、及び生活用品や衛生資機材等の備蓄、非常持出や定期的な点検、玄関や寝室への配置などに努める。

２　家族内連絡体制の構築

発災当初の安否確認等によるふくそうを回避するため、災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（ＳＮＳ）等の利用など、複数の手段による災害時の家族内の連絡体制の確保に努める。

３　防災訓練への参加

地域で実施する防災訓練への積極的参加による、初期消火など初歩的な技術の習得や地域内での顔の見える関係の構築に努める。

４　防災関連設備等の準備

非常用持出袋の準備、消火器等消火資機材や住宅用火災警報器の設置、その他防災関連設備等の整備に努める。

第５　災害教訓の伝承

今後の大規模災害対策を強化するため、歴史的資料に基づく災害教訓・防災文化の伝承を行い、時間の経過とともに災害の経験や記憶が風化し、忘却されないようにしっかり後世に引き継ぐ。

１　資料の収集及び公開

町は、国･県と連携し、過去に起こった大規模災害の教訓や防災文化を確実に後世に伝えていくため､大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努める。

２　伝承事業の定期的な実施

町は、学校等教育機関、企業、ＮＰＯ・語り部の会等と相互に連携し、過去の災害の脅威や体験談等を語り継ぐ機会を定期的に設けること等により、過去の災害を風化させず、防災意識を啓発するよう努めるとともに､災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を後世に正しく伝承していくよう努める。

３　伝承活動の取組

町民は、自ら災害教訓の伝承に努める。町は、災害教訓の伝承の重要性についても啓発を行うほか、町民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

第６節　　防災訓練の実施

主な実施担当	総務課
防災関係機関等	あぶくま消防本部、亘理警察署、地域災害拠点病院、その他防災関係機関

第１　目　的

町は関係機関と連携し、災害が発生したときに、迅速かつ的確な行動がとれるよう、多方面からの参加のもと、実践に即した防災訓練を実施する。

第２　町が行う防災訓練

１　防災訓練の目的及び内容の明確な設定

町は、防災訓練を行うに当たり、訓練の目的を具体的に設定し、訓練内容を明確にした上で、被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるよう、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。

２　訓練の実施・参加

町は、法令及び地域防災計画の定めるところにより、単独又は防災関係機関と共同して防災訓練を実施する。

防災訓練は、町及びその他の防災関係機関の職員のほか、住民その他関係する公私の団体の参加、協力により実施する。

また、応援協定を締結している市町村・団体等と連携した訓練を実施するとともに、それぞれの防災訓練の実施にあたっては、次の点に留意して行う。

・住民、防災機関、自主防災組織等各機関の円滑な連携
・これまでの災害の教訓を生かした実践的な訓練
・夜間等さまざまな場面を想定した訓練の実施
・情報の伝達や初動体制の迅速な立ち上げ
・高齢者や障害者等の要配慮者及び外国人への情報伝達、避難等の訓練と、避難訓練への積極的な参加の呼びかけ
・被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮
・訓練への参加者の拡大
・各地域の特性に応じた訓練の実施
・訓練後の評価、課題の改善策の検討
・地域防災計画の実効性の検証

３　訓練の内容

以下の内容について、実働訓練及び図上訓練を行う。各訓練の内容については、事前に関係機関と協議し、その都度定める。

(1) 総合防災訓練

内　容

県、町、警察署その他関係機関及び住民が一体となった、2 種類以上の防災訓練を総合的に実施する。

・災害対策本部運用訓練　・救出救護訓練　・緊急輸送訓練
・職員招集訓練　・警備、交通規制訓練　・公共施設復旧訓練
・通信情報訓練　・炊き出し、給水訓練　・水害防止訓練
・広報訓練　・火災防御訓練　・自衛隊災害派遣訓練
・避難訓練　・土砂災害防止訓練　・その他

実施時期……９月（『防災の日』である９月１日を基準とする）

(2) 水防訓練

内　容

・通報訓練　・観測訓練
・動員訓練　・工法訓練
・その他必要な訓練

実施時期……６～7 月

実施場所……阿武隈川河川敷

(3) 消防訓練

内　容

・消防機関の出動（操法、放水等を含む)、避難誘導、救出救助、通信、連絡等
・火災の危険地域を中心に、建物火災、林野火災防御等の訓練

(4) 避難訓練

内　容

・総合防災訓練等とあわせて実施
・避難の指示、誘導、伝達方法等
・町長は、住民を対象とした避難訓練を年 1 回実施
・教育委員会及び小・中学校長は、管理する施設に係る避難計画を定め実施する
・町長は、社会福祉施設、医療機関、宿泊施設、娯楽施設等多数の人が集まり、又は居住する施設の管理者に対し、避難計画の策定及び訓練の実施について指導を行う。

(5) 通信訓練

内　容

・災害時の、平常時通信から災害通信への迅速かつ的確な切り替え
・通信途絶時の連絡の確保、通信内容の確実な伝達
・通信機器の点検、整備等

(6) 非常招集訓練

内　容

・突発的な災害の発生に備え、災害対策本部の設置等防災活動組織の整備を図ることを目的とする
・必要な職員等を迅速かつ確実に招集できるようにする
・遠隔地居住職員への対応

・亘理町業務継続計画に定めた事項の確認及び実効性の確保

(7) 都市施設等応急復旧訓練

内　容

・交通、電力、電気通信、ガス、水道等各施設の管理者は、応急復旧計画に基づき実施する。

４　課題の発見とフィードバック

町は、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。

また、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

第３　防災関係機関の防災訓練

防災関係機関は、災害時における自らの役割を中心に、少なくとも年 1 回以上、定期的に防災訓練を行うとともに、町が行う訓練に積極的に参加する。

訓練実施にあたっては次の事項に配慮する。

１　実践的かつ効果的な訓練の推進

訓練実施において重要となる状況設定及び被害想定並びに応急対策として講ずるべき事項（シナリオ）については、過去の大災害等の教訓を踏まえ、より実践的かつ起こり得る最悪の事態を想定して作成し、訓練を行う。

２　防災関係機関の多数参加・連携する訓練の実施

組織を超えた防災対策を推進していくためには、各主体単独による訓練だけでなく、できる限り多くの機関と連携し、訓練の実施を通じて相互の補完性を高めていく。

３　災害被害を軽減する防災訓練の工夫・充実

住民が積極的に防災訓練に参加することや、自らの災害に対する準備を充実させることができるような訓練内容の工夫・充実に努める。

４　男女共同参画及び要配慮者の視点に立った訓練の実施

訓練の実施に当たっては、男女共同参画の視点を取り入れ、女性の積極的な参加が得られるよう努めるとともに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の視点に立ち、要配慮者本人の参加を得て指定避難所への避難誘導訓練等を行うことなどに努める。

５　訓練の客観的な分析・評価の実施

訓練終了後には、参加者の意見交換、訓練見学者等からの意見聴取等を通じ訓練の客観的な分析・評価を行い、課題等を明らかにした上、必要に応じ訓練のあり方、防災マニュアル等の見直し等を行い、実効性のある防災組織体制等の維持、整備を図る。

第４　通信関係機関の非常通信訓練

東北総合通信局、県、市町村及び非常通信協議会を構成する各機関は、災害時における防災関係機関相互の通信連絡を迅速かつ確実に行うため、原則として年１回以上非常通信訓練を実施する。

第５　学校等の防災訓練

１　災害を想定し、地域、保護者と連携した防災訓練を実施する。

２　避難訓練を実施する際には､障害のある児童生徒等も円滑に避難することができるよう配慮する。

３　校園外活動（自然体験学習、野外活動を含む）等で山間部を利用する場合は、事前に土砂災害防災学習を実施するとともに、避難訓練の実施に努める。

４　学校等が指定緊急避難場所や指定避難所となることを想定し､町は学校等と連携して避難所運営訓練を実施する。

５　浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にあり､災害時に円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設として町地域防災計画にその名称､所在地を定められた学校等の校長又は施設長は、避難確保計画を策定し、それに基づき避難誘導等の避難訓練を実施する。

第６　企業等の防災訓練

１　企業等は、災害発生を想定し、避難行動や基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟のための防災訓練を実施する。

２　災害発生時に備え、各自治会・町内会、地域住民並びに各企業・事業所等と連携し、「地域で助け合う共助」の体制を構築するための合同訓練の実施に努める。

３　浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にあり､かつ町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、洪水や土砂災害等に関する避難確保計画を策定し、それに基づき避難誘導等の避難訓練を実施する。

（訓練内容）

避難訓練（避難誘導等を含む）

消火訓練

浸水防止訓練

救急救命訓練

災害発生時の安否確認方法

災害発生時の対応　（帰宅抑制事態、帰宅方法、自宅待機等）

災害時の危険物、有害物の漏洩等の対処訓練

災害救助訓練

町・自治会・他企業との合同防災訓練

施設・設備使用不能の場合の対応訓練

土砂災害防止訓練

第７節　　地域における防災体制

主な実施担当	総務課
防災関係機関等	あぶくま消防本部、亘理警察署、地域災害拠点病院

第１　目　的

災害による被害の拡大を防ぐためには、各地域における対策が重要であり、町及び消防機関は住民や事業所等による自主防災組織の育成、指導に努める。

第２　自主防災組織の役割

１　自主防災組織の必要性

大規模な災害が発生したときには、町や防災関係機関だけで応急対策を行うことは難しく、住民自ら出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を行わなければならない。また、地域の高齢者や障害者、外国人等を把握し、避難誘導等を行うためにも、その中心となる住民による防災組織が必要になる。

２　自主防災組織の活動にあたって

災害が発生したときには、住民が「自らの身、自分たちの地域は自らで守る」という意識のもとに行動することが必要である。また、住民の防災に対する知識や防災資機材の活用が、自主防災組織の活動を支える。

第３　自主防災組織の育成・指導

(1) 現在、本町では自主防災組織の活動が進んでいる。今後も、自治会・町内会を単位とした自主防災組織の活動を活性化させるため、消防機関は自治会長・町内会長など地域の指導者へ組織の必要性の啓発を図る。その際、女性の参画の促進に努める。

(2) コミュニティ活動の一環として自主防災活動の活性化を図るとともに、婦人防火クラブ等民間の防災組織と連携しながら、地域が一体となった活動ができる体制づくりを促進する。

(3) 県や関係機関と連携し、自主防災組織のリーダーを対象に、研修会・講習会を開催するなど、地域の自主防災力の向上を図る。

(4) 自主防災組織に対し資機材の提供など必要な援助を行い、自主防災活動の支援に努める。

(5) 事業所の防災組織と連携して、地域の防災力の向上を図る。

(6) 自主防災組織に対し、地区防災計画・避難計画作成等に対する指導に努める。

第４　自主防災組織の活動

災害時には、自主防災組織と住民、防災関係機関との連携が重要になる。そこで、各々の役割分担を明確にするため、自主防災組織の活動内容は次のとおりとする。

１　平常時の活動

(1) 訓練の実施等

イ　防災訓練への参加

災害が発生したとき、住民が適切な措置をとることができるよう、町等が実施する防災訓練へ参加する。

ロ　防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切であることから、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

ハ　避難訓練の実施

避難の要領を熟知し、指定緊急避難場所まで迅速で安全に避難できるよう実施する。

ニ　救出・救護訓練の実施

がけ崩れ、建物の倒壊等により下敷きになった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。

ホ　避難所開設・運営訓練の実施

災害発生時に迅速かつ円滑な避難所開設・運営を行うため、町担当者や施設管理者と協力し、必要なノウハウの習得に努める。

(2) 防災点検の実施

災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるため、自主防災組織として定期的に地域における防災点検を実施する。

(3) 防災用資機材の整備・点検

自主防災組織は災害時に速やかな応急活動が出来るよう資機材の整備に努め、また、日頃から点検を実施し、非常時の早急な使用に耐えるように保管する。また、給水先の表示旗の備蓄に努める。

(4) 避難行動要支援者の情報把握・共有

要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民や民生委員等の協力を得ながら、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、平常時より、避難行動支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努める。

２　災害発生時の活動

(1) 情報の収集・伝達

自主防災組織は、地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して町へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施するため、あらかじめ次の事項を決めておく。

イ　地域内の被害情報の収集方法

ロ　連絡をとる防災関係機関

ハ　防災関係機関との連絡方法

ニ　防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

(2) 救出・救護活動の実施

がけ崩れ、建物の倒壊等により負傷者が発生したときは、自らの安全を確保しつつ、救出用資機材を使用して速やかに救出活動を実施する。

また、自主防災組織をもってしても救出できない者については、防災関係機関による救出活動の円滑な実施に必要な情報の提供等を行う。

さらに、負傷者に対しては応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とする者があるときは救護所等へ搬送する。

(3) 避難の実施

町長の避難指示等又は警察官等から避難指示が発令された場合には、住民に対して周知徹底を図り、迅速かつ円滑に指定緊急避難場所に誘導する。

避難の実施にあたって、次の点に留意する。

イ　避難誘導責任者は、次のような危険がないかを確認しながら実施する。

（イ）市街地・・・・・・・・・・・・・冠水、火災、落下物、危険物

（ロ）山間部、起伏の多いところ・・・土石流、がけ崩れ、地すべり

（ハ）河川・・・・・・・・・・・・・・決壊、氾濫

ロ　円滑な避難行動がとれるよう、荷物はあらかじめ用意しておいた必要最小限度のものとする。

ハ　避難行動要支援者に対しては、地域住民の協力のもとに避難させる。

(4) 指定避難所開設・運営への参画

指定避難所の開設については、施設管理者若しくは町職員が、施設の安全を確認した上で開設する。指定避難所の運営が長期にわたる場合には、避難した住民が中心となって指定避難所の運営にあたるよう努める。

(5) 給食・救援物資の配布及びその協力

避難が長期間にわたり、炊き出しや救援物資の支給が必要な時には、組織的な活動が不可欠であるため､婦人防火クラブや自主防災組織等が町と連携し炊き出しを行うほか、町等が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

３　地域安全活動

町は、警察署等と連携し、地域住民による地域安全活動の中核となる防犯実働隊に対して、防犯パトロール等地域安全活動への支援を行う。

第５　住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

町内の一定の地区の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は､当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。

町は､自主防災組織等による地区内の自発的な防災活動に関する計画の作成を支援する。また､計画を町地域防災計画に位置づけるよう自主防災組織等から提案を受け､必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画として定める。

第６　地域社会づくり

災害時の避難生活においては、日頃から強力なリーダーがいたり、あるいは地域社会のコミュニケーションがとれているところでは、迅速な協力体制や新たな地域社会がつくられるなど、日頃の地域社会のあり方によって、被災後の生活再建への取り組みが大きく変わる。そこで、地域社会づくりへのさまざまな支援を行う。

・地域情報の紹介によるコミュニティ意識の啓発
・だれもが参加できるコミュニティ行事の開催
・コミュニティ組織づくりの推進
・コミュニティリーダーの育成
・コミュニティセンター、集会所の整備

第８節　　ボランティアのコーディネート

主な実施担当	総務課、福祉課、長寿介護課、企画課、財政課、都市建設課
防災関係機関等	社会福祉協議会、日本赤十字社宮城県支部等

第１　目　的

町及び防災関係機関は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、地域団体やＮＰＯ等（以下、ボランティア関係団体」という。）の活動に対して積極的に支援していくとともに、自らも専門的知識や技術を有したボランティアの育成等に努める。

また、災害時におけるボランティア活動の実効を確保するため、民間団体等と行政機関との間で、ボランティアのコーディネート等に関する機能分担をあらかじめ十分調整する。

第２　ボランティアの役割

ボランティアの役割の主なものは、次のとおりである。

１　生活支援に関する業務

(1) 指定避難所及び災害ボランティアセンターの運営補助
(2) 炊き出し、食料等の配布
(3) 救援物資等の仕分け、輸送
(4) 高齢者、障害者等の介護補助
(5) 清掃活動
(6) その他被災地での軽作業

２　専門的な知識を要する業務

(1) 救護所等での医療、看護、保健予防
(2) 外国人のための通訳
(3) 被災者へのメンタルヘルスケア
(4) 高齢者、障害者等への介護
(5) アマチュア無線等を利用した情報通信事務
(6) 公共土木施設の調査等
(7) IT 機器を利用した情報の受発信
(8) その他専門的な技術・知識が必要な業務

第３　災害ボランティア活動の環境整備

町は、日本赤十字社、社会福祉協議会、ボランティア関係団体等との連携を図るとともに、中間支援組織（ボランティア関係団体等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。その際、平常時の登録、研修制度、災害時における災害ボランティア活動のコーディネートを行う体制、災害ボランティア活動の

拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について、整備を推進する。

１　町内のボランティア関係団体等

・婦人防火クラブ連合会
・各種ボランティア団体
・日赤奉仕団

災害時には、これらの団体を軸に、町内及び町外から応援に来てくれるボランティア、県内のボランティア団体及び町、防災関係機関等がそれぞれ連携・協力し合い円滑な応急活動を行う必要がある。

町は、町社会福祉協議会と連携しながら、災害の発生に備え、地域のボランティア団体等に対し、防災に関する知識の普及・啓発に努める。

また、「亘理町災害ボランティアセンター」が速やかに立ち上げられるよう平常時から災害ボランティアの育成等を支援する。

２　県におけるボランティア関係団体等

・日本赤十字社宮城県支部

日本赤十字社が行う災害救護活動に参加・協力するとともに、日本赤十字社の仲介により、行政機関の要請を受け、応急活動を行う。

第４　専門ボランティアの育成及び登録

災害時の応急活動に必要な専門的な知識･技術をもった専門的ボランティアの育成については、町内のボランティア団体と協力し、専門の教室・講座等を開催し育成に努める。

１　砂防ボランティア

大規模な土砂災害等が発生した場合、県・市町村の砂防担当職員のみでは二次災害の防止に対して迅速かつ十分な対応は不可能である。このため、宮城県砂防ボランティア協会との連携を図り、二次災害の防止に努める。

２　防災エキスパート制度

防災エキスパート制度は、公共土木施設の調査・計画・施工、行政上の事務処理、施設の維持管理等に長年携わった人に､専門的な分野でのボランティア活動へ従事してもらうべく、東北地方整備局が発足させた制度である。

東北地方整備局は、災害が発生した際には、この制度により迅速で確実、かつ効果的に直轄管理施設等の被害状況を把握する。

３　災害時の通訳ボランティア

大規模な災害が発生した場合､外国人の言葉の問題に対し町の職員だけでは十分な対応ができない。

そのため、災害時において通訳ボランティアとして活動できる方を一般から募集し、被災地に派遣する。

第５　一般ボランティアの受入体制

１　一般ボランティアの受入体制づくり

町は、災害時の応急対応活動として、一般ボランティアを受け入れ、ボランティア活動を行うこととなった場合には、町社会福祉協議会との協定に基づき、『亘理町災害ボランティアセンター』を設置し、町社会福祉協議会が主体的に運営することとなっている。

このことから、町は、平常時より町社会福祉協議会及び県社会福祉協議会と連携し、町内ボランティア団体等の協力を得ながら、次のような準備、取組を行う。

(1) ボランティアコーディネート拠点の整備

災害ボランティアセンターの設置場所の決定、責任者の決定や担当者の役割分担、地域住民との連携、通信手段の確保や情報の受発信のルートの検討、資機材のリストアップと調達方法の確認、ボランティアの受入れ手順確認や書式の作成、ボランティア保険の加入手続き、活動資金の確保など、具体的な準備を行うとともに必要な訓練を行う。

(2) 受入体制の整備

ボランティアに対するニーズと活動とのマッチングについて、あらかじめ災害時に想定されるボランティア業務の整理を行うとともに、必要とされるボランティアの活動内容をホームページ等での広報やボランティアの事前登録制度の活用などにより、ボランティア受入のための体制を構築するよう努める。

(3) 災害ボランティア関係団体とのネットワークの整備

災害ボランティア活動支援体制に関する定期的な検討、情報交換等を行う場として、県社会福祉協議会、日本赤十字社宮城県支部、ボランティア関係団体等とのネットワークを構築する。

第６　民間団体等への応援要請

町内には、(一社) 亘理郡医師会、建築士協会などさまざまな民間の専門機関があり、災害時にはこれらの団体の協力を得て、万全の応急対策がとれるよう、災害時の応援要請を依頼する。

また、災害時に事業所の協力も得られるよう、日頃から事業所に対して防災活動への協力を依頼する。

第９節　　企業等の防災対策の推進

主な実施担当	総務課、商工観光課
防災関係機関等	―

第１　目　的

企業等は自ら防災組織を結成するなどして、防災訓練に努めるほか、地域と連携した実践的な訓練を実施し、地域防災力の向上に寄与する。

第２　企業等の役割

１　企業等の活動

(1) 企業等の防災上の位置づけ

企業等は、直接の防災関係機関ではないが、災害発生の際には組織自らが被害を受けるおそれがあることから、企業各々の防災知識等の普及は重要である。

また、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。

なお、企業等は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときには、従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施・時差出勤・計画的休業など、不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

(2) 事業継続上の取組の実施

企業等は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの事業復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応の手順化、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど、事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の取組を通じて防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、県及び町が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等に協力するよう努める。

(3) 事業継続計画（ＢＣＰ）の策定

事業継続計画（ＢＣＰ）においては、災害発生後の緊急時対応（人命救助、安否・安全確認等）と復旧対応（片付け、施設・設備復旧等）を峻別し、規定するとともに、平常時から継続して対応すべき業務についても配慮したものとする。

(4) 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的な計画を作成する。

特に、洪水浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内にあり、かつ町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項、その他利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項等を定めた避難確保計画を作成する。

また、当該計画に基づく自衛水防組織の設置に努め、作成した避難確保計画及び自衛水防組織の構成員等について町長に報告するとともに、避難確保計画に基づき、避難訓練を実施する。

２　町及び防災関係機関の役割

(1) 防災に関するアドバイスの実施

町及び防災関係機関は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

(2) 企業防災の取組支援

町は、企業防災分野の進展に伴って増大する事業継続計画（ＢＣＰ）策定及び事業継続マネジメント（ＢＣＭ）構築等の高度なニーズに対し、情報提供等による支援を行う。

(3) 企業の防災力向上対策

町及び各業界の民間団体は、企業防災の取組に資する情報の提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図る。

(4) 避難確保計画に対する助言及び指導

町は、要配慮者利用施設の避難確保計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

また、洪水浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内にあり、かつ町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の避難確保計画の作成について、積極的に支援を行うとともに、町は、避難確保計画を作成していない施設について、必要な指示を行い、その指示に従わなかったときは、その旨を公表する等、避難確保計画の作成を促すための必要な措置をとる。

第３　企業等の防災組織

企業等は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域における災害が拡大することのないよう的確な防災活動を行う必要がある。

特に、大規模な災害が発生した場合には、行政や住民のみならず、企業等における組織的な応急活動が災害の拡大を防ぐ上で重要である。

このため、企業等は、自衛消防組織等を編成し、関係地域の自主防災組織と連携を図りながら、地域の安全の確保に積極的に努める。

企業等における防災対策及び防災活動は、おおむね次の事項について、それぞれの実情に応じて行う。

(1) 防災訓練

(2) 従業員等の防災教育
(3) 情報の収集・伝達体制の確立
(4) 火災その他災害予防対策
(5) 避難対策の確立
(6) 応急救護
(7) 飲料水、食料、生活必需品など、災害時に必要な物資の確保
(8) 施設の防水化の推進
(9) 施設の地域避難所としての提供
(10) 消防団、地域自主防災組織との連携・協力
(11) コンピュータシステムやデータのバックアップ
(12) 大型の什器・備品の固定

第１０節　情報通信網の整備

主な実施担当	総務課、企画課、財政課
防災関係機関等	―

第１　目　的

災害時には、迅速かつ的確な情報の収集・伝達が非常に重要であり、有線通信が使えなくなったときやふくそうにより使用が困難になる場合に備えて、無線系通信手段などの複数化、ネットワークの多ルート化やシステムのＩＴ化を積極的に推進する。

第２　情報伝達ルートの多重化

町は、県及び防災関係機関と連携し、災害時における緊急情報連絡を確保するため、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携の確保を図るとともに、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化を推進する。

第３　町防災行政無線の整備

町には、宮城県防災行政無線通信施設及び亘理町防災行政無線施設（同報系）、亘理町地域防災無線（移動系）があり、デジタル化されている。亘理町防災行政無線（同報系）については、町から住民への情報伝達のための屋外拡声器を整備するとともに、一部戸別受信機を設置している。

消防庁より伝達される防災情報を受信する全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）により、自動的にその内容を屋外拡声器等で住民に伝達する。

また、放送された内容を再確認できる『防災行政無線テレフォンサービス』を開設し、情報の確実な伝達に努める。

亘理町防災行政無線通信施設（同報系）

無線局	設置場所	所在地概要
親局（固定系）	亘理町役場	亘理町字悠里 1
遠隔制御局	あぶくま消防本部	岩沼市末広 1-6-32
屋外受信局（子局）	町内一円	100 局
戸別受信局	町公共施設ほか	137 局

※亘理町地域防災無線通信施設（移動系）は、固定局３局、車載型３局、可搬型 32 局、半固定型 14 局。

また、停電時の電源を確保するため、非常用電源設備の整備を促進し、各設備等については耐震性・耐浪性の強化に努める。

第４　地域住民等に対する通信手段の整備

１　地域住民等からの情報収集体制の整備

町は、県と連携し、災害発生時の被災状況や問題発生状況を幅広く迅速に把握するため、衛星携帯電話、衛星通信、電子メール、防災行政無線等の通信手段を活用し、民間企業、報道機関、住民等からの情報等の多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

２　情報伝達手段の確保

町は、災害時の情報伝達手段として、防災行政無線のみならず、Ｌアラート（災害情報共有システム）を介し、ＮＨＫ、民間放送、ＦＭラジオ等のメディアへの情報配信や活用への働きかけ、携帯電話、衛星携帯電話、町ホームページ、メール（亘理町メール配信サービス（ほっとメール便)）、緊急速報メール)、ソーシャルメディア等災害時における多様な通信連絡手段の整備・充実に努める。

また、広報車やサイレン等を利用する情報伝達手段も活用する。

第５　防災情報システム等

県は、「宮城県総合防災情報システム(ＭＩＤＯＲＩ)」(以下「ＭＩＤＯＲＩ」という。)を運用し、地震、津波、風水害等の自然災害における情報を迅速かつ的確に収集すると同時に、市町村、消防本部等で必要な情報を迅速に伝達する。町及び消防本部等は、各種災害情報をＭＩＤＯＲＩに直接入力し、情報を集約及び共有化することにより被害の拡大防止を図る。

ＭＩＤＯＲＩは、県庁及び仙台地方振興事務所、市町村との間で、「宮城県土木部総合情報システム」として運用している「宮城県河川流域情報システム（MIRAI)」、「宮城県砂防総合情報システム（MIDSKI)」、「道路管理 GIS システム」や「宮城県地域衛星通信ネットワーク」等の情報システムと連携している。

また、地震の際の震度情報に関しては「宮城県震度情報ネットワークシステム」も整備されている。

さらに、本町では一級河川の阿武隈川を抱えていることから、国土交通省の「川の防災情報」を活用し情報を収集し、加えて、気象庁ホームページにより、防災気象情報を収集する。

(1) 各情報通信手段の操作について、日頃から訓練等を通じてその習熟に努める。
(2) 災害時の停電に備えて自立型の電源設備を整備する。
(3) 通信設備の耐震性耐火性の向上を図る。
(4) 災害時に広報紙やチラシ等による広報活動を迅速に行うため、役場内で簡単な印刷物を作成できるよう、印刷機等の設備を整備する。

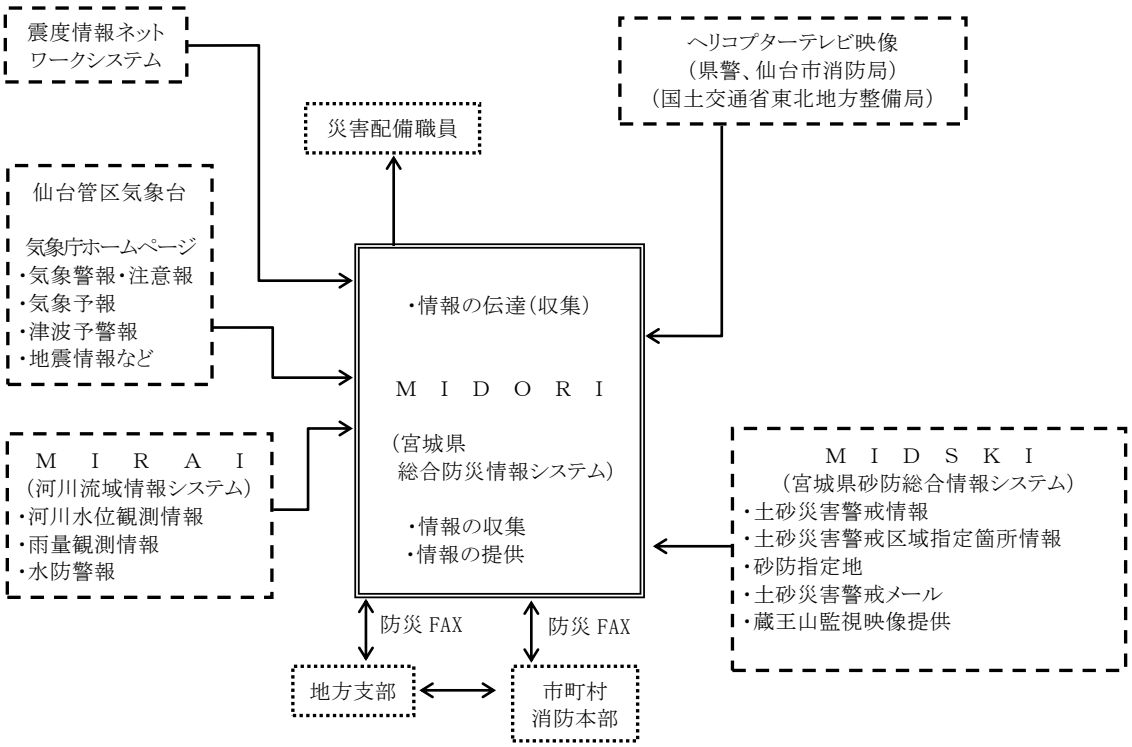

《宮城県総合防災情報システム概要図》

第６　役場データのバックアップ体制

役場がコンピュータで処理している行政情報については、日頃から日、週、月単位でデータのバックアップに努めるとともに、役場庁舎が被災した場合に備え、今後とも遠隔地でのデータの保管及び、適正な管理に努める。

第７　非常用電源の確保

町は、非常災害時の通信の確保を図るため、非常用電源設備を整備するとともに、燃料の確保が困難な場合を考慮し、非常用の燃料確保に努める。また、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなど堅固な場所への設置等に努める。

第８　大容量データ処理への対応

町は、災害時における画像等の大容量データの通信を可能とするため、通信ネットワークの体系的な整備に努めるとともに、大量のデータ処理によるサーバ負荷の軽減のため、サーバの分散を図るよう努める。

なお、サーバについては、データのバックアップや非常用電源設備の確保を図るとともに、津波により浸水する危険性が低い堅固な場所への設置に努める。

第９　施設の点検・管理と訓練

日頃から、各通信設備の点検・維持管理に努めるとともに、各職員は通信設備の使用方法や応急処置等を習熟するよう努める。

また、各通信機器の使用訓練を行う。訓練にあたっては、一部の設備が使用できなくなった場合も想定して行う。

第１１節　職員の配備体制

主な実施担当	全　課
防災関係機関等	あぶくま消防本部

第１　目　的

町内において災害が発生した場合、又は発生する恐れがある場合には、町及び防災関係機関は、その機能の全てをあげて迅速に災害応急対策を推進するとともに、優先度の高い通常業務の継続のため、災害の規模に応じて職員を配置・動員し、その活動体制の万全を期すものとする。このため、町及び防災関係機関は、平常時から各組織の配備・動員計画や、業務継続計画（ＢＣＰ）を定め、訓練等を通じて点検・改善を行うものとする。

なお、休日、夜間等の勤務時間外の参集体制についても、同様に定めておく。

第２　配備体制の明確化

災害が発生した際には、あらかじめ定められた「災害時職員初動対応マニュアル」や「災害対策本部設置・運営マニュアル」等の内容に基づき、下記のとおり、迅速かつ効率的な災害対処行動に移行できるよう努めるものとする。

また、それらの内容に関しては、職員による訓練等を経て、適宜、点検・見直しを行うこととする。

１　災害警戒配備体制

町内に大雨、洪水、高潮等の警報が発表され、災害の発生が予想される場合等には災害警戒本部、また、大雨、洪水、高潮等の警報が発表され、広範囲、大規模な災害発生が予想される場合等には災害特別警戒本部の配備体制が速やかに敷けるよう体制整備を図る。また町長不在時の指示伝達体制についても整備する。

町は、災害応急対策を遂行するため、あらかじめ災害に対処するための組織、配備体制及び職員の動員等について定めておく。その際、町が一体となった体制がとれるよう、町地域防災計画に定める配置基準、配置内容等と十分整合を図る。更に、勤務時間外の災害発生に備えて、あらかじめ気象予報等に応じた登庁者等について、町地域防災計画に定める配置基準・内容に従って定めておくものとする。

２　災害対策本部

町に大雨、高潮等の特別警報が発表され、災害が発生した場合、又は発生する恐れがあるとき、あるいは町長が必要と認めたときには、亘理町災害対策本部を設置する。なお、局地災害の応急対策を強力に推進するために特に必要があると認めるときは、災害対策本部に現地災害対策本部を設置し、災害地にあって当該災害対策本部の事務の一部を行う。

３　災害対策本部各部長の責務

災害対策本部各部長は、あらかじめ次の事項を定めた配備編成計画を作成し、これを職員に周知徹底しなければならない。

(1) 班内の所掌事務、配備職員及び責任者と職務代理者

(2) 配備職員の連絡先並びに休日及び時間外における連絡体制

４　水防組織

水防法第 10 条第３項及び第 11 条第１項の規定により、県知事から洪水予報の通知をうけたとき、及び水防に関係のある気象予警報により、洪水の恐れがあると認められるときは、「亘理町水防計画」に基づく水防組織を設置する。ただし、亘理町災害対策本部が設置されたときは、その組織に統合する。

第３　職員参集手段等の構築

休日、夜間等時間外に災害が発生した場合又は災害発生の恐れが生じた場合を想定し、特に町長等幹部職員及び災害担当課職員の参集手段について定め、速やかな災害対策本部の立ち上げが可能な体制を構築しておく。また、各課長は所属職員の住所及び連絡方法を把握し、直ちに職員を動員できるような体制を構築するものとする。

第４　関係機関の配備体制

１　指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等

災害が発生した場合、又は発生する恐れがある場合、防災関係機関は、必要な職員を動員し、町や県等と相互に協力のうえ、総合的な防災対策の推進を図るため、法令、防災業務計画、県地域防災計画等の定めるところにより、その所掌事務に関する災害応急対策を速やかに実施できる体制を整備する。また、各防災関係機関との連携を確保するため、必要に応じて町災害対策本部への要員の派遣について、あらかじめ定めておくものとする。

２　公共的施設等の管理者

医療機関、不特定多数の集客施設、老人ホーム等要配慮者収容施設、公営住宅、教育施設等の管理者は、大規模災害に備えて職員の配備体制を整備する。

３　消防職員・消防団員の動員配備

町及び消防本部は、消防職員及び消防団員の配備体制の基準、内容及び基準に対応した所要の職員の動員体制を定める。

伝達方法は、通信設備及び防災行政無線を使用し要請する。

第５　防災担当職員等の育成

町及び防災関係機関等は、専門的知見を有する防災担当職員の確保及び育成について検討する。

第６　人材確保対策

町は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。

第７　マニュアルの作成

町及び防災関係機関等は、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使

用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。また、担当各課においては、これらのマニュアルを活用して、災害予防に努める。

第８　業務継続計画（ＢＣＰ）

１　業務継続性の確保

(1) 業務継続計画（ＢＣＰ）の策定

町は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画（ＢＣＰ）の活用等により、業務継続性の確保を図る。

(2) 業務継続体制の確保

町は、実効性ある業務継続体制を確保するため、食料等必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、代替施設等の検討などを行う。

また、一部の災害対策部・班への業務集中に対応するため、他の部・班からの応援等フォロー体制を整える。

(3) 業務継続体制の検証

町は、定期的に防災訓練や業務継続体制の点検、評価及び検証を行い、必要に応じて業務継続計画の見直しを行う。

２　電源及び非常用通信手段の確保対策

(1) 電源及び非常用通信手段の確保

町は、主要な施設・設備において、自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄や、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等、非常用通信手段の確保に努める。

(2) 再生可能エネルギーの導入推進

町は、県と連携し、大規模停電や計画停電を想定し、応急活動の拠点となる施設などへの太陽光発電その他の再生可能エネルギー等の導入を検討する。

３　データ管理の徹底

東日本大震災時に、住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認の情報が役立ったことを踏まえ、町は、復興の円滑化のため、戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、公共施設・地下埋設物等の情報、及び測量図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の強化等による重要データの消失を防止するとともに、これらを扱う情報システムを継続的に維持・稼働させることができるよう、整備保全を図る。

４　職員のメンタルヘルスケア

町及び防災関係機関は、災害への対応が長期に渡ることを鑑み、職員のメンタルチェックをきめ細かに行えるよう、予め体制を検討する。

第１２節　防災活動拠点等の整備

主な実施担当	総務課、企画課、財政課
防災関係機関等	あぶくま消防本部、仙台土木事務所、県防災ヘリコプター管理事務所、その他防災関係機関

第１　目　的

町は、災害により災害対策本部（役場庁舎）が機能しなくなったときの代替施設を確保するとともに、消防機関等と連携して地区の防災活動拠点を整備し、各地区、さらには町全体の防災力の向上を図る。

第２　役場庁舎及び代替施設

役場庁舎は、高い耐震性と安全性を確保し、防災対策室、防災室（電算室）、自家発電装置、防災倉庫、耐震性貯水槽といった災害対策本部機能を備えているが、その他防災関係施設についても耐震性、耐火性を強化する。

災害対策本部（役場庁舎）が災害により機能しなくなった場合の代替施設として以下の施設を想定し、災害の状況に応じて最も適当な施設に災害対策本部を移設するとともに、その旨を関係機関並びに住民に対し速やかに通知する。また、これらの施設においても、最低限必要な対応ができるよう衛星携帯電話等の通信設備の設置や非常用発電機の燃料確保の方法について検討する。

役場庁舎に代わる施設

・亘理町中央公民館
・悠里館
・公共ゾーン防災広場
・亘理運動場（仮設対応）
・その他（町長が指定する公共施設）

第３　地区の活動拠点

平常時には防災訓練や防災知識の普及の場あるいは住民の交流の場として、また、災害時には避難、応急救護、自主防災組織の活動拠点として、各小中学校及び防災公園、防災広場を活用する。

第４　防災用資機材等の整備

既存の避難所併設の備蓄倉庫や亘理高校内の備蓄倉庫には、「第３編第２章第18節　食料、飲料水及び生活物資の確保」に記載した資機材を整備するとともに、飲料水、毛布、ビニールシート、避難所用衛生資機材等の生活物資の確保に努める。

また、『亘理町防災備蓄計画』等に基づき、同計画に十分な備蓄品の収容能力を持ち、支援物資の受入れ、一時保管、仕分け、再配送等を円滑に行うことができる機能をもった亘理町防災倉庫が整備されたことから、防災拠点施設として最大限の活用を図る。

第５　防災拠点の整備

町は、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点及び物資輸送等の救援活動拠点の確保に努める。

また、災害の規模や状況に応じて県の圏域防災拠点又は広域防災拠点が開設される場合、町の防災拠点施設である防災倉庫とそれらの拠点との連携に努める。

第６　臨時ヘリポートの整備

町は、防災ヘリコプター等による災害対策活動を円滑に行うため、臨時離着陸場として使用可能な活動拠点の確保に努める。（臨時ヘリポートの一覧は、資料編「臨時ヘリコプター離着陸場一覧」参照。）

なお、臨時離着陸場を選定する場合は、県の定める防災ヘリコプター用「飛行場外離着陸場」設置基準により行う。（資料編「ヘリコプター離着陸場の安全確保」参照。）

第７　防災用資機材の確保対策

１　地域内での確保対策

町及び防災関係機関は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に時に有用な資機材が地域内で確保できるよう努めるとともに、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。

特に、燃料については、あらかじめ石油販売業者等と、燃料の優先供給に関する協定の締結等を推進し、安定した調達体制の構築に努める。

２　備蓄困難な資機材の確保対策

町は、支援物資を取り扱う業者一覧の作成や、仮設トイレ・ハウスなどの備蓄困難な資機材に対するメーカー等との災害協定の締結を行い、備蓄困難な資機材が確保できるように努める。

３　防災用備蓄拠点の整備

町は、スーパー、コンビニエンスストア、生活協同組合等の小売業に係る流通業者及び物流業者と連携し、緊急物資の備蓄拠点の確保及び物流体制の構築を図る。

４　救助用重機の確保対策

町は、災害発生時において、倒壊建築物からの人命救助に建設用大型重機が必要となるため、災害時におけるこれら大型重機の確保に努める。

第１３節　相互応援体制の整備

主な実施担当	総務課
防災関係機関等	あぶくま消防本部、その他防災関係機関

第１　目　的

町は豪雨、暴風、高潮等の災害に備え、他の地方公共団体との広域的な応援体制を確立する。

なお、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結など実効性の確保に留意し、多種・多様な団体との災害時の応援協定の締結を推進する。

また、協定締結後は、訓練等を通じて、双方の発災時の連絡先や要請手続き等について確認を重ね、より実効性あるものとなるよう努める。

第２　相互応援体制の整備

１　受入れ体制の整備

町及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の市町村及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、防災業務計画や地域防災計画等に、応援計画や受援計画をそれぞれ位置付け、実効性の確保に向け必要な準備に努める。

【主な内容】応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、全般的な調整担当者、概ね想定される業務の内容や執務スペース、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の集積・輸送体制　等

また、町は、訓練等を通じて、『被災市区町村応援職員確保システム』を活用した応援職員の受入について、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

２　協定の締結

町及び防災関係機関等は、平素から関係機関間で協定を締結するなど、計画具体化・連携の強化を推進し、災害発生時に各実施主体が迅速かつ効果的に対応できるよう努める。

３　外部専門家による支援体制の構築

町及び防災関係機関は、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。

４　県への応援要請

町は、県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくなど、必要な準備を整えておく。

第３　市町村間の応援協定

１　相互応援協定の締結等

町の行政機能の喪失又は著しい低下への対策も含め、他の市町村との相互の応援・協力活動等が円滑に行われるよう、町長は必要に応じて事前に災害時の相互応援に関する協定を締結するなど、その体制を整備し、相互応援協定を締結する場合には、次の事項に留意し、実践的な内容とする。

(1) 連絡体制の確保

イ　災害時における連絡担当部局の選定

ロ　夜間における連絡体制の確保

(2) 円滑な応援要請

イ　主な応援要請事項の選定

ロ　被害情報等の応援実施に必要となる情報の伝達

２　県内全市町村間の相互応援協定

町は、「災害時における宮城県市町村相互応援協定書」に基づき、平常時から連携強化を図り相互応援体制の確立に努める。

３　遠方の市町村間の相互応援協定

町は、相互応援協定の締結に当たり、近隣の市町村に加え、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との間の協定締結も考慮する。

４　訓練及び情報交換の実施

相互応援体制の強化充実に資するため、必要に応じ協定締結市町村間での平常時における訓練及び災害時の具体の応援等などに係る情報交換を行う。

５　後方支援体制の構築

町は、必要に応じ、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。

現在締結されている市町村等との相互応援協定及び他の防災関係機関や民間団体等との防災協定等は、資料編「災害応援協定等」参照。

第４　緊急消防援助隊受入体制の整備

災害時において、宮城県内の消防力で十分な救援活動を実施することができないと認められる場合には、消防本部は、緊急消防援助隊からの応援を受けることができる。

消防本部は、緊急消防援助隊活動の迅速かつ円滑な実施を図るため、緊急消防援助隊合同訓練に積極的に参加するとともに、当該訓練結果を生かし「宮城県緊急消防援助隊受援計画」の実効性の確保に努める。

第５　非常時連絡体制の確保

１　非常時連絡手段の確保

町は、災害発生直後から、災害時応援協定の締結機関とは、確実に連絡がとれるよう、

非常時の通信手段を確保するよう努める。

２　通信不通時の連絡ルールの策定

町は、通信不通時の連絡方法（担当者が集合する場所など）についても、事前にルールを決めておくなど、連絡体制の確保に努める。

第６　資機材及び施設等の相互利用

町は、食料、飲料水、燃料、生活必需品、医薬品、血液製剤及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努める。

第７　救助活動拠点の確保

町は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保に努めるとともに、候補地のリスト化を図る。

第８　関係団体との連携強化

町は他市町村等関係機関間や、平常時からその所管事務に関係する企業、団体等との間で応援協定の締結を進めるとともに、あらかじめ応援部隊の活動拠点を確保し、訓練を実施するほか、活動拠点に係る関係機関との情報の共有を図るなど、日頃から連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行える体制の整備に努める。

また、町は、民間事業者に委託可能な災害対策に関する業務（被災情報の整理、支援物資の管理･輸送等)については､あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等の活用を図る。

第９　TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊：国土交通省）との連携

県､国土交通省東北地方整備局､東北運輸局及び仙台管区気象台は､災害時の TEC-FORCE の出動に関し、各々の計画の調整を図るとともに協力関係について定めておくなど､平常時から連携体制の強化を図る。その際、TEC-FORCE の災害派遣活動が円滑に行えるよう、適切な役割分担を図るとともに相互の情報連絡体制の充実に努める。

第１４節　医療救護体制・福祉支援体制の整備

主な実施担当	健康推進課、福祉課、長寿介護課
防災関係機関等	あぶくま消防本部、仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）、日本赤十字社宮城県支部、医療関係機関、亘理町社会福祉協議会

第１　目　的

大規模な災害の発生時には、同時に多数の負傷者の発生が予想され、また、医療機関の被災、ライフラインの機能停止、交通・通信網の混乱等により十分な診療提供体制が確保できない可能性があり、迅速な医療救護が要求される。

このため、町は、県や医療関係機関と緊密な連携を図りながら、町民の生命と健康を守るため、医療救護体制の整備に努める。

また、大規模災害時における避難所等の高齢者、障害者、乳幼児等に対し、保健福祉センターの活用を含めて福祉支援体制の整備に努める。

第２　災害時医療体制の整備

１　町の医療救護体制の整備

(1) 災害が発生したときに円滑な医療救護活動を実施するために、災害対策本部、災害対策民生部各班内、医療救護班内の連絡体制を整備し、情報集約や組織決定がスムーズに行える体制にする。

(2) 病院、救護所の被害状況や傷病者の受入れ情報の収集方法をあらかじめ定めておく。

(3) 医療救護体制について、県が設置した県地域災害医療支部（仙台保健福祉事務所（塩釜保健所 岩沼支所)）への連絡方法についてあらかじめ決めておく。

(4) 要配慮者が避難する福祉避難所（協定により設置)、あるいは福祉施設において、医療救護の支援が必要となった場合に備え、県地域災害医療支部に医療救護班の派遣を要請することができるよう、要請と受入に係る計画を事前に策定しておく。

２　救護所及び医療救護所の指定

(1)　町は、指定避難所及び公共施設等に災害の種類や状況に応じて救護所を設定し、保健師等による応急処置および保健指導を行う。

(2)　町は、(一社) 亘理郡医師会、(一社) 岩沼歯科医師会、岩沼薬剤師会等の協力を得て、医療救護所を設置して応急医療を行う。そのため、日頃から（一社）亘理郡医師会、(一社）岩沼歯科医師会、岩沼薬剤師会と協議し、協定に基づき、緊急時の協力体制を確立しておく。また、医療救護所の設置予定場所は、指定避難所及び公共施設等に災害の種類や状況に応じて設定するが、概ね次のとおりとする。

医療救護所予定場所

施設名	所在地	施設状況
保健福祉センター	亘理町字悠里 1	簡易ベッド 5
亘理小学校	亘理町字下小路 22-2	保健室ベッド 2
逢隈小学校	逢隈田沢字鈴木堀 93-1	〃　ベッド 3
吉田小学校	吉田字宮前 63	〃　ベッド 2

第３　地域医療機関との連携体制整備

各医療機関においては、医師等の参集方法、治療、入院患者の避難、施設の応急対策等の体制づくりに努める。

また、災害時のトリアージ（傷病者の緊急度や重症度に応じて適切な処置や搬送を行うために傷病者の治療優先順位を決定すること）を行うことができる医師、歯科医師、保健師、看護師（これらの、トリアージを担当する人を、トリアージオフィサーと言う。）の養成に努める。

なお、災害時には被災することを想定し、町外の近隣の病院についても災害時の協力を要請できるようにするとともに、住民に周知する。

町内の医療機関については、資料編「町内の医療機関」を参照。

第４　医薬品、医療用資機材の供給体制の整備

町は、災害時の緊急医療に備え、（一社）亘理郡医師会、（一社）岩沼歯科医師会、岩沼薬剤師会と締結した協定に基づき、医療救護所等で使用する医薬品、医療用資機材の供給体制を確立しておく。

	品名（数）
救護所関係	救急医療セット（１組）医薬品等（1 組）テント（1 張）担架（2 台）担架架台（2 組）折畳寝台（4 台）発電機（1 基）投光器（4 基）毛布（16 枚）携帯用ラジオ（1 台） 携帯用マイク（1 台）折畳机（1 脚）患者掲示板（20 枚）トランシーバ（1 台）
救護班員関係	作業服（8）作業帽（４）ヘルメット（４）反射チョッキ（４）編上靴（４）軍手（４）雨衣（４）水筒（４）腕章（４）防塵ゴーグル（４）活性炭入りマスク（４） ヘッドランプ（４）携行ベルト（４）携行バック（４）個人携帯バック（４）トランシーバ（１）

参考：宮城県大規模災害時医療救護マニュアルより

第５　負傷者の医療機関への搬送体制の整備

町及び消防本部は、災害時の傷病者の搬送を迅速に行うため、関係医療機関、民間搬送事業者等と連携し、「災害現場から医療機関までの搬送」、「医療機関から後方医療機関への搬送」等について、搬送体制を整備する。

また、搬送体制の充実を図るため救急救命士及び救急隊員の育成を推進するとともに、救急用資機材の整備に努める。

さらに、ヘリコプター搬送を効率的に実施するため、ヘリコプター離着陸場の確保、ヘリコプターの誘導、離着陸場までの搬送体制等を整備する

第６　災害拠点病院等の体制整備

重篤患者等、医療救護所及び町内の医療機関で対応できない場合に備え、県により指定されている次の災害拠点病院との連携体制を整える。

〔災害拠点病院〕

(1) 地域災害拠点病院：総合南東北病院

・被災地から、重症傷病者の受入れ

・傷病者の広域搬送

・自己完結型の医療救護チームの派遣

・地域の医療機関への応急用資機材の貸し出し機能

(2) 基幹災害拠点病院：国立病院機構仙台医療センター

・地域災害拠点病院をさらに強化した機能

・要員の訓練、研修機能

第７　在宅要医療患者の医療救護体制

町は、人工透析、人工呼吸器使用、在宅酸素療法、インスリン治療、結核その他在宅で薬剤治療、医療処置を必要とする在宅要医療患者の災害時医療について、必要な医療が確保できるように、医療体制を確認しておく。

第８　住民等による救護体制

町及び消防本部は、町内会、自治会、自主防災組織、住民等に対し、近隣者の救護や医療機関への搬送等における自主的活動の必要性を広報、研修等により周知徹底するとともに、救命講習の実施により住民への応急手当等知識の普及を推進する。

第９　医療救護体制に係る情報連絡体制の整備

町は、県と連携し、災害時の情報連絡体制を確保するため、衛星電話、災害時優先電話、MCA 無線等の複数の通信手段の整備・維持管理に努める。

※MCA 方式とは、Multi Channel Access System の略　複数の周波数を多数の利用者が効率よく使える業務用無線通信方式の一つ。混信に強く、無線従事者の資格が必要ないなどの特徴がある。地方公共団体での導入事例がある。

第１０ 心のケアへの対応

町は、災害により心理的外傷を受けた人に対し、適切なケアができるよう、塩釜保健所等と連携し、必要なスタッフの派遣について協力を依頼する。

第１１ 福祉支援体制の整備

大規模な災害時においては、福祉施設等に甚大な被害が生じ、また、長期間の避難生活が想定されることから、避難所等の高齢者、障害者、乳幼児等の福祉の支援を必要とする者に対する支援体制を十分に確保できないことが想定される。

このため、県は、宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会(県、県内市町村、宮城県社会福祉協議会､福祉関係 団体等により構成)を基盤として､避難所の高齢者､障害者、幼児等に対して支援を行うための福祉･介護の専門職から構成される宮城県災害派遣福祉チーム（以下「災害派遣福祉チーム」という。）の派遣体制の整備に努める。

町は、地域防災計画などにおいて災害派遣福祉チームの役割を規定し、避難所の運営体制等を整備するとともに､災害派遣福祉チームの役割を念頭において､訓練等を実施する。

また、町は、災害時に必要な場合は、災害派遣福祉チームの派遣を県に要請し、派遣後は避難所等において災害派遣福祉チームと連携し、被災者支援を実施する。

第１５節　緊急輸送体制の整備

主な実施担当	総務課、企画課、財政課、都市建設課、農林水産課
防災関係機関等	東北地方整備局仙台河川国道事務所、（公社）宮城県トラック協会、東日本旅客鉄道(株)仙台支社、東日本高速道路(株)東北支社、仙台土木事務所、亘理警察署

第１　目　的

町は関係機関と連携し、災害発生時のけが人や緊急援助物資等の搬送が円滑に進められるよう、緊急輸送用の道路を確保するとともに、緊急時に使用する交通手段を確保する。

第２　緊急輸送道路の確保

１　緊急輸送道路の確保

町長は、各道路管理者及び警察等関係機関と協議のうえ、県の「緊急輸送道路ネットワーク計画図」に指定されている道路（国道６号、亘理停車場線等）及びそれらと町内の拠点施設（役場庁舎、指定避難所、消防団詰所、備蓄倉庫、医療機関、警察署、あぶくま消防本部、亘理消防署等）を結ぶ道路を緊急輸送道路とし、危険箇所の改善など災害対策を進める。

また、これらの道路が被災し通行できなくなった場合を想定し、高速道路等、代替する道路についても検討する。

道路管理者は、道路モニター制度の確立を図るとともに、自動車の運転者、地域住民に対し、道路施設の被害を発見したとき、直ちに道路管理者に報告するよう、常に啓発に努める。

また、道路管理者は、緊急輸送道路の確保のため、障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保について関係機関と協議の上、協定等の締結に努める。

２　交通管理体制の整備

警察は、緊急交通路を確保するため、あらかじめ交通規制計画を策定するとともに、災害発生時における信号機等交通管制施設の安全性確保と復旧体制の確立を図る。

３　道路啓開体制の整備

町は、迅速な救急救命活動や救急支援物資などを支える物流上重要な道路輸送網として、国土交通大臣が指定する重要物流道路及びその代替・補完路の道路啓開及び災害復旧について、国の権限代行制度による支援が必要な場合には、国に要請を行う。

第３　建物屋上の対空表示（ヘリサイン）の整備

町は、大規模災害時における緊急消防援助隊の航空部隊や自衛隊等他機関ヘリコプターの応援活動が円滑に行えるよう、建物屋上等に、あらかじめ割り振りをした番号や施設名称を塗料で大きく表示するなどの対空表示、いわゆるヘリサインの整備について検討する。

第４　緊急輸送体制

１　緊急通行車両の確認手続き

災害発生時に緊急通行車両として使用する公用車については、緊急時の事務手続きを簡略化するため、財政課でとりまとめのうえ、県公安委員会（亘理警察署）に申請し、事前届出済証の交付を受けておく。

２　緊急輸送に関する協定

町は、緊急輸送に必要なトラックの調達について、県等関係機関との連携体制を整備するとともに、（公社）宮城県トラック協会仙南支部と締結した「緊急物資の輸送に関する協定」等により、緊急輸送の円滑な実施と物資の安定的な供給を目指す。

運用にあたっては、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参画、物流・ロジスティクスを熟知した人材の支援物資集積所への派遣や、物資の輸送拠点としての運送事業者等の施設の活用、被災時の場の提供による避難場所としての機能等を盛り込む等、実効性をより高めるよう努める。

また、町は、大規模災害時を想定した物資の仕分けについて、宮城県倉庫協会の活用や協定の締結を事前から検討する。

第５　緊急時の輸送手段確保

災害発生に備え、緊急用車両の確保は財政課が行う。

１　町所有車両の確保

災害時には、町で保有するすべての車両を活用する。

２　町所有以外の輸送力の確保

町所有車両で応急措置の輸送力を確保できないときは、次の機関、業者等とあらかじめ協議のうえ、輸送力の確保に努める。

(1) 自動車の確保

自動車については、次の順位により確保手続きをとる。

イ　公共団体の自動車

ロ　陸上運送業者の自動車

ハ　その他の車両保有状況

車両の保有状況については、資料編「輸送力（自動車）の確保」を参照

(2) 町は緊急輸送に必要なトラックの調達について、県と連携体制を整備するとともに、（公社）宮城県トラック協会仙南支部と締結した「緊急物資の輸送に関する協定」等を活用する。

(3) 鉄道輸送力

道路の被害等により自動車輸送が不可能な場合で、鉄道輸送が適切な場合は、東日本旅客鉄道(株)仙台支社とあらかじめ協議のうえ緊急時の輸送体制を確立する。

(4) 航空輸送力の確保

自動車、鉄道など、陸上の一般交通が途絶し、緊急に航空機による輸送が必要となったときは、県防災ヘリコプター及び自衛隊航空機の確保要請を知事に依頼する。

(5) 船舶輸送力の確保

自動車、鉄道など、陸上の一般交通が途絶し、緊急に船舶による輸送が必要となったときは、宮城県漁業協同組合仙南支所に依頼する。

(6) 人力による輸送の確保

人力による輸送については、「第３編第３章第 26 節 防災資機材の調達及び労働力の確保」に記載してあるとおり、雇用者を確保する。また、輸送のための台車、リヤカー等の機材を確保しておく。

(7) 河川の利用

本町には阿武隈川が流れており、災害時の陸上輸送を代替する手段として、河川を利用した輸送方法について検討する。

第６　燃料優先協定の締結

災害時に緊急輸送用の燃料を確保するため、町内のガソリンスタンドと協議のうえ、応援体制を確立するとともに、応援協定の締結を検討する。

また、災害応急対策に従事する車両に対し、支援物資輸送のための民間トラック等も含めて優先給油を行う方策を検討する。

第１６節　避難対策

主な実施担当	総務課、福祉課、長寿介護課、子ども未来課、都市建設課、商工観光課、教育委員会
防災関係機関等	亘理警察署、あぶくま消防本部、東北地方整備局仙台河川国道事務所、仙台土木事務所

第１　目　的

豪雨、暴風、高潮等による災害発生時には、町は、人命を守ることを最優先に、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努め、避難場所・避難路等の整備など、住民や外来者が円滑に避難できるよう、対策を強化する。

第２　避難誘導体制

国の避難勧告等に関するガイドラインの改定（平成 31 年 3 月）により、防災情報を 5 段階の警戒レベルに分けて提供し、住民等がとるべき避難行動を対象者ごとに明確に示すこととされた。また、避難情報に関するガイドラインの改定（令和 3 年 5 月）により、避難勧告が廃止されるなど、避難すべきタイミングが明確化された。

町は、災害発生情報、避難指示、高齢者等避難について、河川管理者、水防管理者及び仙台管区気象台等の協力を得つつ、5 段階の警戒レベルと対応させて、あらかじめ発令区域やタイミング等の発令基準を設定する。特に、土砂災害警戒情報が発表された場合に、大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）で非常に危険となっている区域に対して直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するとともに、発令範囲をあらかじめ設定する。

警戒レベルと避難指示等

警戒レベル	住民等がとるべき行動	住民等に行動を促す情報	
警戒レベル５	・既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	・緊急安全確保	町が発令
警戒レベル４	・危険な場所から指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。	・避難指示	
警戒レベル３	・高齢者等は危険な場所から立退き避難する。 ・その他の者は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。	・高齢者等避難	
警戒レベル２	・避難に備え自らの避難行動を確認する。	・洪水注意報 ・大雨注意報	気象庁が発表
警戒レベル１	・災害への心構えを高める。	・早期注意情報	

また、町は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

町は、指定緊急避難場所、避難路をあらかじめ指定し、円滑な避難のため、日頃から住民への周知徹底を図るとともに、要配慮者を速やかに避難誘導するため地域住民、自主防災組織等のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

また、水防団（消防団）等と協議し、発災時の避難誘導に関する計画を作成し、訓練を行う。

第３　指定緊急避難場所の確保

(1) 指定緊急避難場所の指定及び周知徹底

町は、災害から住民が一時避難するための場所について体育館、学校、公民館等の公共施設等を対象に、管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所として、必要な数、規模の施設等を災害種別に応じてあらかじめ指定し、避難誘導標識の設置等により、住民や外来者への周知徹底を図る。なお、災害の想定等により必要な場合は、「大規模氾濫時の隣接市町間における避難の連携に関する協定」等により、近隣市町間で指定緊急避難場所の相互利用と避難受け入れを行うものとする。

また、万一指定緊急避難場所が被災するおそれがある場合は、より安全な指定緊急避難場所を目指す必要が生じることや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の安全な場所への移動又は屋内安全確保等を行うべきこと、さらには指定緊急避難場所が災害種別に応じて指定されており、災害種別に適した避難先を選択する必要があることについても、周知徹底に努める。

(2) 公共用地等の有効活用

町は、指定緊急避難場所の確保において、国、県と連携し、公共用地、国有財産の有効活用を図る。

(3) 教育施設等を指定する場合の対応

町は、学校等教育施設を指定緊急避難場所として指定する場合は、あらかじめ当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会等と災害時に的確な対応がとれるよう十分に協議する。

(4) 交流拠点の指定緊急避難場所への活用

町は、高齢化、人口減少が進む中で、学校、公民館等の社会教育施設、社会福祉施設等を地域住民の交流拠点として整備を進め、これらを指定緊急避難場所として活用し、災害時の避難が容易となるようにする。

(5) 備蓄倉庫及び通信設備の確保

町は、指定緊急避難場所と位置付けられる学校等に、備蓄倉庫、通信設備の整備等を進めるよう努める。

町は、日頃から住民の要望や地域の環境変化等を十分に把握し、必要に応じて新たな指定緊急避難場所を指定するとともに、既に指定されている指定緊急避難場所の改善を行う。

現在の指定緊急避難場所は次のとおりであるが、この中で、平屋建て、あるいは低地にある施設については、降雨時の避難に十分注意するとともに、各指定緊急避難場所の災害への適性についてあらかじめ住民へ周知しておくものとする。

指定緊急避難場所一覧（風水害対策）

施　設　名 （電話番号）	所　在　地	収容 地区	収容可能人員：人		収容面積：㎡		階数
			土　地	建　物	土　地	建　物	
亘理小学校 （0223-34-1311）	字下小路 22-2	亘　　理	3,400	1,900	17,074	7,649	3
亘理中学校 （0223-34-1400）	字沼頭 1	荒浜・逢隈	9,600	2,300	48,100	9,427	3
吉田小学校 （0223-34-1817）	吉田字宮前 63	吉　　田	1,000	700	5,075	2,861	3
中央公民館 （0223-34-3111）	字旧舘 61-22	逢　　隈		400	9,350	3,300	3
佐藤記念体育館 （0223-34-4251）	字旧舘 62-1	逢　　隈		600	3,321	1,802	1
武　道　館 （0223-34-4251）	字旧舘 62-1	逢　　隈		300		646	1
農村創作活動 センター	吉田字宮前 58-1	吉　　田		50		241	1
亘理高等学校体育館 （0223-34-1213）	字舘南 56-2	※		300		1,263	1

※亘理高等学校体育館は、町の施設で収容しきれない場合に使用する。

中央公民館、佐藤記念体育館、武道館については、災害の規模に応じて、それぞれ、救護所、ボランティアセンター、物資集積所として使用する。

第４　避難路の確保

指定緊急避難場所までの経路（避難路）については、スクールゾーンを基本に避難路の指定を検討する。災害の状況により避難経路が危険なときは、他の経路をとる。指定緊急避難場所周辺の道路については、次の点に留意して整備を図る。

・十分な幅員があること。
・がけ崩れ等の危険箇所がないこと。
・道路の損壊箇所がないこと。
・行き止まり道路がないこと。
・万一の場合に備えて、他に替わる経路があること。

特に、学校周辺の道路については、安全性に十分留意する。

また、避難路の整備にあたっては、外国語を併記した標識、夜間照明灯の設置に努める。

第５　避難路等の整備

１　避難路の整備・改善

町は、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、地域の実情に応じ、避難路を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。

なお、避難路の整備に当たっては、災害による冠水の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮する。

２　避難路等の安全性の向上

町は、避難経路に面する建物の強化、ブロック塀の転倒防止等を進めるための安全基準の普及・啓発を推進する。

３　避難誘導標識等の設置

(1) 避難誘導標識等の整備

町は、避難誘導看板等の誘導標識を設置し、指定緊急避難場所の位置を示すなど、住民等が日常の生活の中で、常に災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組を行う。避難誘導標識等を設置する際には、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、災害種別に応じた明示をするよう努める。また、整備した標識等の適切な維持管理を行う。

(2) 多言語化の推進

町は、指定緊急避難場所や避難経路の標示等、災害に関する案内板等については、多言語の併記標示を進め、外国人の避難に支障のないよう努める。

第６　避難誘導体制の整備

１　行動ルールの策定

町は、消防職員、消防団員、警察官、町職員など防災対応や避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため、具体的な対応方策について行動ルールを定め、住民等に周知する。

２　避難誘導・支援の訓練の実施

町は、避難誘導・支援の訓練を実施することにより、問題点を検証し、行動ルール等を必要に応じて見直す。

３　避難行動要支援者の避難誘導体制の整備

町は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、避難誘導体制の整備を図る。

第７　避難行動要支援者の支援方策

１　避難行動要支援者の支援方策の検討

町は、災害発生時に避難行動要支援者の避難誘導、救助を優先して行うとともに、避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。

２　避難行動要支援者の支援体制の整備

町は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、関係者との共有に努めるとともに、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を一層図る。

３　社会福祉施設等における対応

(1) 避難の確保が必要な要配慮者利用施設の地域防災計画への位置づけ

町は、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にある社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設（「要配慮者利用施設」という。）で災害時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称、所在地とともに、予警報等災害に関する情報の伝達方法を地域防災計画に定める。

(2) 避難確保計画の作成

町地域防災計画に名称等を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めた避難確保計画を作成し、それに基づく避難訓練を実施する。また、自衛防災組織の整備に努める。

町は、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成を支援する。また、要配慮者利用施設の所有者又は管理者は避難確保計画を作成・変更したときはその計画を町に報告する。

(3) 緊急時情報伝達手段の確保

町及び要配慮者利用施設の管理者は、消防機関等への緊急通報のための情報伝達手段の整備を図る。

(4) 非常時持ち出し品の確保対策

要配慮者利用施設の管理者は、入居者の名簿やカルテ等のデータのバックアップ、避難場所で必要となる持ち出し品などを時間をかけずに確保できるようしておく。

４　在宅者対応

(1) 情報共有及び避難支援計画の策定

町は、あらかじめ自主防災組織、地域の民生委員等と連携し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、避難行動要支援者に関する情報の把握及び共有を図るとともに、避難支援計画の策定等に努める。

(2) 避難支援に配慮した方策の検討

町は、避難支援計画を検討する中で、避難行動要支援者を抱えている家庭において、避難したことを玄関に表示する等、避難支援に配慮した方策の検討を行う。

(3) 在宅人工呼吸器使用者への対応

町は、県の支援を得て、在宅人工呼吸器使用者についての情報の把握、及び災害時個別支援計画の策定など対策強化に努める。

５　外国人等への対応

町及び防災関係機関は、言語、生活習慣、防災知識や防災意識の異なる外国人や旅行者等が、迅速かつ的確な行動がとれるよう、以下のような環境整備に努める。

(1) 地域全体での外国人や旅行者等の支援体制の整備に努める。
(2) 指定緊急避難場所や避難路の標識等について、絵文字等（ピクトグラム）の活用等によりわかりやすく効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。
(3) 多言語による防災教育や外国人も対象として防災訓練の普及に努める。

第８　学校及び児童館・放課後児童クラブにおける対応

１　児童生徒等の安全対策

(1) 引渡しに関するルールの策定

町及び教育委員会は、学校及び児童館・放課後児童クラブ（以下、「学校等」という。）が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促す。

(2) 安全確保対策の検討

学校長又は施設長（以下「校長等」とする）は、町が避難指示等を発令した場合等における、児童生徒等の安全の確保を図るための対策をあらかじめ検討する。

(3) 引渡し対応の検討

学校長等は、平常時から家庭の状況を把握し、保護者等の帰宅が困難になるような家庭の児童生徒等については、学校等に留めるなどの事前の協議・確認を行うとともに、登下校園中に災害が発生した場合の対応についても合わせて検討する。

２　連絡・連携体制の構築

町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設との連絡・連携体制の構築に努める。

３　避難確保計画の作成

町地域防災計画に名称等を定められた学校等の校長又は施設長は、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めた避難確保計画を作成し、それに基づく避難訓練を実施する。

第９　避難計画の作成

１　町の対応

町は、下記の事項に留意し、指定緊急避難場所、避難経路などを明示した具体的かつ実践的な避難計画の策定を行うとともに、その内容の住民等への周知徹底を図る。

また、防災マップの整備、防災教育、防災訓練の充実、指定緊急避難場所等や避難路の整備・確保などのまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める。

なお、避難計画の作成に当たり、総務課と福祉課、長寿介護課との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関、及び社会福祉協議会、民生委員・児童委員等の福祉関係者と協力し、避難行動要支援者情報の共有や、避難支援者をあらかじめ明確にしておくなど、避難支援の体制構築に配慮する。

(1) 避難指示等を行う具体的な発令基準及び伝達方法
(2) 避難路及び避難経路、誘導方法
(3) 指定緊急避難場所の名称、所在地、収容人員
(4) 指定避難所の名称、所在地、収容人員

２　公的施設等の管理者

学校、病院、公民館、駅、商業施設、その他不特定多数の人が利用する施設の管理者は、大規模災害を想定した施設利用者の避難誘導計画について定め、従業員等に周知徹底を図るとともに、訓練の実施に努める。

第１０ 避難に関する広報

指定した指定緊急避難場所、指定避難所については、表示板を設置するとともに、それらを含め、住民向けの防災マップ等を作成し、住民に配布する。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については、「早期に立ち退きが必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水等が想定されていないか、住民が自ら確認するよう促すことに努める。

第１７節　避難収容対策

主な実施担当	総務課、福祉課、長寿介護課、町民生活課、健康推進課、商工観光課、教育委員会
防災関係機関等	亘理警察署、あぶくま消防本部

第１　目　的

豪雨、暴風、高潮等の災害発生時においては、避難者が多数発生するおそれがあるので、町は、安全性や住民の要望を十分考慮に入れ、緊急時の指定避難所を確保する。

また、避難者の受け入れにあたっては、新型コロナウイルス感染症等の流行性疾患を防止するための対策を講じるほか、町外在住者やホームレス等の受け入れについても円滑かつ適切に対応するため、あらかじめ方策を定めるよう努める。

第２　指定避難所の確保

１　指定避難所の指定と周知

町長は、県と連携し、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、災害により住居を失った住民を受入れるための避難収容施設をあらかじめ指定、確保し、整備を図るとともに、位置や避難に当たっての方法を住民に周知する。

指定避難所は、原則として町の公共施設とするが、災害の状況に応じて他の公共施設も指定避難所として定めることができる。

２　指定緊急避難場所と指定避難所の違いの周知徹底

町は、指定避難所の整備に当たり、専ら避難生活を送る場所として整備された指定避難所と、緊急に避難する指定緊急避難場所と間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図る。

３　指定避難所の代替施設の指定

町は、指定避難所が被災した場合の代替施設について、宿泊施設や他町施設との連携も含め、あらかじめ指定する。

４　指定避難所の指定基準

(1) 規模条件：被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するものであること
(2) 構造条件：速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること
(3) 立地条件：想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること
(4) 交通条件：車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあるものであること
(5) その他、被災者が生活する上で町長が適当であると認める場所

町は、日頃から住民の要望や地域の環境変化等を十分に把握し、必要に応じて新たな指定避難所を指定するとともに、既に指定されている指定避難所の改善を行う。

現在の指定避難所は次のとおりである。

指定避難所一覧（風水害対策）

施　設　名 （電話番号）	所　在　地	収容地区	収容可能 人員(人)	収容面積 (㎡)	階数
亘理小学校 (0223-34-1311)	字下小路 22-2	亘　　理	1,900	7,649	3
亘理中学校 (0223-34-1400)	字沼頭 1	荒浜･逢隈	2,300	9,427	3
吉田小学校 (0223-34-1817)	吉田字宮前 63	吉　　田	700	2,861	3
中央公民館 (0223-34-3111)	字旧舘 61-22	逢　　隈	400	3,300	3
佐藤記念体育館 (0223-34-4251)	字旧舘 62-1	逢　　隈	600	1,802	1
武　道　館 (0223-34-4251)	字旧舘 62-1	逢　　隈	300	646	1
農村創作活動センター	吉田字宮前 58-1	吉　　田	50	241	1
亘理高等学校体育館 (0223-34-1213)	字舘南 56-2	※	300	1,263	1

※亘理高等学校体育館は、町の施設で収容しきれない場合に使用する。

中央公民館、佐藤記念体育館、武道館については、災害の規模に応じて、それぞれ、救護所、ボランティアセンター、物資集積所として使用する。

５　指定避難所の施設・設備の整備

(1) 指定避難所の施設の整備

町は、指定避難所において、貯水槽、仮設トイレ、マット、非常用電源、通信機器、電気通信事業者との連携による災害時公衆電話の事前設置等のほか、暑さ・寒さ対策としての空調､洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設･設備の整備に努めるとともに、テレビ、ラジオ等災害情報の入手に資する機器の整備に努める。

また、必要に応じ、指定避難所となる施設の電力容量の拡大に努める。

(2) 物資等の備蓄

町は、指定避難所ごとに避難者数を想定し、食料、飲料水、常備薬、炊きだし用具、毛布、衛生資機材のほか、要配慮者に対応した物資の備蓄に努める。

なお、防災拠点施設として整備された亘理町防災倉庫には、初動対応期に避難所で必要な備蓄品を効率的な集中管理のもと常備する。

６　指定避難所の運営・管理

指定避難所の運営・管理にあたっては、主に次の事項に留意する。

特に､新型コロナウイルス感染症等の流行性疾患の感染予防･感染拡大予防については、避難者入所時の水際対策を徹底するよう、あらかじめ受付体制やゾーニング、衛生資機材の備蓄を進めるとともに、施設内で発症（疑いを含む）者が生じた場合にも、確実に適切な対応がとれるよう､各種ガイドライン等をもとに､事前に対策を定めておくこととする。

(1) 町は、住民等に対し、避難所開設・運営マニュアルの作成・周知や住民参加による避難所開設訓練等を通じて、指定避難所の自主的な運営管理のために必要な知識等の住民への普及に努める。

(2) 指定避難所の管理責任者をあらかじめ定めておく。なお、連絡員等については、男女の配置に努める。
(3) 指定避難所の運営に女性の参画を推進し、男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮できるよう、事前に運営体制を検討するとともに、性的少数者（いわゆる『LGBTQ+』）等への十分な配慮がなされるよう、あらゆる面からの検討に努める。
(4) 指定避難所の運営に必要な資機材等をあらかじめ整備する。
(5) 運営に必要な事項（鍵の管理体制、その他）について定めた避難所開設・運営マニュアル等を作成し配置する。
(6) ボランティア活動が、円滑に行われるようあらかじめ準備する。
(7) 町は、避難者情報の収集に際し、個人情報を保護しつつ、より円滑に避難者情報の収集が行われるよう、事前に指定避難所の管理責任者との間で実施ルールを定めるよう努める。
(8) より早い段階での指定避難所の衛生状況の把握と、各種感染症対策のための実施体制を事前に検討する。
(9) 指定した指定避難所については、施設・設備や周辺地域の状況の変化を調査して、定期的に指定避難所としての適性について当該施設の管理者等と検討を行い、避難機能の整備充実に努める。

７　県有施設を指定避難所とする場合の対応

町は、県立亘理高等学校などの県有施設を指定避難所として指定する場合は、あらかじめ県と使用する施設の区分（施設ごとの個別指定や使用順位等）や運営体制等について十分に協議し、防災拠点としての機能が損なわれないよう努める。

８　学校等教育施設を指定避難所とする場合の対応

(1) 運営体制等についての協議

町は、学校等教育施設を指定避難所として指定する場合、あらかじめ当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会等と使用する施設の区分（校庭、体育館、教室等の個別指定や使用順位等）や運営体制等について十分に協議し、災害時及び災害復旧後の教育活動が速やかに正常化へ移行できるよう努める。

(2) 運営取組の促進

学校等での避難所運営が円滑に行われるよう、県教育委員会は、学校等と町や地域との連携体制に係る基本的な考え方や避難所運営との関連における学校防災マニュアル作成のポイント等を示し、学校等、町、関係機関の取組を促進する。

(3) 防災機能の強化

町は、公立の小中学校については、天井材や外装材等の非構造部材も含めた耐震化を推進するとともに、貯水槽、備蓄倉庫、トイレ、自家発電装置、通信設備等を整備することにより、災害時の指定避難所として、防災機能の強化に努める。

９　福祉避難所の確保

(1) 福祉避難所の整備及び指定

町は、要配慮者が安心して避難生活ができるよう、民間の特別養護老人ホームや障害者施設、県立支援学校等の社会福祉施設との間に締結した協定・覚書等に基づいて、あ

らかじめ福祉避難所となる施設を指定し、災害発生時には開設時の受け入れ体制について協議のうえ、社会福祉施設が福祉避難所を設置・運営する。

福祉避難所の指定基準は次のとおりである。

・バリアフリー化など、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。

・災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。

・災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。

(2) 他市町村での受入れ拠点の要請

町は、福祉避難所等での受入れが困難な在宅の要配慮者や被災した施設の利用者等を、他市町村に受入れ要請するなど、受入れ拠点の確保に努める。

10　広域避難の対策

町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他県や他市町村との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入れ方法を含めた手順等を定めるよう努める。

第３　避難の長期化対策

１　栄養状況調査の実施

町は、避難生活の長期化が見込まれる場合、早期の栄養状況調査の実施と、その結果に基づく、栄養指導、食事の改善、栄養補助食の提供が必要であることから、調査の実施方法・体制の整備を図る。

２　生活環境の確保

町は、指定避難所の設備の整備について、プライバシーの確保等に配慮するとともに、要配慮者への配慮や、指定避難所での安全性の確保など女性や子育て家庭への配慮を積極的に行う。

第４　指定避難所における愛玩動物の対策

町は、指定避難所におけるペットの取り扱いについて、鳴き声、臭い、アレルギー対策、衛生面に配慮し、可能な限り避難所におけるペットの同行避難者の受入体制を整備するとともに、飼育管理の方法について、生活スペースから離れた場所で係留又はケージにおいて飼育するなどの注意事項を可能な限り避難所開設・運営避難マニュアル等に記載する。また、平常時から飼い主に対し、同行避難の必要性や避難所での飼い主自身による適切な飼育管理について啓発する。

第５　応急仮設住宅対策

町は、避難生活が長期化する場合に備えて、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅の空き家等の把握を行うとともに、応急仮設住宅等の建設が可能な公有地等の用地の把握に努める。また、県と連携を図って応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）の

供給体制の整備に努める。

第６　帰宅困難者対策

(1) 基本原則の周知

町は、大規模災害発生直後においては、帰宅困難者の発生を抑制するため「むやみに移動を開始しない」という基本原則について、平常時から積極的に広報し、住民、企業、学校等、関係団体などへの周知を図る。

(2) 企業・学校等の取組の促進

町は、企業・学校等が従業員や顧客、児童・生徒などを一定期間施設内に留めるために必要となる飲料水、食料、物資等の備蓄を促進する。

(3) 情報伝達体制の整備

町は、帰宅困難者用の一時滞在施設の場所の周知や発災時の施設への円滑な誘導等の対応を図るため、平常時から鉄道事業者等との連携を強化する。また、鉄道事業者との情報伝達体制を構築するとともに、帰宅困難者に対して携帯電話やインターネット等を活用し迅速に情報を提供できるよう、対策の検討を行う。

(4) 徒歩帰宅者対策

町は、帰宅困難者に対して飲料水、トイレ、交通情報等の提供を行う帰宅支援ステーション（日本フランチャイズチェーン協会加盟企業の店舗）についての広報を行う。

第７　被災者等への情報伝達体制等の整備

１　情報伝達手段の確保

(1) 多様な伝達手段の確保

町は、被災者等への情報伝達手段として、防災行政無線、メディア、町ホームページ、携帯メール(亘理町メール配信サービス（ほっとメール便)、緊急速報メール)、ソーシャルメディアなどのあらゆる媒体の活用による多様な伝達手段の整備に努める。

(2) 多様な主体への情報伝達体制の整備

町は、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅の避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者等情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

第８　新型コロナウイルス感染症等の流行性疾患への対応

令和２年２月頃より世界的な拡大を見せた新型コロナウイルス感染症など、災害時の避難収容にも大きな影響を及ぼすものと考えられる流行性疾患に対しては、避難者・受け入れ側ともに、あらかじめ平常時から考え方や対策等を整理し、周知を図るものとする。

(1) 多様な避難先の選択

避難者は、避難の目的を達するためには、必ずしも指定避難所のみを避難先と考えるのではなく、安全が確保できる区域の親戚・友人宅や宿泊施設など、幅広い選択肢を持った避難計画を、あらかじめ定めておくよう努める。

町は、流行性疾患に対応した避難先の選択について、町民に対する広報を実施する。

(2) 個人用衛生資機材の携行・備蓄

大規模災害発生時には、水道や電気等のライフラインの遮断が想定されることから、避難者は、個人が用いる衛生資機材（マスク・手指消毒液・ウエットティッシュ等）について、常に携行できるよう備えるとともに内容物の充実に努める。

町は、指定避難所を含む避難先等に、避難者向けの衛生資機材を備蓄し、携行できなかった避難者への対策や避難の長期化に備える。

(3) 避難所施設入所時の対応

避難所施設においては、流行性疾患対策を十分に講じるための場内準備に、時間を要することが見込まれることから、避難者は、避難所施設に到着しても、直ちに場内に立ち入ることなく、現地の係員の誘導に従い行動するものとする。

町は、国・県が定めるガイドライン等に基づく十分な対策を講じたうえで、迅速かつ適切に避難者を受け入れる体制を構築する。

第１８節　食料、飲料水及び生活物資の確保

主な実施担当	総務課、健康推進課、上下水道課、農林水産課、商工観光課
防災関係機関等	仙台地方振興事務所、仙南･仙塩広域水道事務所、その他防災関係機関

第１　目　的

住宅の被災等による食料、飲料水及び生活物資の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。

このため、発災直後から、時間経過に応じ、被災者に対し円滑に食料、飲料水、燃料及び生活物資の供給が行われるよう、町は物資の備蓄及び調達体制を整備する。

第２　住民等の災害への備え

１　町民は、防災の基本である「自らの身の安全は自らで守る」という考えのもと、最低 3 日分程度の食料及び飲料水を非常時に持ち出しができる状態で備蓄するとともに、ライフラインが遮断された状態での衛生環境の維持に必要となる衛生資機材（マスク・手指消毒液・ウエットティッシュ等）についても、あらかじめ備えるよう努める。

２　町民は、家族構成を考慮して、避難するときに持ち出す最低限の生活用品についても、併せて準備しておくよう努める。

３　事業所等は、災害発生に備えて、社員やその家族、さらには地域住民も考慮しながら、３日分の食料、飲料水の備蓄に努める。

４　町は、町民等が食料、飲料水、生活用品の備蓄について、自発的に取り組むよう啓発に努める。

第３　食料及び生活物資等の供給計画の策定

町は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資について、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの必要な物資の供給のための備蓄計画を策定する。

第４　食料及び生活物資等の備蓄

１　町が行う備蓄の基本的な考え方

町による備蓄は、亘理町防災備蓄計画等に基づき、町民の自助・共助により賄われる備蓄物資等を補完することを目的に、発災直後の 3 日間において生命維持や生活に最低限必要となる食料・飲料水・生活必需品の物資及び避難所運営に必要な資機材を中心として計画的に進める。

２　公共用地、国有財産の有効活用

町は、備蓄にあたり、国と連携し、公共用地、国有財産の有効活用を図る。

３　備蓄拠点の整備

町は、防災拠点施設として整備した亘理町防災倉庫を拠点として、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備する。

４　備蓄物資の選定時の配慮

町は、備蓄物資の選定に当たっては、管理栄養士の活用も図りつつ、要配慮者、女性や子育て家庭の避難生活、アレルギー対策、避難生活の長期化における栄養バランス等について配慮する。

第５　食料及び生活物資等の調達体制

町は、応急生活物資を供給するため、協定締結事業者と協議し、物資調達のための体制を整備する。

また、災害救助法が適用される大規模な災害が発生した場合を想定し、物資調達・輸送調整等支援システム等も活用しながら、必要とされる生活必需品についてあらかじめ備蓄・調達体制を整備し、供給計画をその都度立てるものとする。

第６　飲料水の確保

１　備　蓄

備蓄については、亘理町総合発展計画及び亘理町防災備蓄計画に基づき行うものとする。

町は、被害想定などを参考にしながら最小限の飲料水の備蓄に努める。備蓄場所は、亘理町防災倉庫のほか、災害時に迅速な供給ができるよう、また、備蓄場所が全滅しないよう、指定避難所等に分散して備蓄する。

２　水源の確保

災害時には、各小中学校の受水槽、町営住宅の受水槽、田沢浄水場及び各配水池などの既存の施設を水源として確保するほか、学校のプールや打ち込み消火栓を利用し生活用水の水源とする。

また、「亘理町災害時協力井戸」の制度に基づき登録された町内各所の井戸水について、定期的に井戸水の水質検査を実施する。

３　給水資機材

応急給水の際に使用する加圧式給水車、設置型組立式給水タンク、その他関連する資機材等の整備を図るほか、非常用飲料水袋を計画的に備蓄し数量の確保に努めるものとする。

その他の給水資機材については、町内の業者とあらかじめ協議し、緊急時の調達を依頼するものとし、調達できない場合は、日本水道協会に斡旋を依頼する。

４　応援協定による応急給水等

町は、大規模災害発生時には、災害時応援協定等の締結先に応急給水及び応急復旧等の応援要請ができる体制を整える。

５　応急工事の依頼先

災害時に給水施設が被災した場合に備えて、町内の業者とあらかじめ協議のうえ、緊急時の応急工事を依頼する。（災害時における水道施設復旧応援に関する協定：亘理町水道工事指定業者連絡協議会）

第７　備蓄品の管理

備蓄してある食料、飲料水、生活物資を日頃から定期的に点検し、更新が必要なものについては適宜新たなものに取り替える。

その際には、単に廃棄することが無いよう、防災教育等における活用も視野に、早めに検討に着手するものとする。

第８　燃料の確保

１　燃料の調達、供給体制の整備

町は、県が行う、発災後の連絡体制、燃料の搬送体制、燃料供給を受ける施設の受入れ態勢等の検討に協力する。

また、災害発生時において可能な限り早期に生活基盤の復旧を図るため、宮城県石油商業組合岩沼支部等と必要な協定等を締結するなどして、燃料の確保に努める。

２　普及啓発

町は、災害発生時の燃料の供給不足に伴う混乱を防止するため、日頃から住民及び事業者等に対し、車両の燃料を日頃から十分に補給しておくよう心掛けるなど、災害発生時に備えた燃料管理などの自助努力について普及啓発を行う。

第１９節　要配慮者・避難行動要支援者への支援対策

主な実施担当	総務課、福祉課、長寿介護課、健康推進課、子ども未来課、企画課、商工観光課
防災関係機関等	あぶくま消防本部、亘理警察署、仙台保健福祉事務所、地域災害拠点病院

第１　目　的

高齢者や障害児者、乳幼児、妊産婦、アレルギー等の慢性疾患を有する者、外国人等の要配慮者は、災害に伴う避難誘導時における危険度が高く、また、避難後の生活においても精神的、肉体的な負担が特に大きくなるものと考えられることから、町及び福祉施設の管理者は、それらを軽減できる対策を講じる。

要配慮者	○「高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」（災害対策基本法） なお、本節においては、障害者は障害を持つ児童と併せ、『障害児者』とし表記する。 また、特に配慮を要する者として、日本語の理解が十分でない外国人、一時的な行動支障を負っている妊産婦や傷病者、地理に疎い旅行者・観光客などとする。
避難行動要支援者	○「要配慮者のうち、災害が発生した場合、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの」（災害対策基本法）

第２　高齢者、障害児者等への支援対策

介護を必要とする高齢者、一人暮らし高齢者、障害児者、妊産婦、乳幼児、アレルギー等の慢性疾患を有する者など、それぞれの身体機能等を考慮して災害時の対策を整える。

１　社会福祉施設等の安全確保対策

(1) 防災点検及び防災資材の配備

社会福祉施設等は、定期的に施設の耐久性・耐火性を点検し、建築年数や老朽度合い等に応じて必要な修繕等を行い、災害に対する安全性の確保に努める。特に、施設内部や周辺のバリアフリー化に努める。

また、電気、水道等の供給停止に備え、入所者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品類等の備蓄を行うとともに、施設機能の応急復旧や治療等に必要な非常用自家発電機等の防災設備の整備に努める。

(2) 組織体制の整備

社会福祉施設等は、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、施設関係者緊急連絡体制に関する具体的計画を作成する。また、町と連携し、施設相互間並びに他の施設、近隣住民、自主防災組織、ボランティア組織等との日常の連携が密になるよう努め、入所者の実態等に応じた協力が得られるよう体制づくりを行う。

(3) 防災教育及び避難誘導方法の確立

社会福祉施設等は、入所者及び従事者等に対し、避難経路及び指定緊急避難場所を周知し、基本的な防災行動がとれるよう、防災教育や防災訓練を定期的に実施し、施設の構造や利用者の身体的特徴を考慮した避難誘導方法を確立する。

(4) 業務継続体制の構築

社会福祉施設等は、施設や設備が大きく被災し入所者が施設での生活が継続できない場合には、介護環境を確保できる他の同種又は類似の施設に利用者を避難させるとともに、他施設からの介護職員等の応援派遣等により介護の継続が可能な体制を整えることが速やかにできるよう、あらかじめ施設間において業務継続に関する体制づくりを行う。

２　要配慮者の災害予防対策

(1)　要配慮者避難支援プランの策定

町は、内閣府「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（令和３年５月改定、以下「取組指針」という）及び「宮城県避難行動要支援者に対する支援ガイドライン」（平成 25 年 12 月改訂、以下「ガイドライン」という。）等を参考に、地域防災計画に避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考え方や避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲等の事項を定める。その上で、地域防災計画の下位計画として全体計画を位置づけ、より細目的な内容を記載のうえ、策定するよう努める。

(2) 要配慮者の把握

町は、災害による犠牲者となりやすい要配慮者を把握し、災害発生時に迅速な対応がとれるよう備える。

なお、町は、取組指針及びガイドラインに基づき、次の事項に留意し把握等を行う。

イ　要配慮者の所在把握

（イ）町は、住民登録や福祉などの各担当部門が保有する情報から、事前に要配慮者をリストアップし、どのような要配慮者（電源を必要とする医療機器の使用の有無を含む。）がどこに住んでいるのかの所在情報を取りまとめるように努める。この場合、災害時には防災関係機関等に開示されることなどについて必要に応じて対応する。

また、平常時から要配慮者と接している町の福祉部局、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体・高齢者団体等の福祉関係者との連携に努める。

（ロ）町は、自主防災組織や、自治会や町内会などの地域コミュニティを活用するなど、地域における共助による所在把握の取組を推進する。

ロ　所在情報の管理

（イ）常に最新の情報を把握し、内容を更新の上、関係者で共有する体制を構築する。

（ロ）災害時における関係機関の役割を踏まえ、要配慮者情報の開示時期、開示先の対象機関、開示範囲を定めておく。

（ハ）データベース化などを進めるとともに、個人情報保護の観点から、情報の漏洩防止等の適切な管理を行い、緊急時に必要最低限の情報が取り出せるよう整備する。

なお、災害による電源喪失やコンピュータの破損等を考慮し、紙媒体での情報も保管しておく。

(3) 避難行動要支援者名簿の整備

イ　名簿の作成・更新

町は、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する。

ロ　名簿の提供

町は、避難支援に携わる関係者として地域防災計画に定めたあぶくま消防本部、亘理警察署、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等の関係機関に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えい防止等必要な措置を講じる。

(4) 個別避難計画の策定

町は、避難行動要支援者一人ひとりの避難支援が、迅速かつ適切に行えるよう、誰が、どのような支援を行うのかを避難行動要支援者ごとに具体的に記載した個別避難計画が策定されるよう努める。

個別避難計画の策定については、民生委員・児童委員、自治会、自主防災組織、社会福祉協議会、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、指定特定相談支援事業所等の協力を得ながら進める。

個別避難計画の策定にあたっては、優先度が高いと判断する避難行動要支援者については、特に町が支援することにより計画が策定されるよう努める。優先度については、ハザードマップ上危険な地域かどうかの他、本人の心身の状況や社会的孤立の状況により判断する。

個別避難計画では、避難行動要支援者の個々の把握により名簿を整備し、あらかじめ一人ひとりの避難行動要支援者に対し、複数の避難支援者を定め、車による避難も含む支援方法、避難先を決めておくなど、避難行動要支援者を避難させるための具体的な計画を策定するよう努める。なお、避難支援者の安全確保等にも十分留意する。

(5) 避難行動要支援者の移送

町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

(6) 支援体制の整備

町は、取組指針やガイドライン等を参考とし、自主防災組織の育成及び指導を通じ、災害時における情報伝達や救助、避難誘導等について、自治会や町内会などと連携し地域社会全体で要配慮者を支援するための体制整備に努める。

なお､体制づくりに当たっては､地域における生活者の多様な視点を反映させるため、要配慮者やその家族、 女性の積極的な参加が得られるよう努める。

(7) 防災設備等の整備

町は、すでに整備済みである独居高齢者を対象とした「緊急通報システム」を活用しながら協力員（ボランティア等）や市町村等による地域福祉のネットワークづくりを進める。

また、聴覚障害者等への災害情報の伝達を効果的に行うための緊急速報メール等文字情報の提供システムの構築に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、自動消火装置及び火災報知器等の設置を推進する。

(8) 相互協力体制の整備

町は、社会福祉協議会、民生委員、ケアマネジャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者、要配慮者の近隣住民（自主防災組織等)、ボランティア組織などとの連携により、要配慮者の安全確保に関する相互協力体制を整備する。

(9) 情報伝達手段の普及

町は、各種福祉団体と協同し、高齢者でも扱える携帯端末（ワンタッチボタン、ＧＰＳ機能付)、デジタルサイネージ（情報が常に流れているもの）の他、視聴覚障害者向けの文字情報によるラジオ放送、視覚障害者向けの受信メールを読み上げる携帯電話、肢体不自由者向けのフリーハンド用機器を備えた携帯電話等、要配慮者個々の特性に配慮した通信手段の普及に努める。

３　福祉避難所の確保

(1) 福祉避難所の整備・指定

町は、施設の土砂災害等の被災リスクに対する安全性確保やバリアフリー化、避難スペースが確保されているなど、要配慮者のために特別の配慮がなされた福祉避難所について、社会福祉施設との「福祉避難所の設置協力に関する協定」に基づき、あらかじめ福祉避難所となる施設を指定している。

(2) 町の域を超えた要配慮者の受入れ体制の構築

町は、県と連携を図りながら、町での受入れが困難な在宅の要配慮者を想定し、市町村の域を越えて受入れる体制の構築に努める。

(3) 福祉避難所の構造・設備

町は､福祉避難所において､要配慮者が避難生活を送るために必要となる洋式トイレ、車椅子、簡易ベッド等の障害児者・高齢者を考慮した設備や、ミルク、ほ乳びん等の乳児用備品、及び授乳に配慮するための設備といった、女性や子育て家庭に十分配慮した構造・設備の配備に努める。

(4) 支援対策要員の確保

町は、県と連携を図りながら、福祉避難所において、要配慮者の介護・医療的ケアな

ど相談や介助などの支援対策が円滑に実施できる要員の確保に努める。

４　福祉サービスの継続と関係機関の連携

町は、災害時における福祉サービスの運用方針等に関し、国や県と密接に連絡をとるとともに、介護・医療的ケアなどの福祉サービスの継続に必要な体制を確保する。

具体的には関係者間で密接な連携を図り、他の地方公共団体等からの広域的な応援派遣や受入れも活用しながら福祉サービスの継続に必要な体制を整える。

５　家族を含めた防災訓練の実施

町は、近隣住民、自主防災組織、ボランティア組織などの協力により、要配慮者やその家族を含めた防災訓練の実施に努める。

６　要配慮者自身の備え

町は、平常時に要配慮者自身あるいは家族ができる範囲で準備を働きかけるほか、以下のような「自助」の考え方についても、普及に努める。

(1) 避難する場合は、避難先を書いた紙を玄関に貼っておく
(2) 防災用品をそろえる
(3) 貴重物品をまとめておく
(4) 近所の人に災害時の支援について依頼しておく
(5) 防災訓練に参加する　など

第３　外国人への支援対策

町内に在住している外国人の国籍をもとに、外国語対応の防災マップ、行動マニュアル等を作成・配布するとともに防災講習会等を実施し、指定緊急避難場所、避難路等の周知に努める。

指定緊急避難場所や指定避難所までの案内板等は、外国語併記の表示に努める。

また、外国人を多く就業させている事業所等に対し、防災講習会の開催を働きかけ、民間と連携した防災体制の整備を図る。

日赤本社を通して、外国から照会のある在日外国人の安否調査について、関係各機関との連絡や、ボランティアの協力を得て、所在・安否の確認を行い、調査依頼先に回答できるよう体制を整える。

第４　旅行客への支援対策

町内の宿泊施設、観光施設等とあらかじめ協議のうえ、災害が発生したとき又はその恐れのある時の利用者の避難誘導方法や連絡方法を確認しておくものとする。

土地勘のない旅行客等は、自主的に迅速な避難行動をとることが容易ではないと想定されることから、町、観光事業従事者、消防関係機関、自主防災組織などが連携し、旅行客の安全確保に努める。

また、観光集客施設ごとの避難誘導計画の作成を推進する。

第２０節　複合災害対策

主な実施担当	総務課
防災関係機関等	―

第１　目　的

災害から町民の命を守るためには、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定し、それに対する可能な限りの備えを行う必要がある。

一つの災害が他の災害を誘発し、それぞれが原因となり、あるいは結果となって全体としての災害を大きくする場合や別々の災害が偶発的に同時期に発生する場合などを意識し、そういった複合災害について、より厳しい事態を想定した対策を講じる。

第２　複合災害の応急対策への備え

町及び防災関係機関は、地震、津波、火災、大雨等の複合災害の発生可能性を認識し、いくつかの時系列的なシナリオを構築した上で、地域防災計画等を見直し、備えを充実するよう努める。

予防対策にあたっては、特に以下の点に留意する。

１　活動体制

(1) 複合災害時においては、それぞれの災害が別の災害の影響を受けるため、従来業務に付加される業務を明確にし、それが適切な災害対応の支障とならないよう、あらかじめ対応方法等について検討する。

(2) 複合災害発生時は、災害の全体像を俯瞰し対応の優先順位をつけるとともに、対策実施に関する具体的なスケジュールの立案に努める。

２　情報の収集・伝達体制の整備

(1) 複合災害時には、関係市町村の災害対策本部等から得られる指定避難所・指定緊急避難場所等の被害状況、道路の損壊及び道路交通の状況等の自然災害情報についても、関係機関で共有化が図られるよう情報共有に努める。

(2) 町及び防災関係機関等複合災害の発生に関係する機関は、国とも連携し、複合災害時にも相互に確実に情報の収集及び連絡を行うため、必要な情報収集・連絡体制及び防災行政無線、専用回線、衛星回線等、複数の通信手段の整備に努める。

(3) 県、町及び防災関係機関等は、複合災害時の情報伝達に当たり関係機関での情報の共有化を図り、救助活動等を実施する者に対して、原則として、それぞれの組織の指揮命令系統を通じて効果的な情報の提供を行う。

イ　地方公共団体の機関や派遣依頼により救助活動等を実施している者

派遣部隊の指揮系統を通じて、情報を提供する。その際、伝達に要する時間を考慮するとともに、情報の欠落や誤報等の防止に留意する。

ロ　ボランティア等の公の指揮系統外で救助活動等に当たっている者

広報車、自主防災組織の情報連絡網等によるほか、移動系防災無線（車載型、携帯型)、携帯電話等を活用することに留意する。

(4) 複合災害時において、県、町及び防災関係機関等は、現状認識や今後の方針について、地域住民等の不安解消や混乱防止のため、適切な広報に努める。

３　避難・退避体制の整備

(1) 町は、複合災害時でも適切に避難活動が行えるよう、避難計画において、避難路となる道路の被災や放射性物質の放出までの時間等を考慮した対策をあらかじめ検討する。

(2) 複合災害時には、避難指示等や避難誘導に影響を及ぼす事象が多数にわたる可能性があることから、情報の把握、意思決定、諸手続き等に関し、国等関係機関との必要な相互連携が確実に図られる状態になるよう留意する。

(3) 町は、複合災害時に迅速に避難誘導が実施できるよう、大規模自然災害に関する防災マップ等から、指定避難所・指定緊急避難場所等の被害の程度、経路の障害の程度を想定し、複数の代替ルート、輸送手段等を考慮した「避難誘導計画の基本型」をあらかじめ作成し、平素から多様な避難手段を把握しておくよう努める。また、「避難誘導計画の基本型」について、図上訓練やシミュレーション等による検証により、より実効性の高いものとなるよう見直しを図る。

第３　複合災害に関する防災活動・訓練の実施

１　訓練の実施

町及び防災関係機関は､様々な複合災害を想定した机上訓練やシミュレーションを行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。

また、地域特性に応じて発生の可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

第２１節　廃棄物対策

主な実施担当	町民生活課
防災関係機関等	宮城県環境生活部、宮城県塩釜保健所岩沼支所、亘理名取共立衛生処理組合

第１　目　的

大規模災害生後、大量に発生する災害廃棄物(粗大ごみ、不燃性ごみ、生ごみ、し尿など)や倒壊物・落下物等による障害物は、住民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。

このため、県、町及び関係機関は、廃棄物処理施設の耐震化等を図るとともに、廃棄物処理活動が迅速に行われるよう、大量の災害廃棄物が発生した場合に必要となる広域処理も含めた災害廃棄物の処理体制の確立を図る

第２　処理体制

１　町の役割

町は、迅速に災害応急対策を推進するため、宮城県及び亘理名取共立衛生処理組合と協議のうえ、あらかじめ災害廃棄物処理計画を定めるとともに、廃棄物処理施設の処理能力を超える場合及び廃棄物処理施設が被災し使用不能になった場合の対策として、近隣の市町村及び廃棄物関係団体と調整し、災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法の検討と災害時の相互協力体制の整備に努める。

災害廃棄物処理は、可能な限り地域内で処理することを原則とし、亘理名取共立衛生処理組合と連携して取組みを進める。

・災害廃棄物対策に関する施策を一般廃棄物処理計画に規定
・一般廃棄物処理施設の一層の耐震化・耐浪化、浸水対策
・県、近隣市町村や廃棄物関係団体等との相互援助協力体制の構築
（迅速な受援・支援に必要な体制の構築、動員・配置・連絡網・指揮命令系統の整備）
・災害時における廃棄物処理施設の設置等に係る廃棄物処理法特例措置の活用
・町民へのごみ分別・減量、災害廃棄物分別・排出方法等の普及啓発

２　県の役割

県は、災害廃棄物処理計画に基づき、市町村が適切かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう必要な技術的援助を行うとともに、大量の災害廃棄物処理を考慮した都道府県間及び市町村間における広域支援体制の確立を図り、またこのために必要な指導・助言その他の支援を市町村に対して行う。

また、災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する場合の仮置場の確保や災害時の廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

３　事業者の役割

事業者は、その事業に関連して発生した災害廃棄物の性状等に精通していることから、自らの責任において回収し、適正に処理するための体制の整備に努める。

第３　主な措置内容

町及び宮城県、亘理名取共立衛生処理組合は、廃棄物処理に係る災害時応急体制を整備するため、以下の措置を行うよう努める。

１　緊急出動体制の整備

(1) 一般廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材の備蓄を行う。

(2) 収集運搬車両や清掃機器等を常時整備する。

(3) 廃棄物の収集・処理に必要な人員・収集運搬車両等が不足する場合の対策を検討する。

２　応急体制の確保

(1) 仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物(避難所ごみや仮設トイレのし尿等)の処理を含めた災害時の廃棄物処理について、具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定する。

(2) 広域的な市町村等との協力・応援体制を整備し、その連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において、具体的に明示する。

(3) 災害のごみ・し尿の処理場は次のとおりとする。

ごみ・し尿の処理場

施設名	管理者	処理能力	処理方法	備　考
亘理 清掃センター	亘理名取共立衛生処理組合	資源 13t/5H	金属類プレス ビン・ガラス破砕	
岩沼東部環境センター	亘理名取共立衛生処理組合	可燃物 157t/24H 資源 22.9t/5H	可燃物焼却 粗大・資源ごみ等 破砕等・選別・圧縮	
浄化センター	亘理名取共立衛生処理組合	113kl/日	高負荷脱窒素処理 ＋高度処理方式	し尿：78kl/日 浄化槽汚泥： 35 kl/日

(4) 廃棄物（がれき等）の仮置き場を割山採取場とする。(詳細は「第１編第３章第19節障害物の除去」参照)

(5) 死亡獣畜の処理は塩釜保健所岩沼支所（愛玩動物)、仙台家畜保健衛生所（家畜)、仙台地方振興事務所林業振興部（野生動物）と協議のうえ処理する。

３　指定避難所等の生活環境の確保

指定避難所等の仮設トイレやその管理に必要な消毒剤、脱臭剤の備蓄を行うとともに、迅速かつ円滑な調達ができるよう県及び相互応援先との協力体制の確立を図る。

第２２節　災害種別毎予防対策

主な実施担当	総務課、農林水産課、都市建設課
防災関係機関等	あぶくま消防本部、その他防災関係機関

第１　火災予防対策

１　目　的

火災による人的・物的被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関は、出火防止に努めるとともに、初期消火、火災の延焼拡大防止のため、必要な事業の施行、施設の整備を図るなど、火災予防対策の徹底に努める。

２　情報の収集・伝達体制の整備

町及び防火関係機関は、情報収集、伝達手段として、無線、有線及びその他通信設備等を利用した防災通信網の確保・整備充実を図り、火災発生時の応急対策を迅速に推進するため万全を期す。

３　防災活動の促進

出火要因としてはガス、石油、電気等の火気使用設備・器具のほかに、危険物、化学薬品等からの出火が考えられるほか、放火による火災も想定される。

このため、町及び消防機関は、出火につながる要因を個々に分析、検討し、あらゆる施策を講じて安全化を図る。

町民に対しては、防火・防災意識の高揚と防災行動力の向上を図ることにより、出火をできる限り防止する。

(1) 火気使用設備・器具の安全化

火災発生は、火気使用設備・器具の老朽化、不測な取扱いや配置及び過重な負担を掛けることにより起きることから、設備・器具の点検と早期交換、適正な取扱方法の周知を図ることにより、出火の抑制に努める。

(2) 住民への指導強化

世帯構成が、核家族化、少子化、高齢化の傾向の中で、火気取扱方法の誤操作、異常な使用及び失念により、重大な火災に発展することから、常に火気についての注意を喚起させるとともに、特に、春季秋季の火災予防運動を通じ、乾燥期や強風時における火気の使用について指導を強化し、意識の高揚を図る。

(3) 出火防止のための査察指導

消防機関は、火気使用設備・器具の不適正な使用や配置又は過度の使用方法による出火を抑制、未然防止するため、使用場所や設備・器具の状態について、予防査察を実施する。

(4) 民間防火組織の育成

建物火災のうち、住宅火災の発生件数が過半数を占めていることから、日常、火気を取り扱う一般家庭における火災予防思想の普及啓発が重要である。

火災予防思想の普及啓発には幼少年期からの指導が効果的であり、また、火を扱う機

会の多い一般家庭婦人に対する啓発も重要であることから、幼少年消防クラブ及び婦人防火クラブの結成と育成について指導する。

(5) 初期消火体制の強化

火災による人的、物的被害を最小限に止めるためには、早期通報、初期消火を行うことが重要であり、常時早期対応が可能な体制にしておかなければならない。

このため、家庭、事業所及び地域における自主防災体制を充実強化し、防災教育、防災訓練により県民の防災行動力を高めて初期消火体制の確立を図る。

また、防火対象物の防火管理体制については、防火管理者の資格付与講習会を行うとともに、定期的な防火管理者講習会を開催して、資質の向上を図り、選任義務あるの防火対象物については、防火管理者の必置と選任を励行させる。

４　消防組織の充実強化

複雑多様化、高度化する消防業務に対応できる体制を確立するため、広域消防応援体制の一層の充実並びに消防職員及び消防団員の教育訓練の充実による資質の向上を図るとともに、各消防機関における計画的な人員の確保等、組織の拡充強化について指導する。また、民間防火組織等の育成を図りながら、防火予防思想の普及に努める。

さらに、火災による人的、物的損害を最小限に止めるため、防火対象物の防火管理体制を強化し、失火を防止し、出火の場合には、早期通報、初期消火を行うよう常時確実な体制がとれるように指導する。

５　消防力の強化

消防力及び消防水利の基準に基づき、消防活動に必要な車両、資機材及び消防水利を整備する。

消火栓、貯水槽の設置に際しては耐久性を十分に考慮する。消火栓が機能しなくなった場合等を想定し、河川の自然水やプール、ため池、用排水路等、多様な消防水利の確保に努める。また、飲料水と兼用できる耐震性貯水槽の設置を図る。また、消防機関は、これらの消防水利が災害時に円滑、迅速に使用できるよう点検を行う。

６　消防団の育成

(1) 消防団の育成

消防団員の担い手が少なくなり、また町外への通勤により昼間不在の消防団員が増えている中、地域における消防団の重要性の認識を高め、さらに消防団への加入を促すよう、意識啓発に努める。

そのため、地域住民の消防団活動に対する理解を促すとともに、処遇の改善、事業所に対する協力要請、女性消防団員の入団促進、高校への働きかけ、将来の消防の担い手となる子どもに対する啓発等を通じ、消防団員数の確保に努める。

また、消防団ＯＢ等の中から希望者を「機能別消防団員」として任命し、特に平日昼間の火災発生時における初期消火活動や後方支援等の活動体制の確保・強化を図る。

消防団員の資質向上のため、講習会の開催や消火訓練を実施する。

(2) 民間防火組織の育成

火災による被害を最小限にくい止めるためには初期消火が非常に重要になる。

そこで、地域ぐるみ、職場ぐるみの協力体制を必要とすることから、自主消防体制と

しての学区、行政区等ごとの婦人防火クラブ、少年消防クラブ等の結成、育成を促進し、組織単位の訓練を積み重ねるとともに各クラブの連携を図り、防災への実践的な対応策を体得させ、家庭、職場等で活用できるよう指導する。

婦人防火クラブ、少年消防クラブの現況は資料編「婦人防火クラブ、幼少年防火クラブ現況」参照

７　火災予防措置

(1) 予防査察の強化

消防機関は出火の危険性を把握し、火災発生を未然に防止するため、防火対象物、危険物貯蔵所等に対し、計画的な予防査察を実施し、防火管理の指導、消防用設備等の改善に関する指示等を行う。

（予防査察の対象、実施回数、査察後の処置の内容については「第１編第２章第１５節　火災予防対策」に掲載のとおり）

(2) 漏電による火災の防止

配電設備については、一定の基準による工事と適切な検査の実施により施行の完全を期し、保守に当たっては巡視点検による不良個所の早期発見と改修に努める。

また、需用設備については、新増設調査並びに定期調査により不良個所の改修を需用家に通知するとともに、工事施工業者の技術向上を図る。

一般公衆に対しては、電気の正しい取扱いと適正配線の重要性について啓発、宣伝に努める。

特に、災害発生の予想される時期には特別点検、特別巡視を行なう。

(3) 消防用設備等の設置・普及

火災による人的物的被害の軽減を図るため、早期発見、初期消火及び避難等に有効な消防設備の適正な設置及び維持管理について指導するとともに、消防設備士の資質の向上を図る。

(4) 住宅防火対策の推進

住宅火災の防止については、防炎物品及び防炎製品の使用が出火、延焼拡大の阻止に有効であることを周知し、特に、就寝時間帯及び高齢者世帯における火災死亡率が高くなる傾向にあることから、住宅用火災報知器の設置義務化に伴い、機器の普及促進に努めるとともに、住宅防火診断等防火に関する生活改善について指導助言を行い、住宅火災の軽減を図る。

８　火災予防運動の実施

毎年火災が多発する10月から３月にわたり、春秋火災予防運動の期間を通じ火災予防のための諸行事を実施し、広く住民に対し火災予防思想の普及啓発に努める。

９　特殊建築物の状況

町内の1,000㎡以上の特殊建築物は多くの人が集まるところであり、火災発生の際には大きな被害が予想されるため、緊急時に安全な避難ができるよう、消火、避難設備の整備や不燃材料の使用促進、避難体制の整備等、防災上の措置が必要である。

特殊建築物の状況については資料編「特殊建築物の状況」を参照

10　文化財の火災予防

住民に対し、広く文化財の防火思想の啓発を図るとともに、特に文化財の所有者及びその周辺居住者に対し、防火に十分注意するよう重点的に指導するものとする。

文化財の保護については、亘理町教育委員会において管内指定文化財の総合的な火災予防計画を樹立するとともに、指定文化財については、教育委員会、あぶくま消防本部、文化財所在地区と合同で、毎年文化財防火デーにあたる１ 月 26 日に防火訓練・査察を実施し、指定文化財愛護思想と防火意識の高揚に努める。

文化財については、資料編「指定文化財一覧」を参照

11　建造物等の火災予防

町営住宅等の公共建築物は原則として耐火建築とし、その他についても不燃及び耐火建築の促進を指導するものとする。詳細は、「第２編第２章第３節　建築物等の予防対策」に記載している。

12　消防協定の締結

町だけでは対応しきれない火災に備え、広域応援を要請するため、以下の協定を締結している。

詳細は「第３編第２章第 13 節　相互応援体制の整備」に記載している。

○相互応援協定（消防組織法第 21 条の規定に基づく消防一般）

山元町、岩沼市、亘理町

○福島・宮城・山形広域圏災害時相互応援協定

（災害対策基本法第 67 条第１項の規定に基づく災害一般）

５広域圏 44 市町村

第２　林野火災予防対策

１　目　的

林業の低迷による森林管理機能の低下や森林レクリエーション客の増加により、林野火災発生の危険性は高まりつつあることから、林野火災予防の対策を強化する。

２　林野及び林野火災の現状

平成 27 年の農林業センサスによると、林野面積は 1,067ha で、町面積の 14.5％を占めており、内訳は以下のとおりとなっている。

	林野面積	私有林	町有林	県有林	国有林	森林整備法人
面積	1,028 ha	837 ha	132 ha	46 ha	1 ha	12 ha
構成比	100.0%	81.4%	12.8%	4.5%	0.1%	1.2%

この 10 年間の林野火災は年間２件以内である。

林業については、木材の価格下落、林業従事者の高齢化と後継者不足等により低迷を余儀なくされており、森林管理が手薄になりつつある。

３　林野火災の予防対策

(1) 広報宣伝の充実

林野火災の出火原因は、失火によるものが多いため、火災の発生しやすい時期を重点に次の事業を実施する。

イ　山火事防止強調月間の設定

下記の時期を山火事防止強調月間とし、全町にわたって広報運動を実施する。

・春季：3月1日～3月7日

・秋季：11月9日～11月15日

ロ　ポスター、標識板、立看板の設置

ハ　チラシ、パンフレット、ステッカー等による啓蒙宣伝の実施

ニ　公民館活動及び学校教育による防火思想の普及

ホ　広報車による広報宣伝

ヘ　各種集会を利用した啓蒙活動の実施

(2) 山火事防止運動の推進

仙台地方振興事務所と共同で山火事防止推進協議会を開催し、関係機関及び団体の具体的実施事項を調整し、山火事防止運動を推進する。

イ　町の実施事項

（イ）山火事防止に関する打合せ

（ロ）県の広報活動に対する協力及び町広報活動と防火思想の徹底

（ハ）行政区単位の防火組織の指導

（ニ）警報発表中の巡視員の配置

（ホ）火災発生時の伝達通報

（ヘ）火入れの法令規則の励行

ロ　国有林の管理者の実施事項

仙台森林管理署は、国有林について積極的な山火事防止対策を立て、その推進を図るとともに、隣接する民有林に対しても積極的に協力する。

ハ　森林組合等団体の実施事項

森林組合等は、自ら林野火災発生の防止を図るほか、組合員に対しても喫煙やたき火、林業機械使用による火災を防止する意識の啓発を図る。

ニ　消防機関の実施事項

（イ）警報発令の迅速化、的確化

（ロ）巡回警報伝達

（ハ）林野火入れの把握と指導

ホ　農業関係機関等の実施事項

（イ）開墾のための火入れ、地拵えのための火入れにあっては、場所、気象条件等を考慮し、十分な作業員を配置するなど厳正な管理のもとに実施する。

（ロ）火入れの際の隣接地への連絡及び消防機関との連絡

（ハ）火入れ取り締まり関係規則の遵守

（ニ）喫煙、たき火の注意

ヘ　その他

（イ）ハイカー等に対する趣旨の徹底

（ロ）喫煙、たき火後の完全消火

（ハ）レクリエーション、キャンプ等の際のマナーの指導

(3) 予防施設の整備

森林区画・尾根等を利用し、防火樹帯の整備を図るとともに必要に応じ、立地条件・気象条件を考慮し、防火線の布設、維持管理を図るものとする。

(4) 森林の管理

林道や防火樹帯の整備、防火用水の確保等森林管理を充実するとともに、他の林野所有者が行う事業に積極的に協力する。

イ　消防車両が通行できる林道、防火管理道の整備

ロ　林道防火線及び防火樹帯の整備

ハ　自然水利、ため池等を利用した防火用水の確保

(5) 消防体制の確立

イ　消防体制

総合的消防体制の確立、林野火災の消防体制を強化するため、次の実施機関からなる広域的な消防体制を確立する。

消防体制

機　　関	電話番号
亘　理　町	0223-34-1111
亘理町消防団	0223-34-1111
あぶくま消防本部	0223-22-5189
亘理警察署	0223-34-2111
仙台地方振興事務所	022-275-9111
宮城中央森林組合	022-372-3640

ロ　自衛消防隊の育成指導

宮城中央森林組合等による自衛消防隊の育成指導を行い、林野火災の早期発見、初期消火の徹底を図る。

ハ　相互応援体制

林野火災の大規模化に対応した消防体制を確立するため、近隣市町、関係機関等との間に相互応援協力協定を締結する。詳細については、「亘理町消防計画」及び「第３編第２章第13節相互応援体制の整備」による。

(6) 防御資機材の整備

林野火災への対応を強化するため､消火作業機器の配備や消火薬剤の備蓄を推進する。資機材の所有状況及び整備計画については町消防計画の定めるところによる。また、森林の所有者及び管理者に対しても、同等の資機材の確保を指導する。

(7) 巡視監視の徹底

国・県及び林野所有者並びに巡視員、監視員と連携をとり、巡視監視を実施するとともに、火災の発生しやすい時期には巡視員、監視員を増強して、入林者に対する火気取り扱い指導、火災の早期発見・通報、初期消火の徹底を図る。

林野における請負工事については、その契約書中に火気の使用制限に関する条項を入れるとともに、作業現場を随時巡視し、指導監視を徹底する。

(8) 林野火災指定地域の予防措置の徹底

町は、林野火災発生又は危険度の高い地域において、林野火災対策事業を集中かつ、計画的に実施するため、林野火災特別地域の指定を受けておくものとする。

第３　危険物等災害予防対策

危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物等による災害を予防するための事業計画である。

１　現　況

本町における危険物等施設の現況は、主に町中心部や逢隈地区の工業団地、市街地等に点在している。なお、危険物等の施設とは、概ね次の施設とする。

(1) 消防法第 10 条に定める施設

(2) 火薬類取締法第 3 条、第 5 条及び第 11 条に定める施設

(3) 高圧ガス保安法第 5 条及び第 16 条に定める施設

(4) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 11 条及び第 36 条に定める施設

(5) 毒物及び劇物取締法による毒物、劇物保有事業所

２　事業所等の災害予防措置

施設の管理者などは、危険物等の保安措置を確実に行うため、保安監督者、火薬類保安責任者、高圧ガス作業主任者、毒物・劇物等の管理責任者を選任し、取り扱い作業の保安監督を行わせるとともに、資格者の養成及び複数の選任に努める。また、次に掲げる措置体制を確立し、実施する。

(1) 危険物施設

イ　危険物事業所は、自主保安体制の充実強化のため次の対策を行う。

・安全管理上の能力向上を図るため、施設管理者、危険物取扱者及び危険物保安監督者等に対する保安教育の実施

・危険物施設の耐震設計基準について、法令に定められている技術上の基準に適合した状態の維持及び耐震性の強化

・自衛消防組織等の育成の推進及び効果的な自主防災体制の確立

・化学消防力の強化及び資機材の整備、備蓄の促進

ロ　亘理地区防災安全協会は、危険物事業所の施設管理者、危険物取扱者及び危険物保安監督者等に対する講習会等を開催する。

ハ　あぶくま消防本部は、危険物施設の実態把握に努めるとともに、危険物施設管理者に対し、自主保安体制の充実強化等について、立入検査等を通じて指導助言を行う。

(2) 高圧ガス施設

イ　高圧ガス製造所・販売所・貯蔵所等の事業者は、法令の耐震基準を遵守し、日頃から高圧ガス施設の保守･管理を行うとともに､保安体制の充実のため次の対策を行う。

・施設管理者、保安統括者・保安係員等に対する非常時にとるべき処置等の保安教育の実施

・自主的な保安体制の強化

・緊急時の関係機関に対する連絡体制の整備

・事業者間の相互応援体制の整備推進
・防災訓練の実施及び災害対応マニュアルの作成の推進

ロ　県は、宮城県高圧ガス保安協会等関係団体と密接な連携を図りつつ、高圧ガス製造所・販売所・貯蔵所等の高圧ガス施設の実態把握に努めるとともに、高圧ガス事業者に対し、立入検査や講習会等を通じ保安体制の充実強化について指導助言を行う。

(3) 火薬類施設

イ　火薬類製造、販売、貯蔵等の事業者は、火薬類取締法令に基づき、火薬類による事故発生防止のため次の対策を行う。
・定期自主検査、保安教育の実施
・製造施設、火薬庫の維持点検等自主的な保安体制の強化
・緊急時の関係機関に対する連絡体制の整備

ロ　あぶくま消防本部は、火薬類製造、販売、貯蔵等の火薬類施設の実態把握に努めるとともに、火薬類事業者に対し、立入検査等を通じ事故発生防止等について指導助言を行う。

３　町長等の措置

町長は、危険物等の保安取締りを実施する必要があると認めるときは、関係機関に連絡し必要な措置を要請する。

町長、消防長及び知事は、危険物施設等に対し防災対策の確立を期すため、次に掲げる措置を講ずる。

(1) 予防査察の実施
・危険物施設等について、位置、構造及び設備の技術上の基準や管理状況等の関係法令への適合状況並びに火災の危険性について査察を実施し、改善等について指導する。
・移動タンク貯蔵所等の危険物運搬車両について、走行車及び常置場所等で立入り検査を実施し、法令基準に適合するよう指導するとともに、輸送する事業所に対し災害発生時の措置及び安全対策を指導する。

(2) 複雑多様化する危険物などによる災害対策を強化するため、化学消防車等の整備を進める。

(3) 危険物取扱者等関係者に対し、適宜、講習会、研修会を開催し、法令の説明、危険物の貯蔵取り扱いなど、適正な保守管理等について指導する。

(4) 事業所等における自衛消防組織の育成と、災害時の応急体制の整備を促進する。

(5) 事業所等における応急対策に必要な資機材の整備を促進する。

(6) 亘理地区行政事務組合火災予防条例等の趣旨徹底を図る。

(7) その他、火災予防に対する措置を徹底する。

町長は、危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物等の防災対策を実施するために必要と認めるときは、あぶくま消防本部、亘理警察署又は県と相互に情報を交換する。

危険物施設は、資料編「危険物施設」を参照

第４　海上災害予防対策

１　目　的

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等の発生又は船舶からの危険物等の大量流出等による著しい海洋汚染、火災爆発等の発生といった海上災害を防止し、災害の軽減を図るものとする。

２　船舶の安全な運航等の確保

漁港管理者等は、管理施設の維持管理に努める。

３　職員の配備体制

町及び関係機関は、それぞれの機関の実情に応じ、職員の非常参集等応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに年１回以上の訓練を行い、活動手順、資機材や装備の使用方法等の習熟等について徹底を図る。

４　防災関係機関相互の応援体制

宮城海上保安部、県及び町は、民間救助・防災組織及び関係事業者等と、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定等を締結する等平常時から連携を強化しておく。

５　捜索、救助、救急及び医療活動

(1) 救助・救急関係機関は、当該機関及び関係事業所に係る救助・救急用資機材の保有状況を把握するとともに、必要に応じ情報交換を行うよう努める。

(2) 宮城海上保安部と県、宮城海上保安部と医療機関、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努める。

６　危険物等の大量流出時における防除活動

町、県及び宮城海上保安部は、官民の団体で構成する宮城県沿岸排出油等防除協議会と連携し、危険物等が大量流出した場合に備えて、オイルフェンス、油処理剤等の防除資機材の備蓄に努め、防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備を図る。

また、危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握する。

７　防災訓練の実施

町は、宮城海上保安部が行う、大規模海難や危険物等の大量流出を想定した訓練に協力する。

８　海上交通環境の整備

荒浜漁港の管理者は、防波堤、航路等の整備により、海上交通の安全性の向上に努める。

第５　鉄道災害予防対策

鉄道施設の災害予防対策は東日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社が主体となって行う。

１　鉄道施設の安全性の向上

線路、橋梁やホーム、駅舎等の施設について、老朽化などの危険箇所や耐震性等の安全性を点検し、必要に応じ補修工事を推進する。

線路に近接する施設の落下や倒壊による線路への被害を防ぐため、関係機関や施設管理

者に施設の整備を要請する。

線路への置き石等のいたずらにより大事故を引き起こすこともあるため、ポスターやパンフレットにより事故防止に関する知識の普及に努める。

２　災害応急対策

災害が発生した場合、迅速な応急対策をとれるよう、応急復旧体制を整備しておく。

・乗務員の応急措置及び指令との連絡体制
・対策本部の設置や、復旧要員の動員等の組織体制及び関係機関との協力応援体制
・復旧用資機材・機器の整備
・防災意識の向上

第６　道路災害予防対策

１　道路施設の安全確保

道路管理者は、それぞれ所管する道路の危険箇所について点検を行い、改修が必要な場合には、危険性の大きさに応じ、また緊急輸送道路など優先順位の高い道路から、順次、「橋、高架の道路等の技術基準」に基づき補強、整備を実施する。

道路施設管理者は次のとおりである。

・国　　道：東北地方整備局仙台河川国道事務所岩沼国道維持出張所
・県　　道：仙台土木事務所
・町　　道：都市建設課
・農　　道：農林水産課
・林　　道：農林水産課
・高速道路：東日本高速道路株式会社東北支社

(1) 橋梁や横断歩道橋、側道橋等については、順次点検を行い、優先順位に従い補強工事を実施する。

(2) 道路敷地内に設置されている道路標識、道路情報提供装置、電線共同溝等の道路施設について、耐震性の点検、補強及び耐震、耐火基準に沿った建設を進める。

(3) 水害の発生しやすい地域において道路を新設する場合には、道路の高さを確保するよう努める。

２　応急復旧対策

災害が発生したときには、町内のあらゆる道路を有効に活用し、迅速に救助、避難、物資の輸送を行わなければならない。そこで、道路の被害状況を総合的に把握するために、各道路管理者との連絡体制を整備し、随時町長へ連絡できるようにする。

第７　漁港施設

漁港管理者は、被災することにより生じる災害に関する危険区域の周知及びこれらの災害を防止するため、迅速な情報の収集及び情報伝達施設の整備を推進するとともに、耐震性を考慮した岸壁、防波堤等の漁港施設整備を行う。

第３章　災害応急対策

第１節　防災気象情報の伝達

主な実施担当	災対総務部（総務課）
防災関係機関等	宮城県、仙台管区気象台、東北地方整備局仙台河川国道事務所

第１ 目　的

気象・地象・水象等による被害を最小限にとどめるため各防災機関は、緊密な連携のもと災害に関する情報を迅速かつ的確に把握し、速やかに地域住民に伝達する。

第２ 防災気象情報

気象庁及び仙台管区気象台は、気象・地象・水象等の観測結果に基づき特別警報・警報・注意報及び気象情報（以下これらを防災気象情報という。）を発表し、各防災機関等が行う防災対応や住民の自主的防災行動に資するため、防災気象情報を防災機関等に伝達するとともに、これらの機関や報道機関の協力を得て住民に周知できるよう努める。

気象庁等は、避難指示

等の発令基準に活用する大雨、洪水、高潮の警報等の防災気象情報について警戒レベルとの関係が明確になるよう、５段階の警戒レベル相当情報として区分し、防災気象情報を提供する際は参考となる警戒レベルも併せて提供するものとする。

また、消防庁は、気象庁から受信した風水害に関する情報等を、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）により町等へ伝達する。

町は、大雨、暴風、高潮等の特別警報の伝達を受けた場合、直ちに住民等に周知する。

その際、要配慮者にも配慮するとともに、住民にとってわかりやすく伝達するよう努める。

１　仙台管区気象台が発表する防災気象情報

気象業務法に基づき、仙台管区気象台が発表する防災気象情報（風水害対策編のため、緊急地震速報・大津波警報、津波警報、津波注意報を除く。）は、次のとおりである。

防災気象情報の解説及び情報の活用については、資料編「防災気象情報及びその活用」参照。

防災気象情報の種類

特別警報	警報	注意報	
①大雨特別警報	①大雨警報	①大雨注意報	⑨雷注意報
②大雪特別警報	②洪水警報	②洪水注意報	⑩乾燥注意報
③暴風特別警報	③大雪警報	③大雪注意報	⑪なだれ注意報
④暴風雪特別警報	④暴風警報	④強風注意報	⑫着氷注意報
⑤波浪特別警報	⑤暴風雪警報	⑤風雪注意報	⑬着雪注意報
⑥高潮特別警報	⑥波浪警報	⑥波浪注意報	⑭融雪注意報
	⑦高潮警報	⑦高潮注意報	⑮霜注意報
		⑧濃霧注意報	⑯低温注意報
○大雨警報（土砂災害）の危険度分布 ○大雨警報（浸水害）の危険度分布 ○洪水警報の危険度分布 ○流域雨量指数の予測値 ○早期注意情報（警報級の可能性）		○気象情報 ○土砂災害警戒情報 ○竜巻注意情報 ○記録的短時間大雨情報	

注）土砂災害警戒情報は、県と仙台管区気象台が共同で発表する情報。

仙台管区気象台は、警報の発表基準をはるかに超える豪雨等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、「特別警報」を発表し、最大限の警戒を呼び掛ける。

気象等に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基準		過去の対象事例
大　雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合		令和元年東日本台風 （死者行方不明者89人） 平成30年7月豪雨 （死者行方不明者230人） 平成29年7月九州北部豪雨 （死者行方不明者42人） 平成27年9月関東・東北豪雨 （死者行方不明者20人）
暴　風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合	昭和34年台風第15号（伊勢湾台風） （死者行方不明者5,000人以上） 昭和9年室戸台風 （死者行方不明者3,000人以上）
高　潮		高潮になると予想される場合	
波　浪		高波になると予想される場合	
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合		－
大　雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合		昭和56年豪雪 （死者行方不明者152人） 昭和38年1月豪雪 （死者行方不明者231人）

※過去の対象事例の死者行方不明者数は令和４年４月１日時点。

警戒レベルと防災気象情報等・避難指示等

警戒レベル	防災気象情報等の情報			町の対応（避難指示等）
	警報・注意報等	警報の危険度分布※1	洪水予報	
警戒レベル５	・大雨特別警報		・氾濫発生情報	・緊急安全確保
警戒レベル４	・土砂災害警戒情報 ・高潮警報※2 ・高潮特別警報	・極めて危険 ・非常に危険	・氾濫危険情報	・避難指示
警戒レベル３	・洪水警報 ・大雨警報※3 ・高潮警報に切り替える可能性が高い注意報	・警戒（警報級）	・氾濫警戒情報	・高齢者等避難
警戒レベル２	・大雨警報に切り替える可能性が高い注意報 ・洪水注意報 ・大雨注意報 ・高潮注意報	・注意（注意報級）	・氾濫注意情報	
警戒レベル１	・早期注意情報（警報級の可能性）			

注）※1：警報の危険度分布には、大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）、大雨警報（浸水害）の危険度分布、洪水警報の危険度分布がある。
※2：暴風警報が発表されている際の高潮警報に切り替える可能性が高い注意報は、避難指示（警戒レベル４）に相当する。
※3：夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い注意報は、高齢者等避難（警戒レベル３）に相当する。

警戒レベルと住民がとるべき行動

警戒レベル	住民等がとるべき行動
警戒レベル５	・既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。
警戒レベル４	・危険な場所から、指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。 ・指定緊急避難場所等への移動が危険と思われる場合は、近隣の安全な場所やその時点に居る建物内のより安全な部屋等へ避難する。
警戒レベル３	・避難に時間を要する高齢者、障害者、乳幼児等とその支援者は、危険な場所から立退き避難する。 ・その他の者は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。 ・特に、土砂災害警戒区域等や急激な水位上昇の恐れがある河川沿いに居住する人は準備が整い次第避難する。
警戒レベル２	・避難に備え自らの避難行動を確認する。
警戒レベル１	・災害への心構えを高める。

出典：「避難情報に関するガイドライン（令和３年度）」、警戒レベル設定の広報をもとに作成。

２　宮城県と仙台管区気象台が共同して発表する土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、県と仙台管区気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害の恐れが高まったときに、市町村長が災害対策基本法第 60 条第 1 項の規定による避難のための立退き指示の判断や、住民の自主避難の参考となることを目的として発表される。

町は、土砂災害警戒情報が発表された場合、直ちに避難指示等を発令することを基本とし、そのための具体的な避難指示等の発令基準を設定するとともに、発令範囲をあらかじめ設定する。

なお、これを補足する情報である大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる。（避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当）

３　東北地方整備局仙台河川国道事務所又は宮城県と仙台管区気象台が共同で発表する洪水予報（指定河川洪水予報）

気象業務法第 14 条の 2 第 2 項及び第 3 項、水防法第 10 条第 2 項、第 11 条第 1 項の規定により、東北地方整備局仙台河川国道事務所又は宮城県と仙台管区気象台が共同して、河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位または流量を示して発表される警報及び注意報である。

町長は、仙台河川国道事務所から洪水予報の通知を受けた場合は、その予報の内容に応じて、水防団への水防活動の指示、住民に対する必要な情報の提供や避難指示等の発令等、適切な対応を行う。

本町に関係する洪水予報を行う河川は、阿武隈川である。

洪水予報の種類は次のとおりである。

【洪水予報の種類】

種類	標　題	概　要
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル５に相当。
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示等の発令の判断の参考とする。避難が必要とされる警戒レベル４に相当。
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 避難準備等の氾濫発生に対する警戒を求める段階であり、高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル３に相当。

種類	標　題	概　要
洪水注意報	氾濫注意情報	氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが、水位の上昇が見込まれないときに発表される。 氾濫の発生に対する注意を求める段階であり、水防団の出動の参考とする。避難に備え防災マップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。

４　仙台管区気象台長が宮城県知事に対して行う火災気象通報

気象の状況が火災の予防上危険と認められるとき、具体的には次の条件に該当すると予想される場合に、消防法に基づき、仙台管区気象台長が県知事に対して通報し、県を通じて町や消防本部に伝達される。

町長は、火災気象通報を受けたときは、火災に関する警報の発令、住民への通知、消防機関の警戒体制の強化等、必要な措置を講ずる。

通報基準番号	通　報　内　容
1	実効湿度65％以下、最小湿度45％以下で、平均風速7m/s以上が予想される場合。
2	実効湿度60％以下、最小湿度35％以下が予想される場合。
3	平均風速13m/s（江ノ島、北～東南東18m/s）以上が予想される場合。 （ただし、降雨時又は降雪時は通報しないこともある。）

５　警報･注意報の細分区域

本町は、次の細分区域に分類される。

（平成28年10月10日現在）

府県予報区	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域（含まれる市町等）
宮城県	東部	東部仙台	仙台市東部、塩竈市、名取市、多賀城市、岩沼市、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町東部、大郷町、富谷市

警報･注意報の細分区域　　（平成 28 年 10 月 10 日現在）

第３ 気象警報等の伝達

１　防災気象情報等の伝達系統

町は、仙台管区気象台が発表した気象警報・注意報等は、気象台から伝達された防災関係機関より受理する。伝達**系統**は、次のとおりである。

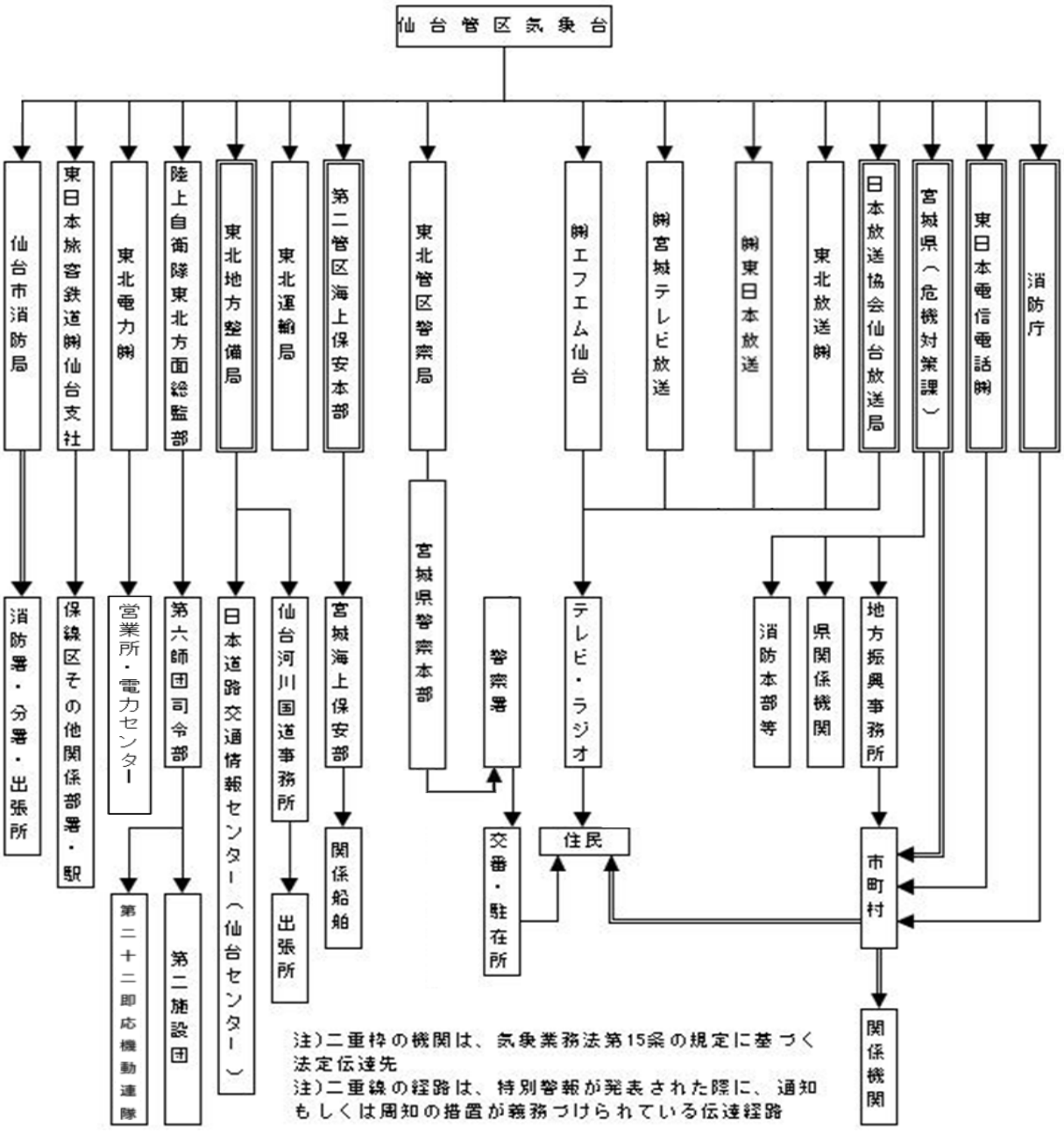

２　防災気象情報等の受領および伝達

町は、防災関係機関より受領した防災気象情報等は、次により住民に伝達する。

住民への防災気象情報の伝達

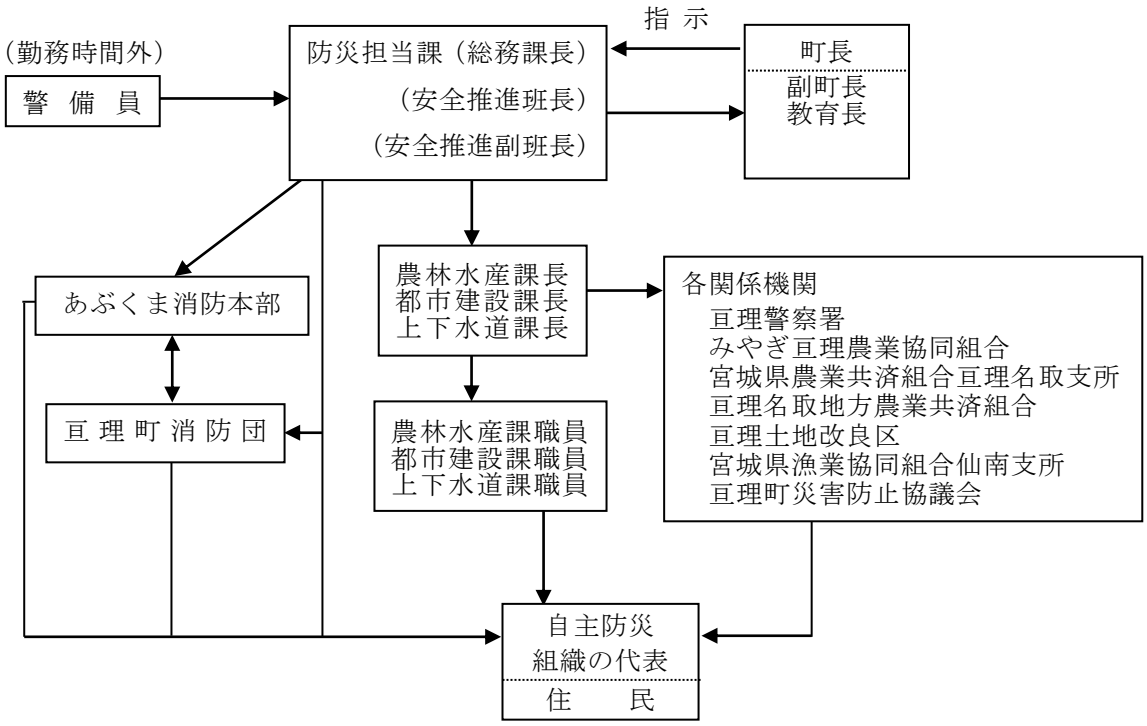

(1) 勤務時間内

総務課長（不在の場合は、財政課長）が受領し、町長（不在の場合は副町長）に報告するとともに、その指示を受け関係機関及び一般住民に伝達する。

(2) 勤務時間外

警備員が受領し、速やかに総務課長、安全推進班長、副班長、係員に伝達する。

一般住民に対する伝達方法

伝達責任者	伝達先	伝達方法	伝達内容
総務課長	町全住民	・防災行政無線 ・携帯メール（亘理町メール配信サービス（ほっとメール便）、緊急速報メール） ・町ホームページ ・FM ラジオ ・広報車 ・口頭	すべての警報
農林水産課長	農協関係従事者等	・口頭等	霜、低温注意報

また、県では「土砂災害警戒メール配信システム」により、大雨警報・注意報や土砂災害警戒情報をＥメールで配信している。

第２節　情報の収集・伝達

主な実施担当	全災対部（全課）
防災関係機関等	宮城県復興・危機管理総務課、仙台地方振興事務所、東日本電信電話(株) 宮城事業部、仙台管区気象台、あぶくま消防本部、亘理警察署、その他防災関係機関

第１ 目　的

災害が発生した場合、又は発生する恐れがある場合は、円滑な応急対策活動を実施するため、各防災関係機関は、緊密な連携のもと災害に関する情報を迅速かつ的確に把握する体制を整える。

第２ 災害情報の収集・伝達

１　情報の収集

(1) 情報の収集要員

災害が発生する恐れがある場合、又は発生したときには、主に次のような方法により速やかに情報の収集に努める。

イ　情報調査連絡員

（イ）自主防災組織の代表及び消防団員を各地区の情報調査連絡員とする。

（ロ）災害対策本部の連絡員は、町職員をもって、次の被害調査体制における一般地区調査担当とする。

（ハ）一般地区調査担当以外の調査員は、各々の所属業務に関する情報を収集する。

（ニ）一般地区及び各専門分野関係の調査員は災害対策各部長が決定する。

（ホ）情報調査連絡員との連絡については、通常の電話のほか、移動系及び携帯電話等の活用を図る。

ロ　町職員

（イ）町職員は、執務時間外等で役場に参集する際には、できるだけ参集途上の情報把握に努める。

(2) 災害情報の内容

主に次のような情報の収集・伝達を行う。

イ　災害発生の恐れのある異常な現象

ロ　河川の増水、その他災害発生の恐れのある状況

ハ　住民の避難状況

ニ　災害が発生している状況（行方不明者数を含む人的被害、建築物の被害状況、火災、自然災害の発生状況等）

ホ　水防その他の応急対策の活動状況

ヘ　道路の状況、応急対策の必要性

ト　その他の災害情報

２　被害状況の調査

(1) 被害調査体制

被害状況の調査は、次のとおり各課において分担し、関係機関及び関係団体の協力を得て実施する。

被害調査区分	調査担当責任者	協力団体名
一般被害及び応急対策状況の総括	総務課長	各地区情報調査連絡員
福祉関係被害	福祉課長 長寿介護課長	各施設長
医療関係被害	健康推進課長	各施設長
農業関係被害 水産関係被害 林業関係被害	農林水産課長	亘理土地改良区 みやぎ亘理農業協同組合 宮城県漁業協同組合仙南支所
商工関係被害	商工観光課長	亘理山元商工会
公共土木施設関係被害（公営住宅、公園、上下水道を含む）	都市建設課長 施設管理課長 上下水道課長	亘理町災害防止協議会 宮城県住宅供給公社 亘理町水道工事指定業者連絡協議会
教育施設関係被害	教育総務課長 生涯学習課長	各学校長 各施設長
保育・児童施設関係被害	子ども未来課長	各施設長
行政財産関係被害	財政課長	各施設長等
火災関係被害	消防署長	

(2) 調査要領

調査内容は災害調査書に必要事項を記入する。(様式は資料編「災害調査書」参照)

被害状況をより明らかにするため、写真撮影もあわせて行う。

３　県等への災害情報の報告

(1) 報告担当及び連絡先

災害の状況等が把握できたところから、速やかに県へ連絡する。連絡担当は次表のとおりである。

県への被害報告は、市町村被害状況報告要領（資料編「市町村被害状況報告要領」参照）に基づき、原則として宮城県総合防災情報システム（MIDORI）により、仙台地方振興事務所を経由して県復興・危機管理総務課に行う（夜間、休日等で、特に指示があった場合は、直接復興・危機管理総務課に報告する)。

なお、県に伝達できない場合は、直接総務省消防庁に連絡し、事後速やかにその旨を県に報告する。

県の地方機関その他の関係機関に災害情報及び被害情報を通報、報告する際の責任者及び連絡先は次のとおりとする。

災害情報の連絡先

課　名	連絡責任者		連絡先名	
	正	副	機関名	電話番号
総務課	課長	班長	消防庁（応急対策室）	03-5253-7527
〃	〃	〃	宮城県復興・危機管理総務課	022-211-2382
〃	〃	〃	仙台地方振興事務所	022-275-9111
〃	〃	〃	東北電力ネットワーク(株)岩沼電力センター	0223-23-5615
〃	〃	〃	亘理警察署	0223-34-2111
〃	〃	〃	あぶくま消防本部	0223-22-5189
〃	〃	〃	あぶくま消防本部亘理消防署	0223-34-1155
〃	〃	〃	宮城海上保安部	022-363-0114
都市建設課	〃	〃	仙台土木事務所	022-297-4111
〃	〃	〃	仙台河川国道事務所岩沼出張所	0223-22-2801
〃	〃	〃	〃　岩沼国道維持出張所	0223-22-3039
農林水産課	〃	〃	仙台地方振興事務所	022-275-9111
〃	〃	〃	亘理農業改良普及センター	0223-34-1141
〃	〃	〃	塩釜港湾・空港整備事務所	022-362-6211
健康推進課	〃	〃	塩釜保健所	022-363-5502
福祉課	〃	〃	仙台保健福祉事務所	022-363-5502
教育委員会(教育総務課)	〃	〃	仙台教育事務所	022-275-9260
企画課	〃	〃	東日本電信電話(株)宮城事業部	022-269-2248
上下水道課	〃	〃	宮城県中南部下水道事務所	022-367-4001
〃	〃	〃	塩釜保健所岩沼支所	0223-22-2188
〃	〃	〃	仙南仙塩広域水道事業所	0224-25-8890
〃	〃	〃	仙台土木事務所	022-297-4111

(2) 災害情報等の相互交換体制

各関係機関は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努める。

災害情報等の連絡系統は、次のとおりとする。

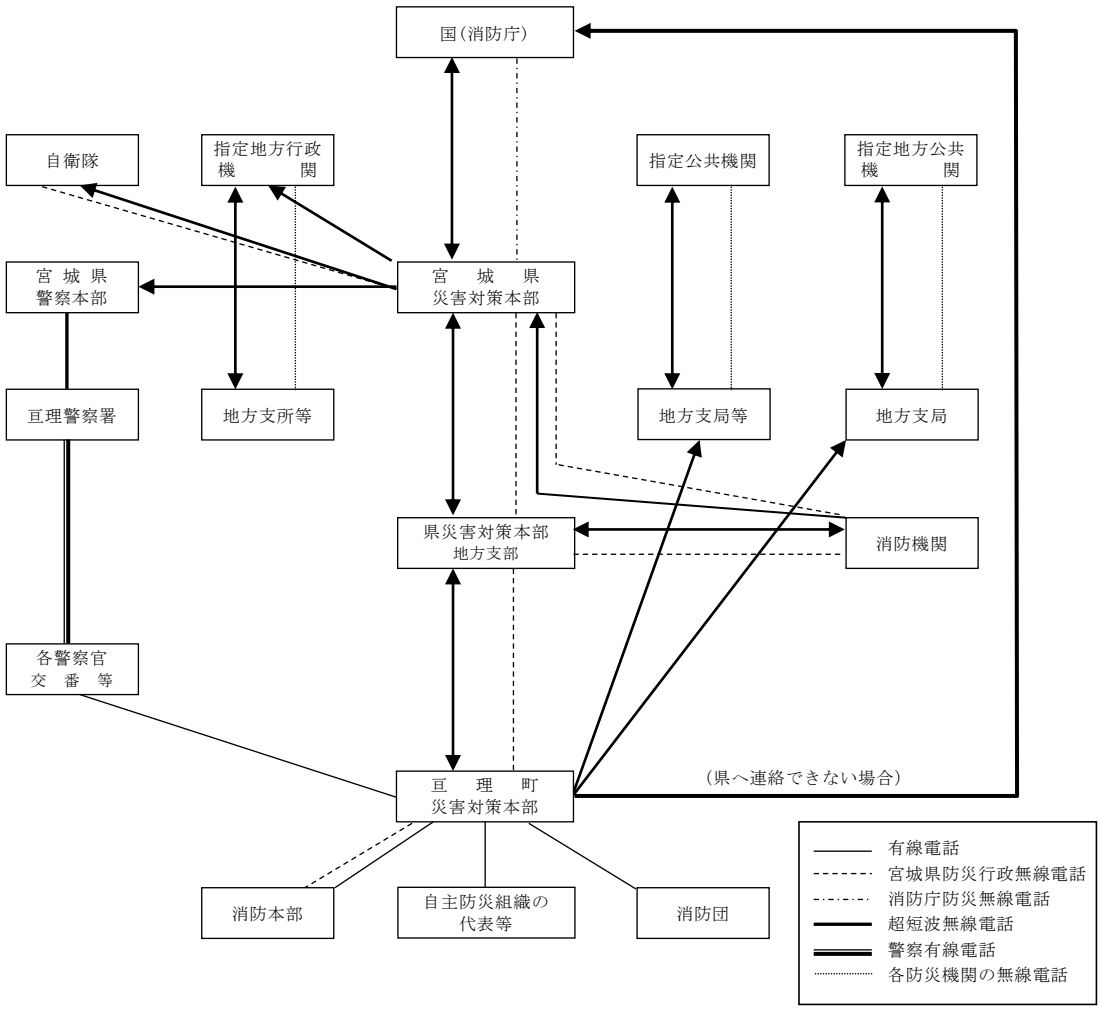

災害対策本部災害情報連絡系統図

(3) 報告の種類

イ　災害状況即報

災害の当初の段階で、被害状況が十分に把握できていない場合、又は、災害が発生する恐れのある場合、その状況について町及び消防本部は、自主的に即時報告する。

なお、消防機関への通報が殺到した場合については、その状況を町（消防本部）は直ちに消防庁及び県に報告する。この場合は、本様式にかかわらず、無線電話、ファクシミリ等最も迅速な方法により報告する。

ロ　被害状況報告〔即報〕

町は、被害状況が判明次第、その状況を県の指定する期日までに報告するものとし、被害額については省略できるものとする（概ね１日１回程度)。ただし、報告後に大幅な変更等があった場合には、その都度報告するものとする。

なお、町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するためのおおよその情報の収集に特に配慮し、迅速な報告に努めるものとする。

ハ　被害状況報告〔確定〕

町は、県の指定する期日までに確定報告する（概ね災害が発生してから２週間以内）。なお、被害状況報告〔即報・確定〕において、施設等の被害箇所数及び被害額については、国・県管理分を除く。

４　住民への伝達

住民への情報伝達は、防災行政無線、携帯メール（亘理町メール配信サービス（ほっとメール便）、緊急速報メール）、町ホームページ、メディア（FM ラジオ）等により行う。

災害発生直後を中心に､住民の安全確認の問い合わせが殺到することが予想されるため、災害対策本部に安否の確認や相談等に対応する窓口を設置する。

第３ 異常現象を発見した場合の通報

住民等が異常現象を発見した場合は、遅滞なくその旨を町又は警察署、消防本部に通報しなければならない。

１　異常現象

(1) 地象に関する事項　　異常音響及び地変
(2) 水象に関する事項　　異常潮
(3) その他、災害が発生するおそれがある現象

２　情報伝達の流れ

異常現象を発見した場合の通報は次のような流れとなる。

(1) 異常現象を発見した者は、町又は警察署、消防本部へ通報する。
(2) 通報を受けた者は、執務時間内の場合は総務課長へ連絡する。
(3) 執務時間外の場合は、警備員が情報を受領し、直ちに総務課長、安全推進班長、副班長等へ連絡。
(4) 総務課長は情報を受けたら、町長に報告し指示を得たうえで、仙台管区気象台及び防災関係機関等へ連絡する。
(5) 庁内及び住民への伝達は、災害情報と同様に行う。

異常現象を発見した場合の通報

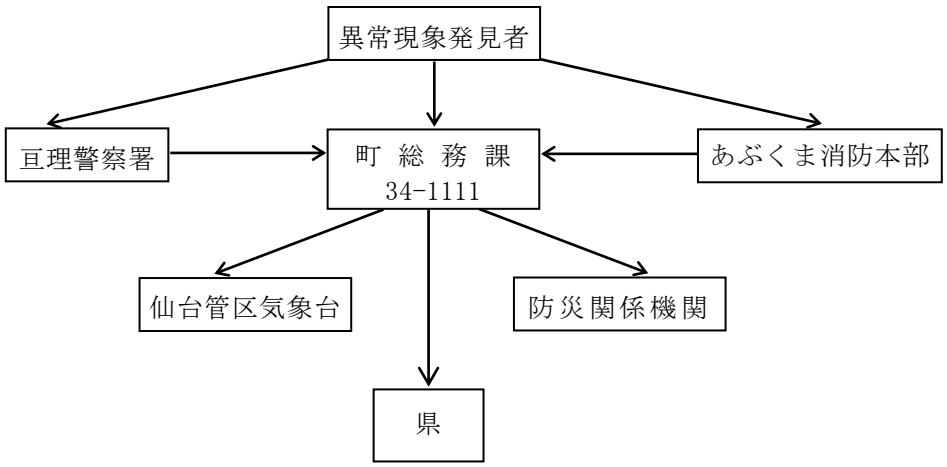

第３節　通信・放送施設の確保

主な実施担当	全災対部（全課）
防災関係機関等	東日本電信電話(株)、日本郵便(株)

第１ 目　的

災害等により、通信・放送施設が被災した場合、防災関係機関の災害応急対策や町民の生活情報収集に大きな影響が生じる。

このため、町及び防災関係機関は、この応急復旧あるいは代替機能の設置について、所要の措置を講じる。

第２ 町防災行政無線施設

防災行政無線等、通信手段の確保に努め、災害が発生した際には、直ちに通信設備を点検し、支障が生じた場合は施設の復旧を行う。

指定避難所との有線電話のほかに地域防災無線（移動系）等の確保を図る。あわせて、防災関係機関及び他市町村との通信手段の確保に努める。

第３ 県防災行政無線施設

県は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能を確認するとともに、支障が生じた施設の復旧を行うこととし、そのための保守要員の確保に努め直ちに現場に配置する。

また、必要に応じ、可搬衛星地球局、衛星携帯電話機、携帯無線機等の移動通信回線の活用により、緊急情報連絡用の臨時回線の設定に努める。

更に、災害時の無線局運用時における通信ふくそうを避け円滑に運用するため、通信回線の増強を図るほか、通信統制を行うこと等により通信に支障をきたさないよう努める。

第４ 災害時の通信連絡

１　通信連絡手段

災害時においては、通信の途絶やふくそうが想定されることから、町は、それぞれの特性を考慮し、的確な通信手段の確保に努める。

なお、各種通信手段の状況や特徴は、次のとおりである。

通信手段	特　　徴
一般加入電話	災害時に途絶やふくそうがある。
災害時優先電話	防災関係機関と通信事業者が協議して、一般加入電話の中から指定する回線で、発信規制がかけられても、一般加入電話に比べて優先して使用できる。災害発生時は外部発信専用として利用する。
災害時優先携帯電話	防災関係機関と通信事業者が協議して、携帯電話の中から指定する回線で、発信規制がかけられても、一般の携帯電話に比べて優先して使用できる。
携帯電話(スマート	固定電話と別系統であり、無線回線を使用するので、移動して使用

通信手段	特　　徴
フォン)	できるが、災害時に途絶やふくそうもある。
ＰＨＳ	使用範囲は限定されるが、携帯電話と同様の特徴がある。
衛星携帯電話	衛星を利用して通信するため通信可能地域が広く、災害時に通信の途絶及びふくそうの可能性が低い。ただし、相手によってはふくそうもある。
孤立防止用衛星電話	東日本電信電話(株)宮城事業部から市町村役場等に配備されている衛星電話。
地域衛星通信ネットワーク	全国の自治体、消防本部、防災関係機関を結ぶ衛星通信回線。
消防用回線(消防無線)	各消防機関が使用している回線で、県内共通波により県内各消防機関、全国共通波で全国の消防機関相互の通信ができる。
防災相互波	本周波数を所有している異なる免許人の間で通信できる。(防災相互通信用無線)
ＭＣＡ無線システム	(一財)移動無線センター東北センターが運営するシステムで、業務用無線と同様に使用できる車載型、携帯型無線システムで、中継所を経由するので広範囲のサービスエリアが確保できる。災害時には同センターやメーカー・総務省からの借用も考えられる。
非常通信	県、市町村及び防災関係機関は、災害時において、他に手段がない場合などは、非常通信協議会の構成機関等の通信設備を利用して、非常通信を行う。
インターネット	データ通信としてのインターネットにより、各種データ、安否情報等の提供ができるほか、パケット交換方式による音声通話等も可能であり、比較的安定した通信が見込める。

２　災害時優先電話の利用

一般の加入電話を利用し通信を確保する際、設備の被害等により、その利用が制限される場合は、あらかじめ災害時優先電話として登録されている電話を利用し通話の確保を図る。災害時優先電話は、災害時の救助、復旧や公共の秩序を維持するため、法律に基づき NTT 東日本が特定の機関に設置した電話である。なお、災害が発生した場合は、この電話を発信専用電話とし利用する。

３　有線通信が途絶した場合の措置

災害による非常事態が発生した場合、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときは、各種の無線通信施設を利用する。

(1) 県、近隣市町村及び防災関係機関との通信連絡

県、近隣市町村、関係機関との連絡は、宮城県防災行政無線を利用して行う。また、必要に応じて消防無線、非常無線、伝令の派遣等により行う。

(2) 町各部(出先機関)との連絡

町出先機関及び災害現場等に出動している各部職員との連絡は、町防災行政無線により行う。また、孤立防止用無線電話、伝令の派遣(自転車・オートバイ利用もしくは徒歩)、

県タクシー協会無線(タクシー無線)・アマチュア無線その他適当な手段により行う。

(3) 非常無線通信の利用

被災等により有線通信が使用不能となり、かつ町防災行政無線による通信が困難な場合は、電波法第 52 条の規定に基づき、警察事務、消防事務、電気事業を行う機関の保有する無線、放送局の保有する無線及びその他の無線を利用し、災害に関する通信の確保を図る。関係機関等へは、あらかじめ利用協力を求めておく。

本町については、東北地方非常通信協議会において無線通信局は以下のとおり定められている。

無線通信局

通 信 依 頼 先	住　　所	連絡責任者	連絡先
亘理警察署	字旧舘 61－21	総務課長	TEL 0223-34-2111 FAX(24 時間) 0223-34-2111
東北地方整備局 仙台河川国道事務所 岩沼出張所	岩沼市館下一丁目 2－9		TEL 0223-22-2801 FAX(昼間のみ) 0223-22-2802

【非常通信の利用方法】

イ　非常通信の要件

次に掲げるもの又はこれに準ずる通信を内容とする。

・人命の救助に関するもの
・天災の予報(主要河川の水位を含む。)及び天災その他の災害の状況に関するもの
・緊急を要する気象等の観測資料
・非常の事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限その他の秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの
・非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの
・遭難者救護に関するもの
・鉄道道路、電力設備、電気電話回線の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のため資材の手配、運搬要員の確保その他緊急措置に関するもの
・非常災害対策本部、地方防災会議及び災害対策本部相互間に発受する災害救護、その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資、資金の調達、配分、輸送等に関するもの
・災害救助法第 24 条及び災害対策基本法第 71 条第１項の規定に基づき、知事から医療、土木、建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの

ロ　通信の依頼手続き

無線局に対し、次の事項を明らかにする。なお、用紙は、電報発信紙又は適宜の用紙を用いてカタカナで記入し、余白の冒頭に「非常」と朱書記入する。

・宛先の住所、氏名、電話番号
・依頼者の住所、氏名、電話番号
・通信内容（200 字以内で簡潔に要約）
・その他必要な事項

４　被災者等の通信連絡手段

(1) 安否情報の登録・確認

次の安否情報の登録・確認は、通信のふくそう下でも利用でき、ふくそうを回避する手段としても有効である。

通信手段	特　　徴
災害用伝言ダイヤル(171)・災害用伝言板(web171)	災害発生時、その規模により東日本電信電話(株)が運用するサービス。災害用伝言ダイヤル(171)は、一般加入電話、公衆電話、携帯電話等から安否情報を確認するもの、災害用伝言板(web171)はパソコン、又は携帯電話からインターネットを利用して安否情報を確認するもので、提供開始や提供条件について東日本電信電話(株)で決定しテレビ・ラジオ・ＮＴＴ東日本公式ホームページ等で知らせる。
災害用伝言板	大規模災害発生時、携帯電話・ＰＨＳ事業者各社が提供するサービスで、安否情報の登録・確認ができる。

(2) 災害時特設公衆電話

通信手段	特　　徴
災害時特設公衆電話	災害発生時の通信手段として、避難所等に東日本電信電話(株)により設置される。事前設置（回線構築）が行われており、避難所等が開設された際には施設管理者により電話機が設置され利用可能となる。

第５ 放送施設

災害が発生した際、関係機関や住民に対し伝達すべき事柄がある場合、町長は災害対策基本法第 57 条に基づき、知事へ放送要請を依頼する。連絡担当は災対総務部（総務課）とする。

［要件］

災害のため、電気通信事業用通信設備、有線電気通信設備、無線設備により通信できない場合又は著しく困難な場合。

［手続き］

放送要請書に必要事項を記入して要請するが、緊急を要する場合は電話又は口頭により行う。

（放送要請書は資料編「放送要請について」参照）。

第６ 郵便関係の措置

１　郵便はがき等の交付

日本郵政(株) 東北支社は、災害救助法が適用され、現に救助を必要とする被災者で、

収容施設（応急仮設住宅に収容する場合を除く）の供与又は被服、寝具、その他生活必需品の供与を受けたときは、１世帯に郵便はがき５枚及び郵便書簡（ミニレター）１枚の範囲内で必要と認められる数量を交付する。

２　料金の減免

被災の状況により、被災者（法人を除く）が差し出す第一種郵便物、通常はがき又は盲人用点字郵便物については料金を減免する。

３　取り扱い郵便局

なお、取り扱う郵便局等については、決定次第周知する。

４　救援用小包の扱い

町外から送られてくる救援小包を亘理郵便局で処理しきれない場合は､佐藤記念体育館等を使用し、臨時の郵便局を開設する。

第４節　災害広報活動

主な実施担当	災対総務部（総務課、企画課）
防災関係機関等	亘理警察署、あぶくま消防本部、東北電力ネットワーク(株)岩沼電力センター、防災関係機関

第１目　的

町は、住民の生命、財産を保全するため、仙台管区気象台からの情報をはじめとする防災気象情報、避難情報の状況、安否情報等その時々に必要な情報を各防災関係機関と連携を図りながら、迅速かつ的確に提供する。

また、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者等情報の入手が困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

なお、情報の提供に当たっては、要配慮者に十分配慮するよう努める。

第２ 社会的混乱の防止

１　情報伝達・広報の実施

町は、流言飛語（デマ）等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するため、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動に努める。

２　住民等への対応

町は、住民等から、問合せ、要望、意見等が数多く寄せられることを考慮し、適切な対応を行える体制を整備する。

第３ 広報の方法

１　広報担当

広報活動は次の担当により行う。

町長が行う災害広報

広報担当区分	責任者	担当者	連絡方法
住民担当	総務課長	安全推進班長	広報車、サイレン、防災行政無線、FMラジオ、インターネット、携帯メール
報道機関担当	企画課長	情報政策班長	電話、文書、ＳＮＳ、その他の方法
防災関係機関担当	総務課長	安全推進班長	有線電話、無線電話、防災行政無線
庁舎内担当	総務課長	安全推進班長	庁舎内放送、庁舎内電話、文書
事前措置等の担当	総務課長	安全推進班長	電話、文書

防災関係機関

機関名	電話番号	連絡責任者
亘理警察署 あぶくま消防本部 東北電力ネットワーク(株) 岩沼電力センター	0223-34-2111 0223-22-5189 0223-23-5615	総務課長

町長が行う広報は、すべて広報総括者（総務課長）に連絡する。

広報総括者は、広報する情報について関係課等と調整し、情報が錯綜することのないよう十分に留意する。

広報担当者は、災害情報等の広報資料を収集するとともに、特に報告、記録等に必要な写真の収集、撮影に努める。

２　広報の内容

災害発生後の各時期において広報する内容は次のとおりである。

(1) 災害発生直後

・災害対策本部に関する事項
・安否情報
・被害区域及び被害状況
・避難（指示・場所等）に関する情報
・医療救護所の開設等救急、医療に関する情報、防疫に関する情報
・避難行動に伴う流行性疾患の感染予防、感染拡大予防対策に関する情報
・豪雨、危険物等による二次災害防止に関する情報（降雨量については、時間雨量のほか累積雨量についても広報する）
・緊急交通路の確保及び避難誘導、救助活動のための交通規制等に関する情報
・自主防災組織に対する活動実施要領
・出火防止等の呼びかけ
・町ホームページへの掲載

(2) 生活再開時

・ライフラインの被害状況
・生活支援（食料、飲料水等の供給）に関する情報
・保健衛生、ライフライン、交通施設等の復旧に関する情報
・道路における危険防止および交通の円滑化に関する情報
・被災地域及び指定避難所等における犯罪予防等の生活安全に関する情報
・相談窓口の設置に関する情報
・ボランティアの受入れ情報

(3) 復興期

・保健衛生、ライフライン、交通施設等復旧に関する情報
・被災者に対する援助、助成措置（特別融資、緊急融資、税の減免等）に関する情報

３　広報の方法

広報にあたっては、以下のようなさまざまな手段により行う。

(1) 防災行政無線
(2) 広報車
(3) テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関
(4) 広報紙
(5) チラシ、パンフレット等
(6) 指定避難所への企画班の派遣
(7) 自主防災組織を通じての連絡
(8) インターネット（ホームページ、ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)等）
(9) 携帯メール（亘理町メール配信サービス（ほっとメール便)、緊急速報メール）
(10)メディア（FM ラジオ放送）

なお、障害者や高齢者等、及び日本語の理解が十分でない外国人等への広報は、それぞれの特性に応じて適切な方法により行う。

【報道機関への広報】

災害対策基本法第 57 条に基づく「災害時における放送要請に関する協定」により、テレビ、ラジオ等の報道機関へ広報を依頼する。

報道機関関係者との記者会見等は、災害対策本部で行う。

第４ 安否情報

町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において、県及び町は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、県警等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、居所等を知られることにより危害を加えられる恐れがあるなどの理由から、情報を開示することが望ましくないと判断される者等が含まれる場合は、当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第５節　防災活動体制

主な実施担当	全災対部（全課）
防災関係機関等	各防災関係機関

第１ 目　的

町は災害が発生する恐れのあるとき、又は災害が発生したときには、あらかじめ定められた体制を迅速に整え、各機関が連携して効果的な応急活動を行う。また、災害の状況に応じて、柔軟に体制を運用する。

また、発災当初の 72 時間は、救命･救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的･物的資源を優先的に配分する。

なお、災害応急段階においては、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。

第２ 配備体制

災害が発生する恐れのある場合、又は災害が発生した場合は、その状況に応じて、災害警戒本部、災害特別警戒本部又は災害対策本部を設置する。

災害対策本部を設置した際､局地的な被害等の状況によって本部長が特に必要と認める場合は、現地災害対策本部を設置する。

各本部の設置については、「第３編第２章第 11 節 職員の配備体制」に記載しているとおりである。

第３ 動員体制

１　職員等の動員

各職員は、あらかじめ定められた配備基準に基づき、配備体制につく。また、現地災害対策本部が設置された場合は、災害の状況に応じて人員を配置するとともに、被害状況を把握するため、職員を派遣する。

更には、各地区の状況を把握するため、自主防災組織の代表等又は消防団員による情報調査連絡員を配置する。（これら情報の収集・伝達方法の詳細は「第３編第３章第２節 情報の収集･伝達」に記載しているとおり）災害応急･復旧活動が長期化する見込みの時は、職員が交代できる体制を整える。

第４ 災害警戒本部、災害特別警戒本部の運用

１　災害警戒本部、災害特別警戒本部の設置場所

災害警戒本部及び災害特別警戒本部は、役場内に設置する。

２　災害警戒本部、災害特別警戒本部の所掌事務

災害警戒本部及び災害特別警戒本部の所掌する主な事務は次のとおりである。

・気象情報の収集、伝達
・各地区の被害状況の把握
・住民の不安を除くために必要な広報
・その他

３　災害警戒本部、災害特別警戒本部の本部長

災害警戒本部　　本部長：総務課長
災害特別警戒本部　　本部長：副町長

第５ 災害対策本部の運用

１　本部設置場所

災害対策本部は、役場内に設置するが、役場が被災により機能しない場合は、災害の状況に応じて他の公共施設等へ設置する。（詳細は「第３編第２章第 12 節 防災活動拠点等の整備」に記載しているとおり）

２　本部員会議

本部長、副本部長及び本部員は、本部会議を開き、災害対策に関する重要事項を協議し、措置を講じる。

本部会議は本部長が召集する。本部長が不在の場合は、職務代理者が指揮をとる。

被災等によりすべての本部員が招集できないとき、又は会議を招集する時間がないときは、本部長、副本部長の判断により対応策を講じる。

３　災害対策本部の所掌事務

災害対策本部の所掌する主な事務は次のとおりである。

・気象予報等その他災害応急対策に必要な情報の収集、伝達
・各地区の被害状況の把握
・住民の不安を除くために必要な広報
・消防、水防その他応急措置
・被災者の救助、救護、その他の保護
・施設、設備の応急復旧
・防疫その他の保健衛生
・避難の指示
・被災者に対する食料、飲料水及び日用品の確保、供給
・応急仮設住宅の供給
・県への報告、要請
・県との災害応急対策関連事項についての連携
・他市町村への応援要請
・知事への自衛隊派遣要請の依頼
・町内会、自治会、自主防災組織との連携及び指導
・その他必要な災害応急対策の実施

４　現地災害対策本部

局地的な災害が発生した場合、又は災害対策本部（役場）とは別に、他の場所に本部機能を設置した方が応急対策がとりやすいと本部長が判断した場合は、現地災害対策本部を設置する。現地災害対策本部は、被災現地の状況を把握し、本部との連絡を取り合い、現地における司令塔として応急対策を指揮するとともに、災害対策本部へ必要な人員、資機材等を要請する。

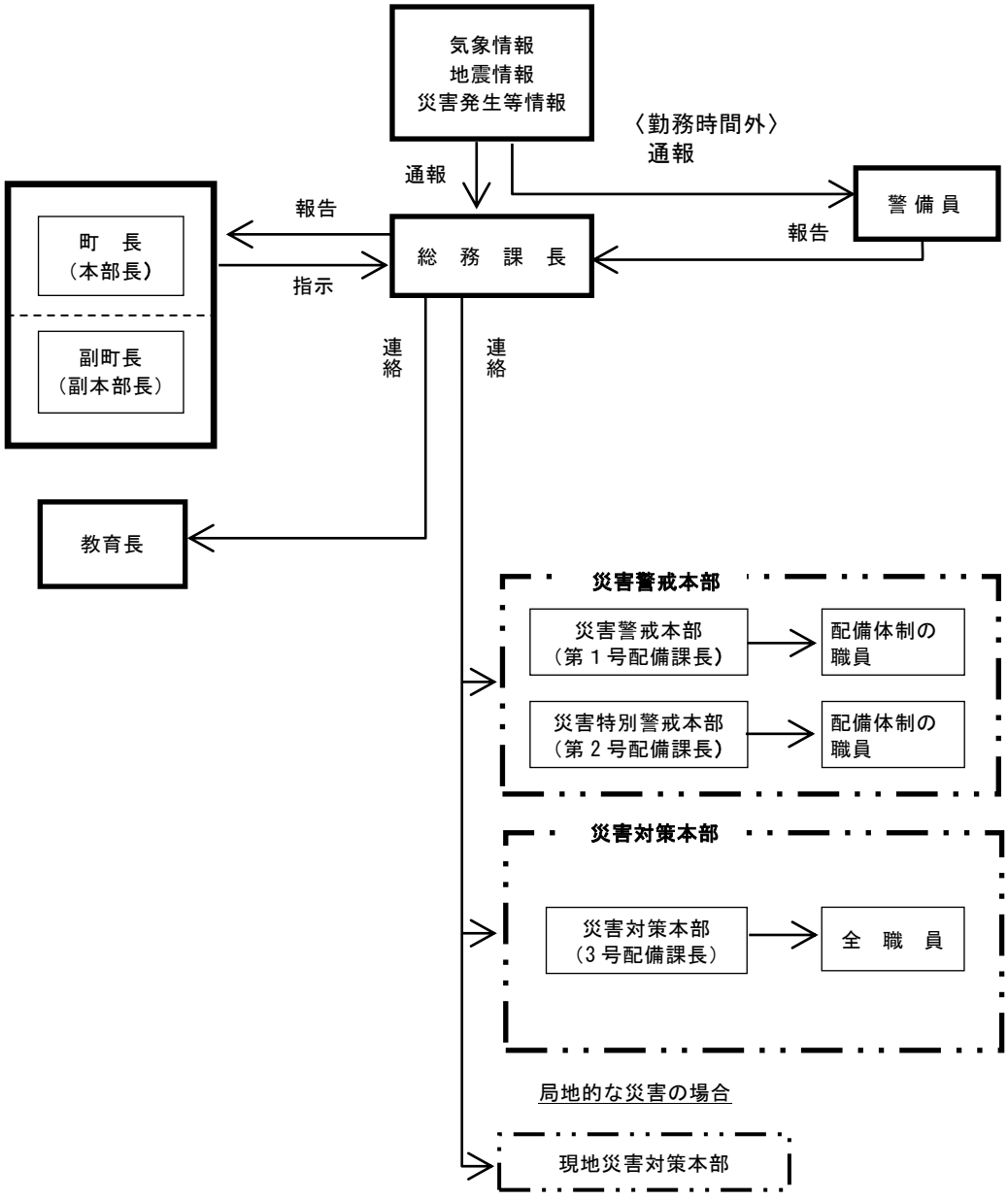

災害警戒本部・災害対策本部配備の流れ

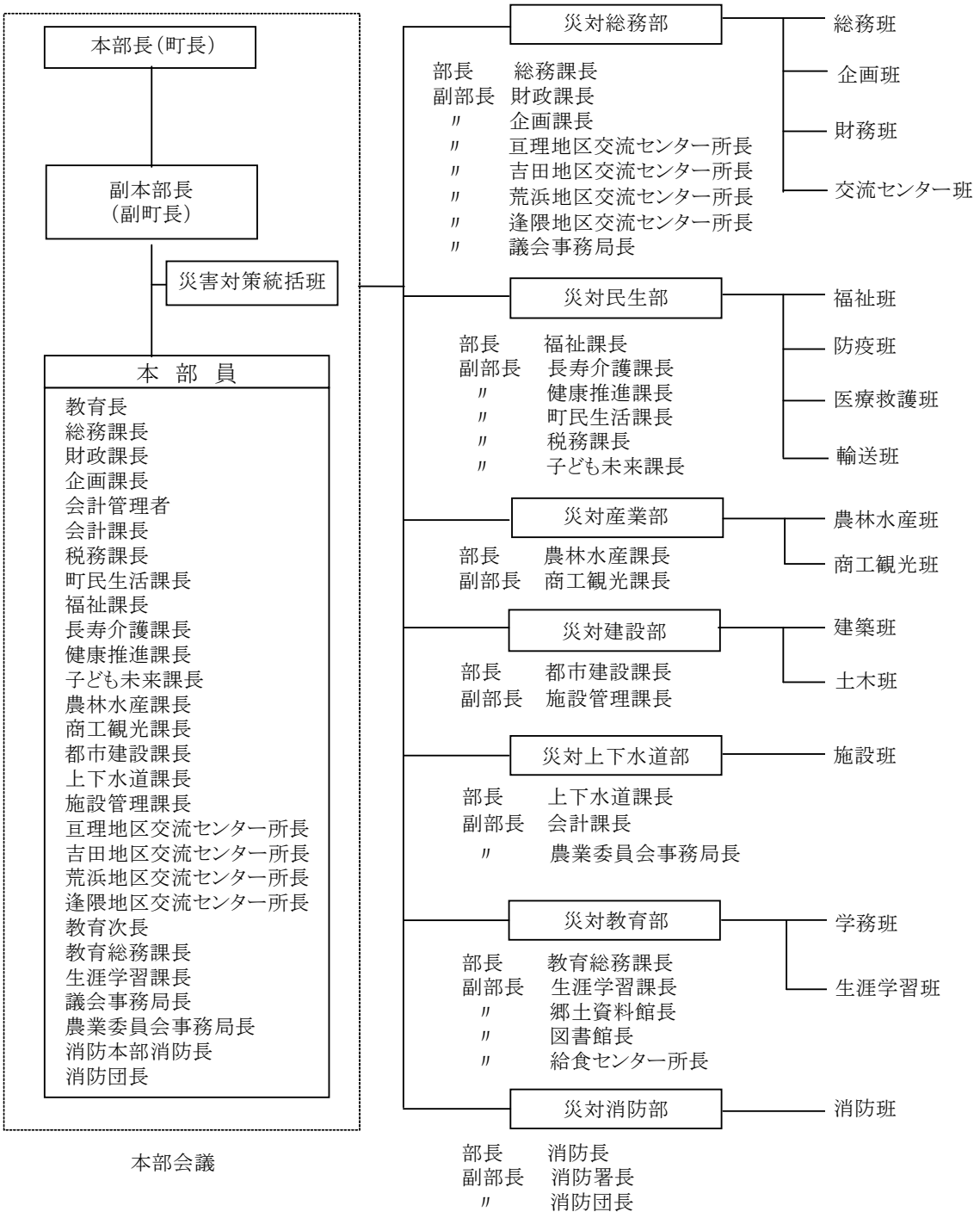
本部長(町長)
副本部長
(副町長)
災害対策統括班
本　部　員
教育長
総務課長
財政課長
企画課長
会計管理者
会計課長
税務課長
町民生活課長
福祉課長
長寿介護課長
健康推進課長
子ども未来課長
農林水産課長
商工観光課長
都市建設課長
上下水道課長
施設管理課長
亘理地区交流センター所長
吉田地区交流センター所長
荒浜地区交流センター所長
逢隈地区交流センター所長
教育次長
教育総務課長
生涯学習課長
議会事務局長
農業委員会事務局長
消防本部消防長
消防団長
本部会議
災対総務部
総務班
企画班
財務班
交流センター班
部長　総務課長
副部長　財政課長
〃　企画課長
〃　亘理地区交流センター所長
〃　吉田地区交流センター所長
〃　荒浜地区交流センター所長
〃　逢隈地区交流センター所長
〃　議会事務局長
災対民生部
福祉班
防疫班
医療救護班
輸送班
部長　福祉課長
副部長　長寿介護課長
〃　健康推進課長
〃　町民生活課長
〃　税務課長
〃　子ども未来課長
災対産業部
農林水産班
商工観光班
部長　農林水産課長
副部長　商工観光課長
災対建設部
建築班
土木班
部長　都市建設課長
副部長　施設管理課長
災対上下水道部
施設班
部長　上下水道課長
副部長　会計課長
〃　農業委員会事務局長
災対教育部
学務班
生涯学習班
部長　教育総務課長
副部長　生涯学習課長
〃　郷土資料館長
〃　図書館長
〃　給食センター所長
災対消防部
消防班
部長　消防長
副部長　消防署長
〃　消防団長

災害対策本部編成図

■非常配備体制の基準・内容等

区　　分	配置時期	配置内容	配備体制	備　　考
災害 警戒本部 (1号配備)	1大雨・洪水・高潮警報、氾濫警戒情報が発表、または、発表が予想される場合 2防災気象情報にて危険度分布「警戒」(赤)が示された場合 3大雨・洪水・高潮の注意報が発表され「警報」に切り替わる可能性が高い場合 4「注意報」「警報」にかかわらず災害発生が予想される場合 5その他特に総務課長が必要と認めたとき。	配備体制の人員で、災害に関する情報収集、連絡活動及び応急活動を実施し、状況により災害特別警戒本部に移行できる態勢とする。 ただし、高齢者等避難が発令、もしくは発令が予期される場合は、避難所開設・運営のための職員(※)を参集するほか、本部長が必要と判断した場合には、右記以外の課の職員を配置するものとする。	総務課 財政課 企画課 農林水産課 都市建設課 施設管理課 上下水道課 福祉課　※ 長寿介護課　※ 健康推進課　※ 子ども未来課　※ 教育総務課　※ 生涯学習課　※ 町民生活課　※ 税務課　※ 各地区交流センター	特記事項 【休日及び時間外の連絡系統】 1号 事務局 →災害警戒本部関係課長 →所要の職員
災害特別 警戒本部 (2号配備)	1台風や集中豪雨による大雨・洪水・高潮警報、氾濫危険情報が発表された場合 2土砂災害警戒情報が発表された場合 3防災気象情報にて危険度分布「非常に危険」(うす紫)が示された場合 4広範囲、大規模な災害が　予想される場合。 5その他特に副町長が必要と認めたとき。	配備体制の人員で、災害に関する情報集収、連絡活動及び応急活動を実施し、状況により災害対策本部に移行できる態勢とする。 ただし、避難指示が発令、もしくは発令が予期される場合は、避難所開設・運営のための職員(※)を配置するほか、本部長が必要と判断した場合には、右記以外の課の職員を配置するものとする。	副町長 総務課 財政課 企画課 農林水産課 都市建設課 施設管理課 上下水道課 福祉課 長寿介護課 健康推進課　※ 子ども未来課 教育総務課 生涯学習課 町民生活課　※ 税務課　※ 各地区交流センター ・上記以外の課の職員は自宅待機とする。	2号 事務局 →災害特別警戒本部関係課長 →所要の職員

災害 対策本部 （３号配備）	１大雨・高潮特別警報、氾濫発生情報が発表されたとき。 ２大雨、洪水、高潮等により災害が発生した場合、又は災害が発生する恐れがあるとき。 ３その他特に町長が必要と認めたとき。	組織の全力をあげて応急対策を実施するため、災害応急対策に従事することができる全職員とする。	全職員 消防本部消防長 消防団長	３号 事務局 →災害対策本部関係課長 →職員

第６ 災害救助法が適用された場合の体制

災害救助法が適用された場合、実施は知事の委任事務であるが、必要に応じ職権の一部を町長に委任することができる（詳細は「第３編第３章第８節 災害救助法の適用」に記載しているとおり)。

第７ 応援要請

町長は、災害の状況等に応じて、応援協定を締結している市町村へ応援を依頼する（詳細は「第１編第３章第７節 相互応援活動」に記載しているとおり)。

第８ 自衛隊の派遣要請

町長は、災害の状況等に応じて、知事へ自衛隊派遣要請を依頼する（詳細は「第３編第３章第９節 自衛隊の災害派遣」に記載しているとおり)。

第９ 警察の活動

亘理警察署長は、豪雨、暴風、高潮等による重大な災害が発生した場合、又は発生する恐れがある場合は、非常招集の規定に基づき警察官を招集し、災害警備本部等の設置、被害情報の収集、被災者の救出、救助活動等所定の災害警備活動を行う。

また、災害等により警察庁舎が使用不能となった場合には、協定に基づき、本町施設における代替を検討し、治安維持機能の保全に努める。

第１０ 消防機関の活動

１　消防本部の活動

消防本部は、非常召集の規定に基づき消防職員を招集し、防災活動体制を確立する。

その後､速やかに被害情報の収集活動､被害者等の救出､救助活動等所定の活動を行う。また、町災害対策本部、警察署等関係機関と連絡を密にして、効果的な災害応急活動を行う。

２　消防団の活動

町は、消防団員を非常召集するため災害の種別・規模等に応じた召集の規定を定める。消防団は、災害等に関する情報の収集を行うとともに、原則は消防長又は消防署長の指揮下に入り、消防職員と協力して出火警戒、消火、避難誘導、救急・救助等の活動を行う。

また、消防活動が終了した場合においては、町災害対策本部長の指示により災害応急活動等を行う。

第１１ 防災関係機関の活動

防災関係機関は、災害応急対策を実施するため、各々の配備、動員計画等に従い、関係職員を招集し、速やかに対処する。この際、各々の機関の本社（本部)、関係者等にも情報提供、応援要請を行う等、迅速かつ広範囲な活動体制に入る。

第１２ 関係機関との連携

災害が発生した際、又は発生する恐れのある場合、町長は県、関係機関等と密接に連絡を取り合い、必要な対策を講じる。各機関から派遣される職員との打ち合わせや調整等は、災害対策本部が行う。

災害対策本部を設置した時は、速やかに県へ連絡する。

町内に、県による現地災害対策本部が設置されたときには、連携を密にして円滑な応急対策を推進する。

また、災害現場で活動する警察・消防・自衛隊等の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順・情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互連携・協力を行う。さらに、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

第６節　警戒活動

主な実施担当	災対総務部（総務課）、災対産業部、災対建設部（都市建設課、施設管理課）、災対上下水道部（上下水道課）
防災関係機関等	各防災関係機関

第１ 目　的

町及び防災関係機関は大雨、洪水、高潮、土砂災害等による災害の発生に備え、警戒活動を行う。

第２ 警戒体制

町及び防災関係機関は雨量、河川等の水位、潮位等の気象情報を収集・把握し、状況に応じた警戒体制をとる。

（詳細は「第３編第３章第５節 防災活動体制」に記載しているとおり）

第３ 水防活動

１　洪水又は高潮等による災害が発生する恐れがある場合は､関係機関は設定したタイムラインに沿って、水防活動を実施する。

２　水防警報を受理した水防管理者、その他関係機関は、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）や高潮の予想される潮位等の警報段階に応じ、速やかに準備あるいは出動し、水防区域の監視、警戒等の活動を行う。

３　水防団及び消防機関は、出水時に迅速な水防活動を実施するため、河川管理者、県及び町と連携し、現地における迅速な水防活動が行えるよう、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で薄い紫が出現するなど必要に応じ水防上緊急の必要がある場所において警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入の禁止、又はその区域からの退去等を命ずる。

４　河川管理者、海岸管理者及び農業用用排水施設管理者等は、洪水、高潮の発生が予想される場合には、せき、水門等の適切な操作を行うものとする。その操作に当たり、危害を防止する必要があると認めるときは、あらかじめ、必要な事項を町及び警察署に通知するとともに住民に周知する。

５　水防管理者は､水位観測所が設置されていない中小河川では､水位に代わる情報として、水防団からの報告等の現地情報とあわせ、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）も活用し、水位上昇のおそれを把握する。

６　水防管理者は、必要に応じて、民間事業者に委託して水防活動を実施する。

なお、水防管理者は、委託を受けた民間事業が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定の締結に努める。

第４ 土砂災害警戒活動

町は、県及び仙台管区気象台から土砂災害警戒情報が発表された場合若しくは土砂災害の発生の恐れがある場合には、町地域防災計画に基づき土砂災害警戒情報に係る必要事項を関係機関及び住民その他関係のある団体へ伝達するよう努める。また、土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所の警戒活動を行うとともに、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等の補足情報や渓流・斜面の状況等を総合的に判断し、住民に対し、避難指示等の必要な措置を講じる。

１　避難指示の発令に当たっては、土砂災害警戒情報が発表された場合は直ちに避難指示を発令することを基本とし、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）において、「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達した」メッシュが予め避難指示の発令範囲として設定した地域に存在する土砂災害警戒区域・土砂災害危険箇所等と重なった場合は、当該地域に存在する土砂災害警戒区域・土砂災害危険箇所等全てに避難指示を発令する。

また、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）において、「実況で土砂災害警戒情報の基準に到達した」メッシュが予め避難指示の発令範囲として設定した地域に存在する土砂災害警戒区域・土砂災害危険箇所等と重なった場合は、当該地域に存在する土砂災害警戒区域・土砂災害危険箇所等全てに避難指示を発令する。

２　町は、土砂災害に係る避難指示等については、それらの解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

第５ ライフライン等に関する警戒活動

防災関係機関は、豪雨、暴風、土砂災害等によって発生するライフライン等の被害に備えるため、気象情報の把握に努めるとともに、被災時の早期復旧のための応急保安要員等の確保及び配備に努める。

第７節　相互応援活動

主な実施担当	災対総務部（総務課）
防災関係機関等	仙台地方振興事務所、あぶくま消防本部、亘理警察署

第１ 目　的

豪雨、暴風、高潮等の災害時において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、町以外も含めた防災関係機関が相互に応援協力し、防災活動に万全を期す。

第２ 相互応援活動

１　県への応援要請

町長は、町及び防災機関等による活動だけでは災害対応に不足が生じるときは、知事へ応援を要請する。

その際、応援を求める業務・人員・場所・機関等について整理するとともに、『被災市区町村応援職員確保システム』に基づく総括支援チームの必要性についても検討する。

２　相互応援協定

「第３編第２章第 13 節相互応援体制の整備」に掲げた相互応援協定に基づき、応援要請及び応援を行う。

応援の要請に当たっては、次の事項を明確にした文書で行う。ただし、緊急を要する場合は口頭又は電話等で要請し、その後速やかに文書を送付する。

〔連絡事項〕

・災害の状況及び応援を必要とする理由
・応援を要請する区域
・応援を必要とする期間、人員
・応援又は応援措置事項その他参考となるべき事項

近隣市町及び協定を締結している市町村で災害が発生した場合、被災市町村が応援要請を行えない状況になっていることも勘案し、町は自ら災害情報の収集に努め、必要がある場合には応援要請を待たずに応援部隊の自主派遣を行う。

町長は、知事又は指定地方行政機関の長、指定公共機関、指定地方公共機関の長から応急措置の実施を要請され、又は労務、施設、物資の確保について応援を求められたときは、特別の理由がない限り、直ちに必要な対策を講じる。

３　他の市町村長との相互応援

町長は、応援協定を締結していない他の市町村に応援を要請する必要があると認めるときは、県による市町村間調整のもと、応援を依頼する。

応援を求められた場合は、必要に応じ県が行う市町村間調整に留意するとともに応援体制を整え、必要な応援を行う。

応援にかかる費用は、原則として受援者側とする。

４　県への情報伝達

他の市町村から応援を受けることになった場合は、その旨知事に連絡する。

第３ 消防相互応援活動

豪雨、暴風、高潮等の災害等により、消防本部のみでは災害防御が困難なときは、亘理地区行政事務組合管理者は、「宮城県広域消防相互応援協定」等に基づき応援要請を行う。

亘理地区行政事務組合管理者は、他の消防機関の長に対し必要な事項を明らかにして文書により応援を要請するが、緊急を要し、文書のやり取りができないときは口頭で要請し、事後速やかに文書を送付する。また、連絡班等の受入れ体制を整備する。

第４ 緊急消防援助隊の応援活動

豪雨、暴風、高潮等の災害等による被災者の救援活動のため、他都道府県からの応援が必要な場合、町長は知事へ緊急消防援助隊による応援を要請する。

※緊急消防援助隊とは、災害発生初期の救援活動を迅速に行うため、各都道府県で編成された全国規模の組織。

第５ 警察災害派遣隊の応援活動

亘理警察署長は、被災者の救助、緊急交通路の確保等のため応援が必要と認められるときは、警察本部に対し、警察官等の応援部隊の派遣要請等の措置をとる。

第６ 応援部隊等の受入れ

災対総務部（総務課）は、他の市町村からの応援部隊に対して、受入れ場所を設置し、運営にあたるとともに、『亘理町災害時受援計画』等に基づき、担当業務についても十分に協議を行う。

第８節　災害救助法の適用

主な実施担当	災対民生部（福祉課、長寿介護課、健康推進課）
防災関係機関等	宮城県

第１ 目　的

災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社、その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、食料品その他生活必需品の欠乏、住居の喪失、傷病等に悩む被災者に対する一時的な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図る。

町は、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された場合に実施する応急救助について定め、被災者の保護を図る。

第２ 災害救助法実施の手続き

町長は、災害救助法の適用の必要があると認めたときは、知事に対しその旨要請する。

知事は、町長の要請に基づき内閣府と協議し、必要があると認めたときは災害救助法を適用し、速やかに町長へ連絡する。

災害救助法の実施は、知事に全面的に委任されているが、知事は救助を迅速に行うため必要があるときは、救助の実施に関する権限に属する事務の一部を町長に委任することができる。

第３ 災害救助法の適用基準

本町における災害救助法の適用基準は次のとおりである。

１　町内の減失世帯数が 60 世帯以上のとき（本町の人口は平成 27 年の国勢調査で 33,589 人→町の人口が 30,000 人以上 50,000 人未満の場合に該当）

※減失世帯…全壊（焼）、流出等により住家が減失した世帯を標準とし、住家が半壊（焼）する等著しく損傷した世帯については、減失世帯の 2 分の 1、床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能になった世帯については、減失世帯の 3 分の 1 とみなす。

２　県内の被害世帯が 2,000 世帯以上で、かつ町内減失世帯数が 30 世帯以上に達したとき（１と同様、町の人口が 30,000 人以上 50,000 人未満の場合に該当）。

３　県内の被害世帯が 9,000 世帯以上で、町内の被害世帯数が多数に及び、その被害状況が特に救助を要する状態にあるとき。

災害が隔絶した地域で発生したものである等、災害に遭った者の救護が著しく困難な場合で、かつ多数の世帯の住家が減失したものであること。

多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受ける恐れが生じた場合。

※多数とは、町の救護活動では対応しきれない程度の被害であり、被害の態様（緩慢であるか急激であるか、死傷者が生じたかどうか等）や周囲の状況に応じて判断される。

第４ 救助の種類

※昭和 22 年 10 月 18 日法律第 118 号厚生事務次官通知、最終改正令和３年５月 20 日法律第 30 号

（令和３年度災害救助基準）

救助の種類	対　　象	費用の限度額	期　　間	備　　考
避難所の設置（法第4条第1項）	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	（基本額） 避難所設置費 1人 1日当たり330円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1　費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費 並びに仮設便所等の設置費を含む。 2　避難に当たっての輸送費は別途計上 3　避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル･旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
避難所の設置（法第４条第2項）	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	（基本額） 避難所設置費 1人 1日当たり 330円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第２条第２項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間	1　費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2　避難に当たっての輸送費は別途計上。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型仮設住宅 1　規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2　基本額　１戸当たり 5,714,000 円以内 3　建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から２０日以内着工	1　費用は設置にかかる原材料、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として5,714,000 円以内であればよい。 2　同一敷地内等に概ね 50 戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50 戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3　高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4　供与期間は２年以内
		○借上型仮設住宅 1　規模　建設型仮設住宅に準じる 2　基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日からすみやかに借上げ、提供	1　費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に準じた額とすること。 2　供与期間は建設型仮設型住宅と同様。

<table>
<tr><th>救助の種類</th><th>対　　象</th><th>費用の限度額</th><th>期　　間</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td>炊き出しその他による食品の給与</td><td>1　避難所に収容された者
2　住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者</td><td>１人１日当たり
1,160 円以内</td><td>災害発生の日から７日以内</td><td>食品供与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。
（１食は 1/3 日）</td></tr>
<tr><td>飲料水の供給</td><td>現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）</td><td>当該地域における通常の実費</td><td>災害発生の日から７日以内</td><td>輸送費、人件費は別途計上</td></tr>
<tr><td>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</td><td>全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者</td><td>1　夏季（４月～９月）冬季（10 月～３月）の季別は災害発生の日を持って決定する。
2　下記金額の範囲内
<table><tr><th colspan="2">区　分</th><th>1 人世帯</th><th>2 人世帯</th><th>3 人世帯</th><th>4 人世帯</th><th>5 人世帯</th><th>6 人以上 1 人増すごとに加算</th></tr><tr><td rowspan="2">全壊
全焼
流失</td><td>夏</td><td>18,800</td><td>24,200</td><td>35,800</td><td>42,800</td><td>54,200</td><td>7,900</td></tr><tr><td>冬</td><td>31,200</td><td>40,400</td><td>56,200</td><td>65,700</td><td>82,700</td><td>11,400</td></tr><tr><td rowspan="2">半壊
半焼
床上浸水</td><td>夏</td><td>6,100</td><td>8,300</td><td>12,400</td><td>15,100</td><td>19,000</td><td>2,600</td></tr><tr><td>冬</td><td>10,000</td><td>13,000</td><td>18,400</td><td>21,900</td><td>27,600</td><td>3,600</td></tr></table></td><td>災害発生の日から 10 日以内</td><td>1　備蓄物資の価格は年度当初の評価額
2　現物給付に限ること</td></tr>
<tr><td>医　　療</td><td>医療の途を失った者（応急的処置）</td><td>1　救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費
2　病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内
3　施術者
協定料金の額以内</td><td>災害発生の日から 14 日以内</td><td>患者等の移送費は、別途計上</td></tr>
<tr><td>助　　産</td><td>災害発生の日以前又は以後７日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）</td><td>1　救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費
2　助産師による湯合は、慣行料金の 100 分の 80 以内の額</td><td>分べんした日から７日以内</td><td>妊婦等の移送費は、別途計上</td></tr>
<tr><td>被災者の救出</td><td>1　現に生命、身体が危険な状態にある者
2　生死不明な状態にある者</td><td>当該地域における通常の実費</td><td>災害発生の日から３日以内</td><td>1　期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。
2　輸送費、人件費は、別途計上</td></tr>
<tr><td>被災した住宅の応急修理</td><td>1　住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者
2　大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者</td><td>居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分

１世帯当り
①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯
595,000 円以内
②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯
300,000 円以内</td><td>災害発生の日から３ヵ月以内（災害対策基本法第 23 条の３第１項に規定する特定災害対策本部、同法第 24 条第１項に規定する非常災害対策本部又は同法第 28 条の２第１項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、６ヵ月以内）</td><td></td></tr>
</table>

救助の種類	対　　象	費用の限度額	期　　間	備　　考
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	1　教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2　文房具及び通学用品は、１人当たり次の金額以内 小学生児童　　4,500 円 中学生生徒　　4,800 円 高等学校等生徒 5,200 円	災害発生の日から （教科書） １ヵ月以内（文房具及び通学用品） 15 日以内	1　備蓄物資は評価額 2　入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋　　葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	１体当たり 大人（12 歳以上） 215,200 円以内 小人（12 歳未満） 172,000 円以内	災害発生の日から 10 日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10 日以内	1　輸送費、人件費は、別途計上 2　災害発生後３日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） １体当り 3,500 円以内 一時保存　既存建物借上費　通常の実費 一時保存　既存建物以外　１体当り　5,400 円以内 検案　救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10 日以内	1　検案は原則として救護班 2　輸送費、人件費は、別途計上 3　死体の一時保存にﾄﾞﾗｲｱｲｽの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事揚、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 137,900 円以内	災害発生の日から 10 日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費 （法第４条第1項）	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費 （法第４条第2項）	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費

救助の種類	対　　象	費用の限度額	期　　間	備　　考
実費弁償	災害救助法施行令第 4 条第 1 号から第 4 号までに規定する者	災害救助法第 7 条第 1 項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第 3 条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第 17 条第 1 号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1　時間外勤務手当 2　賃金職員等雇上費 3　旅費 4　需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5　使用料及び賃借料 6　通信運搬費 7　委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第 21 条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記 1 から 7 までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 143 条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。 イ　3 千万円以下の部分の金額については 100 分の 10 ロ　3 千万円を超え 6 千万円以下の部分の金額については 100 分の 9 ハ　6 千万円を超え 1 億円以下の部分の金額については 100 分の 8 ニ　1 億円を超え 2 億円以下の部分の金額については 100 分の 7 ホ　2 億円を超え 3 億円以下の部分の金額については 100 分の 6 ヘ　3 億円を超え 5 億円以下の部分の金額については 100 分の 5 ト　5 億円を超える部分の金額については 100 分の 4	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

第５ 救助の実施報告

１　救助の実施状況の報告

災害対策本部各部は、災害救助法による救助を実施する必要のある災害が発生した場合、救助が完了するまでの間、被害状況及び救助の実施状況について、災対民生部（福祉課）に報告する。

災対民生部（福祉課）は、各部からの救助実施状況等をとりまとめ、宮城県保健福祉総務課に報告する。

２　報告（情報提供）の内容

報告（情報提供）の内容及びその時期は次のとおりとする。（報告様式は資料編「救助の実施状況の報告様式」参照）

情報提供の種類		情報提供の内容	方法	時期	備　考
発生情報	災害救助法による救助の実施の必要性がが明白であるか、又は、その可能性があると認められる災害が発生した場合	ア災害発生の日時及び場所 イ災害の原因及び被害の概況 ウ被害状況調 工法適用（見込み）年月日 オすでにとった救助措置及びとろうとする措置 カその他必要事項	ア　電話 イ　ＦＡＸ ウ　電子メール	災害発生後可及的速やかに	発生情報の時点で、その内容の全てが判明しないときは、判明している内容について情報提供する。変更があった場合は、その都度速やかに情報提供する。
中間情報	災害救助法適用市町村の指定が完了した場合	ア上記発生情報のア～カまでの内容 イ救助の種類別、実施状況 ウ災害救助費概算額調（様式1） エ救助費の予算措置の概要	ア　電話 イ　ＦＡＸ ウ　文書	法適用後救助の実施期間中毎日報告する	
決定情報	災害救助法による救助が完了した場合	ア中間情報の内容	ア　文書	応急救助が完了したのちできる限り早い時期	

３　救助費用の精算

災害救助法に規定する各種救助に要する費用の精算事務は、災対民生部（福祉課）が知事に対して行うが、災害対策各部は、初期活動から救助活動が完了するまでの間、救助の実施状況の記録及び実施した救助の費用にかかる関係書類を整備保存しておく。（報告様式は資料編「救助の実施状況の報告様式」参照）

第６ 救助の実施の委任

知事は、災害救助法第 13 条の規定に基づき、次の救助の実施を町長に委任することができる。同法施行令第 17 条の規定に基づき委任を通知した場合において、町長は、当該事務を行わなければならない。

・避難所及び応急仮設住宅の供与
・炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
・被服・寝具その他生活必需品の給与又は貸与
・医療及び助産
・被災者の救出
・被災住宅の応急修理
・学用品の給与
・埋　葬
・遺体の捜索及び処理
・障害物の除去
・応急救助のための輸送
・応急救助のための賃金職員雇上費

第９節　自衛隊の災害派遣

主な実施担当	災対総務部（総務課）
防災関係機関等	宮城県、自衛隊

第１ 目　的

災害に際し、人命又は財産の保護のため、とくに必要と認められる場合に、自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 83 条の規定に基づく自衛隊の災害派遣の要請について定める。

第２ 災害派遣要請の基準

１　知事の要請による派遣

町長は、災害が発生した場合、又は発生する恐れがあり、人命及び財産を保護する必要があると認められるときは、知事に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼する。町長不在のときは副町長が代行する。

なお、通信の途絶等により知事への依頼ができない場合で緊急を要する場合には、防衛大臣又はその指定する者に通知する。この場合、町長は速やかに知事にその旨を通知する。

２　自衛隊の自主派遣

大規模な災害等により、その救援が特に急を要し、知事の要請を待ついとまがない場合は、自衛隊指定部隊等の長は、要請を待つことなく自らの判断により部隊の派遣を行う。その場合の判断基準は次のとおりとする。

(1) 災害に際し、関係機関に対して情報を提供するため、自衛隊自ら情報収集を行う必要があるとき。

(2) 災害に際し、知事が災害派遣要請を行うことができないと認められる場合

・緊急事態により、町長から災害に関する通報を受け、直ちに救援の必要があるとき。

・通信の途絶等により、知事と連絡がとれず、部隊等による収集その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の必要があるとき。

・庁舎、営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に災害が発生したとき。

(3) 航空機の異常事態を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確で、人命救助に関するものであると認められるとき。

(4) その他災害に際し、上記（１）～（３）に準じ、特に緊急を要し知事からの要請を待ついとまがないと認められるとき。

(5) 自主派遣の後に、知事から要請があった場合は、その時点からその要請に基づく救援活動を実施する。

第３ 要請の手続き

１　要請依頼先

自衛隊の災害派遣要請の依頼先は、知事（総務部）とする。

２　要請の依頼方法

知事への派遣要請依頼は、災害派遣要請書（資料編「自衛隊の災害派遣依頼」参照）により行う。但し、緊急の場合は口頭又は電信、電話により要請し、事後速やかに文書で提出する。文書には次の事項を明らかにする。

(1) 災害の状況及び派遣を要請する理由
(2) 派遣を希望する期間
(3) 派遣を希望する区域及び活動内容
(4) その他参考となるべき事項（宿泊、給食の可能性、道路橋梁の決壊に伴う迂回路、救援のため必要とする資機材、活動拠点、駐車適地、ヘリポート適地の有無、物資搬送設備、派遣を要望する人員、車両、航空機の概要等）

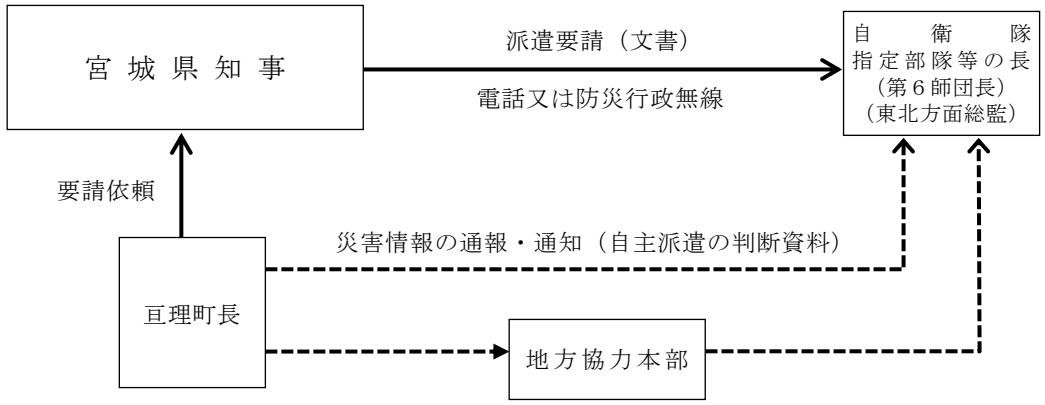

〔派遣要請系統図〕

第４ 自衛隊との連絡

自衛隊の派遣が決定されたとき、自衛隊は町災害対策本部に連絡調整員を派遣し、町との協力体制を確立する。

連絡調整員は、町及び関係機関（警察、消防等）と、被害に関する情報交換、部隊の派遣等に関する連絡調整を行う。また、町は災害対策本部に連絡調整員を受入れ、必要に応じて本部会議への出席を要請する。

第５ 派遣部隊の活動内容

１　活動内容

部隊派遣時に実施する活動内容は、災害の状況その他により異なるが、概ね次のとおりとする。

(1) 被害状況の把握
(2) 避難の援助
(3) 要救助者等の救出・救助及び捜索活動
(4) 水防活動
(5) 消防活動の支援

(6) 道路又は水路の啓開
(7) 応急医療、救護及び防疫
(8) 人員及び物資の緊急輸送
(9) 炊飯及び給水
(10) 援助物資の無償貸付又は譲与
(11) 危険物の保安及び除去
(12) その他

２　派遣を命ぜられた自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生した場合又はまさに発生しようとしているとき、その場に町長又は町長の委任を受けた町職員、警察官等がいない場合は、次の権限を行使できる。

(1) 警戒区域の指定及び立入り制限・禁止・退去の命令
(2) 個人の土地や建物その他工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用・収用すること
(3) 応急措置の実施に支障となる被災工作物等の除去
(4) 住民又は現場にいる者を応急措置の業務に従事させること
(5) 通行禁止区域等における緊急通行車両の通行確保のための措置

上記の権限を行使した場合、事後速やかに町長へ通知する。
その措置に伴う補償等については、法令の定めるところによる。

第６ 派遣部隊の受入れ体制

町長は、知事等から災害派遣の通知を受けたときは、下記の事項について派遣部隊の受入れ体制を準備する。

１　派遣部隊の人数及び到着日時、場所その他の決定事項の確認
２　派遣部隊との連絡調整者の指定
３　宿舎又は宿営地及び宿営に関する物資の準備
４　使用資機材の準備
５　車両駐車場所、ヘリコプター発着場所の選定

車両の駐車場所は次のとおりとし、被災状況に応じてこの他適当な場所を指定する。

駐　車　地　区	所　在　地
亘理公園野球場	逢隈鹿島字寺前南
割山採取場	字北猿田

ヘリコプター発着場所を定めておく。(資料編「臨時ヘリコプター離着陸場一覧」参照)

６　情報等の提供（災害の状況や救援活動の内容、応急措置の実施状況等）
７　その他必要な事項

第７ 派遣部隊の撤収

町長は、災害対処行動にあたり、派遣部隊の救援を要しない状態になったときは、派遣部隊の撤収について派遣部隊の長と協議し撤収について知事等に要請する。

撤収要請は、取り急ぎ電話等をもって報告した後、速やかに文書（資料編「自衛隊の災害派遣 自衛隊の派遣部隊の撤収依頼」参照）をもって要請（提出）する。

災害派遣部隊の長は､知事等からの撤収の要請があった場合又は派遣の必要がなくなったと認めた場合は、知事等と調整のうえ、派遣部隊を撤収する。

第８ 経費の負担

災害派遣を要請し、災害派遣部隊が自衛隊以外の施設を利用したとき等は、次の経費を原則として派遣を受けた機関側が負担し、細部については、その都度災害派遣命令者と協議して定める。町が負担する経費は、次のとおりとする。

・派遣部隊の連絡調整員等のための宿泊施設の借り上げ料、電話設置費及び通話料
・派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の借り上げ料
・派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、汲取料、電話及び入浴料等
・派遣部隊の救援活動に提供する資機材等の購入、借り上げ又は修理費
・無作為による損害の補償
・その他協議により決定したもの

第１０節　救急・救助活動

主な実施担当	災対総務部（総務課）
防災関係機関等	あぶくま消防本部、亘理町消防団、亘理警察署、医療関係機関、その他防災関係機関

第１ 目　的

大規模な災害が発生した場合、多数の負傷者が発生するおそれがある。これらの人々については一刻も早い救出・救助活動が必要となることから、町は警察署や消防署等の関係機関だけではなく住民等あらゆる人々の協力により救急・救出活動を行う。

第２ 町の活動

救急、救助活動は次の要領で行う。

１　救出対象

災害のために生命身体が危険な状態にある者、又は生死不明の状態にある者。

２　救出期間

災害発生の日から３日以内（４日以後は遺体の捜索として扱う）に完了する。ただし、特に必要がある場合は延長できる。

３　救出班の編成

救出班は、町職員、消防職員、消防団員、自主防災組織及び地区住民等により編成し、警察署の救出班と連携するとともに災害の規模、救出対象者数、救出範囲、その他の事情に応じ要員を確保する。

４　関係機関との協力

陸上における救出活動を実施する場合は､警察署その他の関係機関と直ちに連絡をとり、人員等が不足する場合は県等へ応援を要請する。

救出に際しては、負傷者の救護等が円滑に行われるよう、事前に関係機関及び（一社）亘理郡医師会と緊密な連絡をとる。

５　救出資機材の調達

救出活動に必要な資機材は、町長が必要に応じ各関係機関等に要請し、調達する。資機材が不足する場合は、県等へ応援を要請する。

６　費　用

救出に要する費用の範囲、額等は災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。

第３ 警察の活動

１　救出、救助が必要なものを発見した場合又は同様の通報があった場合は、救助関係機関と連携協力して、救出、救助活動を行う。

２　警察署員及び応援部隊員により救出救助部隊を編成するとともに､消防等防災関係機関と現場活動に関する調整を行いながら、救出救助活動等を行う。

第４ 消防機関の活動

１　あぶくま消防本部

(1) あぶくま消防本部、町消防団及び関係機関と緊密に情報交換を行いながら、救急救助活動を実施する。

(2) 救急救命士及び高度救命処置用資機材等を活用し、効率的な活動に努める。

２　亘理町消防団

あぶくま消防本部と密接に連絡をとり､救出救助活動と負傷者に対する応急処置を行い、安全な場所への搬送を行う。

第５ ヘリコプターによる救助・救急搬送

町及び消防関係機関、警察等の活動だけでは救助、救急活動が追いつかず緊急を要するとき、又は陸上交通が困難なときは、町は知事に対し県の防災ヘリコプターの派遣を要請するとともに、ヘリポート等の受入れ体制を整える。

第６ 住民及び自主防災組織等の活動

住民及び自主防災組織等は、在住地及び担当地区において建物倒壊、火災等による救急・救助の必要性を確認した時には、自らに危険が及ばない範囲で緊急救助活動を実施するとともに、次の機関のいずれかに連絡する。

救出活動の連絡先

機関名	担当者	電話番号
亘理町役場	総務課	0223-34-1111
亘理警察署	警備課	0223-34-2111
あぶくま消防本部	通信指令室	0223-22-5189

人員や機材が不足する場合は、町災害対策本部へ速やかに連絡する。

警察、消防職員の行う救急、救助活動に積極的に協力し、その他取るべき行動について町、警察、消防職員の指示を仰ぐ。

第７ 惨事ストレス対策

救急・救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第１１節　医療救護活動

主な実施担当	災対民生部（健康推進課）
防災関係機関等	塩釜保健所岩沼支所、（一社）亘理郡医師会、日本赤十字社宮城県支部、（一社）岩沼歯科医師会、岩沼薬剤師会、医療関係機関

第１ 目　的

大規模な災害の発生時には、同時に多数の負傷者が発生し、迅速な医療救護が要求されるため、町及び防災関係機関は、緊急的な対応策や医療関係機関と連携を図りながら迅速かつ的確に医療救護活動を実施する。

＜対策の概要＞

宮城県大規模災害時医療救護活動マニュアル（市町村対応分）より

フェーズ０ （～24 時間） 【初動対応】	○災害対策本部内に医療担当部門設置 ○医療機関被災状況・稼働状況の情報収集 ○避難所及び医療救護所の設置、運営 ○医療救護班派遣要請 ○在宅要医療患者等の安否確認、避難誘導 ○医療救護活動実施状況報告
フェーズ１ （～72 時間） 【初動救急段階】	○医療救護所の運営 ○医療救護班派遣要請 ○在宅要医療患者等の支援、医療機関受け入れを要する者の対応 ○医療救護活動実施状況報告
フェーズ２ （概ね 4 日目～1、2 週間） 【医療救護所等への派遣】	○福祉避難所の設置、運営 ○医療救護所の運営 ○医療救護班等の受けれ ○医療救護活動終了の検討・調整 ○医療救護活動終了後の医療提供体制の確認と周知
フェーズ３ （概ね 1､2 週間～1､2 か月） 【医療救護活動終了まで】	○救護所の運営 ○医療救護班活動の受け入れ ○医療救護活動終了の検討・調整 ○医療救護活動終了後の医療提供体制の確認と周知

第２ 医療救護活動

１　救護所の設置・運営

町は、災害の種類や状況に応じて救護所を設置する。救護所においては、保健師等は、使用する医薬品及び衛生材料等を携行し、要配慮者の把握、応急処置、保健指導に努める。要配慮者等を把握したら速やかに、災害対策本部、災対民生部に報告をする。

緊急を要する場合は、最寄りの病院又は診療所に搬送し治療を行う。

２　医療救護所の設置・運営

町は、災害により多数の負傷者が発生し、通常の医療体制では対応しきれないときは、医療救護所を設置し、医療救護所に必要とする医療用資機材の設置等を行う。

医療救護所設置について県地域災害医療支部へ電子メール等により速やかに報告する。また、医療救護所の設置後速やかに広報車や防災行政無線その他実情にあった方法で開設状況を住民に広報する。

３　医療救護班の編成

町は、(一社)亘理郡医師会、(一社)岩沼歯科医師会、岩沼薬剤師会に対し、協定に基づき、医師、看護師、薬剤師、その他医療関係者の協力等を要請し、医療救護班を編成する。

４　医療救護班の活動

医療救護班は、負傷者の救護にあたるため、医療救護所または指定避難所等（救護所や被災地も含む。）を巡回し次の活動を重点的に行う。

(1)　負傷者の傷病の程度判定（トリアージの実施）
(2)　重傷者の応急手当及び中等症者に対する処置
(3)　後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
(4)　転送困難な傷病者及び指定避難所等における軽症者に対する医療
(5)　死亡の確認
(6)　医療救護活動の記録及び町災害対策本部への収容状況等の報告

５　医療救護活動の派遣要請

町は、医療救護班が不足する場合は、県地域災害医療支部及び県災害対策医療本部に対して医療救護班の派遣要請を行う。また、心のケアへの対応が必要な場合は、心のケアチームの派遣要請を行う。

６　医療機関の情報収集および町外医療機関への要請

大規模な災害にあっては、医療機関も被災していることが十分に予想される。したがって、町は(一社)亘理郡医師会及び町内医療機関等と密接に連絡を取り合い、患者を受入れることのできる病院及び通行可能な道路等を的確に把握し、患者の速やかな搬送に努める。

また、医療救護班及び町内の医療機関で対応できない患者については、トリアージ（重症度緊急度選別）により、災害拠点病院（基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院）又は、他の後方医療機関へ救急隊により搬送する。

７　災害医療コーディネーターの役割

県は県地域災害医療支部（岩沼支部）の拠点となる災害拠点病院を「総合南東北病院」とし、所属する医師を災害医療コーディネーターとして委嘱され、コーディネーターは調整にあたる。

第３ 医薬品、医療資機材の調達

医療救護のために必要な医薬品及び衛生材料等は、(一社) 亘理郡医師会、(一社) 岩沼歯科医師会、岩沼薬剤師会に協力を要請し、業者等から調達する。

ただし、被災によりこれらの業者から調達ができない場合は、県又は近隣の市町に斡旋を要請する。

第４ 在宅要医療患者の医療救護体制

１　町は、在宅要医療患者の安否確認を行うほか、状況に応じ避難誘導等を行う。

２　町は、医療機関での治療継続が必要な場合は、町内の医療機関若しくは県災害医療本部へ調整を依頼する。

３　町は、人工透析を実施する医療機関の被災に関し、患者の受入れの調整や資機材等について、県の支援により医療機関と連携し、透析医療の確保に努める。

４　医療機関は、発災後は、医療依存度の高い在宅要医療患者の情報を、必要に応じて町災害対策本部に提供する。

第５ 救急患者等の搬送体制

１　医療救護所への搬送

被災現場から医療救護所までの搬送は、次のいずれかの方法により行う。

(1) 救出に当たった救出班が、救急車、その他の車両で搬送する。

(2) 自主防災組織及び地区住民等の協力いただける町民に要請し、搬送する。

２　町内医療機関への搬送

医療救護所から町内医療機関等への搬送は、いずれかの方法により行う。

(1) 医療救護班が消防班に配車・搬送を要請し、救急車その他の車両で搬送する。

(2) 公用車で町職員が搬送する。

(3) 搬送車両が不足し、緊急を要する場合は、医療救護班から災害対策本部、災対民生部へ応援要請を行う。

３　災害拠点病院等への搬送

町内の医療機関で治療できない場合は、原則として救急車で搬送する。これが大規模災害等により医療機関への搬送が困難な場合は、医療救護班から災害対策本部、災対民生部に報告をする。必要に応じて町は、県や警察、あるいは自衛隊等のヘリコプターの派遣を県に要請する。

第１２節　交通・輸送活動

主な実施担当	災対総務部（総務課、企画課、財政課)、災対産業部（農林水産課)、災対建設部（都市建設課)、災対民生部（税務課）
防災関係機関等	亘理警察署、自衛隊、東北地方整備局仙台河川国道事務所、東日本高速道路(株)東北支社、交通安全指導隊

第１ 目　的

大規模な災害発生に際し、町民の生命の保全、町民生活の維持の上からも交通・輸送活動は重要な課題である。

緊急輸送活動は、災害の発生防止、被害の拡大防止、負傷者、病人の搬送や災害応急対策を実施する際に必要な人員、物資等の輸送等特に速やかな対応が望まれることから、防災関係機関と密接な連携を保ちながら、災害時に緊急輸送活動が円滑に行われるよう、交通規制や交通量抑止の呼びかけ等適切な処置を講ずる。

第２ 交通規制

１　交通規制の基本方針

道路管理者、警察は、交通規制の実施にあたっては、次のような方針のもとに行う。

(1) 被災地内への流入抑制と走行規制

(2) 避難路への流入抑制と緊急交通路への流入規制

２　危険箇所の把握

(1) 道路の巡回調査

道路管理者は、災害の発生が予想され、又は発生したときは、道路交通環境の巡回調査を行い、被害状況の把握に努め、応急復旧策を講じる。

(2) 住民からの情報収集

住民等から、道路の被災状況等の情報収集に努める。

住民等が道路被害を発見したときは、災対建設部（都市建設課）へ速やかに連絡するとともに、災対建設部（都市建設課）は、入手した情報を各道路管理者へ連絡する。

３　交通安全確保のための交通規制

(1) 警察の措置

警察は、災害の発生が予想され、又は発生した場合は、現場の警察官及び関係機関等から情報収集し、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握し、交通規制計画に基づき、交通規制を実施する。

(2) 道路管理者の措置

道路管理者は、道路の危険箇所を発見したときは通行を禁止、制限しながら迂回道路等を的確に指示し、関係機関と連絡をとりながら交通の安全確保に努める。

４　緊急通行車両の確認手続き

(1) 亘理警察署長の措置

亘理警察署長は、県公安委員会が災害時における緊急輸送のための交通規制を行ったときは、亘理警察署において緊急車両の確認及び標章等の交付を行う。

(2) 申し出事項

緊急通行車両の運転手は、次の事項を申し出て確認を受ける。

イ　車両番号票に表示されている番号

ロ　車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては輸送人員又は品名）

ハ　使用者の住所、氏名

ニ　輸送日時

ホ　輸送経路（出発地、経由地及び目的地名）

ヘ　その他参考事項（事前届出を行っている場合は、緊急通行車両等事前届出済証を提出する。）

５　緊急交通路確保のための措置

(1) 交通管制施設の復旧

警察は、交通情報板、信号機等交通管制施設の機能回復を行う。

(2) 放置車両の撤去

警察は、緊急交通路を確保するために必要な場合は、放置車両の撤去及び警察車両による緊急通行車両の先導等を行う。

(3) 運転者等に対する措置命令

警察は、緊急車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて一般車両の運転者に対して車両の移動等の措置命令を行う。

(4) 自衛官、消防職員の措置

警察官が現場にいない場合は､災害派遣を命じられた部隊等の自衛官又は消防職員は、放置車両の撤去及び運転者に対する措置命令を行う。

(5) 道路管理者又は漁港管理者の措置

道路管理者又は漁港管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合に、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者又は漁港管理者は自ら車両の移動等を行う。

また、県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者、漁港管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

第３ 交通規制の連絡等

町長は、災害の発生が予想され、又は発生したときは、各実施責任者と連携をとり、必要な措置を要請し、又は交通規制の措置を行う。

交通規制を行った実施責任者は、町長及び関係機関に対し、交通規制の目的、区域、措置事項等を連絡し、自動車の運転者、地域住民に周知徹底を図る等相互協力に努める。

第４ 交通整理隊の編成

災害時に、各機関では交通の安全を確保できない場合、又は特に必要な場合は、警察署等関係機関の協議により交通整理隊を編成し、交通整理等を実施する。

交通整理隊は、交通安全指導隊、消防職員、関係機関の職員その他民間協力者により構成する。

第５ 緊急輸送活動

災害が発生した際は､その状況に応じた適切な方法により､円滑な緊急輸送活動を行う。

１ 緊急輸送活動手段

(1) 輸送方法

災害発生時における輸送方法については、輸送人員、緊急物資、資材等の種類、数量及び道路や交通施設の被害状況等を勘案し､「第３編第２章第 15 節緊急輸送体制の整備」に掲げた町所有の車両及びその他の車両、鉄道、航空機、船舶、人力等の中から適切な方法により行う。

このほか、(公社) 宮城県トラック協会へトラック輸送の応援を要請する。

(2) 緊急輸送のための輸送

イ　緊急輸送活動の実施

次の場合に、緊急輸送活動を行う。

- 罹災者の避難
- 医療及び助産
- 負傷者等の救出
- 食料、飲料水の供給
- 救援用物資輸送
- 遺体の捜索
- 遺体の処理（埋葬を除く）
- 応急活動対策要員の配置
- 緊急性の高い施設の復旧
- その他

ロ　費　用

輸送に要した費用は、各交通機関の通常の実費とし、原則として町が負担する。

ハ　期　間

各救助種目別に定められている救助期間の範囲内とする。

(3) 鉄　道

災害の状況により、主に町外との間で物資、人員等を輸送するときは、東日本旅客鉄道（株)、日本貨物鉄道（株）へ緊急輸送を要請する。

(4) 自衛隊へリコプターの要請方法

陸上、海上の一般交通が途絶し、緊急に航空機による輸送が必要となったときは、自衛隊航空機の確保要請を知事に依頼する。輸送要請を行うときには、次の事項を明らかにして行う。

イ 航空機使用の目的及びその状況

ロ 機種及び数量

ハ 期間及び活動内容

ニ 発着地点又は目標地点

(5) 輸送の要請

町内で輸送力を確保できない場合又は不足する場合は、知事又は隣接市町長に次の事項を明らかにして輸送の要請を行う。

イ 輸送を必要とする人員又は物資の品名、数量（重量を含む）

ロ 輸送を必要とする区間

ハ 輸送の予定日時

ニ その他必要な事項

２　輸送力の配分

(1) 配分担当

輸送力の配分担当は災対民生部（税務課）とする。

(2) 配分方法

災害応急対策の実施担当責任者は、必要な輸送力の目的、種類、数量等必要な事項を明らかにし、税務課長に輸送力供給の要請を行う。

税務課長はその要請に基づき､調達所要数を把握し､直ちに輸送力の確保措置を講じ、配分計画を作成し、実施担当責任者に配分する。

３　燃料の供給

自動車燃料を通常の方法で確保できない場合は、町内の協力業者へ緊急輸送車両用の燃料供給を要請する。これら業者との間での応援協定の締結を平常時より検討する。

燃料要請手配は、災対総務部（財政課）が行う。

第１３節　ヘリコプターの活動

主な実施担当	災対総務部（総務課）
防災関係機関等	宮城県、自衛隊

第１ 目　的

大規模な災害時においては、道路の損壊に加え、倒伏した電柱など道路上の支障物により道路交通の確保が困難となる場合、ヘリコプターを活用する。また初動期における被害情報の収集、負傷者や緊急輸送物資の搬送など、防災ヘリコプターの災害派遣の要請に関して定める。

第２ 活動内容

想定されるヘリコプターの活動内容は次のとおりである。

・救出救助活動
・救急患者等の搬送
・救援隊・医師等の人員搬送
・被災地への救援物資の搬送
・応急復旧用資機材等の搬送
・住民に対する避難指示等の広報活動
・その他のヘリコプターにより対応すべき活動

第３ 派遣要請

町長は次の要件を満たし、必要と判断した場合は知事に対し、県防災ヘリコプター等の派遣要請を行うものとする。

・災害等から住民の生命財産を保護し、被害の軽減を図る目的であること
・緊急に活動を行わなければ、住民の生命、財産に重大な支障が生ずるおそれがある状況であること
・ヘリコプター以外に適正な手段が無いこと

１　出動要請等

(1) 出動要請

町長は、災害応急対策等の実施にあたり、ヘリコプターによる活動が必要と認められたときは、消防本部に対し、具体的な業務内容を示し、県にヘリコプターの出動要請を行うよう求める。

この場合において留意すべき事項は次のとおりとする。

イ　離着陸を伴う活動の場合は、離着陸場所の安全性、離着陸場までの陸上搬送路及び輸送手段が確保されていること。

ロ　物資投下等の場合は、投下等を行う場所の安全性が確保できること。

ハ　広報の場合は、広報の内容が明確になっていること。また、ヘリコプターの飛行音が地上で行う広報活動に、支障を及ぼさないと認められること。

(2) 県への応援要請

消防本部は、県知事に対して「宮城県広域航空消防応援協定」の定めるところにより、応援要請を行うことができる。

(3) 仙台市への応援要請

消防本部は、仙台市消防局長に対して「宮城県内航空消防応援協定書」の定めるところにより、応援要請を行うことができる。

第４ ヘリコプターの離着陸場

１　離着陸場の確保

町及び消防本部は、離着陸を伴うヘリコプター活動について、出動の決定があった場合には、安全性を第一として次により離着陸場を確保する。

(1) 離着陸場の選定

ヘリコプター離着陸場として、平坦（勾配４°～５°以下）であって、定められた無障害地帯（離着陸に障害とならない地域：資料編「ヘリコプター離着陸場の安全確保」参照）を確保できる場所を選定する。離着陸場の選定後は、速やかに関係者・機関にその旨を周知する。

災害時のヘリコプター離着陸場の候補地は、資料編「臨時ヘリコプター離着陸場一覧」のとおりであり、実際の使用にあたっては、使用時の被災状況、ヘリコプターの活動内容により選定する。

第１４節　避難活動

主な実施担当	災対総務部（総務課）、災対民生部、災対教育部
防災関係機関等	あぶくま消防本部、亘理町消防団、亘理警察署、その他防災関係機関

第１ 目　的

大規模な災害発生が予想される気象状況においては、災害発生の予兆を察知し、避難情報の迅速な伝達と早期避難の適切な実施により、人的被害の発生を回避する必要がある。

このため、町は、迅速で適切な避難誘導を行うとともに、速やかに指定緊急避難場所の開放及び指定避難所の開設を行い、地区住民等の安全が確保されるまでの間あるいは住家の復旧がなされるまでの間、管理運営にあたる。

第２ 警戒区域の設定

災害発生の恐れがある区域、又は発生した区域における住民等の安全確保のため、警戒区域の設定、災害応急対策従事者以外の者に対する当該地区への立ち入り制限、禁止又は退去命令を行う。

実施責任者は町長とし、町長若しくはその委任を受けて町長の職権を行使する町職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があった場合は、警察官若しくは水防団長、水防団員、消防職員、消防団員が行う。

また、自衛官が派遣されている場合で、現場に町長、町長の委任を受けた町職員、警察官等がいないときは、自衛官が行う。

各設定権者についてはそれぞれ次の法律により定められている。

１　町長（災害対策基本法第 63 条）
２　警察官（災害対策基本法第 63 条、警察官職務執行法第４条）
３　水防団長、水防団員又は消防関係機関に属する者（水防法第 21 条）
４　消防職員又は消防団員（消防法第 28 条）
５　災害のため派遣を命じられた部隊等の自衛官(その場に町長等及び警察官がいない場合に限る。自衛隊法第 94 条、災害対策基本法第 63 条)

第３ 避難の指示

１　避難の原則等

「避難行動」とは、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「命を守るための行動・難を避ける行動」であり、各人が自らの判断で行動をとることが原則である。

避難指示等は、次のような避難行動を対象とする。

(1) 指定緊急避難場所への立退き避難
(2)「近隣の安全な場所」（近隣のより安全な場所・建物等)への立退き避難
(3)「屋内安全確保」（その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動)

２　５段階の警戒レベルに対応させた避難指示等の発令

国の「避難勧告等に関するガイドライン」の改定（平成31年３月）において、住民等がとるべき行動を明確にわかるよう伝達するため、５段階の警戒レベルが設定され、避難勧告等も警戒レベルに対応して位置づけられた。また、避難情報に関するガイドラインの改定（令和３年５月）により、避難勧告が廃止されるなど、避難すべきタイミングが明確化された。

町が発令する「高齢者等避難」、「避難指示」、「緊急安全確保」を「避難指示等」という。

警戒レベルと避難指示等

警戒レベル	住民等がとるべき行動	住民等に行動を促す情報	
警戒レベル５	・既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	・緊急安全確保	町が発令
警戒レベル４	・危険な場所から、指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。	・避難指示	
警戒レベル３	・高齢者等は危険な場所から立退き避難する。 ・その他の者は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。	・高齢者等避難	
警戒レベル２	・避難に備え自らの避難行動を確認する。	・洪水注意報 ・大雨注意報	気象庁が発表
警戒レベル１	・災害への心構えを高める。	・早期注意情報	

３　【警戒レベル３】高齢者等避難

町は、高齢者等避難を発令して、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、危険な場所からの避難行動を開始することを求めるとともに、一般住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかける。

危険が去った場合には高齢者等避難のみの発令で終わることもあり得るという認識の下、時機を逸さずに高齢者等避難を発令する。

(1) 土砂災害

突発性が高く予測が困難な土砂災害については、高齢者等避難が発令された段階から自発的に避難を開始することを、特に土砂災害警戒区域・危険箇所等の住民に促す。

(2) 高潮災害

高潮注意報が発表され、なおかつ警報に切り替わる可能性がある等、避難指示を発令する可能性がある場合に、高齢者等避難を発令することを基本とする。

(3) 夜間に備えた活用

夜間において避難指示等を発令する可能性がある場合には、夕方等の明るい時間帯に高齢者等避難を発令することを検討する。

４　【警戒レベル４】避難指示

町長は、豪雨、暴風、火災、洪水、がけ崩れ、高潮等による災害の危険が切迫し、住民等の生命身体に危険が及ぶと認められるときは、危険区域の住民等に対し、速やかに避難指示を発令する。

(1) 避難指示

避難指示は警戒レベル４に該当する。避難指示は全員が避難する段階であり、危険な場所からの立退き避難が必要な住民等全員が速やかに避難する必要がある。

町長は、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、住民に対し、「屋内安全確保」等の安全確保措置を指示する。

(2) 避難指示等を発令する場合の国・県の助言

避難指示等を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めることができる。

そのための連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

(3) 躊躇なく避難指示等を発令

町長は、台風等による豪雨や暴風の襲来が予測される場合には、空振りを恐れず早期に避難指示等を発令する。

また、指定緊急避難場所の開放を終えていない状況であっても躊躇なく避難指示等を発令することとし、住民はそのような場合があり得ることに留意する。

(4) 知事による避難指示等に関する措置の実施

災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事は町長に代わって避難の指示に関する措置の全部又は一部を実施する。

(5) 洪水等に係る知事の指示

知事等から、洪水若しくは高潮の氾濫又は地すべりによる著しい危険が切迫しているとの指示があった場合は、町長は区域内の居住者に対し避難するよう指示する。

５　【警戒レベル５】緊急安全確保

町長は、災害の発生又は切迫している状況を把握した場合は、直ちに緊急安全確保を発令し、命を守る最善の行動をとることを指示する。

６　避難の指示等を行う者

避難指示及び緊急安全確保の指示は基本的に町長が発令する。

避難指示を発すべき権限のある者は、それぞれの法律によって次のように定められており、災害発生時の状況により必要がある場合は、以下の表のとおり、知事、警察官、自衛官等が立ち退き等の指示を行う。

避難の指示等を行う者

指示者	内　　容	根　拠　法
①町　長	すべての災害に関する避難のための立ち退きの指示、屋内での待避等の安全確保措置の指示	災害対策基本法第 60 条
②警察官	すべての災害について、町長が指示することができないとき、又は町長から要求があったとき、避難のための立退き又は屋内での待避等の安全確保措置を指示	災害対策基本法第 61 条 警察官職務執行法第 4 条
③海上保安官	②警察官に同じ	災害対策基本法第 61 条
④災害派遣時の自衛官	すべての災害について、町長等、及び警察官がその場にいないとき	自衛隊法第 94 条
⑤水防管理者（町　長）	洪水等による氾濫により著しい危険が切迫しているとき	水防法第 29 条
⑥知事又はその命を受けた県職員	洪水、地すべり等により著しい危険が切迫しているとき	水防法第 29 条 地すべり等防止法第 25 条
⑦消防署長	災害が拡大した場合、又は拡大の恐れがあるときで、緊急に地域住民を避難させる必要があると認めたとき	地方自治法第 153 条第 1 項（補助機関による代行）

注）災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつたときは、知事は、町長が実施すべき避難の指示等の措置の全部又は一部を町長に代わつて実施する。

第４ 避難指示等の内容と連絡

１　避難指示等の内容

避難指示等にあたっては、次の事項を明らかにして行う。

また、警戒レベルを示すとともに、危険の切迫性に応じて指示等の伝達文の内容を工夫するなど、住民の積極的な避難行動の注意喚起に努める。

(1) 避難対象地域
(2) 避難先
(3) 避難の指示の理由
(4) その他必要な事項

２　関係機関へ連絡

避難の指示を行った場合は次の系統により関係機関へ通知又は報告する。

(1) 町長又は他の実施責任者　……→仙台地方振興事務所長を通じ知事へ報告
(2) 警察官、海上保安官　……→町長へ通知、町長は知事へ報告
(3) 水防管理者　……→亘理警察署長へ通知
(4) 知事又はその命を受けた職員……→町長及び亘理警察署長へ通知

第５ 避難の方法

１　伝達方法

町長が避難指示等を行ったとき、又は知事、警察官、海上保安官、自衛官が避難指示等を行った通知を受け取ったときは、町長は次に掲げる伝達方法を複合的に活用して、避難対象区域の居住者等へ避難指示等の内容を迅速かつ的確に伝達する。また、住民のみならず、観光客、工事関係者等にもれなく伝達されるよう配慮する。

これらを解除したときも同様とする。

(1) 防災行政無線による放送

避難指示等の内容を明確に、避難対象区域の居住者等へ放送伝達する。

(2) メール等による伝達

亘理町ほっとメール便、緊急速報メール、ＦＭラジオ等により伝達する。

(3) 広報車等による伝達

町・消防署・警察署等の広報車両により、避難対象区域を巡回放送し伝達する。災害が大規模で広範囲な場合、又は道路の遮断等陸上交通が困難な場合は、ヘリコプターによる放送を要請する。

(4) 口頭又は拡声器による伝達

必要に応じて、町職員・警察官・消防職員・消防団員等が、各地区・各家庭を訪問して、口頭又は拡声器を使用して伝達する。

(5) 電話、特使による伝達

(6) サイレン等による伝達

洪水及び高潮による避難指示は、次の信号発信による。

洪水時の避難信号

サ　イ　レ　ン　信　号		
約　１　分	約　５　秒	約　１　分
○―――	休　止	○―――

(7) 報道機関を活用した放送による伝達

町長は、必要に応じて「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、各報道機関に放送の要請を行う。

(8) 要配慮者に配慮した伝達方法

聴覚障害者に対しては緊急速報メール等により周知を行うなど、要配慮者に配慮した方法を併せて実施するよう努める。

２　避難誘導の方法

(1) 各地区の誘導

イ　誘導責任者……当該地区の消防分団長

ロ　各地区ごとの避難誘導……当該地区の消防団員

ハ　避難誘導の協力者……当該地区の自主防災組織

ニ　危険区域及び指定緊急避難場所に警察官及び町職員、消防職員を配置し、適切な誘導を行う。

ホ　必要に応じ、亘理警察署長等に指定緊急避難場所を連絡し、危険区域の警戒及び避難誘導の応援を要請する。

(2) 指定緊急避難場所、避難路の安全確保

イ　避難の誘導にあたっては、指定緊急避難場所の安全確保確認を行うとともに、指定緊急避難場所までの経路に障害物がある場合はこれを撤去する等、避難路の安全にも十分配慮する。

ロ　夜間の避難においては、安全確保に注意を促す。

ハ　風水害、土砂災害等、災害の種類や状況により、適切な指定緊急避難場所を選択する。

ニ　避難路の除雪、防雪、凍結防止のため必要な措置を講ずるよう努める。

ホ　避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動がかえって危険を伴う場合や屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」の措置を講ずる。

(3) 避難の順位等

イ　高齢者や障害者、乳幼児、妊婦等、要配慮者の避難を優先させる。また、必要に応じて病院や福祉施設等へ避難させる。

ロ　地区に住む外国人への避難誘導を適切に行う。

ハ　特に介助を必要とする人が地域にいる場合には、自主防災組織等の協力を得て避難の援助を行う。

ニ　地区ごとの避難については、先に災害が発生すると予想される地区居住者の避難を優先させる。

ホ　駅や大型店、観光客等の帰宅困難者の避難について、地区の被災状況を把握し、適切に行う。

(4) 避難時の留意事項

イ　避難誘導員は、避難にあたり次の事項を住民に周知徹底する。

（イ）戸締まり、火気の始末、電気ブレーカーの切断、電気コンセントの抜き取り等

（ロ）携行品は必要最小限のものにする（食料、水筒、タオル、ティッシュ、着替え、懐中電灯、携帯ラジオ、毛布等）

（ハ）服装はなるべく軽装とし、帽子、雨具、防寒衣等を携行する。

ロ　避難は原則として徒歩とする。

ハ　やむを得ず自動車で避難せざるを得ない場合（歩くのが困難な障害者や病人等の避難や、指定緊急避難場所までの距離が遠い場合等）は、地域ごとの避難路を活用し、避難を行う。

ニ　住民が避難を終えたかどうか、消防団員は指定緊急避難場所と連絡を取り合い確認する。

(5) 警戒区域の設定解除等

災害による危険がなくなったものと認められるときは、町長は警戒区域及び避難指示等を解除し、速やかに住民、関係機関等へ通知する。

第６ 指定緊急避難場所の開放及び周知

町は、発災時又は災害発生のおそれがある場合には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。

第７ 避難所の開設及び運営

町は、被災者のうち、住居などを喪失するなど引き続き保護を要する者に対して、洪水、高潮、土砂災害等の危険性を十分配慮しあらかじめ施設の安全性を確保した上で、指定避難所を開設するとともに、住民等に対し周知を図る。

その際には、町外在住者やホームレス等の受け入れについても円滑かつ適切に受け入れるほか、必要に応じ、新型コロナウイルス感染症等の流行性疾患の感染及び感染拡大を防止するための対策を講じることとする。

１　開設場所

指定避難所の開設場所は「第３編第２章第 17 節 避難収容対策」に掲載している。これらの指定避難所が被災により使用できない場合、又は避難者を収容できなくなった場合他の公共施設、民間の施設の借用、テントの設置、他の指定避難所への振り分け、他市町村への依頼等の代替措置をとる。

２　指定避難所開設の連絡

(1) 指定避難所を開設したときは、速やかに避難者に周知し、誘導する。

(2) 町は、必要に応じ、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。

(3) 各指定避難所の開錠は、平日昼間等、施設が開いているときは各施設管理者とし、休日夜間等、施設が開いていないときは町職員又は施設職員及び教職員の内、いち早く指定避難所に到着した者が行う。

(4) 指定避難所を開設したときは、次の事項を直ちに県に報告する。

イ　指定避難所開設の日時及び場所

ロ　指定避難所数及び収容人員

ハ　開設期間の見込み

(5) 町は、要配慮者に配慮して、被災地域以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を指定避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

また、新型コロナウイルス感染症等の流行性疾患の感染及び感染拡大を防止する観点から、指定避難所となった施設内が、避難者で過密状態になることが避けられない場合においても同様に、多様な避難所の確保に努める。

３　指定避難所の管理等

(1) 開設期間

災害発生の日から原則として７日以内とする。ただし、さらに避難が必要であると見込まれるときは、「６避難生活が長期化する場合の措置」に示すとおりとする。

(2) 費　用

指定避難所開設に伴う費用の範囲、額等は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。

(3) 指定避難所の責任者及び連絡員の指定

指定避難所を開設したときは、次のとおり指定避難所の管理、運営を行う。

イ　施設管理者（施設長）…学校の場合は教職員、公共施設の場合はその施設の職員

ロ　連絡員…町職員（教育委員会）

ハ　担当業務

（イ）避難人員の実態把握

（ロ）要配慮者の実態把握と適切な処置

（ハ）指定避難所状況の記録

（ニ）災害対策本部への報告

（ホ）指定避難所施設の防疫対策

ニ　施設管理者等は、消防団員、自主防災組織や指定避難所施設の管理者等と協力して、指定避難所の管理と避難者の保護にあたる。

４　指定避難所との連絡

(1) 災害対策本部等との連絡は、電話のほか、その時の状況に応じて、移動系無線、携帯電話、インターネット等、可能な手段により行う。

(2) 指定避難所が学校等の場合、教材として使用しているパソコン等の端末を情報連絡に使用することを検討する。また、その部屋を外部との連絡室として利用する等、可能な手段を検討しておく。

５　指定避難所の運営

指定避難所の運営は、特に、次のことに配慮して「避難所開設・運営マニュアル」に基づき行う。

(1) 指定避難所の運営

イ　相談窓口の設置

町は、避難所等に生活・健康問題等に関する相談窓口を設置し、避難者が必要とする情報を適宜提供する。

なお、女性や子ども特有の生活・安全・健康に関する相談等に対応するため、女性相談員による女性専用窓口の設置に配慮する。

ロ　自主防災組織やボランティアとの協力

町は、自主防災組織やボランティア組織、避難所運営について専門性を有する外部支援者と協力して避難所の効率的な管理運営がなされるよう努め、避難者はそれに協力する。

ハ　自治的な組織運営への移行

町は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体となって運営する体制に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

ニ　在宅避難者、車中生活を送る避難者等への支援

町は、避難所で生活せず食事のみ受取に来ている在宅避難者、やむを得ず車中生活を送る避難者等に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うとともに必要な支援を行う。

また、民生委員･児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について町に報告・提供する。

(2) 避難所の環境維持

イ 良好な生活環境の維持

町は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。

そのため、食事供与の状況、トイレ設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。

ロ 健康状態・衛生状態の把握

町は、必要に応じ、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の過不足、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

特に、新型コロナウイルス感染症等の流行性疾患への対策が伴う場合においては、感染予防・感染拡大予防の観点から、問診票・検温履歴・滞在履歴の記録等について、全ての避難者・運営担当者の情報を確実に収集・管理するとともに、保健師等と情報を共有しながら、適切な運営を行う。

ハ 愛玩動物への対応

町は、必要に応じ、避難所における愛玩動物のためのスペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

(3) 男女共同参画

イ 避難所運営への女性の参画促進

町は、避難所の運営において、女性が運営役員として参加するなど参画を推進し、特に、男性に偏った運営体制とならないよう配慮する。

ロ 男女のニーズの違いへの配慮

町は、避難所の運営において、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

特に、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

ハ 運営参加者への配慮

町は、避難者が運営に参加する場合は、“性別に基づく固定的な役割分担意識”によることなく、避難者の自主性を尊重するとともに、役割の固定化により、一部の避難者に負担が偏らないよう配慮する。

(4) 性的少数者に対する配慮

町は、避難者における性的少数者（いわゆる『LGBTQ+』）について、避難生活等に対する不安を解消するために必要な対策について配慮する。

特に、居住空間の割当・トイレ・着替えや入浴・洗濯・物資支援など、生活の様々な場面において、必要に応じて支援団体等とも連携しながら、性的少数者の意思を最大限に尊重できるような体制作りに努める。

６　避難生活が長期化する場合の措置

(1) 避難生活が長期化すると見込まれる場合は、７日を超えても継続して指定避難所を開設できる。

(2) 避難が長期化した場合には高齢者、障害者、傷病人等の処遇について十分配慮する。
(3) 避難生活が長期化する場合、避難者の自立への意志を尊重しつつ、住民自治による指定避難所の運営体制へと円滑に移行できるよう、指定避難所運営委員会等の設置を促す。
(4) 避難生活の長期化に対応した生活環境の整備
イ　避難者のプライバシーが極力守られるよう、部屋の割当て等を行うとともに、段ボールや板等間仕切りとなるようなものを支給するよう努める。
ロ　高齢者、障害者、女性、子供等の利用に配慮した設備の整備に努める。
ハ　女性も参加しやすい運営体制となるよう配慮する。
ニ　男女のニーズの違いや女性用更衣室の設置等男女双方の視点等に配慮する。
ホ　冷暖房等、夏期・冬期の避難生活環境について配慮する。
ヘ　衛生環境維持のための体制を構築し、着実な実践を促す。
(5) 指定避難所の早期解消
指定避難所が学校の場合、学業に支障を来たすため、避難者の居住先の確保に努め、できる限り早期に閉鎖できるよう配慮する。
町は、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせん、活用等により、避難所の早期解消に努める。
また、災害の規模、被災者の避難及び受け入れ状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。
(6) 町の区域外への広域避難等
町は、町の区域外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等での受け入れが必要であると判断した場合において、県内市町村への受入れについては直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める。
また、町は避難所を指定する際に、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

第８ 学校、社会福祉施設等における避難対策

学校及び社会福祉施設等の児童生徒及び入所者等を集団避難させる必要があるときは、避難確保計画等に基づき、次の事項を決定し迅速に行う。

１　避難実施責任者
２　避難順位及び編成等
３　誘導責任者及び補助者

第９ 指定避難所以外への避難者

１　災害時には、指定された避難所以外でも避難できそうな場所へ多くの住民が避難することが予想されるため、各地区の調査団や情報連絡員等を中心に、町内の被害状況を把握し、指定避難所への避難誘導に努める。
２　指定した避難所で収容できない場合は、他の公共施設や民間施設の協力を得て避難者を収容し、応急対策を行う。
３　町外避難者に対しては、亘理町ほっとメール便を活用して、適宜情報を提供する。また、

町外避難者からも、随時、居場所等を町に知らせてもらうよう依頼し、情報の疎通が滞らないように心がける。

第１０ 孤立集落の安否確認対策

１　通信手段の確保

町は、居住地又は指定避難所が、道路の寸断、土地の水没、などにより孤立化した場合、固定電話、携帯電話、防災行政無線などの通信手段により住民自らが安否情報を発信するよう周知を図る。

２　通信手段途絶時の対応

孤立した集落の住民は、断線、バッテリー切れ、機械の故障などにより通信手段が使用不可能な場合であっても、旗をたてる、シートを広げる、焚き火により煙をたてる等の手段により、生存の証を伝えるよう努める。

第１１ 在宅避難者への支援

１　生活支援の実施

町は､指定避難所への避難者と同様に支援の必要な在宅避難者及び応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者等に対し、食料・物資の供給など生活支援を行う。

それらの支援は町内会･自治会や社会福祉協議会など共助に基づくネットワークを主体として進める。

また、町は、在宅避難者等に対し正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

２　指定避難所等での物資の供給

町は、在宅避難者及び応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者等の人数、必要とする支援内容等の早期把握に努め､地区交流センターでの物資の配布の他に指定避難所、町内会、自治会、自主防災組織等で物資の供給を行う。

３　支援体制の整備

町は、在宅避難者及び応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者等が、食料・物資の配布の広報及び必要な情報や支援･サービスを容易かつ確実に受け取ることのできるよう、支援体制の整備に努める。

第１５節　応急仮設住宅等の確保

主な実施担当	災対建設部、災対民生部（福祉課、長寿介護課）
防災関係機関等	宮城県（保健福祉総務課、復興・危機管理総務課、住宅課）

第１ 目　的

大規模な災害の発生により、住宅を失う被災者が多数生じる事態が考えられる。被災直後は指定避難所等で生活をすることになるが、その生活が長期間にわたることは避けなければならない。

このため、応急仮設住宅の建設をはじめ、空き家になっている公営住宅の活用、民間賃貸住宅の活用、さらには被災住宅の応急修理等を積極的に実施する。

第２ 応急仮設住宅の建設

１　対　象

原則として、災害によって住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自己の資力では住宅を得ることができない者を、対象とする。ただし、半壊程度の損傷であっても、引き続き住み続けることが困難な程度の損傷や、避難指示の長期化が見込まれるなど、全壊等に相当する状況の場合は個別に協議することとする。

２　建設要領

(1) 設置数

設置数は、全壊、全焼又は流失した世帯数の３割以内とする。

(2) 住宅規模

１戸当たり 29.7 ㎡（９坪）を基準とする。

(3) 費　用

費用は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。

(4) 建物の構造

高齢者や障害者等が利用できるよう、スロープや手すりの設置や浴室、トイレへの配慮等に努める。

(5) 着工、供与期間

イ　着　工……災害発生の日から 20 日以内に着工する。

ロ　供与期間…２年以内とする。

※仮設住宅はあくまでも罹災者が自立した生活ができるまでの応急措置であり、また、仮設住宅建設地の本来の利用用途を損なうことがないよう（特に学校の場合、授業を早期に再開する必要がある）、できるだけ早く閉鎖できるよう努める。

しかし、人道上の観点から、２年を過ぎても罹災者の仮設住宅の明け渡しが適当でないと考えられる場合は、罹災者の意志を踏まえ、施設管理者や県等と協議のう

え、最善策を講じる。

(6) 設置予定場所

仮設住宅の設置場所は、災害の発生した場所や状況に応じてその都度町長が定める。また、罹災者の生業その他の関係でやむをえない場合は、罹災住宅地とする。

第３ 公営住宅の活用

必要に応じ被災者の住宅確保支援として、災害公営住宅の建設及び特定入居を行う。

また、復興過程における被災者の生活の維持を支援するため、管理者と協議のうえ、現在町にある町営住宅及び県営住宅等の活用を図る。

第４ 応急修理の要領

災害によって住家に被害を受けた者が、日常生活に必要最小限度の部分を応急的に修理することで、引き続き、元の住家に住むことを目的としたものであり、判定の程度に応じ、次のとおりとする。

●『半壊以上』

１　対象者

①災害救助法が適用された災害により、住家が半壊（焼）し、自らの資力では応急修理をすることができない者。

②大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊（焼）した者（いわゆる大規模半壊）。

２　費用の限度額

居室、炊事場、トイレ等日常生活に必要最小限限度の部分に対して、1 世帯当たり595,000 円以内。

３　救助期間

災害発生の日から１カ月以内に完了。

４　主な留意事項

・住家を一時的に失った者に提供される「応急仮設住宅の供与」との併給は制度上想定されていない。

・全壊（焼）の場合は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので対象とならないが、修理することで居住することが可能な場合は、個別に対象とすることは可能である（ただし、この場合も応急仮設住宅の供与は不可）。

・借家等は通常その所有者が修理を行うものであり対象とならないが、事情により所有者が修理を行わず、居住者の資力をもって修理しがたい場合は、対象となり得る。一方で会社の寮や社宅、公営住宅等はその所有者が実施すべきであり対象とはならない。

●『準半壊』

１　対象者

災害救助法が適用された災害により、住家が半壊に準じる程度の損傷を受け、自らの資力では、応急修理をすることができない者。

２　費用の限度額

居室、炊事場、トイレ等日常生活に必要最小限限度の部分に対して、1 世帯当たり 300,000 円以内。

３　救助期間

災害発生の日から１カ月以内に完了。

４　主な留意事項

・令和元年１０月２３日公布・施行（令和元年の災害から適用となる）。

・「準半壊」とは、住家の延床面積の 10%以上２０%未満の損傷を受けたもの、または、住家の主要な構成要素の経済的被害（＝損害割合）が 10%以上 20%未満のものを指す。

・借家等は通常その所有者が修理を行うものであり対象とならないが、事情により所有者が修理を行わず、居住者の資力をもって修理しがたい場合は、対象となり得る。一方で会社の寮や社宅、公営住宅等はその所有者が実施すべきであり対象とはならない。

第５ 建築資材及び建築技術者の確保

応急仮設住宅の建築等は、災対建設部（都市建設課）が、国、県、その他関係機関と連携・協力して行う。

１　建築業者の選定

応急仮設住宅の建築業者の選定は、原則として競争入札とする。

２　建築資材の調達

応急仮設住宅の建設等に必要な資材は､町内の業者とあらかじめ協議のうえ供給を要請する。

資材が不足する場合は、知事へ資材の斡旋を依頼する。

調達先については、資料編「建築関連 建築資材の調達先」を参照

３　建築技術者の確保

応急仮設住宅の建設等に必要な建築技術者は､町内の次の業者とあらかじめ協議のうえ確保に努める。不足する場合は、知事又は近隣市町長へ斡旋の依頼をする。業者については、資料編「建築関連 建築技術者の確保」を参照

第１６節　相談活動

主な実施担当	災対民生部（町民生活課）
防災関係機関等	宮城県

第１ 目　的

町は、大規模災害時において、被災者及び被災者の関係者等からの各種相談、要望等に対応するために相談活動体制を整備し、防災関係機関とも連携して対応する。

第２ 相談窓口の設置

災害発生後、速やかに被災者等からの相談や問い合わせに対応するため、災対民生部（町民生活課）を担当とする総合的な窓口を災害対策本部に設置する。なお、相談の内容に応じて、行政組織の各担当へ振り分ける。

災害時における相談の内容は、借地、借家関係等の法律相談や登記手続き等の土地、建物等の登記相談等さまざまなものが予想されるため、日頃から弁護士会等と協議し、協力体制を得られるように努める。

また、必要により専門の相談窓口を紹介するなど住民の相談や要望の解決を図るように努める。

※県の相談窓口

・県庁（行政経営推進課）
・各合同庁舎（地方振興事務所・地域事務所）
・必要に応じ関係各課室

第３ 相談窓口設置の周知

相談窓口を設置した場合は、防災行政無線、携帯メール、町ホームページ等による広報活動、及び報道機関の協力を得るなど広く住民に周知する。

第１７節　要配慮者・避難行動要支援者への支援活動

主な実施担当	災対総務部（総務課、企画課）、災対民生部（福祉課、長寿介護課、健康推進課、子ども未来課）、災対産業部（商工観光課）
防災関係機関等	塩釜保健所岩沼支所、仙台保健福祉事務所、亘理警察署、あぶくま消防本部、その他防災関係機関、社会福祉協議会

第１ 目　的

大規模な災害の発生時には、特に高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者、外国人、旅行客等に対するさまざまな応急対策が必要となる。

このため、町、防災関係機関及び社会福祉協議会は、必要な諸施策を速やかに実施する。

第２ 要配慮者・避難行動要支援者への支援活動

町は、災害の発生に備え、個人情報保護に配慮しつつ、避難行動要支援者名簿を整備し、災害発生時に効果的に利用することで、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。

１　安全の確保

(1) 社会福祉施設等在所者

町は施設在所者（入所者及び従事者等）の安否確認を迅速に行い、施設の構造や利用者の身体的特徴を考慮した避難誘導等を行うとともに災害による施設の破損箇所、危険箇所等の応急修理を行う。

(2) 在宅の要配慮者

町は、各地区の自主防災組織、民生委員・児童委員等の協力を得て、在宅の要配慮者の安否確認を行うほか、必要に応じ避難誘導等を行う。

２　支援体制の確立と実施

(1) 施設従事者及び必要な物資の確保

災対民生部（福祉課、長寿介護課）は、施設従事者の不足や日常生活及び福祉サービスに必要な物資の不足状況を把握し、関係機関と連携し確保する。次の緊急支援を行う場合にも、必要な人材、日常生活及び福祉サービスに必要な物資を同様に確保する。

(2) 緊急支援

イ　受入れ可能施設の把握

災対民生部（福祉課、長寿介護課、健康推進課）は、被災による要配慮者の受入れ可能な福祉施設を把握する。

ロ　保健福祉ニーズの把握と支援の実施

要配慮者の福祉ニーズを把握し、本人の同意を得た場合は、関係機関と調整のうえ、適切な施設への二次避難を行う。また、本人が在宅での福祉サービスを望む場合は、関係機関と調整しホームヘルパー等（ボランティアを含む）を派遣、車椅子等の手配等を社会福祉団体、ボランティア団体等の協力を得て計画的に実施する。

ハ　福祉避難所の開設

町は、開設が必要と判断する場合は、福祉避難所を開設し、関係機関及び各指定避難所に対し、開設について周知する。

また、要配慮者に配慮して、被災地域以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

ニ　相互協力体制

町は、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ケアマネジャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者、自主防災組織、ボランティア組織などとの連携により、要配慮者の安全確保に関する相互協力体制により支援を行う。

(3) 指定避難所での支援

イ　支援体制の確立

災対民生部（福祉課、長寿介護課）は、要配慮者が指定避難所に避難したか確認するため、民生委員、社会福祉協議会等の協力により、人員を把握する。

福祉団体関係者や福祉ボランティア、さらに必要に応じてガイドヘルパーや手話通訳者等による支援体制を確立する。

障害者用の装具、医薬品、育児用品、介護用品等の福祉用品は代替が難しく、被災直後は確保が難しいので、近隣の福祉施設へ支援を要請するなど速やかに対処する。

ロ　健康状態への配慮

アレルギー症状や糖尿病・高血圧などの食事療法が必要な要配慮者に対しては、事前の聞き取り調査等から得られる情報をもとに個別に対処する。

ハ　専門職による相談対応

町は、被災地及び指定避難所における要配慮者等に対し、社会福祉士、介護福祉士、児童相談員等の専門職による相談等の対応を行う。

ニ　福祉避難所への移送

町は、指定避難所に避難した要配慮者について、福祉避難所への移送が必要と判断した場合は、福祉避難所に移送を行う。

(4) 在宅の要配慮者

在宅の要配慮者に対し、通常行っているのと変わらない保健・福祉サービスを継続して提供できるよう、臨時の体制を組みサービス確保に努める。

(5) 災害派遣福祉チームの活動

高齢者・障害者等の災害時の福祉支援が適切に行われるよう、知事からの要請に応じて派遣された災害派遣福祉チームは、町の指示のもと、ボランティア関係団体などと連携し、活動を行う。

第３ 外国人への支援活動

災害時に迅速に外国人の被災状況、避難状況に関する情報収集を行うとともに、外国人が孤立しないよう必要な情報を収集し、提供を行う。

1　各地区の協力のもと、地区や指定避難所等における外国人の被災状況、避難状況に関する情報収集を迅速に行うとともに、日本赤十字社本社等を通して外国から照会のあった在

日外国人の安否について回答する。

2　災害に関する外国人のニーズを把握するため、役場内に設置する総合的な相談窓口で対応する。

3　災害情報を掲示する場合、災害時多言語表示シート等による外国語での掲示に努め、外国人の不安の解消を図る。

4　町は、県及び宮城県国際化協会、地域の国際交流団体等と協力し、相談窓口を設けるなど、外国人からの身近な相談に対応することにより、外国人の不安の解消や問題の解決を図る。

第４ 旅行客への支援活動

旅行客等の安全確保のため、宿泊施設、観光施設と協力し、避難誘導等を行うとともに、指定緊急避難場所、交通機関の状況、その他必要な情報を提供する。

また、旅行者向けの宿泊情報や交通情報等を様々な言語や方法により町の施設やホームページ、観光地等へ掲示し情報提供を行う。

第１８節　愛玩動物の収容対策

主な実施担当	災対民生部（町民生活課）
防災関係機関等	塩釜保健所岩沼支所、（公社）宮城県獣医師会、岩沼地区獣医師会

第１ 目　的

大規模な災害に伴い、飼い主不明の動物、負傷動物が多数生じるとともに、指定避難所における動物同伴者等の問題も生じることが予想される。

町は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、県や県獣医師会及び岩沼地区獣医師会等関係団体との協力体制を確立する。

第２ 被災地域における動物の保護

１　飼い主の確認

飼い主のわからない被災した動物等の保護については､迅速かつ広域的な対応が求められることから、町は、県、岩沼地区獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、動物の保護を行うとともに飼い主の発見に努める。

２　負傷動物への対応

負傷動物を発見したときは、保護収容し、獣医師会と連携し、治療その他必要な措置を講じる。

なお、危険動物が飼養施設等から逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。

第３ 指定避難所における動物の適正な飼育

町は、県と協力して、飼い主とともに避難した動物の受入れに配慮するとともに、適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

また､被災地における愛護活動は保健所及び被災地で活動する動物愛護団体等との協力によって進める。

１　指定避難所における動物収容施設等の設置
２　指定避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整
３　他の市町村への連絡調整及び協力要請

第４ 仮設住宅における動物の適正な飼育

町は､県と協力して､飼い主とともに避難した動物の飼育･受入れに配慮するとともに、適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

第１９節　食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動

主な実施担当	災対民生部（町民生活課、税務課、健康推進課）、災対産業部、災対上下水道部
防災関係機関等	東北農政局、日本赤十字社宮城県支部、（公社）宮城県トラック協会仙南支部、自衛隊、その他防災関係機関

第１ 目　的

町は、大規模な災害発生時における町民の基本的な生活を確保するため、被災者の食料、飲料水及び生活必需品に対する要望や指定避難所で不足している物資等を的確に把握し、関係団体等と連携を図りながら迅速かつ円滑な調達・供給活動を行う。

なお、被災状況の程度や、避難の長期化に伴うニーズの変化等を踏まえ、時宜を得た物資の調達に配慮するとともに、夏季・冬季の季節など実情を考慮して調達・確保を行う。

また、調達物資の選定に当たっては、要配慮者、女性や子育て家庭の避難生活、アレルギー対策、避難生活の長期化における栄養バランス等について配慮する。

第２ 食　料

町は、備蓄、調達した食料及び国、県等によって調達され引き渡された食料を被災者に対して供給する。

１　米穀

(1) 調達

〔調達担当〕

調達担当は災対民生部（税務課）とする。

調達に関して、現場責任者を配置し、指導及び関係事項の記録に当たらせる。

〔調達方法〕

町は、非常災害が発生した場合又はそのおそれがある場合において、炊き出し等給食を実施する場合は、県に対し申請を行い、農林水産省の支援を得て給食に必要な米穀（以下、「応急用米穀」という。）を調達する。

ただし、災害救助法が発動された場合においては、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成 21 年５月 29 日付け 21 総食第 113 号総合食料局長通知）に基づき、政府所有の米穀（以下「災害救助用米穀」という。）を調達する。

（資料編「緊急時における食料（精米）の供給体制略図」参照）

イ　応急用米穀

町は、県が農林水産省から直接購入した応急用米穀の供給又は農林水産省から手持ち精米を売却するよう要請を受けた米穀販売事業者が売却した県又は町が取扱者として指定した米穀小売業者等（以下「取扱者」という。）からの直接購入により調達する。

町は、供給を受けた応急用米穀の全体の数量等について、県に報告する。

ロ　災害救助用米穀

県が農林水産省と売買契約書により契約を締結し、農林水産省から、契約の締結を受けて受託事業者に対して、県又は取扱者に引き渡すよう指示された災害救助用米穀について、町は供給を受ける。

町は、災害救助用米穀の引渡しを受けたときは、速やかに県に対して当該引渡を受けた災害救助用米穀の日別、倉庫別の種類、等級、数量等を報告する。

(2) 供給数量

応急用の米穀及び災害救助用米穀についての供給数量は、１人当たりの供給数量に、町の要請に基づき県が必要と認める受給者の数と期間の日数を乗じて得た数量とする。

１人当たりの供給数量は次のとおりとする。

供給数量

供給対象	供給数量 (1 人 1 食当たり)
罹災者に対し、炊き出しによる給食を行う必要がある場合	200 精米グラムの範囲内で知事が定める数量
災害時における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する場合	300 精米グラムの範囲内で知事が定める数量

(3) 配給

亘理町防災倉庫等に備蓄、集積された食料等を各指定避難所等へ配給する。

２　副食、調味料等の調達

(1) 調達担当

調達担当は災対民生部（税務課）とする。

調達に関して、現場責任者を配置し、指導及び関係事項の記録に当たらせる。

(2) 調達方法

亘理山元商工会を通じ、被災を免れた町内の事業者から調達するが、これで不足する場合は県に対して斡旋を依頼する。

また、栄養管理のため、管理栄養士を配置する。

３　炊き出しの実施

(1) 炊き出し担当等

炊き出し担当は災対民生部（町民生活課、税務課）、災対産業部（商工観光課）とする。

炊き出し現場に現場責任者を配置し、現場の指導及び関係事項の記録に当たらせる。

また、栄養管理のため、管理栄養士を配置する。

(2) 受給対象者

イ　指定避難所に避難している者

ロ　住家が全半壊（焼）、流失又は床上浸水等のため炊事のできない者

ハ　その他食料品を喪失し、炊き出しの必要があると認められる者

(3) 炊き出しの実施場所

実施場所
学校給食センター
保健福祉センター
中央公民館
吉田地区交流センター
農村創作活動センター

※炊飯に関しては、地元業者等の協力を仰ぎ、各施設においては簡易的な調理等を実施する。また、学校給食センターについては、学校給食再開との兼ね合いもあることから使用者や使用期間について調整を図る。保健福祉センターについては、要配慮者向けの調理を優先することとして調整を図る。

(4) 炊き出しの協力団体

団体名	会員数	連絡先	連絡担当
亘理町婦人防火クラブ連合会	10,000 人	0223-22-5189	あぶくま消防本部
食生活改善推進員協議会	50 人	0223-34-0524	健康推進課

４　受給者の把握

指定避難所にいる人の人数の確認は、各指定避難所の管理責任者が行う。

指定避難所以外の場所に避難している人や、自宅にいるが食料が得られない人等の把握については困難が予想されるため、各地区の調査員や情報連絡員は、周辺にいる人たちの協力を得ながら、的確な調査に努める。

５　食料品の集積、配分

(1) 食料品の集積場所

備蓄及び調達された食料品の集積場所は、次のとおりとする。

施設名	所在地	管理責任者	電話番号	配分対象区域
亘理町防災倉庫	亘理町字悠里 1-2	町　長	0223-23-0037	本町全域
佐藤記念体育館	亘理町字旧舘 62-1	〃	0223-34-4251	亘理地区
吉田地区交流センター	吉田字大塚 185	〃	0223-36-3114	吉田地区

(2) 配分担当

調達した食料品の配分担当は災対民生部（税務課）とする。

食料品の配分を適切に行うため、現場責任者を配置し、指導及び関係事項を記録する。

また、栄養管理のため管理栄養士を配置する。

(3) 配　分

食料品の配分は次のとおりに行う。

イ　炊き出し

炊き出し担当の責任者は、配分責任者から一括して受け、被災者に配分する際には受給者名簿に記録する。

ロ　個人への配分

配分責任者は受給者名簿に記録し、自主防災組織の代表等を通じて配分する。

ハ　応急対策従事者への配分

配分責任者は、各応急対策従事者の責任者に配分する。

第３ 飲料水

１　給水担当

災対上下水道部が担当し、次の班を編成する。

給水班の編成

班　名	班　長	運転手（広報員）
給水班	１名	７名

２　給水要領

(1) 給水の対象者

被害を受け、現に飲料水を得ることができない罹災者とする。

(2) 給水量

１人１回６ℓ程度を基本に、災害の状況に応じて増量する。

(3) 給水期間

原則として、災害発生の日から水道施設が復旧するまでとする。

３　給水方法

(1) 運搬給水

運搬給水は、給水車、給水タンク・ポリタンク及び非常用飲料水袋等により直接被災者に給水する。

給水にあたっては、医療施設等の緊急性の高い施設への給水が十分行き渡るよう配慮する。

(2) 拠点給水

拠点給水は、田沢浄水場・亘理町役場本庁舎を応急給水拠点として給水する。

４　給水施設の応急措置

災害により給水施設が被害を受けた場合は、被害状況を調査し、応急的な復旧工事を実施し飲料水供給の早期回復を図る。

第４ 生活物資

１　配布、貸与の要領

(1) 対象者

住家の全半壊（焼）、流失又は床上浸水により、生活に必要な被服、寝具、その他生活必需品等を喪失し、日常生活に困難をきたしている者。

(2) 品　目

イ　被服、寝具
ロ　身の回り品
ハ　日用品
ニ　炊事道具、食器
ホ　光熱材料
ヘ　緊急用燃料
ト　その他

(3) 費　用

配布及び貸与に要する費用の範囲、額等は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。

(4) 期　間

原則として、災害発生の日から 10 日以内とする。

２　調達方法

(1) 調達担当

調達担当は災対民生部（税務課）とする。

(2) 調達方法

あらかじめ亘理山元商工会と協議のうえ調達する。ただし、町内関係業者が被害を受けたときは、協定締結事業者と協議し、物資調達のための体制を整備する。さらに不足する場合は知事又は隣接市町長へ斡旋を依頼する。

(3) 集積場所

調達物資及び義援品の集積場所は次のとおりとする。

生活物資の集積場所

施設名	所在地	管理責任者	電話番号	配分対象区域
亘理町防災倉庫	亘理町字悠里 1-2	町　長	0223-23-0037	本町全域
佐藤記念体育館	亘理町字旧舘 62-1	〃	0223-34-4251	亘理地区

３　配　分

(1) 配分体制

配分担当は災対民生部（税務課）とし、配分責任者 1 名と各指定避難所等への配分担当者等からなる班を編成する。

(2) 配分方法

〔配分被災者の把握〕

福祉課長は、衣料、生活物資等を配布又は貸与する必要がある被災者を調査し、救助物資配分計画を作成する。

なお、指定避難所以外の場所にいる被災者や自宅にいる被災者の把握については、対策本部の各地区調査員や情報連絡員等と連絡をとり、現場にいる人たちの協力を得て調査する。

救助物資配分計画の内容

・救助物資を必要とする罹災者数（総数、世帯数、世帯毎人員）

・救助物資の品名、数量

・救助物資の受け払い数量

〔被災者への配分〕

物資管理者は、救助物資配分計画に基づき、自主防災組織の代表の協力を得て罹災者に配分し、受領書を受ける。（受領書の様式は資料編「物品受領書」参照）状況に応じて、児童、高齢者、障害者等を優先させる。

第５ 支援物資の受入れ、配分

１　担　当

指定避難所から送られてきた救援物資の受付け窓口は災対民生部（税務課）とする。

２　物資の受入れ方法

指定避難所や各地区等で不足している物資及びその数量を、各地区調査員等の協力を得て把握する。救援物資の募集にあたっては、報道機関等と連携し、受入れ窓口や受入れ方法、不足している物資等を広報する。

物資の集積場所は、亘理町防災倉庫とする。

３　配　分

町の備蓄、調達物資とあわせ、物資の配分先、必要数量等を調整して行う。

配分は原則として指定避難所で行うが、指定避難所へ来られない障害者や高齢者等に対しては、巡回して配分する等、要配慮者への支援に十分な対策を講じる。

受入れ物資の仕分け、配布に際し人員が不足する場合は、住民やボランティアの協力等も得ながら対処する。

受入れ物資が食料等長期の保存が難しいものについては、保存方法や輸送方法に十分配慮する。そのためにも、物資の仕分け作業は迅速に行い、（公社）宮城県トラック協会等へ協力を依頼する。

第６ 燃料の調達・供給

１　災害応急対策車両への供給

町は、災害発生時における災害応急対策車両への優先給油を行い、災害対応力の維持に努める。

また、町及び防災関係機関等は、事前に指定のできない町以外からの応援車両や応急復旧等に必要な工事・調査等を実施する車両に対しても、優先給油が行えるよう関係機関との調整に努める。

２　町民への広報

町は、県の協力により、燃料類の供給見通し等について、町民に広報するとともに、節

度ある給油マナーと省エネ活動を呼びかける。

第７ 物資調達・輸送調整等支援システムの活用

町は、備蓄する物資・資機材等の供給・調達・輸送に関し、『物資調達・輸送調整等支援システム』等の活用を検討しながら、関係機関との情報共有を図るとともに、季節や時間の経過とともに変化するニーズ等を把握し、時宜を得た物資等の調達に努める。

また、本町からの要請を待たずして、国が、必要と思われる物資等を調達・輸送する支援（いわゆる「プッシュ型支援」）をする場合があることについても、あらかじめ認識しておき、本町の集積場所の現況把握、及び『物資調達・輸送調整等支援システム』等を用いた関係機関との情報共有等に努める。

第２０節　防疫・保健衛生活動

主な実施担当	災対民生部（健康推進課、町民生活課）、災対教育部
防災関係機関等	（一社）亘理郡医師会、（一社）岩沼歯科医師会、岩沼薬剤師会、医療関係機関、塩釜保健所岩沼支所、その他防災関係機関

注：本節では、平時の段階で新型コロナウイルス感染症等の流行性疾患が発生しておらず、災害が発生した後に、新たに、感染症対策等の防疫・保健衛生活動を行うこととなった場合を想定した記載とするものである。
よって、既に何らかの流行性疾患が発生・拡大している状況にあっては、別途、先行して対策を講じていることが想定されるため、必ずしも本節によるものではない。

第１ 目　的

被災地、特に指定避難所においては、生活環境の悪化により感染症等が発生する恐れがあるため、町は迅速な防疫措置を講じる。災害により町民が健康を損なうことがないよう、また、災害のショックによる被災者等の心の傷を癒すよう適切な対応を図る。

特に、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。

第２ 防　疫

１　防疫消毒

知事の指示に基づき、速やかに消毒を実施する。
消毒に要する１戸当りの使用薬剤の基準は、概ね次のとおりとする。
なお、自主消毒用に、住民への薬剤配布も状況により実施する。

消毒の方法	薬品名	
	逆性石けん	消石灰
消毒作業	200cc	6kg
薬剤配布	500cc	20kg

２　ねずみ、衛生害虫等の駆除

ねずみ、衛生害虫等の駆除は、状況に応じて実施する。
駆除方法は、薬剤散布によるもののほか、殺そ剤、殺虫剤の配布も状況により実施する。その場合、人畜に対して安全が確保されているものを選択する。

３　臨時予防接種

被災地の感染症発生を予防するため、種類、対象、期間等を定めて、県の指示により臨時予防接種を実施する。

４　感染症発生時の措置

感染症患者又は病原体保有者が発生したときは、県に報告・協議するとともに、必要に応じ、感染症指定医療機関等の収容先を確保し、搬送する。

施設名	所在地	電話番号	病床数
仙台市立病院 併設隔離病舎	仙台市 若林区清水小路 3-1	022-266-7111	50

交通途絶等のため指定医療機関に収容できない場合は、適宜、臨時の収容施設を設ける等対応を講ずる。

５　防疫活動班

防疫活動の実施に当っては、次の班を編成する。

班名	人員	防疫業務	処理 能力	器材等の 所有状況
防疫消毒１班 ２班 ３班	４人 ４人 ４人	浸水家屋の消毒 並びに指導	32 戸/日 （1 班）	消毒器３台 軽トラック１台
施設防疫班	４人	指定避難所における衛生指導		

６　連絡通知等

町長は、感染症の発生又は発生する恐れがある事実を知った場合、及び防疫を実施する場合は知事に報告し、必要な対策及び指示等を受ける。

７　指定避難所の防疫措置

指定避難所を開設したときは、県の指導を得て防疫活動を実施し、避難者の健康管理を図る。

(1) 防疫に関する協力組織

避難所の施設管理者は、衛生に関する自治組織の編成を指導して、その協力を得て防疫の万全を図る。

(2) 防疫の重点事項

防疫活動にあたっては、次の事項に重点をおく。

イ　健康調査　　ニ　飲料水の管理
ロ　防疫消毒の実施　　ホ　トイレの衛生管理
ハ　集団給食の衛生管理　　ヘ　その他施設内の衛生管理

８　防疫薬剤等の調達

防疫薬剤等は、災対民生部（町民生活課）が町内の業者から調達するが、調達できない場合は、知事に斡旋を依頼する。

第３ 保健対策

１　健康調査、健康相談

(1) 保健指導及び健康相談の実施

被災者の健康管理のため、災対民生部（健康推進課）は健康調査、健康相談を行う。

実施にあたっては指定避難所等を優先し、要配慮者に配慮しながら、県と協力して必要に応じた保健指導を行う。

(2) 指定避難所や仮設住宅での配慮

健康相談等について、十分な空調設備の無い指定避難所や仮設住宅においては、室温の上昇に伴う熱中症の発生が危惧されることから、室温調節やこまめな水分補給の体制など対策に努めるよう指導する。

また、特に高齢者は、エコノミークラス症候群（深部静脈血栓塞栓症）や生活不活発病になりやすいため、他者とのコミュニケーションが図れるよう配慮するとともに、適度に体を動かせる機会を提供する等、心身機能の低下を予防するよう、指導を行う。

(3) 避難所サーベイランスシステムの導入

町は、「避難所サーベイランスシステム」の導入により、感染症の拡大を未然に防止するとともに、避難者の健康状態の把握に努める。

※県では、県内各地に設置された指定避難所の避難者を対象に、感染症の流行を可能な限り早期に把握し、蔓延防止のために必要な措置を講じるとともに、その動向を監視することを目的として「避難所サーベイランス」を行っている。これは、通常行なっている感染症発生動向調査事業に加えて実施している。

(4) 医療体制の確保

高血圧や糖尿病など慢性疾患患者や、ガンや心筋梗塞などの患者の、医療体制や治療の継続を支援するとともに、必要に応じて食事など栄養指導を実施する。

２　心のケア

災害の直接体験や、家族や住み慣れた家等を失った悲しみにより、被災者及び応急活動の従事者が精神的な不調をきたす場合がある。そこで、精神科医、保健師等の協力を得て、指定避難所等への相談所の開設や巡回相談等により、メンタルヘルスケア（精神保健相談）を実施する。

生活再建への不安等により精神的不調が長期化する場合もあるため、長期的に行っていく必要がある。

さらに、必要に応じて医療機関で治療での受診・治療を行う。

３　栄養調査、栄養相談

県と協力のうえ、指定避難所、炊き出し現場、保育所、学校、高齢者施設等を定期的に巡回し、被災者の栄養状態を調査するとともに、必要に応じ栄養指導及び栄養相談を実施する。

また避難生活の長期化が見込まれる場合、指定避難所で提供する食事の内容・量や衛生管理の支援、栄養補助食品の提供など、栄養バランス改善のための対応を行う。

４　子どもたちへの健康支援活動

町教育委員会及び学校長等は、被災児童生徒等、幼児の体と心の健康管理を図るため、

災害の規模等に応じ、保健所、子ども総合センター等の専門機関との連携を図りながら、臨時健康診断、教職員やスクールカウンセラーによるカウンセリング、電話相談等の実施に努める。

第４ 飲料水・食品監視活動

町は、災害の状況に応じて、井戸、受水槽の水質検査や食品関係営業施設等の監視、指導の要請を塩釜保健所岩沼支所に行う。担当は災対民生部（町民生活課）とする。

第２１節　障害物の除去

主な実施担当	災対建設部（都市建設課）、災対民生部（町民生活課）
防災関係機関等	東北地方整備局仙台河川国道事務所、自衛隊、仙台土木事務所、亘理警察署、あぶくま消防本部

第１ 目　的

町及び施設の管理者は、災害時に土砂、竹木又は工作物等の障害物を除去し、災害の拡大防止、交通路の確保及び罹災者の保護を図る。

第２ 障害物の除去

１　住居等日常生活に欠くことのできない場所に堆積した障害物

(1) 対　象

住家半壊の被害を受け、居室、炊事場、玄関等に障害物があるため、生活上支障をきたし、自力では除去することのできない者（基準は「第３編第３章第15 節 応急仮設住宅等の確保」に掲載している)。

(2) 除去対象戸数

住家が半壊した世帯数の 15%以内とする。

(3) 実施期間

災害の日から 10 日以内とする。

(4) 費　用

災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。

(5) 障害物除去班の編成

障害物の除去は、災対建設部（都市建設課）が行う。

２　道路に堆積した障害物

道路管理者は、必要に応じて、警察、消防署、自衛隊、建設業者等の応援協力を得て、道路に堆積した障害物を除去する。なお、緊急輸送道路や危険箇所等の障害物除去を優先する。道路管理者は次のとおりである。

(1) 町　道‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥町

(2) 県道、県管理国道‥‥仙台土木事務所

(3) 国管理国道‥‥‥‥‥‥東北地方整備局仙台河川国道事務所

３　河川に堆積した障害物

河川管理者及び災対建設部（都市建設課）は、警察署等と協力して、河川に堆積した障害物を除去する。河川管理者は次のとおりである。

・一級河川‥‥‥東北地方整備局仙台河川国道事務所

・普通河川‥‥‥町

第３ 除去した障害物の処理

町長は、除去した障害物を次のとおり処理する。

１　除去した障害物の集積場所

除去した障害物はできるだけ分別し次の場所に集めるが、一時的に亘理一般廃棄物最終処分場のほか、被災状況に応じてこの他適当な場所を指定する。

集積地	所在地	管理者	電話番号
亘理町割山採取場	亘理町字北猿田 91	町　長	0223-34-1111

２　工作物の保管

除去した工作物等の中で、所有者等に返還する必要があるものについては、必要な手続きをとり保管する。

３　機械、器具等の調達

町長は、障害物の除去に必要な機械、器具等の確保を図る。

資機材等の確保、調達は災対建設部（都市建設課）が行う。

(1) 機械、器具等の確保

町所有のもののほか、町内の業者等と事前に協議のうえ、借りあげる。このため平常時に、これらの業者との間に応援協定を締結する。

また、不足する場合は、知事又は隣接市町長の応援を求める。

町内で保有する機械、器具は資料編「町内で保有する機械等」を参照

(2) 機械操作員

障害物の除去を行うための機械操作員についても、機械、器具にあわせて確保する。

第２２節　遺体等の捜索・措置

主な実施担当	災対総務部（総務課）、災対民生部（福祉課、長寿介護課、町民生活課）
防災関係機関等	宮城海上保安部、仙台保健福祉事務所、亘理警察署、あぶくま消防本部、亘理町消防団、亘理葬祭場、医療関係機関、（一社）亘理郡医師会

第１ 目　的

町は、防災関係機関と連携し、災害により行方不明となった者の捜索及び遺体の収容・応急埋葬を速やかに実施し、民心の安定を図る。

第２ 遺体等の捜索

１　町は、災害救助法が適用され、災害により現に行方不明の状態にあり、周囲の状況から既に死亡していると推定される者の捜索を行う。

警察及び防災関係機関は、検視（死体調査）、死亡者の措置、及び行方不明者の捜索等に関し相互に協力する。

また、宮城海上保安部は、海上において、行方不明者等の情報を入手したときは、巡視船艇、航空機等により捜索を行う。

２　町は、町職員、警察官、消防職員、消防団員等により捜索班を編成する。

３　行方不明者の届出、受付けは災対総務部（企画課）が行い、安否確認の情報を一元化し、警察と情報を共有する。

行方不明者の捜索を行った場合は、次の事項を明らかにする。

イ　実施責任者　　ホ　捜索用資器材の使用状況（借上関係の内容も含む）
ロ　遺体発見者　　ヘ　費　用
ハ　捜索年月日　　ト　従事人員
ニ　捜索地域

第３ 遺体の措置

１　実施方法

(1) 遺体を発見した場合は、遺体の安置場所に搬送のうえ、警察による検視（死体調査）を行った後に、遺族が明らかである場合はその旨連絡し、引渡し等の必要な措置をとる。

遺族がわからない場合は第４に記載の措置を施した上、一時保存所に収容する。

一時保存場所は資料編「遺体の処理　遺体の一時保存場所」のとおりとする。ただし、死者多数により収容できない場合、あるいは一時保存場所が災害により使用できない場合は、近隣市町に協力を求める。

(2) 身元不明者については、人相、特徴、遺留品、発見場所等を記録し、広報等により遺族を捜す。

２　遺体の確認

警察及び宮城海上保安部は、警察官、海上保安官が発見した遺体及び警察官等に届出があった遺体又は変死体等について検視（死体調査）を行う。

町は、警察及び宮城海上保安部と緊密な連絡をとり、警察による検視（死体調査）を実施した遺体数及び死亡届出が出された数を把握し、災害の死傷者を逐次把握する。

３　遺体の処理

町は、災害により死亡した者について、その遺族等が混乱期のため遺体の処理ができない場合に、遺体の洗浄、縫合、消毒の処置・遺体の一時保存・検案を行う。

町は、遺体の保管に必要となる棺やドライアイスを確保し、必要であれば県に要請する。

第４ 遺体の火葬、埋葬

１　遺体安置場所の指定

公民館、寺院等と協議し、遺体の安置場所として指定する。

２　実施方法

町による火葬、埋葬は概ね、次のとおり実施する。

(1) 災害時の混乱の際死亡したものであること。

・死因および場所の如何を問わない。

・災害発生の日以前に死亡した者で、まだ火葬、埋葬が終わっていない者。

(2) 災害のために個人の力では火葬、埋葬を行うことが困難な場合であること。

・緊急に避難を要するため、時間的・労力的に火葬、埋葬を行うことが困難なとき

・墓地又は火葬場が被災し、火葬、埋葬を行うことが困難なとき

・火葬、埋葬を行うべき遺族がいないか、又はいても高齢者、幼年者等で埋葬を行うことが困難なとき

・被災により、遺族又は扶養義務者の資力の有無にかかわらず、棺、骨つぼ、ドライアイス等の入手ができないとき

(3) 町が実施する火葬、埋葬の程度は応急的なものを基本とする。

・町は火葬、埋葬に必要な物資を支給する。

・火葬、埋葬を行う者がいない場合、納骨等の役務を提供する。

・火葬後の焼骨は、焼骨の納骨予定場所に収蔵する。（焼骨の納骨場所については、資料編「納骨予定場所」を参照のこと。）

(4) 火葬場は次のとおりとする。

火葬場

名　称	所在地	管理者	電話番号	1 日処理能力	使用燃料
亘理葬祭場	亘理町字龍円寺 134	亘理地区行政事務組合	0223-34-4089	18 人/日	A 重油

(5) 葬祭業者へは、次の事項について協力を依頼する。

・棺等必要な物品の手配を依頼する。

・緊急火葬体制の概要を説明し、協力を要請する。
・遺体安置所から火葬場までの遺体搬送を依頼する。

３　事務処理

遺体の火葬、埋葬を行う場合は、次の事項のうち、判明している事項を記録の上、保管する。

(1) 死亡者の氏名及び住所
(2) 遺族の氏名及び住所
(3) 死亡年月日
(4) 遺体の発見場所及びその日時
(5) 死亡原因
(6) 遺体安置場所及び収容期間
(7) 洗浄等の処理状況
(8) 火葬、埋葬の実施責任者の氏名
(9) 火葬、埋葬の費用

第５ 広域火葬

町は、死者多数により火葬場の収容能力を超えた場合、又はこれらの施設が被災により使用できない場合は、県と協議し、「宮城県広域火葬計画」（平成 29 年 2 月策定）等に基づき、次の事項に留意し対応する。

(1) 被災状況の報告

町は、災害の発生後速やかに区域内の死者数について把握し、県に報告する。

(2) 広域火葬の要請

町は、広域火葬が必要と判断したときは、速やかに、県に広域火葬の要請を行う。

(3) 火葬場との調整

町は、県の広域火葬の割振りに基づき、遺体安置所に安置されている遺体及び遺族が保管している遺体について火葬場の割振りを行い、応援の承諾のあった火葬場設置者と火葬の実施方法等について詳細を調整する。

(4) 遺族への説明

町は、遺族に広域火葬の実施について、その心情に配慮しつつ、十分な説明を行い、割振られた火葬場に遺体を直接搬送することについて同意が得られるよう努める。

(5) 広域火葬の終了

イ 町は広域火葬を行う必要が無くなった場合には、県に連絡を行う。
ロ 町は、広域火葬終了までの火葬依頼の実績を取りまとめ、県に報告する。

(6) 一時的な埋葬について

町は広域火葬をもってしてもなお処理能力が追いつかず、火葬が行われない状態が現に続き、又は長期的に続くことが予想される場合は、一時的な埋葬を行うことができる。一時的な埋葬を行おうとするときは、その旨を県に報告するとともに、「墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）」第 10 条の規定に基づき、事務を行うこと。

第６ 費用

遺体の捜索、収容及び埋葬に関する費用の範囲、額等は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。

第２３節　廃棄物処理活動

主な実施担当	災対民生部（町民生活課）
防災関係機関等	宮城県環境生活部、塩釜保健所岩沼支所、亘理名取共立衛生処理組合、亘理町公衆衛生組合連合会、亘理町災害防止協議会

第１ 目　的

大規模な災害発生時には、建築物の倒壊、流失、火災等によって多量の廃棄物が発生し、また、指定避難所等におけるし尿の処理需要が発生するほか、廃棄物処理施設や下水道施設の損壊による処理機能の低下が予想される。

このため、町は、災害が発生した際、大量のごみ、し尿及び死亡獣畜を適切に処理し、環境衛生の保全を図る。

第２ ごみの収集・処理

１　収　集

ごみの収集は、ごみ収集運搬車によるほか、必要に応じて運搬車を調達して行う（本節「第９清掃資機材の調達」参照）。生ごみ等腐敗しやすい廃棄物については、防疫上できる限り早急に収集する。

２　処　理

原則として岩沼東部環境センター及び亘理清掃センターで処理するが、被害の状況によっては、宮城県及び亘理名取共立衛生処理組合と協議のうえ、広域処理とする。

なお、これに並行して一時仮置も検討する。仮置場は「第３編第３章第21節　障害物の除去」を準用する。

第３ 災害廃棄物

１　災害廃棄物処理の基本方針

(1) 損壊家屋をはじめとする大量の災害廃棄物が発生することから、町は、広域的な処分など迅速かつ環境負荷のできるだけ少ない処分方法の検討に努める。

(2) 町又は事業者は、災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努め、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行う。また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。

(3) 県及び町又は事業者は、有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

２　災害廃棄物の処理体制

(1) 町は、町地域防災計画や災害廃棄物処理計画に基づいて、災害廃棄物の処理を適正に行う。

(2) 廃棄物の収集・処理に必要な人員・車両等資材が不足する場合には、町は県に対して支援を要請する。

(3) 県は、町からの要請があった場合又は被災状況から判断して必要と認める場合には、県内の他の市町村及び関係団体等に対して、広域的な支援を要請するとともに、支援活動の調整を行う。また、県域を越える対応が必要と認める場合は、「宮城県災害時広域受援計画」に基づき、他の都道府県に対して応援を求めるほか、東北地方環境事務所に対して支援を要請する。

(4) 県及び町は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の自治体へ協力要請を行う。

(5) 町は、状況に応じ、ボランティア・ＮＰＯ団体等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、町社会福祉協議会・ＮＰＯ団体等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整・分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

３　収　集

町は、がれき等の災害廃棄物は、危険なもの、緊急輸送に支障となるものを優先して分別収集、運搬する。災害廃棄物の分別は、原則として発生場所で行う。

また、選別・保管のできる仮置場の十分な確保を図るとともに、大量のがれきの最終処分までの処理ルートの確保を図る。

４　処　理

原則として岩沼東部環境センターで処理するが、被害の状況によっては、宮城県及び亘理名取共立衛生処理組合と協議のうえ、広域処理とする。

短期間での災害廃棄物の焼却処分、最終処分が困難なときは、適当な場所を仮置場として確保し一時仮置を行う。仮置場は「第３編第３章第21節　障害物の除去」を準用する。

処理の進捗状況を踏まえ、がれきの破砕・分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図る。

また、石綿等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理および清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）等の規定に従い、適正な処理を進める。

なお、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）に基づき、適切に解体等を行うよう指導・助言する。

第４ 医療廃棄物

医療施設、医療救護所から発生する医療廃棄物の処理は、（一社）宮城県産業資源循環協会と連携し周囲へ影響を及ぼすことのないよう厳重に行う。

第５ し尿の収集・処理

１　収　集

し尿の収集は、原則として汲み取り車で行う。

指定避難所より排出されたし尿の収集は、防疫上、優先的に行う。

また、指定避難所その他必要な場所に、業者の協力を得て仮設トイレを設置する。仮設

トイレの設置にあたっては、高齢者、障害者等要配慮者への配慮を行うとともに、男女別の設置、女性や子どもが安全に行ける場所への設置に配慮する。上下水道の復旧に伴い水洗トイレが使用可能になった場合には、仮設トイレの撤去を速やかに進め指定避難所の衛生向上を図る。

２　処　理

原則として浄化センターで処理するが、被害の状況によっては、宮城県及び亘理名取共立衛生処理組合と協議のうえ、広域処理とする。

第６ 指定避難所のごみ・し尿の収集・処理

指定避難所を開設したときは、臨時の収集体制を組み収集、処理にあたる。指定避難所には多数の人が集まるため、衛生の確保を考慮し、優先的に収集、処理を行う。その際、排出されるごみを効率的に収集、処理を行うため分別して排出する。

第７ 住民等への広報

災害により、ごみ及びし尿の収集方法等が通常と変わった場合は、速やかに住民に知らせる。

第８ 清掃班の編成等

ごみ及びし尿の処理は上記の要領で行うが、災害により委託が不可能である場合、又は緊急を要する場合は、次の清掃班を編成し、実施する。

１　ごみ処理班

総括責任者は災対民生部（町民生活課）とし、地域ごとに班を編成し処理対応を行う。
（資料編「ごみ処理班の編成」参照）

第９ 死亡獣畜の処理方法

災害時に死亡獣畜の処理を必要とする場合は、町は塩釜保健所岩沼支所（愛玩動物）、仙台家畜保健衛生所（家畜）、仙台地方振興事務所林業振興部（野生動物）に連絡のうえ、亘理名取共立衛生処理組合と協議し岩沼東部環境センターで処理する。

搬送が困難な場合や大型の獣畜については、町は塩釜保健所等に連絡し、必要な処理を行う。

第１０ 清掃資機材の調達

清掃資機材は、町保有のもののほか町内関係業者のものを借り上げる。

不足する場合は、知事又は隣接市町長に斡旋を依頼する。

第１１ 処理施設の応急措置

ごみ・し尿処理施設が災害により損傷を受けた時は、県の協力を求め、応急措置をとる。

第２４節　社会秩序維持活動

主な実施担当	災対総務部（総務課）、災対産業部（商工観光課）
防災関係機関等	亘理警察署、防犯実働隊

第１ 目　的

被災地域においては社会的な混乱や心理的動揺も多分に存在すると考えられるので、社会秩序の維持も重要な課題となる。大規模災害発生においては、市場流通の停滞等により、食料や生活必需品の不足が生じ、この際に売り惜しみ、買い占め等が起こるおそれがある。

このため、町及び関係機関は、被災者の生活再建へ向けて、物価監視等を実施し、さらには流言飛語(デマ)や犯罪による社会不安、混乱等を防止するため所定の対策を講じる。

第２ 犯罪の防止

警察は、治安情報の積極的な発信及び防犯実働隊等と連携したパトロールや生活の安全に関する情報の浸透を行い、速やかな安全確保に努めるとともに、被災地及び指定避難所等の警戒活動、犯罪の予防及び不法行為の取締りを行うなど、社会秩序維持のための諸活動を実施する。また、被災地に限らず、災害に便乗した悪徳商法や詐欺等の被害防止に努める。

また、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

町は、亘理警察署の活動に協力することとし、災害等により亘理警察署の庁舎が使用不能となった場合にあっては、「大震災等大規模災害発生時における施設使用に関する協定」に基づき、本町施設における代替を検討し、治安維持機能の保全に努める。

第３ 物資の安定供給

災対産業部（商工観光課）は、県と協力して、生活必需品の買い占め、売り惜しみ及び便乗値上げ等の発生を防止するため、生活必需品の価格や出回り状況について把握するとともに、町内のスーパーマーケット、コンビニエンスストア、ガソリンスタンド等や関係業界に対し物資の安定供給を要請する。

災対産業部（商工観光課）は、物資供給の状況を住民へ広報し、民心を安心させるよう努め、秩序ある行動を呼びかける。

第２５節　応急教育活動

主な実施担当	災対教育部
防災関係機関等	学校、施設・文化財管理者

第１ 目　的

町及び町教育委員会は、大規模な災害により教育施設等が被災した場合、又は児童生徒が通常の教育を受けられなくなった場合に、施設の応急復旧を図るとともに、適切な教育対策等必要な措置を講じる。

第２ 学校教育対策

１　実施責任者

(1) 町教育委員会及び校長は、相互に協力して施設の応急復旧、応急教育を行う。

(2) 町長は、町教育委員会が行う措置について、その権限に属する範囲内で万全の措置を講ずる。

(3) 各施設においては、平常時に災害時の応急対策マニュアルの作成に努める。

２　避　難

災害発生時の避難活動については、在校時とそれ以外の場合にわけて対策を講じる。

(1) 在校時

イ　校長は、災害が発生したときは速やかに児童生徒の避難を行う。

ロ　災害情報の収集に努め、周辺の安全状況を把握し、最も近い指定緊急避難場所では安全が確保できないと判断される場合、その地域で最も安全な指定緊急避難場所に移動する。

ハ　負傷者がいないかどうか確認し、応急手当及び医療機関への搬送を行う。

ニ　最終的に安全を確認した後、保護者へ連絡をとり、児童生徒の引渡し等を行う。

ホ　町教育委員会、災害対策本部への連絡及び応援要請を行う。

ヘ　遠足等校外活動時に災害にあったときには、引率の担当教職員が校長等に連絡、指示を受け適切な措置をとる。

(2) 登下校時及び休日等

校長、教職員は登校し、施設の安全確認を行うとともに、保護者等と連絡をとり、児童生徒の安否確認及び状況把握を行う。

町教育委員会、災害対策本部への連絡及び応援要請を行うとともに、協力して状況把握に努める。

(3) 保護者への引渡し

イ　校内の児童生徒等への対応

警報発表中など、屋外での危険が想定される場合、児童生徒等を校内保護する。

その際、迎えに来た保護者も同様に校内保護する。

ロ　帰宅路の安全確認

被災状況が不明で帰宅路の安全が確認できない場合についても、校内保護を行い、安全が確実なものと判断でき、かつ保護者と連絡がついた場合のみ、引渡し等の措置を行う。

ハ　保護者と連絡がつかない場合の対応

保護者と連絡がつかない場合や保護者がおらず引渡しが不可能な場合についても同様に校内保護を行う

３　施設等の応急復旧

校長は、施設が被災したときは、速やかに被災状況を調査し、被害の拡大防止措置を講じるとともに、施設を所有する町教育委員会に被害状況を報告する。

施設を所管する町教育委員会及び町長は、被害状況を調査し、応急復旧を行う。

４　応急教育

校長は、被災により授業ができないときは、臨時休校措置を講じる。

正規の授業ができないときは、次の要領により応急授業を実施する。

(1) 実施場所の確保

町教育委員会は、校内での授業が困難なときは、場所及び収容人員等を考慮して、町内の他の学校、集会所、公民館、近隣市町の学校等を利用する。

町教育委員会は、実施場所が確保できないときは、仮設校舎を建設する。

(2) 教職員の確保

校長及び町教育委員会は、教員の被災状況を把握し、出勤できない職員の代替編成を講じる。

教員が不足する場合は、県教育委員会と協議して教員の確保に努める。

(3) 応急教育の方法

災害の状況に応じて、短縮授業、二部授業、分散授業等を行い、授業時間数の確保に努める。

(4) 通学路の安全確保

教員は通学路の安全確保を行うとともに､保護者と相談のうえ､臨時の通学路を決める。

他の施設で授業を行う場合は、登下校手段の確保に努める。

(5) 試験、進路指導、受験対策

災害が学内試験や進路指導期に発生した場合は、次のような措置を講じる。

イ　学習の遅れを取り戻すための授業
ロ　受験料、入学金、授業料等の減免
ハ　奨学金の拡充
ニ　願書受付け期間、試験実施期間の変更要請
ホ　受験場へのバス等輸送手段の確保
ヘ　試験日の弁当の配給
ト　試験会場の追加
チ　被災した学生への特別措置（再試験等）
リ　卒業認定、単位等への配慮

ヌ　企業への内定取消し防止要請

ル　学生の住宅の確保、斡旋

５　学用品等の調達

災害のため住家に被害を受け、学用品を喪失又はき損し、すぐに入手できない児童生徒に対し、必要最小限の学用品を支給する。

(1) 対　象

災害により住家が半壊、半焼、又は床上浸水以上の被害を受け、学用品を喪失又はき損し、就学に支障をきたしたものとする。

(2) 学用品の種類等

イ　教科書（教科書の発行に関する臨時措置法（昭和 23 年法律第 132 号））又は教科書以外の教材で必要と認めるもの。

ロ　文房具及び通学用品費は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲で必要と認めるもの。

(3) 実施期間

教科書及び教科書以外の学用品の支給は１ヶ月以内、文房具及び通学用品は 15 日以内に完了する。

(4) 支給の方法

〔教科書〕

町教育委員会は給与対象児童生徒を調査し、必要数量を県教育委員会に報告する。町教育委員会は県教育委員会よりその指示を受け、教科書供給所から供給を受け、校長を通じ対象者に配布する。

〔文房具及び通学用品等〕

町教育委員会が協力を要請できる業者から調達する。特別な事情があり調達できない場合、又は必要がある場合は県教育委員会に斡旋を依頼する。

文房具及び通学用品の費用は次のとおりとする。

イ　小学校児童･･･１人当たり 3,800 円

ロ　中学校生徒・･･１人当たり 4,100 円

６　給　食

(1) 校長、町教育委員会は、町と協議のうえ速やかに復旧策を講じ、給食の継続に努める。

(2) 給食物資は、学校給食会及び関係業者の協力を得て確保する。特別の事情のある地域で調達できないときは、県教育委員会に調達斡旋を依頼する。

(3) 伝染病の発生予防等、衛生管理の徹底を図る。

(4) 応急給食を必要とする場合は、一般の炊き出し等で、対応する。

７　学校が指定避難所となった場合の措置

指定避難所となった施設の管理者、町教育委員会及び町長は、指定避難所の運営が円滑に行われるよう努めるとともに、教育活動が速やかに正常化できるよう次の措置を講じる。

(1) 町長は、施設の管理者、町教育委員会等と協議のうえ、施設・設備を点検し、指定避難所として使用する部分を決定する。

(2) 町長は、指定避難所等に管理責任者を置き、施設の管理者、町教育委員会、自主防災

組織と協議のうえ、指定避難所の運営にあたる。指定避難所の管理運営は各施設管理者が行い、災対民生部（福祉課）が統括する。

(3) 施設の管理者及び町教育委員会は、指定避難所の運営について積極的に協力する。

８　児童生徒の心のケア

町教育委員会及び学校長は、児童生徒の災害による精神的な痛みを緩和できるよう、児童生徒個々に応じた心のケアに努める。

９　災害応急対策への生徒の協力

町教育委員会及び学校長は、学校施設、設備等の応急復旧作業や、地域と連携した救援活動、応急復旧活動、応急復旧作業等に参加を希望する生徒に対して、教職員の指導のもと参加できるよう、安全に十分配慮して検討する。

学校施設の状況

学校名	所在地	教室数	収容可能人員（人）
亘理小学校	字下小路 22-2	39	1,900
荒浜小学校	荒浜字隈潟 67	21	1,000
吉田小学校	吉田字宮前 63	15	700
長瀞小学校	長瀞字南原 193 - 76	24	900
逢隈小学校	逢隈田沢字鈴木堀 93-1	35	1,700
高屋小学校	逢隈高屋字保戸原 54-2	14	600
亘理中学校	字沼頭 1	38	2,300
荒浜中学校	荒浜字東木倉 70-1	14	1,000
吉田中学校	吉田字松元 238-14	18	1,100
逢隈中学校	逢隈牛袋字南西河原 2-6	26	1,100

第３ 社会教育施設

１　実施責任者

町教育委員会、施設の管理者、町長が協議のうえ、速やかに応急対策を講じる。

各施設においては、平常時に災害時の応急対策マニュアルの作成に努める。

２　応急対策

(1) 開館中

施設が開館中の場合は、次の措置を講じる。

イ　在館の施設利用者の避難誘導

ロ　負傷者の救護、医療機関への搬送

ハ　施設の安全点検、応急処置

ニ　町教育委員会、町長、消防機関への連絡、応援要請

ホ　施設が利用できない場合の臨時休館措置

ヘ　資料の保存

(2) 閉館中

施設が閉館中の場合は、施設長及び職員は直ちに出勤し、次の措置を講じる。

イ　被害の状況の調査

ロ　教育委員会への連絡

ハ　施設の安全点検、応急措置

ニ　資料の保存

３　施設が指定避難所となった場合

施設管理者は、町教育委員会及び町長に協力し、円滑な指定避難所運営に努める。

指定避難所の管理運営は各施設管理者とし、災対民生部（福祉課）が統括する。

社会教育施設等の状況

施設名	所在地	施設概況 (㎡)	収容可能 人員（人）
中央公民館	字旧舘 61-22	鉄筋コンクリート造 一部二階建 3,300	400
佐藤記念体育館	字旧舘 62-1	鉄骨造 一部二階建 1,802	600
武道館	字旧舘 62-1	鉄筋コンクリート造 平屋建 646	300
荒浜体育館	荒浜字中野 33	鉄骨造 平屋建 1,007	450
荒浜地区交流センター	荒浜字中野 33	鉄筋コンクリート造 二階建 827	200
B&G 海洋センター体育館	逢隈田沢字鈴木堀 6-7	鉄骨造 平屋建 1,102	500
逢隈地区交流センター	逢隈田沢字鈴木堀 6-8	鉄筋コンクリート造 二階建 887	200
農村創作活動センター	吉田字宮前 58-1	木造瓦葺 平屋建 241	50
吉田地区交流センター	吉田字大塚 185	鉄筋コンクリート造 二階建 2,640	1,200
吉田体育館	吉田字大塚 172	鉄骨造 平屋建 1,353	
郷土資料館 図書館	字西郷 140	鉄筋コンクリート造 五階建 5,124	150

第４ 文化財

被災した文化財の所有者又は管理者は、その文化財の歴史的・文化的価値を最大限に保存するよう努めるとともに、速やかに被害状況を県教育委員会（国・県指定文化財）及び町教育委員会（町指定文化財）に連絡し、指示を得る。

町教育委員会は、指定文化財の所有者・管理者に対し応急措置等について指導・助言を行う。文化財の所有者・管理者においては、災害時の応急対策マニュアルの作成に努める。

第２６節　防災資機材の調達及び労働力の確保

主な実施担当	災対総務部（総務課）、災対産業部（商工観光課）
防災関係機関等	ハローワーク仙台

第１ 目　的

大規模な災害時において、速やかな応急対策を実施するため、防災資機材、応急対策のために必要な労働者及び技術者等の調達･確保及び緊急使用等が必要になることが考えられる。

このため、町及び防災関係機関は、発災時に円滑な緊急調達等の措置が図られるよう万全を期す。

第２ 緊急使用のための調達

１　町長は、あらかじめ協力を依頼している業者、協定締結先団体等から、応急対策活動に必要な防災用資機材を確保し、効率的な応急復旧を行う。

２　各防災関係機関は、防災活動、救助活動に必要な防災資機材等の調達について、相互に連携を図るとともに、必要に応じて民間等へ協力を依頼する。

３　自主防災組織等は､自主防災活動等に必要な防災資機材の調達について､町へ要請する。災対総務部（総務課）はその内容に応じて、関係課等へ依頼し、確保した上で自主防災組織等へ配分する。

４　災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

(1) 町は、災害が発生した場合において、亘理町地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うものとする。

(2) 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

第３ 労働力の確保

災害時に、迅速かつ的確な応急対策を講じるため、民間団体等の協力や労働者の雇用により必要な要員を確保する。

１　民間団体への応援

町長は、応援の協力を依頼できる民間の団体へ応援を要請する。

２　労働者の雇用

町長は､応急活動に必要な作業や不足している人員等の状況により､労働者を雇用する。

(1) 労働者の雇用の範囲

労働者の雇用の範囲は次のとおりとする。

イ　罹災者の避難

ロ　医療及び助産における移送

ハ　罹災者の救出（救出する機械等の操作も含む）
ニ　飲料水の供給（供給する機械等の操作及び浄水用医薬品等の配布も含む）
ホ　救援用物資の整理、輸送及び配分
ヘ　遺体の捜索及び処理

(2) 雇用の方法

原則として、ハローワーク仙台を通じて行う。

地域内で労働力が確保できない時は、知事又は隣接市町長に対し技術者の派遣を依頼する。

雇用を依頼する場合は、次の事項を明らかにする。

イ　雇用を要する目的
ロ　作業内容
ハ　所要人員
ニ　雇用期間
ホ　従事する地域
ヘ　輸送、宿泊等の方法

(3) 宿泊場所

雇用者の宿泊予定場所は資料編「応急活動雇用者の宿泊先」を参照

(4) 労働力の賃金

労働者の賃金は、災害救助法に定める費用の限度額に準じる。

３　関係機関への応援要請

(1) 指定行政機関又は指定地方行政機関への応援要請

町長は、指定行政機関又は指定地方行政機関に対し職員の派遣を要請する場合は、次の事項を記載した文書により要請する。

イ　派遣を要請する理由
ロ　派遣を要請する職員の職種別人員数
ハ　派遣を必要とする期間
ニ　派遣される職員の給与その他勤務条件
ホ　その他職員の派遣について必要な事項

(2) 知事に対する職員の斡旋要請

町長は、知事に対して指定行政機関、指定地方行政機関、他の市町村の職員派遣の斡旋を要請する場合は、次の事項を記載した文書により行う。

イ　派遣の斡旋を求める理由
ロ　派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数
ハ　職員を必要とする期間
ニ　派遣される職員の給与その他勤務条件
ホ　その他職員の派遣斡旋について必要な事項

４　従事命令等による応急措置の業務

町長は、災害応急対策を緊急に行う必要がある場合、各法令に基づく従事命令等による応急業務を行う。

(1) 知事の従事命令等

イ　従事命令

応急措置を実施するため、従事命令を出すことができる関係者の範囲は次のとおりである。

（イ）医師、歯科医師又は薬剤師
（ロ）保健師、助産師又は看護師
（ハ）土木技術者又は建築技術者
（ニ）大工、左官又はとび職
（ホ）土木業者又は建築業者及びこれらの者の従事者
（ヘ）鉄道事業者及びその従事者
（ト）自動車運送業者及びその従事者
（チ）船舶運送業者及びその従事者
（リ）港湾運送業者及びその従事者

ロ　協力命令

応急措置を実施すべき場所の近隣の者をその業務に協力させることができる。

ハ　保管命令等

救助のための管理、使用、収容できるもの、また保管することができるものは次のとおりである。

（イ）応急措置を実施するため特に必要と認める施設、土地、家屋若しくは物資で知事が管理し、使用し、又は収容することが適当と認めるもの。
（ロ）応急措置を実施するため特に必要と認める物資で、知事がその所有者に保管させることが適当と認められるもの。

ニ　保管命令対象者

病院、診療所、旅館その他政令で定める施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の生産、集荷、販売、保管若しくは輸送を業とする者。

５　他機関からの応援依頼

町長は、法令の定めるところにより、指定公共機関及び指定地方公共機関から応援を求められた場合は、これに協力する。

第４ 労働の配分

１　労働の配分担当

労働の配分担当は災対産業部（商工観光課）とする。

２　労働の配分方法

各応急対策計画の実施担当責任者は、労働力の必要がある場合は労働の目的、所要人員、期間、集合場所及びその他必要な事項を明らかにし、災対産業部（商工観光課）に労働供給の要請を行う。

商工観光課長は、労働供給の円滑な運営を図るため各担当責任者からの要請をとりまとめ必要人員を把握し、直ちに確保措置を図るとともに、配分計画を作成し、迅速かつ的確な配分に努める。

第２７節　公共土木施設等の応急復旧

主な実施担当	災対産業部（農林水産課）、災対建設部、災対民生部（健康推進課、町民生活課）
防災関係機関等	東北地方整備局仙台河川国道事務所、仙台土木事務所、東日本旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)、亘理名取共立衛生処理組合、その他防災関係機関

第１ 目　的

道路、鉄道等の交通基盤、漁港、河川、海岸及びその他の公共土木施設は、町民の日常生活及び社会・経済活動はもとより、大規模な災害発生時の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。

このため、これらの施設の管理者は、災害時に救助、負傷者等の病院への搬送、避難、物資の輸送、火災の延焼防止等が円滑に行われるよう、また、二次災害が発生しないよう、さらに住民生活や経済活動が早期に復興できるよう、それぞれの応急体制を整備し、相互に連携を図りつつ迅速な対応を図る。

第２ 道路施設

１　被害状況の点検、発見

道路管理者は、災害が発生した場合、又は災害が発生する恐れのある場合は、速やかにパトロール等により緊急点検を実施する。

災害により道路が被害を受けていることを発見した者は、災対建設部（都市建設課）に連絡する。災対建設部（都市建設課）がその情報を得た場合は、直ちに該当する道路管理者へ連絡する。

２　被害状況の把握、整理

道路管理者は、それぞれ管理している道路の被害状況を把握しあらかじめ定められている町の緊急輸送道路等を中心に、応急措置の優先順位を決定する。

災対建設部（都市建設課）は町内のすべての道路の被害状況を把握、整理するため、それぞれの道路管理者等からの情報収集に努め、随時町長へ報告する。町長はそれらの情報をもとに、特に早急に復旧が必要な道路の応急措置を道路管理者へ要請するとともに、適切な避難、物資の輸送等の計画を立てる。

３　道路の応急措置

道路が被害を受けた場合は、道路管理者は相互に連絡をとり、優先順位に基づき、障害物の除去及び応急復旧工事を実施する。その際、二次災害が発生しないよう十分配慮する。

また、応急復旧にあたっては、応援要請できる民間の建設業者の応援を得て行う。

第３ 河川施設

１　河川管理者は、災害が発生したとき又は発生する恐れがあるときには、直ちに緊急点検を実施する。

２　応急工事が必要な場合には、被害の状況や防災拠点となる場所等を総合的に判断し、速やかに復旧工事を行う。

３　洪水や内水氾濫等により浸水が発生したときには、排水ポンプ等により排水を行うとともに、必要に応じて消防ポンプ自動車等を活用する。

４　水防活動の詳細については、「亘理町水防計画」により実施する。

第４ 海岸保全施設

海岸管理者は、災害発生直後にパトロール等により施設の機能及び安全性等について緊急点検を実施する。

１　海岸管理者は、海岸保全施設が被災した場合、被災施設の重要度を勘案し、浸水被害の発生、拡大を防止する措置を速やかに図るとともに、早急に応急復旧等の工事を実施する。

２　海岸管理者は、災害発生直後から海岸保全施設の点検及び現地調査等を綿密に行い、被災状況を把握し、必要な場合には町等と連絡をとり、二次災害の防止に努める。

第５ 砂防関係施設

砂防関係施設管理者は、災害発生後に砂防施設の点検を実施し、破損、損壊等の被災箇所の発見に努め、甚大な被害があった場合は、被害の拡大防止を図るとともに、施設付近の状況についても観察し、二次災害の可能性について確認する。

第６ 漁港施設

漁港施設管理者は、波浪･高潮等による災害が発生すると予想されるときは事前に、及び災害発生直後で安全が確保されたときに、パトロール等により施設の機能及び安全性等について緊急点検を実施する。

第７ 鉄道施設

(1) 東日本旅客鉄道株式会社は、災害発生時又は発生が予想される時は、その状況に応じて仙台支社内及び現地に応急対策及び復旧を推進する組織を設置する。

(2) 関係防災機関、地方自治体との緊急な連絡、及び部内機関相互間における予報及び警報の伝達情報収集を円滑に行うため、次の通信設備及び風水害に関する警報装置を整備する。

イ　JR 電話・NTT 電話の緊急連絡用電話、指令専用電話、静止画像伝送装置及び FAX を整備する。

ロ　自動車無線、列車無線と中継基地及び携帯無線機を整備する。

ハ　風速計、雨量計、水位計を整備する。

(3) 気象異常時の対応

イ　施設指令は、気象台、関係箇所から気象異常（降雨、強風、降雪等）の予報及び警

報の伝達を受けた時は、すみやかに関係箇所に伝達する。

ロ　輸送指令は、時雨量、連続雨量及び風速が運転規制基準に達した場合は、速度規制又は運転中止を乗務員及び関係箇所長に指令する。

〔運転規制基準及び運転規制区間は、仙台支社運転規制等取扱いによる。〕

第８ 農地、農業用施設

応急復旧担当は災対産業部（農林水産課）とする。

地すべり、水害等により農地や農業用施設が被災したときには、二次災害による被害拡大を防ぐため速やかに現地調査、点検を行い、必要に応じて優先順位の高いものから順次復旧工事を行う。その際、二次災害が発生しないよう十分配慮する。

第９ 公園等施設

１　応急復旧担当は、災対建設部、災対産業部（農林水産課）とする。

２　災害が発生したら、直ちに緊急点検を行い、指定緊急避難場所や避難経路となる緊急性の高いところから応急復旧工事を実施する。

３　災対総務部（総務課）は、それぞれの公園等の被害状況を総括し、臨時の指定緊急避難場所、避難経路や緊急物資の輸送経路等の計画を立てる。

第１０ 廃棄物処理施設

１　応急復旧担当は、亘理名取共立衛生処理組合及び災対民生部（町民生活課）とする。

２　岩沼東部環境センター、亘理清掃センター及び浄化センターが被災したときには、町は亘理名取共立衛生処理組合に対し速やかに応急復旧を要請するとともに、二次災害の防止に努める。

３　町は、災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行う。

４　災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努める。

５　災害廃棄物処理に当たっては、環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講じる。

第２８節　ライフライン施設等の応急復旧

主な実施担当	災対総務部（総務課）、災対上下水道部
防災関係機関等	東北電力ネットワーク(株)岩沼電力センター、東日本電信電話(株)宮城事業部、東日本高速道路(株)東北支社、(一社)宮城県ＬＰガス協会（仙南第三協議会）、宮城県ＬＰガス保安センター協同組合第１支所、その他防災関係機関

第１目　的

災害により上下水道・電気・ガス・通信サービス等のライフライン施設が被害を受けた場合、都市機能が著しく低下し、町民の生命、身体財産が危険にさらされることとなることから、被害の影響は最小限に食い止めることが重要である。

このため、災害時においては、発災後直ちに、専門技術をもつ人材等を活用して、施設、設備の緊急点検を実施するとともに、被害状況を迅速かつ的確に把握し、復旧に必要な要員及び資機材を確保するとともに、迅速な応急復旧活動に努め、必要に応じ広域的な応援体制をとるよう努める。

第２ 上水道施設

１　応急体制及び応急措置

災対上下水道部は、災害対策本部の配備体制に基づき職員を配備し、直ちに水道施設の被害状況を点検し、必要があるときは応急復旧を行う。その際、指定避難所や医療施設等緊急性の高い施設から順次行う。また、日本水道協会宮城県支部「災害時相互応援計画」に基づいて支援要請を行う。

復旧工事に時間がかかる場合は、応急給水を実施する。(詳細は「第３編第３章第 19 節食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動」に記載している。)

上水道施設復旧フロー

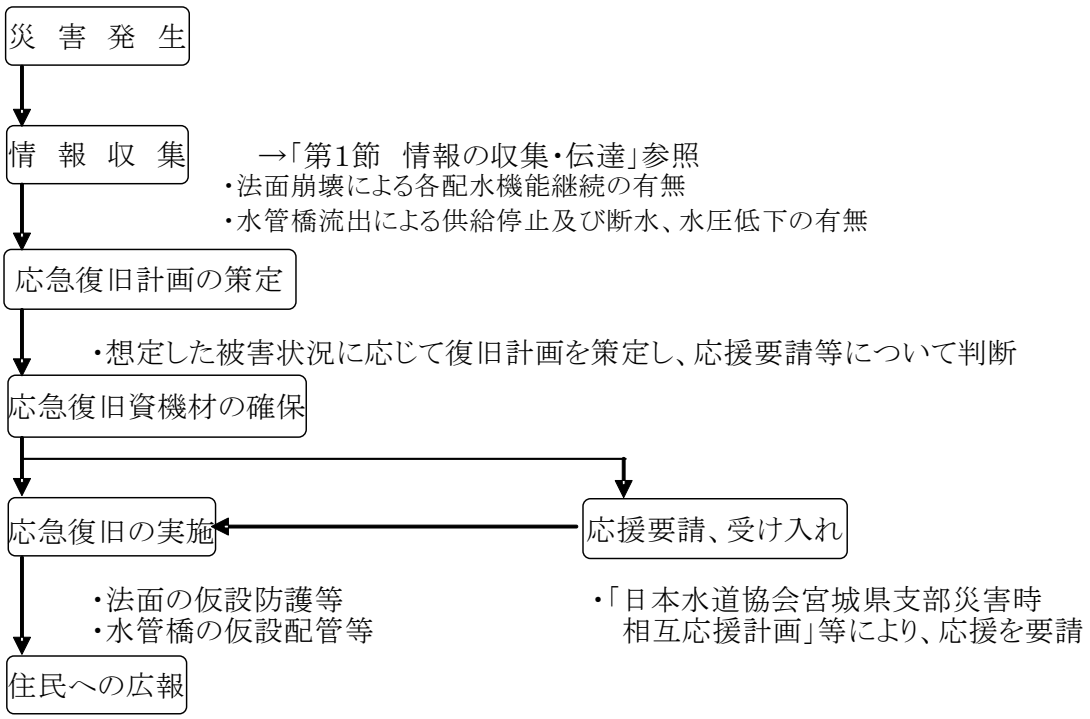

(1) 町は、災害発生後速やかに施設等の被害状況を調査し、漏水等の被害があれば、直ちに応急の措置を講じ、被害の拡大防止を図るとともに、応急復旧計画を策定し、あらかじめ備蓄しておいた資機材等を使い、応急復旧活動を迅速に行う。

(2) 町は、応急復旧計画に基づき、法面の保護や水管橋の仮設配管等の復旧を行う。

(3) 町は、必要な場合、県に対して、資機材や技術者等についての応援を要請する。

(4) 町は円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を講ずるものとする。

第３ 下水道施設

１　応急体制及び応急措置

災対上下水道部は、災害対策本部の配備体制に基づき職員を配備し、直ちに下水道施設の被害状況を点検し、必要があるときは応急工事を行う。また、宮城県に対し広域的な支援要請を行う。

下水道施設復旧フロー

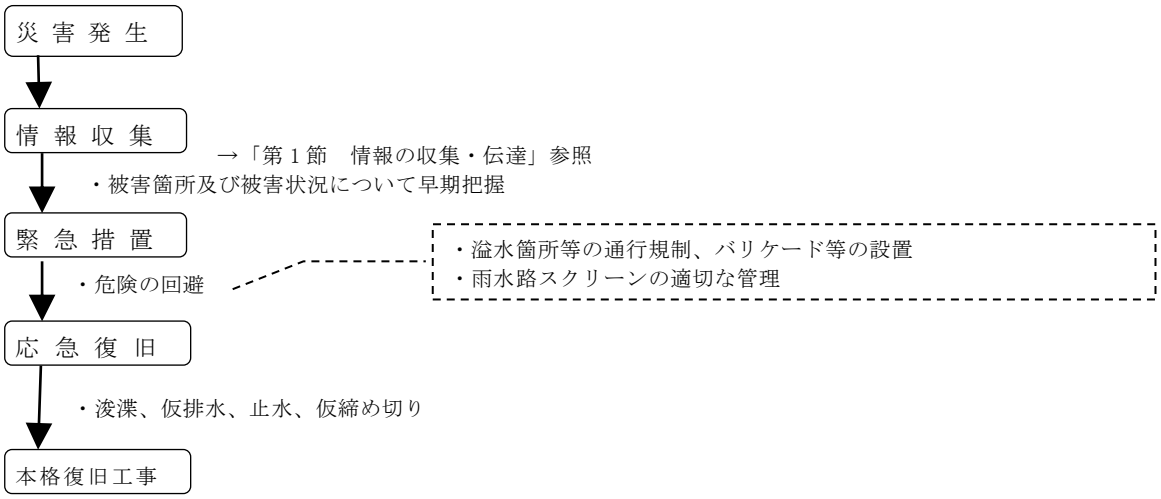

町は、下水道施設が被災したときは、被災箇所及び被災状況について早期把握に努め、溢水箇所の通行規制やバリケード等の設置などの危険を回避できる対策を行う。また、雨水路の越水に備えるため、スクリーンの適切な管理に努める。

応急復旧については、雨水路の浚渫や仮排水、止水、仮締め切りなどの対策を行う。構造物や施設については、応急補修や補強、施設保全などを行い、下水を排除するため迅速かつ的確な措置を講じる。

２　広報活動

流域下水道終末処理場が被災により機能不全に陥った場合､汚水処理能力が低下することになる。町は、広報を行い利用者に節水による下水使用の低減を呼びかけ、処理場周辺の環境汚染を防止する。また、内水ハザードマップの周知徹底を行う。

第４ 電力施設

１　東北電力ネットワーク(株)の応急対策

(1) 応急体制

災害の発生とともに、あらかじめ定められた体制により応急体制を整える。

(2) 復旧工事

応急体制に基づき、迅速に復旧工事を実施する。復旧工事にあたっては、周囲の安全に十分配慮し、二次災害が起きないよう努める。また、役場や指定避難所、医療施設、

関係機関等の重要施設への送電を優先する。主な優先順位は次のとおりである。

イ　医療施設等人命にかかわる施設

ロ　官庁、交通、報道機関等の公共的な防災実施機関及び緊急対策に使用する施設等

ハ　その他

原則として災害時にも送電は継続するが、浸水や火災、建物倒壊、電線路の倒壊等、送電が危険と考えられる場合には送電を停止する。

復旧用資材が確保できないときは、他事業所や他社等に応援を要請する。

復旧に時間がかかる場合は、発電機による送電を実施する。

(3) 応援要請

東北電力ネットワーク(株)岩沼電力センターだけでは応急対策が困難な場合は、他事業所に応援を要請する。

(4) 広報活動

電力施設の被災状況、停電時の送電再開見込み、送電再開時の感電事故及びいわゆる「通電火災」等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関して、テレビ、ラジオ、新聞、広報車等により広報活動を行う。

２　町の対策

災対総務部（総務課）は、東北電力ネットワーク(株)岩沼電力センターと連絡をとり合い、各地区及び指定避難所等への送電状況及び電力施設の被災状況等についての情報を収集し、より適切な処置をとる。

３　住民等の活動

停電又は電力施設の被害を発見した者は、直ちに下記まで連絡する。

・東北電力ネットワーク(株)岩沼電力センター
：0120-175-366(ネットワークコールセンター)

・亘理町役場総務課　：0223-34-1111

第５ 電信、電話施設

１　応急体制及び応急措置

(1) 応急体制

応急体制を実施するため、災害対策本部、復旧班等を編成する。

(2) 応急措置

応急措置にあたっては、被害状況等を勘案し、次の順序で復旧及び代替施設の設置等を行う。

イ　人命に影響する施設

ロ　官庁、交通通信、報道機関等の公共的な防災機関及び応急対策に使用する施設等

ハ　公衆電話（公共的役割の高いもの）

ニ　一般加入者

ホ　その他

主な応急措置を次に掲げる。

・可搬形無線装置の出動

・臨時回線の作成
・災害時公衆電話の設置
・特に被害の大きい地域との情報通信等のため、衛星通信の活用
・広域停電が発生している場合は、公衆電話の無料化

(3) 通信のふくそうへの対応

イ　トラヒックコントロールにより、必要な範囲、時間帯に回線規制を行う（特に災害発生日には回線が混みあうことが予想されるので注意）

ロ　被害者の安否確認等関心の高い情報の伝言蓄積、とりだし可能な災害用伝言ダイヤル「171」・災害用伝言板「web171」を提供し、ふくそうの緩和を図る。

ハ　罹災者が発信する罹災状況の通報又は救護を求める内容を 115 番により「非常扱い電報」「緊急扱い電報」として他の電報に先立って伝送及び配達を行う。

(4) 広　報

通信施設の被災状況、応急措置、復旧の見込み等について、住民等へ広報活動を行う。

２　亘理町

災対総務部（総務課）は東日本電信電話(株)宮城事業部と密接に連絡をとり、各地区及び指定避難所等重要施設の被災状況を把握する。

３　住民等

公衆電気通信施設に被害があることを知った者は、東日本電信電話(株) 宮城事業部へ連絡する。

第６ ガス施設

１　応急復旧体制の確保

液化石油ガス販売事業者は、災害発生時には（一社）宮城県ＬＰガス協会仙南第三協議会及び宮城県ＬＰガス保安センター協同組合第１支所と被災情報を共有するとともに、連携して応急復旧体制を整える。

２　被害状況の把握及び通報

液化石油ガス販売事業者は、災害発生時には直ちに被害情報の収集を開始し、液化石油ガスの漏えい、火災、爆発その他の異常現象を発見したときは、消防署並びに警察署、県及び町に対し通報する。また、液化石油ガス設備の被害を確認したときは、（一社）宮城県ＬＰガス協会仙南第三協議会に通報する。

３ 災害発生（二次災害を含む）の防止

(1) 液化石油ガス販売事業者は、供給先が被災したときは次の処置を講ずる。

イ　危険箇所（転倒、損壊、焼失家屋等）からの容器の撤収及び回収

ロ　転倒、流出した容器の被害状況の確認と必要に応じた交換

(2) 液化石油ガス販売事業者は、臨時的使用箇所（一般家庭、指定避難所等）で使用される液化石油ガスの安全使用と使用済み小型やカセットボンベの処理について指導する。

(3)液化石油ガス販売事業者は、二次災害の防止を図るため必要な広報活動等を実施する。

４　液化石油ガス設備の緊急点検の実施及び供給の再開

液化石油ガス販売事業者は、供給全戸を訪問し、作動した各安全器の復帰を含めた液化

石油ガス設備（特に埋設管及び地下ピット）の緊急点検等を実施する。

点検等にあたっては､指定避難所となる公共施設や老人ホーム等の要配慮者の収容施設を優先するとともに、点検等を完了した施設・家庭から逐次供給を再開できるよう、販売事業者、保安機関、容器検査所等の相互協力体制を確保する。

５　受援体制

(一社)宮城県ＬＰガス協会仙南第三協議会及び宮城県ＬＰガス保安センター協同組合第１支所は、他の地域の協会支部及び組合支所との連携を密にし、必要に応じて、次の事項について被害の少ない地域の支部等から応援を受ける。

(1) 応援隊及び緊急資機材の提供
(2) 被害状況及び復旧状況の確認調査の実施
(3) 二次災害防止のための応急処置、広報活動等の実施
(4) 応急供給の実施

６　町の対応

町は、町内に供給する液化石油ガス販売事業者の把握に努め、(一社) 宮城県ＬＰガス協会仙南第三協議会と連携を密にし、災害情報等の共有化により対応策を迅速に講じる。

７　住民等の活動

液化石油ガス設備の被害を発見した者は、直ちに下記まで通報する。

・(一社) 宮城県ＬＰガス協会仙南第三協議会
　［代表会社］　川村商店：022-382-3520
・亘理町役場総務課：0223-34-1111

第７ 高速道路施設

１　東日本高速道路（株）の対応

(1) 交通規制及び点検の実施

道路の交通が危険であると認められた場合、あるいは予想された場合には、道路通行規制その他必要な処置を講ずる。

(2) 緊急輸送機能の確保

緊急輸送車両、緊急自動車の走行が必要な場合については、関係機関と調整を図りつつ速やかに緊急輸送機能を確保する。

(3) 道路情報の提供

道路利用者が安全で円滑な通行ができるよう、災害に関する情報や交通規制等の情報を速やかに道路利用者に提供する。

(4) 応急復旧

被災箇所については、速やかに応急復旧工事を行い、緊急輸送路としての機能確保を優先的に行う。

２　町の対応

町は、東日本高速道路(株)と密接に連絡をとり、高速道路施設の被災状況等を把握し、必要に応じ、迅速かつ適切な対応に努める。

第２９節　農林水産業の応急対策

主な実施担当	災対産業部（農林水産課）
防災関係機関等	みやぎ亘理農業協同組合、宮城県農業共済組合亘理名取支所、各防災機関

第１目　的

風水害等により、農業生産基盤、林道・治山施設、養殖施設等施設被害の他、畜産飼料の不入荷による家畜被害、燃料、電気の途絶による施設園芸等のハウスや作物被害といった間接的な被害が予想される。

このため、町をはじめとする各関係機関は、相互に連携を保ちながら被害を最小限に食い止めるため、的確な対応を行う。

第２ 農林水産業施設

１　実施責任者

(1)農業水産業関係団体は､農林水産業施設の被害に係る応急対策を実施するものとする。

(2) 町長は、農林水産業施設の被害に係る応急対策を樹立し、実施するものとする。

２　農業用施設

町は、農地、農業用施設に係る二次災害を未然に防止するため、安全性の点検、応急復旧を実施するとともに、必要に応じ管理施設・機器等の緊急整備を行う。

(1) 二次災害による被害の拡大を防ぐため、災害発生直後における十分な施設の点検・現地調査を行い、被災状況を把握する。

(2) 風水害等により農地・農業用施設が被災した場合、被害の拡大を防止するための措置と緊急災害復旧工事を実施する。特に、災害応急対策上の拠点施設等重要な施設については、速やかな応急復旧を行う。

(3) 二次災害防止のための施設等の使用規制については、関係機関と密接な連絡をとり実施する。

３　漁港施設

(1) 緊急点検

漁港管理者は、波浪･高潮等による災害が発生すると予想されるときは事前に、及び災害発生直後で安全が確保されたときに、パトロール等により施設の機能及び安全性等について緊急点検を実施する。

(2) 漁港施設等の応急復旧

漁港管理者は漁港施設が被災した場合、点検及び現地調査を行い、被災状況を把握し、必要に応じて危険な区域への立入禁止のためのバリケードや警告板の設置等を行うとともに、被災施設の重要度を勘案し、早急に応急復旧等の工事を実施する。

第３ 農産物

１　実施責任者

(1) 農業関係団体等は、農産物の被害に係る応急対策を実施するものとする。

(2) 町長は、病害虫駆除、応急技術対策、営農用資機材の確保等、農産物の被害に係る応急対策を樹立し、実施するものとする。

２　湛水対策

湛水状態となった農地については､移動ポンプ車の配備等により速やかに排水に努める。

３　営農用資機材の確保

町は、必要に応じて、肥料、農薬、野菜種子、飼料、営農用資機材等についてみやぎ亘理農業協同組合が備蓄しているものを活用し、不足が生じた場合には、県等に対して、斡旋又は調達を要請するものとする。

４　応急技術対策

県の関係出先機関の指導のもとに関係団体等との連携を図り､農業者は災害に対応する技術対策を徹底し、被害の軽減を図るものとする。

(1) 農作物

イ　共通対策

（イ）追播の実施

追播可能な期間中に災害が発生した場合は、直ちに追播の緊急実施に努める。

（ロ）作付転換の実施

生育時期により作付転換を要する程度の被害を受けた場合は、適時、適切な作物に転作をする。

ロ　水　稲

（イ）水　害

・大雨に備え、排水路の整備（ごみの除去や草刈り）や排水機場の稼動体制を整える。

・冠水田では早期排水により、できるだけ早く葉の一部を水面から出すようにする。

（ロ）凍霜害

育苗期間の降霜情報に注意し、水管理(深水、潅水)及び保温のための対策を行う。

（ハ）潮　害

・高潮の被害があった場合は、揚水施設のある水田は、退潮後直ちに真水を注ぎ潅水を行い除塩する。

・土壌塩分濃度 0.1%以下になるよう潅水及び塩抜溝を設置する。

・土壌中に吸着された塩分を処理するため、石灰により土壌を中和する。

ハ　畑作物

（イ）水害（野菜類）

・退水後、病害防除のため薬剤散布を行う。

・圃場の排水を図り、浅い中耕による生育の回復を図る。

・ばれいしょについては、収穫前後の腐敗防止対策を実施する。又、生育初期に地表が洗い流されて露出したものは早急に培土する。

（ロ）旱魃（雑穀）

・根を痛めないように浅く表土を削って水分の蒸発を防ぐ。

・畦間に敷き藁を行う。潅水できるところは畦間に潅水する。

（ハ）凍霜害

・育苗中の野菜類は、ビニール等で保温する。

・果菜類は定植を急がず、その地帯の晩霜危険期を過ぎたときを目安とする。

・圃場に定植した果菜類、花き類はビニール、ポリエチレン等で被覆する。

・萌芽後のばれいしょは幼芽のかくれる程度覆土する。

（ニ）雨害（麦類）

適期刈り取りと乾燥法の改善、早期収納に努める。

（ホ）雪害（麦類）

融雪の促進を図り、融雪水の排水、速効性肥料の施用および薬剤散布を行う。

二　果樹

（イ）水　害

・倒れた樹は速やかに起こし、支柱で支え回復を促進する。

・浸水、潅水している果樹園では、排水に努め薬剤散布を行う。

（ロ）旱　魃

・草生圃は草刈りを行い、敷草による水分の蒸散防止及び潅水に努める。清耕園は除草を兼ね浅い中耕を行い敷草をする。

・晴天が続くときは薬害が出やすくなるので、農薬の種類、濃度に注意する。

（ハ）霜　害

・自園における気温観測を降霜通報時に実行する。

・燃料器具資材である燃焼器、重油等を十分準備する。

・被害後は、人工授粉を励行する。種類によっては着果量が少ないと徒整枝が出やすくなるから、早期の芽かき、整枝に注意する。

(2) 園芸等施設

速やかに施設、装置の補修に努めるとともに、作物については回復見込みの可否を判断した上で、生育回復や代替作物作付け等の措置を講ずるよう指導する。

第４畜　産

１　実施責任者

(1) 農業関係団体等は、畜産業の被害に係る応急対策を実施するものとする。

(2) 町は、応急技術対策、家畜伝染病の防止等、畜産業の被害に係る応急対策を樹立し、実施するものとする。

２　応急技術対策

(1) 水　害

・家畜の退避と飼料確保を指導する。

・被害家畜の健康検査を実施する。

・飼料作物の早期収穫を指導する。

(2) 干　害

・飼料作物及び牧草地の潅水実施の指導を行う。

・給水施設を整備するとともに衛生管理指導を徹底する。

・徒長した牧草類の早期高刈りを指導する。

(3) 凍霜害

・被害作物は直ちに収穫し、トレンチ、スタック、バンカー等のサイロを利用し、サイレージに調整するか、乾燥して貯蔵する。

・発芽間もない牧草に対しては、鎮圧を励行するよう指導する。

(4) 冷　害

・牧草類に追肥を行い、生育の促進を図り、飼料作物類の生産不足を補わせる。

・家畜の日光浴の励行を指導する。

(5) 雪　害

・融雪水路の建設及び消雪資材の準備を指導する。

・家畜施設倒壊防止のため除雪作業を促進する。

(6) 火　災

家畜を避難させ、畜舎の類焼を防止するよう指導する。

(7) 病虫害

飼料作物の病害虫防除活動を推進し、被害地は更新、追播、追肥を行わせる。

３　家畜伝染病の発生予防

(1)家畜の所有者又は獣医師から家畜が患畜又は疑似患畜となったことを発見し､診断し、又はその遺体を検察した旨の届出があったときは、遅滞なくその旨を公表し、家畜防疫員及び隣接市町長に通報し、かつ知事に報告するものとする。

(2) 家畜伝染病の蔓延を防止するため緊急の必要があるときは、県の関係機関の指導、助言を得て、48 時間を越えない範囲内において期間を定め、患畜又は疑似患畜の所在場所（これに隣接して家畜伝染病の病原体により汚染し、又は汚染した恐れがある場合を含む。）とその他の場所との通行を遮断する処置を講ずるものとする。

４　死亡獣畜の処理

(1) 家畜伝染病の発生や蔓延を防止するために必要と認められたときには、県に死亡獣畜の検査を要請する。

(2) 死亡獣畜が伝染病でない場合には、県の指導により家畜の所有者自ら又は産業廃棄物収集運搬業者に委託して適正に処理する。

(3) 死亡獣畜取扱場への搬送が不可能な場合には、家畜の所有者は、県から死亡獣畜取扱場外埋却の許可及び指導等を受け、適正な処理をする。

(4) 所有者不明等の場合の死亡獣畜の処理については町が行うが、町で処理が困難な場合には県に必要な指導・助言、その他の支援を要請する。

第５ 林産物

町及び林産物の生産者･団体等は､その生産施設に生じた被害について応急対策を行う。なお、災害応急対策の実施に当たっては、必要に応じて県の指導・助言を仰ぐ。

第６ 水産業

１　実施責任者

(1) 町及び水産物の生産者・団体等は、その生産施設等に生じた被害について応急対策を行う。

(2) 町及び水産物の生産者・団体等の災害応急対策の実施にあたっては、必要に応じて県の指導・助言を仰ぐ。

２　資機材の確保

必要に応じ補修資機材等の購入斡旋等の速やかな供給体制の整備を行う。

３　応急技術対策

災害に対応する次の技術対策を徹底し被害の軽減を図る。

(1) 施設の早期復旧と水産物の適正な生産管理の実施に努める。

(2) 採苗可能な期間中に災害が発生した場合は、採苗に係る情報提供と技術指導に努める。

(3) 補充種苗保有種の調査と情報交換を行い、迅速な種苗の供給体制の整備を行う。

第３０節　二次災害・複合災害防止対策

主な実施担当	全災対部（全課）
防災関係機関等	東北地方整備局仙台河川国道事務所、仙台土木事務所、仙台地方振興事務所、あぶくま消防本部、その他防災関係機関

第１ 目　的

二次災害とは、自然災害が生じた後、災害調査・人命救助などに伴う災害、土石流の災害地に入った救援隊が受けるおそれのある災害など二次的に生ずる災害を指す。

特に、東日本大震災のように広範囲にわたり発生した災害については、それに関連する様々な事象について対応策を講ずる。

第２ 二次災害の防止活動

１　町又は事業者の対応

(1) 町又は事業者は、発災後直ちに、専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、ライフライン（電気、上下水道、ガス、通信施設）及び公共施設（道路、鉄道、水路の啓開）の応急復旧を速やかに行う。

(2) 消防職団員、水防団員、警察官、自衛隊員や町職員など、救難・救助・パトロールや支援活動に当る関係機関職員についても、作業中の安全確保、二次災害被災防止に向けて努める。

(3) 電気事業者は、垂れ下がった電線等への接触による感電事故、漏電による火災の発生防止等に向けて、電気機器及び電気施設の使用上の注意を広報し、あわせ被害状況、復旧の見込みなど報道機関等の協力を得て周知する。

(4) 水道事業者は、漏水による道路陥没等の発生、汚水の混入による衛生障害発生防止等に向けて、応急復旧に努めるとともに、復旧の見込みなど報道機関等の協力を得て周知する。

(5) 下水道事業者は、漏水による汚染水の拡散防止等に向けて応急復旧に努めるとともに、下水道施設の使用の抑制などを広報し、被害状況、復旧の見込みなど報道機関等の協力を得て周知する。

(6) ガス事業者は、ガス漏洩による火災、爆発等の発生防止に向けて、応急復旧に努めるとともに、復旧の見込みや復旧時の使用上の注意など報道機関等の協力を得て周知する。

(7) 電気通信事業者は、重要通信の確保、通信のそ通困難防止やふくそうの緩和等に向けて、応急復旧に努めるとともに、被害状況、復旧の見込みなど報道機関等の協力を得て周知する。

(8) 道路管理者等は、避難者の移動、災害時緊急車両や物資輸送車の安全確保に向けて、障害箇所の応急復旧により道路交通機能の確保に努める。

２　水害・土砂災害

(1) 二次災害防止施策の実施

降雨等による浸水個所の拡大等水害災害等に備え、二次災害防止施策を講じる。

特に地震による地盤沈下や海岸保全施設等に被害があった地域では、破堤箇所からの海水の浸水等の二次災害の防止に十分留意する。

(2) 点検の実施

町は、降雨等による二次的な水害、土砂災害等の危険箇所の点検を必要に応じて実施する。

その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、伸縮計などの観測機器の設置や雨水侵入防止対策等の応急工事、適切な警戒体制の整備などの応急対策を行う。

また、町は災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。

３　土砂災害警戒情報

仙台管区気象台及び県は共同で、必要に応じて土砂災害警戒情報の発表基準の引き下げを実施する。

４　高潮・高浪・波浪

町は、高潮、波浪、潮位の変化による浸水を防止するため、海岸保全施設等の点検を行うとともに、必要に応じ応急工事を実施する。

５　有害物質等

町又は事業者は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

第３１節　応急公用負担等の実施

主な実施担当	災対総務部（総務課、財政課）
防災関係機関等	亘理警察署、自衛隊、あぶくま消防本部、亘理町消防団

第１ 目　的

災害が発生した場合、又は発生しようとしているとき、応急措置を行うため土地や建物等を使用、収用し、あるいはその地区の住民等を応急措置の業務に従事させる場合には、必要な措置を講じる。

第２ 実施責任者

応急公用負担等の権限の行使は、町長が行う。

町長もしくは町長の権限を行使する町の職員が現場にいないとき、又は町長等から要求があったときは、警察官が、さらにこれらの者が現場におらず、自衛隊が派遣されているときは自衛官が応急公用負担等の権限を行使する。その場合は、直ちにその旨を町長に通知する。

消防のため緊急の必要があるときの応急公用負担の権限の行使は、消防職員、消防団員が行う。

水防のため緊急の必要がある場合の応急公用負担の権限の行使は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長が行う。

第３ 応急公用負担等の要領

応急公用負担等の内容は、次のとおりとする。

１　応急公用負担等の内容

(1) 町　長

イ　区域内の住民又は応急措置を実施すべき現場にいる者を、応急措置業務に従事させる。

ロ　区域内の私有の土地、建物その他の工作物を一時使用する。

ハ　区域内の私有の土石、竹木その他の物件を使用又は収用し、処分する。

ニ　災害を受けた工作物又は物件で、応急措置の実施の支障となるものを除去その他必要な措置を行う。

(2) 消防職団員（消防職員、消防団員）

イ　火災が発生した場合、又は発生しようとしている消防対象物及びこれらがある土地を使用、処分し、使用を制限する。

ロ　火災の現場付近にいる者を消火もしくは延焼の防止又は人命の救助その他の消防作業に従事させる。

(3) 消防長、消防署長

イ　延焼の恐れのある消防対象物、及びこれらのある土地を使用、処分し、又はその使用を制限する。

(4) 水防管理者、水防団長又は消防機関の長

イ　当該水防管理区域内に居住する者、又は水防の現場にいる者を水防に従事させる。

ロ　水防の現場において必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、もしくは収容し、車その他の運搬具、器具を使用し、又はその他の障害物を処分する。

２　手続き

(1) 人的公用負担

人的な公用負担は、相手方に、口頭で指示する。

(2) 物的公用負担

［工作物等の使用、収用］

使用又は収用を行うときは、対象となる土地、建物等の所有者等に対し、その土地、建物等の名称、又は種類、形状、数量、場所、その処分の期間、その他必要な事項を通知する。

緊急の場合は、事後、速やかに通知する。

通知すべき所有者等の氏名及び住所が不明のときは、対象となる土地、建物等の名称、種類など通知すべき事項を町又は土地建物等の所在した場所を管轄する警察署に提示し、通知に代える。

［工作物等の障害物撤去］

イ　町長又は警察官が障害物（災害を受けた工作物等）を除去したときは、適正な方法で保管する（町長及び警察官が現場におらず、自衛隊が派遣されている場合は自衛隊が行う）。

ロ　保管した場合、当該工作物の占有者、所有者その他権限を有する者に対して、返還するため必要な事項を公示する。

ハ　保管した工作物等が滅失又は破損、もしくは保管に不相当な費用や手数料がかかる場合は、その対価を保管する。

ニ　工作物等の保管、売却、公示などに要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき占有者、所有者等が負担する。

ホ　工作物等の保管に関する公示の日から起算して６カ月を経過しても、当該工作物又は売却した代金を返還する相手方が不明などの場合は、町長が保管した工作物等は町に、警察署長が保管した工作物等は県に帰属する。

第４ 損失補償及び損害補償等

区域内において、物的公用負担により、通常生ずべき損失があった場合は、町は所有者に対し損失補償を行う。

区域内の住民又は現場にいる者を応急措置に従事させた場合、実費弁償は行わない。ただし、応急措置業務に従事したことにより、死傷等があった場合は、公務災害補償の定めに従い損害を補償する。

第３２節　ボランティア活動

主な実施担当	災対民生部（福祉課、長寿介護課、町民生活課、健康推進課）、災対建設部（都市建設課）、災対総務部（企画課、総務課）
防災関係機関等	社会福祉協議会、日本赤十字社宮城県支部

第１ 目　的

大規模な災害発生時の災害応急対策及び復旧・復興期においては、多くの人員を必要とするため、町は、ボランティア活動の協力を申し入れる団体や個人の協力を得て、効果的な応急対策、復旧・復興対策を実施する。

その際、町は、町社会福祉協議会等と連携し、速やかに「亘理町災害ボランティアセンター」を設置する。

第２ ボランティア受付窓口の設置

災害が発生した際、ボランティアの受付窓口を設置し、円滑な受入れに努める。

この際、町は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているＮＰＯ法人やＮＧＯ法人等のボランティア団体との連携を図るとともに、中間支援組織（ボランティア団体・ＮＰＯ等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。これにより、連携の取れた支援活動を展開するよう努める。

なお、ボランティアのコーディネートに際しては、活動中の安全が確保されるよう配慮するとともに、ボランティアに対し注意喚起を行う。

１　一般ボランティアの受付け

町は、災害時の応急対応活動として、一般ボランティアを受け入れ、ボランティア活動を行うこととなった場合には、町社会福祉協議会との協定に基づき、「亘理町災害ボランティアセンター」を設置し、町社会福祉協議会は主体的に運営を行う。

その際、県において設置する「宮城県災害ボランティアセンター」と相互に連絡を取り合い、ボランティアの調整を行う。

主なボランティア活動

・指定避難所の運営補助
・炊き出し、食料等の配布
・救援物資等の仕分け、輸送
・高齢者、障害者等の介護補助
・清掃活動
・その他被災地での軽作業

２　専門ボランティアの受付け

関係する組織からの申し込みについて、次の各課で対応する。また、不足する場合等は、県の担当部局に応援を要請する。

専門ボランティアの受付け

作業内容	町の担当	県の担当
①救護所等での医療、看護、保健活動	健康推進課	保健福祉部
②被災建築物の応急危険度判定（震災時のみ）	都市建設課	土木部
③被災宅地の危険度判定	都市建設課	土木部
④砂防関係施設診断	都市建設課	土木部
⑤外国人のための通訳	企画課	経済商工観光部
⑥被災者へのメンタルヘルスケア	健康推進課	保健福祉部
⑦高齢者、障害者等への介護	福祉課	保健福祉部
⑧アマチュア無線等による情報通信事務	総務課	総務部
⑨その他専門知識が必要な業務	各　課	各部局

第３ ボランティアニーズの把握

災対民生部（福祉課、長寿介護課、町民生活課、健康推進課）は、被災地の情報、被災者のボランティアに対するニーズ等の情報を民生委員等と協力のうえ収集し、「亘理町災害ボランティアセンター」に連絡するとともに、「宮城県災害ボランティアセンター」へ情報を提供する。

第４ ボランティア活動の円滑化

災害時に、円滑な応急対策が図られるよう、町はボランティア関係団体と密接に連絡をとり、必要に応じ、次の支援を行う。

１　災害ボランティアセンターの場所及び資機材の提供
２　災害ボランティアセンターの設置・運営に係る経費の助成
３　職員の派遣
４　被災状況についての情報提供
５　その他の必要な事項

第３３節　災害種別毎応急対策

主な実施担当	災対総務部（総務課）、災対産業部（農林水産課）
防災関係機関等	仙台地方振興事務所、亘理警察署、あぶくま消防本部、自衛隊、その他防災関係機関

第１ 火災応急対策

１　目的

火災発生時には、消防機関は、県、町はもとより住民、自主防災組織、事業所等の協力も得ながら、他の消防機関等との連携を図りつつ、全機能を挙げて被害を最小限に食い止めるため、延焼拡大防止等を行う。

２　消火活動の基本

火災による被害を防止又は軽減するため、住民、事業者、自主防災組織等は、火災発生直後の初期消火及び延焼拡大防止措置を行い、また、各防災関係機関は、火災発生直後あらゆる方法により住民等に延焼拡大防止及び初期消火の徹底について呼びかける。

(1) 消火活動の基本

消火活動に当たっては、火災の状況が消防力を下回るときは先制防御活動により一挙鎮圧を図り、また上回るときは次の原則に基づき選択防御により行う。

イ　重要防御地区優先の原則

同時に複数の延焼火災を知覚した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先して消火活動を行う。

ロ　消火有効地域優先の原則

警防区設定等順位を設定している場合、同位区に複数の火災が発生した場合には、消火有効地域を優先して消火活動を行う。

ハ　市街地火災優先の原則

大量危険物製造、貯蔵、取扱いを行う施設及び大工場等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地への延焼火災の消火活動を優先とし、それらを鎮圧した後に部隊を集中して消火活動に当たらせる。ただし、高層建築物で不特定多数の者を収容する対象物等から出火した場合は、特装車を活用し、人命の救助を優先とした活動を行う。

ニ　重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防御上必要な消火活動を優先する。

ホ　火災現場活動の原則

（イ）出場隊の指揮者は、災害の状況を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼阻止及び救助、救急活動の成算を総合的に判断し、行動を決定する。

（ロ）火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻撃的現場活動により火災を鎮圧する。

（ハ）火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

（ニ）災害の発生状況を確認したときは、町災害対策本部長（町長）に対し、速やかに報告する。

３　消防機関の活動

(1) 消防本部の活動

消防長は、消防署及び消防団を指揮し、各関係機関と相互に連絡をとり、火災に関する情報を迅速かつ正確に収集し、消防本部で作成している「消防計画」に基づき、次により効果的な消防活動を行う。

イ　初期における情報収集体制

火災発生時において、消防機関が消防力をいかに効率よく発揮するかは、初動体制を確立する上で特に重要なことであるから、有線及び無線等の通信施設のみならず、ヘリコプター、参集職員並びに消防団及び自主防災組織を活用した緊急情報連絡網等あらゆる手段を利用し、迅速・的確な情報収集を行う。

ロ　火災の初期消火と延焼防止

火災が発生した場合は、消防団や自主防災組織を指揮し、初期消火に努め、火災の延焼及び災害の拡大防止を図る。

ハ　道路通行障害時の対応

災害によって、建築物の倒壊、橋梁の損壊及び交通渋滞等による道路障害が発生し、消火活動が大きく阻害される場合は、道路障害が発生した場合における直近の効果的な迂回路を利用し、消火活動を行う。

ニ　消防水利の確保

災害によって消防水利の確保が困難になった場合は、あらかじめ計画された河川・井戸・海水等の自然水利を活用するほか、遠距離中継送水での消火活動を行う。

(2) 消防団の活動

消防団は、災害が発生した場合、町で定めている消防計画、初動マニュアル等に基づき、消防長又は消防署長の指揮下に入り、消防職員と協力し次の活動を行う。

イ　出火警戒活動

災害の発生により火災等の発生が予測される場合には、消防団員の居住地付近の住民に対し、出火防止対策（火気の使用停止、ガス・電気の使用中止、避難に際してのガス栓の閉止、分電盤ブレーカーの遮断等）を広報する。

停電後の通電時において、損壊家屋等からの出火警戒活動を行う。

ロ　消火活動

出火した場合は、住民と協力して、幹線避難路確保のための消火活動等、人命の安全確保を優先した初期消火を行うとともに、消防長又は消防署長の指揮により消火活動を行う。

ハ　災害情報の収集伝達活動

町災害対策本部及び関係機関と相互に連絡をとり、災害情報を収集するとともに、地域住民へ伝達する。

ニ　救急救助活動

あぶくま消防本部による防災活動を補佐し、要救助者の救助救出と負傷者に対しての必要な応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

ホ　避難誘導活動

避難の指示がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関等と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。

４　事業所の活動

(1) 火災が発生した場合の措置

イ　自衛消防隊により消火器等を活用して初期消火に努めるとともに、速やかに消防署へ通報する。

ロ　必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

(2) 災害拡大防止措置

危険物等を取り扱う事業所において、火災が拡大するおそれのあるときは、周辺地域の住民に対し、避難誘導、立入禁止等必要な措置を講じる。

５　自主防災組織の活動

自主防災組織は、災害発生時には身の安全が確保できる範囲内で以下の活動を行う。

(1) 火気遮断の呼びかけ、点検等

各家庭及び事業所等のガス栓の閉止等の相互呼びかけを行うとともに、その点検及び確認を行う。また、停電復旧時の通電火災を防止するため、コンセントを抜くなどの対策を呼びかける。

(2) 初期消火活動

火災が発生した場合には、消火器等を活用して初期消火に努めるとともに、あぶくま消防本部に通報する。

６　町民の活動

(1) 火気の遮断

ガス栓の閉止、石油ストーブ、電気機器類等火気の遮断を速やかに行う。

(2) 初期消火活動

火災が発生した場合には、消火器、水道、風呂の汲みおきの水等で初期消火に努めるとともに、消防署に通報する。

(3) 通電火災の防止

被災直後における通電ショート等による二次的火災の発生を防止するよう努める。

第２ 林野火災応急対策

林野火災発生時においては、消防機関は関係機関と連携して、初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに、速やかな情報の収集、状況分析を行い、必要に応じて広域航空応援等の要請等、迅速かつ的確な消防活動を行う。

また、二次災害の防止を図る等、被害の軽減を図ることを目的に諸対策を講じる。

１　林野火災の警戒

火災警報の発令等林野火災発生のおそれがあるときは、巡視、監視を強化し、地区住民及び入山者に対して警火心を喚起し、火気取扱いの指導取締りを行って、火災の発生を防止するとともに、応急体制を準備する。

(1)　火災警報の発令等

町は、火災気象通報を受けたとき、又は、気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報の発令、住民及び入山者への通知、火の使用制限、消防機関の警戒体制の強化等、必要な措置を講ずる。

(2)　火災警報の周知徹底

火災警報の住民及び入山者への周知は、サイレン、掲示標等消防信号による周知及び広報車による巡回広報のほか、防災行政無線、テレビ、ラジオ等を通じ、周知徹底する。

２　火災通報、通信体制

林野火災の延焼を最小限度にくい止めるには、早期発見、通報が重要であり、林野火災を発見した者は、あぶくま消防本部に速やかに通報する。また、そのための意識啓発に努める。

火災の状況等から、近隣の住民等と協力して初期消火活動ができる場合は、安全に十分注意して初期消火に努める。

通報体制は次のとおりである。

林野火災の通報体制

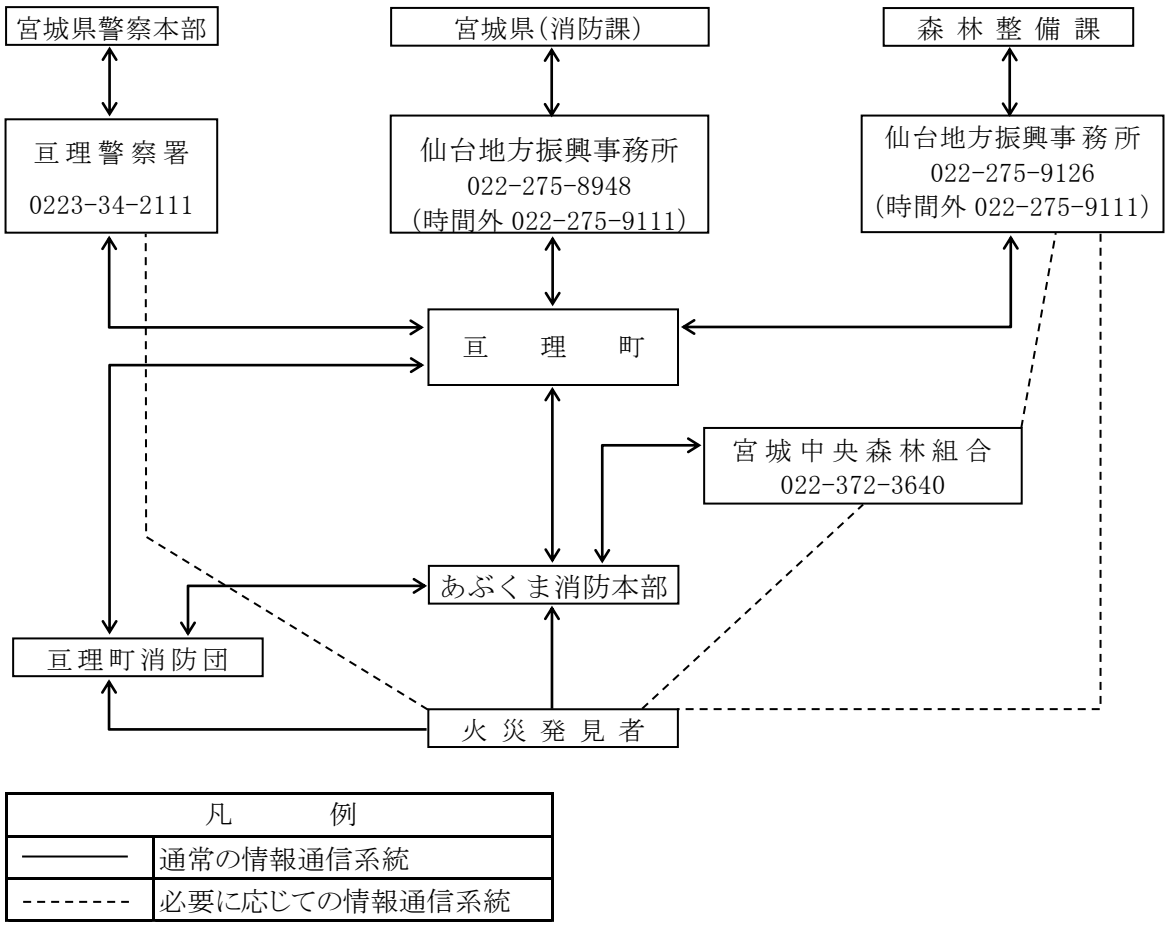

３　消火体制

(1) 町

関係機関等と連絡をとり、被害状況に応じて、災害警戒本部、災害対策本部等の体制を整える。

(2) あぶくま消防本部、亘理警察署

火災防御隊の招集、集合場所、編成携行資機材及び出動区分については亘理町消防計画による。

林野火災は長時間にわたる防御活動が必要なため、食料、飲料水、医療器具の補給確保を行う。

(3) 指定行政機関

〔仙台地方振興事務所、宮城中央森林組合〕

職員の非常参集、情報連絡体制の確立及び対策本部の設置等必要な体制を整える。

(4) 林業関係事業者

消防署、警察署と連絡をとり、初期対応、情報連絡等の協力に努める。

(5) 相互応援協定による応援要請

火災現場の状況により、後続応援、関係機関及び付近の住民の協力を要請する。

他市町村の応援要請の基準、手続き等は「亘理町消防計画」による。

消防に関する広域応援要請の締結状況は次のとおりである。

消防に関する他市町村との応援協定

相互応援協定（消防組織法第21条の規定に基づく消防一般）

岩沼市、山元町

福島、宮城、山形広域圏災害時相互応援協定

（災害対策基本法第67条第1項の規定に基づく災害全般）

５広域圏44市町村

※詳細は、「第３編第３章第７節　相互応援活動」に記載

(6) 自衛隊等の災害派遣要請

林野火災の延焼が著しく、消防隊、関係機関、他市町村の応援及び付近の住民の協力を得ても防御が困難な場合、町長は知事に、県の防災ヘリコプターの出動及び自衛隊の派遣の要請をする。

(7) 現場指揮本部の設置

統一した指揮のもとに消防機関、他市町村の消防機関の応援隊、自衛隊派遣隊等が円滑に消火活動を実施できるようにするため、現場指揮本部を設置する。

関係機関の指揮者による連絡会議等を必要に応じて設け、消防長が最高指揮者として状況に応じた防御方針を決定し、機能的な組織活動を行う。

火災の区域が2以上の市町にまたがる場合の最高指揮者は、当該消防長が協議して定める。

(8) 現場指揮本部

イ　指揮系統

現場指揮本部には、可能な限り、消防通信、自衛隊通信、その他関係機関の通信施設を集中して設置する。

現場指揮本部の指揮系統は次のとおりである。

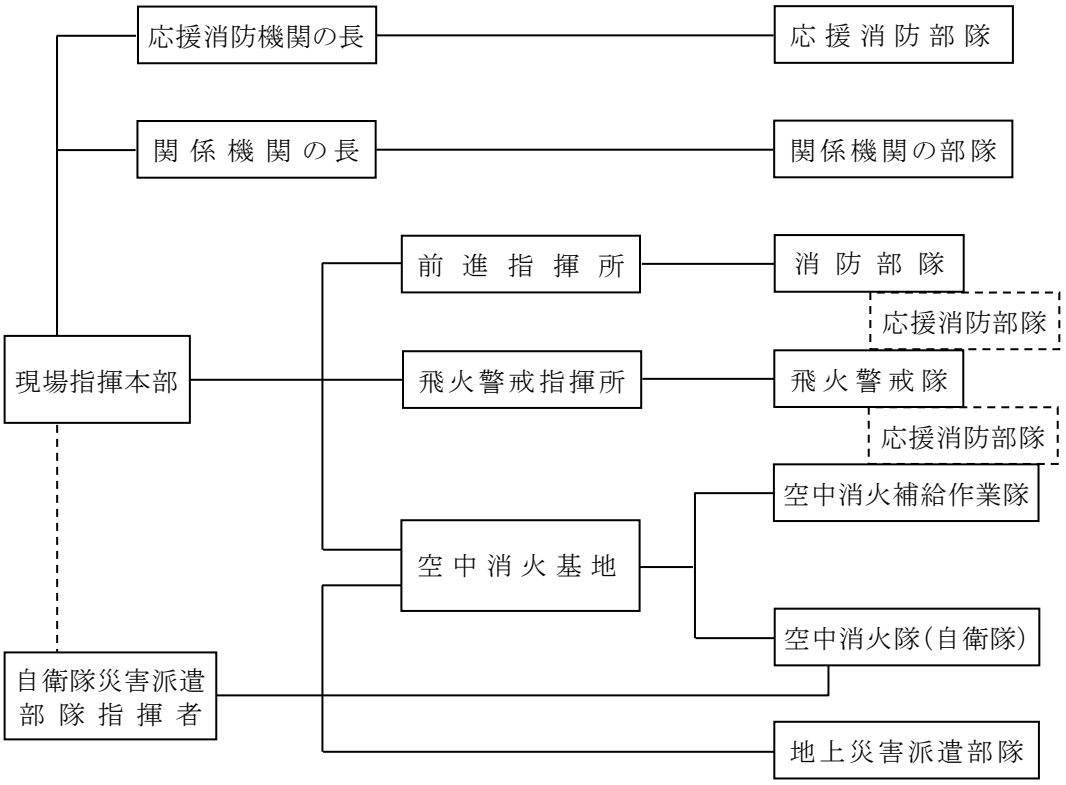

ロ　設置場所等

現場指揮本部は、付近一体が見渡せる風横風上の高地で、無線障害の少ない場所等、火災の状況及び防御作業の状況が把握できる位置に設置し、旗等により掲示する。

ハ　現場指揮本部の編成

現場指揮本部の組織は次のとおりとする。

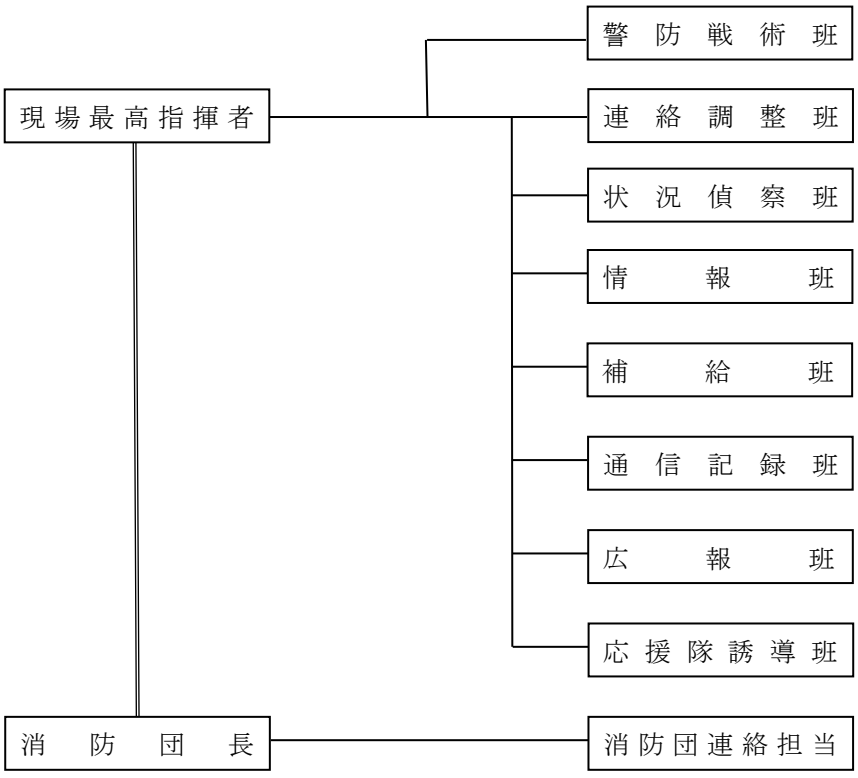

ニ　任　務

現場指揮本部各班の任務は次のとおりとする。

［警防戦術班］

防御線の設定、転進、空中消火、集落警戒等警防戦術について、次の事項に留意して現場最高指揮者を補佐する。

・留意事項

（イ）消火隊の守備範囲を明確に指示する。

（ロ）交代要員を確保し、ローテーションを明確にする。

（ハ）予想される状況変化に応じた作戦をとる。

（ニ）出動隊の車両の部署位置等を適正に指示する。

［連絡調整班］

町、消防本部及び県との連絡調整、他の市町村への応援要請等、常に関係機関と連絡できる体制を作る。

［状況偵察班］

火災状況に応じ、延焼方向、入山路の状況、水路の有無等、戦術上必要な情報を偵察収集する。

［情報班］

各方面の状況偵察班、前進指揮班、飛火警戒指揮所及び空中消火隊等からの情報を収集整理する。

［補給班］

各出勤隊への資機材、食料、燃料等の調達及び補給を行う。

［通信記録班］

各消防部隊との連絡を確実に行うため、通信の確保と混乱防止を図り、通信体制を確立する。なお、記録責任者のもとに確実な記録をとる。

［広報班］

不確実な情報による混乱を避けるため、火災の現状、消防部隊の活動状況、今後の見通し等について、巡回広報、報道機関、町内会・自治会等を活用し、住民に対し的確な情報を提供する。

特に、報道機関に対しては、広報担当が所定の場所で発表する。

［応援隊誘導班］

地元消防団員等、現場の地理に精通している者により編成し、応援隊に対し部署位置まで誘導する。

(9) 住民の安全対策

特に林野火災多発期において、異常乾燥、強風等の気象条件のときには、時機を逸することなく警戒広報隊等を派遣し、火気の使用禁止及び制限の措置を講ずるとともに、拡声器等を使用して警戒心の高揚に努める。

林野火災が発生したときには、次の事項に留意し住民の安全を期す。

イ　入山者、遊山者がいるときは、入山の状況、所在等についての確認に努め、携帯拡声器等を利用し、安全な場所に避難するよう呼び掛け誘導する。

ロ　林野内の住家又は山麓周辺の集落地等に延焼の恐れがあるときは、飛火警戒隊（集落警戒隊）等の消防隊は警戒区域を設定するとともに、建物及びその周辺に予備注水又は防御に適する防火線を設定し居住者等の協力を得て防御にあたる。

ハ　火災が延焼し、住家等へ延焼し、又は延焼する恐れのある場合、町長は必要に応じて当該住民の避難を指示する。避難の方法は、「第３編第３章第14節　避難活動」による。

(10) 消火方法

イ　地上消火

（イ）注水による消火

林野の形態は、高低、勾配、植生の状況、水利の状況により異なるので消防ポンプ自動車と小型動力ポンプの組合せ等、林野の実態に応じた注水消火体制をとる。

（ロ）叩き消し、土かけによる消火

水利が不足する場合の直接消火として、注水消火と併用して行う。

（ハ）防火線の設置

火災が拡大したときの延焼を阻止するため、火先の前方等に応急的に防火線を設定する。

（ニ）迎え火

火勢が強く、延焼が盛んで、他に適当な方法、手段がない場合、火災の延焼方向の前方に、火を迎え撃つ迎え火を活用する。

ロ　空中消火

町長は、次の場合、知事に対し林野火災の空中消火について、県防災ヘリコプターの出動及び自衛隊の派遣を要請し、空中消火をする。

（イ）地形等の状況により地上の防御が困難な場合

（ロ）火災規模に対して地上の防御能力が不足し、又は不足すると判断される場合

（ハ）人命の危険、人家等への延焼危険その他重大な事態を避けるために必要な場合

（ニ）その他必要と認められる場合

ハ　残火処理

火災鎮火後、次の要領で残火処理の徹底を図る。

（イ）残火処理にあたる隊は、それぞれ担当区域を明確にし、責任をもって処理し、未処理部分がないよう十分配慮する。

（ロ）残火処理は、風下側の延焼阻止線付近を最優先とし、他は延焼範囲の外周から順次中心部に向かって処理する。

（ハ）堆積可燃物の処理にあたっては、注水可能な場合は十分に浸潤させ、残り火の堀返しを併用しながら入念に消火する。また、注水が十分に行えないときは、可搬式散水装置等の活用を図るとともに、土かけ等による窒息消火を併用する。

（ニ）朽木、空洞木等で樹幹内に火が残っている恐れのあるものは、注水又は伐倒して確実に処理する。

（ホ）残火処理が終了した後も、必要な監視警戒隊を残留させ、巡視及び応急措置を行う。

ニ　火災後の処理

林野火災により、地域の地すべり等の発生の危険性が増大していないか、十分に点検する。

第３ 危険物等災害応急対策

災害時に、危険物、火薬類、高圧ガス、毒物劇物等による二次災害を防止し、又は災害の拡大防止を図るため、町及び防災関係機関は相互に協力し、総合的な被害軽減対策を実施する。

１　消防法に定める危険物の応急措置

(1) 危険物取り扱い施設の管理者等の措置

イ　災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合は、直ちに火気使用を禁止し、取り扱いを中止するとともに、速やかにあぶくま消防本部に通報し、必要な指示を受ける。

ロ　危険物の集荷を中止し、移動又は脱出の準備を整え、飛散及び流失の防止、その他危険物の性状に応じた適切な措置を講じる。

ハ　施設の災害時における応急保安措置に必要な消防用機械器具等及び防災資機材の確保並びにその機能の点検確認を行う。

ニ　災害の状況の把握と状況に応じた従業員並びに周辺地域の住民に対する人命安全措置を講じる。

(2) 町長及びあぶくま消防本部の措置

イ　災害時には、危険物取り扱い施設の管理者に対し、応急保安施策の実施、所要人員の配置等に関し、必要な指示を行い、又は報告をさせる。

ロ　災害により、爆発、引火その他の恐れがあると判断したときは、立入り禁止区域の設定及び周辺住民の避難等の指示その他必要な措置をとる。

２　火薬類の応急措置

(1) 火薬庫又は火薬類の所有者等の措置

イ　災害時に、火薬類により災害が拡大する危険がある場合は、火薬類を速やかに安全な地域に移動し、監視人を置くか、又は水中に沈める等必要な保安措置を行う。

ロ　必要に応じ、周辺住民に避難するよう指示し、関係機関に通報する。

(2) 町長の措置

イ　火薬類による災害の拡大が予想される場合は、火薬類の所有者及び防災関係機関に対し、速やかに応急保安措置を講ずるよう要請する。

ロ　災害により爆発、引火その他の恐れがあると判断したときは、立入り禁止区域の設定及び周辺住民の避難等の指示又はその他必要な措置をとる。

(3) 亘理警察署の措置

銃砲、火薬類等による事件及び爆発等の二次災害防止のため、製造業者等に対し、関係機関、団体の協力のもと、必要な指導、助言を行う。

３　高圧ガスの応急措置

(1) 高圧ガスの取り扱い者又は高圧ガスの消費者の措置

イ　災害時に、高圧ガスによる災害の拡大が予想される場合には速やかに使用を中止し、設備内のガス充填容器を安全な場所に移し、又は放出する等の保安措置を実施するとともに、監視員を配置する警戒体制に万全を期す。

ロ　必要に応じ、周辺住民に避難するよう指示し、関係機関に通報する。

(2) 町長の措置

イ　災害時に高圧ガスによる災害の拡大が予想され、又は事前措置をとる必要がある場合は、高圧ガスの所有者等及び地域内の関係機関に対し速やかに応急保安措置を講ずるよう要請する。

ロ　災害により、爆発、引火その他の恐れがあると判断したときは、立入り禁止区域の設定及び周辺住民の避難等の指示又はその他必要な措置をとる。

４　毒物、劇物貯蔵施設

(1) 毒物劇物貯蔵施設管理者の措置

イ　災害時に毒物、劇物により災害が拡大する危険のある場合は、毒物、劇物を安全な場所に移動するなど保安措置を講じる。

ロ　必要に応じ、周辺住民へ避難するよう指示し、指示したときは関係機関に通報する。

(2) 宮城県毒劇物協会との連携

被災地の会員に連絡のうえ、支援体制（中和剤、防毒器具等の確保）への協力を求める。

(3) 亘理警察署の措置

毒物、劇物に関する安全性の確保のため、販売業者、製造業者等に対し、関係機関、団体の協力のもと、必要な指導、助言を行う。

(4) 町長の措置

イ　毒物、劇物による災害の拡大が予想される場合は、管理者又は防災関係機関に対し、速やかに応急措置を講ずるよう要請するとともに、必要に応じ知事に連絡し、処分等を依頼する。

ロ　災害により、爆発、引火、その他の恐れがあると判断したときは、立入り禁止区域の設定及び周辺住民の避難等の指示又はその他必要な措置をとる。

第４ 海上災害応急対策

海上災害が発生した場合、県及び関係機関は、航行船舶及び沿岸住民の安全を確保するため、人命救助、消火活動、流失油等の拡散防止及び防除等の応急対策を実施する。

１　事故発生時における応急対策

(1) 宮城海上保安部の措置

宮城海上保安部は、海上災害が発生したときは、被害規模等の情報の収集を行い、その情報に基づき所要の活動体制を確立するとともに、人命の救助・救急活動、消火活動、流出油等の防除活動、海上交通の安全確保等を進める。

さらに、避難対策、救援物資の輸送活動を行い、当面の危機的状況に対処したのちは、社会秩序の維持、船舶等への情報提供、二次災害の防止等を行っていく。

また、災害応急対策の実施に当たっては、町及び関係機関と緊密な連携を図るものとする。

イ　情報の収集及び伝達

夜間、休日の場合等においても対応できる情報収集・連絡体制を図る。

情報の収集・連絡体制

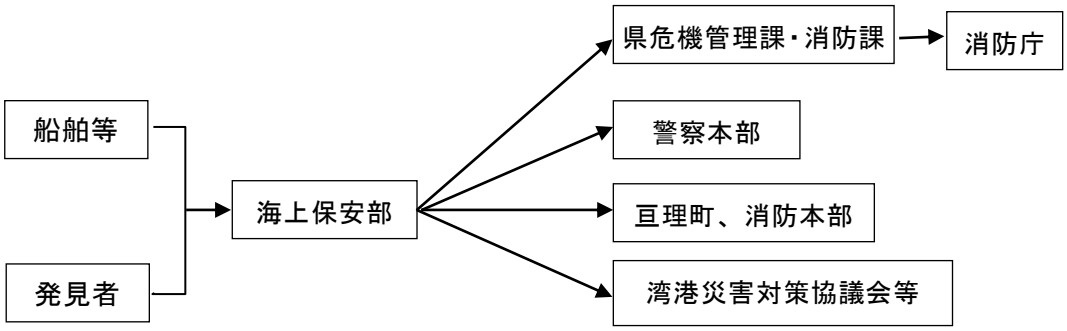

（イ）　海上及び沿岸部における被害状況等

a　被災地周辺海域における船舶交通の状況

b　被災地周辺海域における漂流物等の状況

c　船舶、海洋施設、港湾施設等の被害状況

d　水路、航路標識の異状の有無

e　港湾等における被害状況

（ロ）　陸上における被害状況

（ハ）　関係機関等の対応状況

（ニ）　その他発災後の応急対策の実施上必要な事項

ロ　海難救助等

（イ）　船舶の海難、海上における人身事故等が発生したときは、速やかに巡視船艇・航空機を発動させるとともに、必要に応じて特殊救難隊を出動させるほか、関係機関及び水難救済会等の民間救助機関を活用してその捜索救助を行う。

（ロ）　船舶火災又は海上火災が発生したときは、速やかに巡視船艇により消火活動を行うとともに航空機により状況調査を実施し、必要に応じて特殊救難隊及び機動防除隊を対応させるほか、関係機関等救助機関に協力を要請する。

（ハ）　危険物が排出されたときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災の発生の防止、航泊禁止措置又は避難指示を行う。

ハ　緊急輸送

医師、傷病者、避難者等の人員搬送又は救援物資等の緊急輸送については、必要に応じ、又は要請に基づき、迅速かつ、積極的に実施する。

この場合、特に機動力のある航空機及び大量輸送が可能な船舶を必要に応じ使い分け、有効に活用する。

ニ　流出油等の防除

船舶又は海洋施設等から、海上に大量の油等が流出したときは、次に掲げる措置を講ずる。

（イ）　防除措置を講ずべき者が行う防除措置を効果的なものにするため、巡視船艇及び航空機により、又は機動防除隊を現地に出動させ、流出油等の状況、防除作業の実施状況等を総合的に把握し、作業の分担、作業方法等防除作業の実施に必要な事項について指導を行う。

（ロ）　防除措置を講ずべき者が、流出油等の拡散防止、防除等の措置を講じていないと認められるときは、これらの者に対し、防除措置を講ずべきことを命ずる。

（ハ）　緊急に防除措置を講ずる必要がある場合において、必要があると認められたときは、海上災害防止センターに防除措置を講ずべきことを指示し、又は機動防除隊及び巡視船艇等に応急の防除措置を講じさせるとともに、関係機関等に必要な資機材の確保・運搬及び防除措置の実施について協力を要請する。

（ニ）　防除措置を講ずべき者、非常本部等及び関係機関等とは、必要に応じて緊密な情報の交換を行い、もって迅速かつ効果的な防除措置の実施に資するよう努める。

（ホ）　危険物が流出したときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災の発生防止、航泊禁止措置又は避難指示を行う。

（ヘ）　危険物の防除作業にあたっては、ガス検知器具による危険範囲の確認、火気使用制限等の危険防止措置を講じ、火災、爆発及びガス中毒等二次災害の防止を図る。

ホ　海上交通安全の確保

海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずる。

（イ）　船舶交通のふくそうが予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。

この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。

（ロ）　海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。

（ハ）　海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は指示する。

（ニ）　船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・岸壁の状況、関係機関との連絡手段等船舶の安全な運航に必要と思われる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。

（ホ）　水路の水深に異状が生じ、又は生ずるおそれのあるときは、必要に応じて水路測量を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。

（ヘ）　航路標識が損壊し、又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

ヘ　危険物の保安措置

危険物の保安については、次に掲げる措置を講ずる。

（イ）　危険物積載船舶については、必要に応じて移動を命じ、又は航行の制限若しくは禁止を行う。

（ロ）　危険物荷役中の船舶については、荷役の中止等事故防止のために必要な指導を行う。

（ハ）　危険物施設については､危険物流出等の事故を防止するために必要な指導を行う。

ト　警戒区域の設定

生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認められるときは、災害対策基本法第63条第１項及び第２項の定めるところにより､市町村長又はその命を受けた吏員がその場にいない時、又はその者から要求があった場合に海上保安官は警戒区域を設定し、巡視船舶及び航空機等により船舶等に対し、区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行う。

また、警戒区域を設定したときは、直ちに最寄りの市町長にその旨を通知しなければならない。

チ　治安の維持

海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じ、巡視船舶及び航空機等により次に掲げる措置を講ずる。

（イ）　災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行う。

（ロ）　警戒区域は重要施設の周辺海域において警戒を行う。

(2) 町の措置

イ　被害の及ぶおそれのある沿岸住民に対し、災害状況の周知を図るとともに、必要があると認めるときは警戒区域を設定し、火気使用禁止等の措置を講じ、場合によっては一般住民の立入制限、退去等の措置を講ずる。

ロ　流出油等の被害が沿岸に及ぶおそれがある場合には、必要に応じ巡視警戒を行うとともに、防除作業については、関係機関に協力する。

(3) 消防本部の措置

イ　消防本部が所有する資機材を活用し、宮城海上保安部と協力するとともに、負傷者の搬送を行う。

ロ　海上火災が発生した場合には､「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書」に基づき、相互に緊密な連絡のもとに円滑な消防活動を実施する。

(4) 警察の措置

イ　海上災害等の発生の通報を受けた場合は、市町村長に速やかに通報する。

ロ　死傷者等が発生した場合は、関係機関等と連携して救出・救助活動及び行方不明者の捜索を実施する。

ハ　発生地及びその周辺地域において、避難広報、誘導を実施するほか、警戒区域への立入制限、付近の交通規制等を実施する。

(5) 関係団体の措置

イ　宮城県沿岸排出油等防除協議会に総合調整本部が設置されたときは、協議会会員は相互の要員の派遣等緊密な連携を図り、防除活動の実施に積極的に協力する。

ロ　オイルフェンス等の流出油防除資機材及び化学消化薬剤等の消化機材を所有する関係団体等は、関係行政機関から協力を要請された場合には、必要に応じ協力する。

宮城県沿岸排出油等防除協議会連絡系統図

平成30年4月現在

原因者（※通報義務者）

宮城海上保安部
（協議会事務局）
TEL　022-363-0114
FAX　022-366-1420

石巻海上保安署
TEL　0225-22-8088

気仙沼海上保安署
TEL　0226-22-7084

海上災害防止センター　PI保険会社

海上災害防止センター業務代行会社

会員名	電話番号	夜間		
東北運輸局総務部	022-791-7504	090-7066-7648	担当者	関係出先機関
東北地方整備局 塩釜港湾・空港整備事務所	022-362-6250	080-1839-2842	担当者	
宮城県	022-211-2374	022-211-2140	防災センター	関係出先機関
仙台市	022-214-3049	022-234-1111	指令課	関係出先機関
石巻市	0225-95-1111	同左	宿直	
塩竈市	022-355-6491	022-364-1111	宿直	
気仙沼市	0226-22-3402	0226-22-6600	警備員	
名取市	022-384-2111	同左	宿直	
多賀城市	022-368-1141	同左	警備員	
岩沼市	0223-22-1111	同左	警備員	
東松島市	0225-82-1111	同左	警備員	
亘理町	0223-34-0503	0223-34-1111	宿直	
山元町	0223-37-1111	同左	警備員	
松島町	022-354-5782	022-354-5701	警備員	
七ヶ浜町	022-357-7437	022-357-2111	守衛	
利府町	022-767-2174	同左	守衛	
女川町	0225-54-3131	同左	宿直	
南三陸町	0226-46-1376	0226-46-2600	宿直	
仙台市消防局	022-234-1111	同左	指令課	関係出先機関等
名取市消防本部	022-382-0242	同左	通信司令室	関係出先機関等
岩沼市消防本部	0223-22-5171	同左	通信司令室	関係出先機関等
塩釜地区消防事務組合 消防本部	022-361-1620	022-361-0119	指令センター	関係出先機関等
亘理地区行政事務組合 消防本部	0223-29-4491	0223-34-1155	通信司令室	関係出先機関等
石巻地区広域行政事務組合 消防本部	0225-95-7433	0225-95-1304	通信司令室	関係出先機関等
気仙沼・本吉地域広域行政 事務組合消防本部	0226-22-6688	同左	消防指令 センター	関係出先機関等
宮城県漁業協同組合	0225-21-5744	090-4553-0551	振興班長	関係会員
気仙沼排出油等防除協議会	0226-22-7084	同左	宮城保安部当直	関係会員
石巻港清港会	0225-94-2215	090-3649-2967	担当者	関係会員
石巻漁港清港会	0225-96-1021	同左	警備員	関係会員
塩釜地区特別防災区域協議会	022-367-4181	同左	当直者	関係会員
宮城県港湾建設協会	022-221-1231	080-1102-9499	担当者	関係会員
全日本漁港建設協会 宮城県支部	022-797-4744	070-6448-8161	担当者	関係会員
宮城地区船舶代理店協議会	022-364-2301	090-9426-8342	事務局	関係会員
東北電力㈱ 女川原子力発電所	0225-53-3111	同左	警備員	
東北電力㈱ 仙台火力発電所	022-357-2121	022-357-2297	守衛	
東北電力㈱ 新仙台火力発電所	022-366-1331	022-799-6877	守衛	
JXTGエネルギー㈱ 仙台製油所	022-369-5191	090-4742-3001	担当者	
全農エネルギー㈱ 仙台石油基地	022-258-1115	同左	警備員	
宮城マリンサービス㈱	022-364-2301	090-3125-7971	担当者	
仙台市ガス局 製造供給部港工場	022-387-6330	同左	警備員	
丸紅エネルギー㈱ 塩釜油槽所	022-365-9191	同左	当直	
富士興産㈱ 塩釜油槽所				
ソーダニッカ㈱仙台・七ヶ浜 ケミカルセンター	022-364-9234	090-2604-9476	担当者	
日本アルコール販売㈱ 仙台支店	022-365-6151	090-4065-0325	担当者	
カメイ物流サービス㈱	022-365-1131	同左	警備員	
ジェー・オー・ケミカル㈱	0225-22-4842	090-8785-8814	担当者	
日清物流㈱ 東北石巻配送センター	0225-93-1501	080-5002-5022	担当者	

宮城県沿岸排出油等防除協議会連絡系統図

第４章　災害復旧･復興対策

第１節　災害復旧・復興計画

主な実施担当	全　課
防災関係機関等	宮城県、仙南･仙塩広域水道事務所、亘理地区行政事務組合、仙台土木事務所、その他防災関係機関

第１　目　的

災害復旧は、被災した施設をほぼ以前の状態に回復するのに対し、災害復興はその地域の過去の災害の教訓を活かし、災害に強いまちづくりを目指すものである。

町は、災害の発生によりもたらされる社会の混乱を早期に解消し、住民の安全・安心の確保と社会生活の回復を図るため､被災者の生活の安定､社会経済活動の早期回復を図る。

第２　災害復旧・復興の基本方向の決定等

１　基本方向の決定

町は、災害の状況や地域の特性を考慮し、必要に応じ国、県等関係機関と協議を行い、現状復旧を目指すか､あるいは､災害に強いまちづくりなど中長期的な課題の解決も図る計画的復興を目指すか､住民の意向を十分に取り入れながら早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

２　住民意向の尊重

被災地の復旧・復興については､町が主体となり､住民の意向を尊重しつつ協働して計画的に行う。

３　女性及び要配慮者の参画促進

町は、復旧・復興のあらゆる場・組織において、男女共同参画の観点から女性の参画を促進するとともに､障害者､高齢者等の要配慮者についても､参画を促進するよう努める。

４　職員派遣等の要請

町は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、県及び他の地方公共団体等に対し職員の派遣、その他の協力を求める。

第３　災害復旧計画

１　基本方針

災害発生後の住民生活の安定及び生活環境の整備を効率的かつ効果的に進めるため､必要に応じ災害復旧に関する基本方針及び災害復旧計画を速やかに策定し、実施する。

２　事業計画の策定

災害応急対策を講じた後､被害程度を十分に調査し､所管する公共施設に関する復旧計画を速やかに策定する。

計画の策定にあたっては､関係機関は連絡調整を図りながら､災害復旧事業期間の短縮に努める。

災害復旧計画は、主に次のものについて作成する。

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画
（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号））

イ　河　川
ロ　海　岸
ハ　砂防設備
ニ　林地荒廃防止施設
ホ　地すべり防止施設
ヘ　急傾斜地崩壊防止施設
ト　道　路
チ　港　湾
リ　漁　港
ヌ　下水道
ル　公　園

(2) 農林水産業施設災害復旧事業計画
（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号））

(3) 都市災害復旧事業計画
（都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業費事務取扱方針）

(4) 水道施設並びに清掃施設等災害復旧事業計画
（水道法（昭和 32 年法律第 177 号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号））

(5) 社会福祉施設災害復旧事業計画
（生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）、知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）、売春防止法（昭和 31 年法律第 118 号））

(6) 公立学校施設災害復旧事業計画
（公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和 28 年法律第 247 号））

(7) 公営住宅災害復旧事業計画
（公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号））

(8) 公立医療施設災害復旧事業計画
（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号））

(9) その他災害復旧事業計画

３　事業の実施

(1) 町は、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等と協力のうえ、復旧対策を迅速に進めるため、必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等について、必要な措置を講じる。

(2) 町は、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等と協力のうえ、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行い、又は支援する。

(3) 警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、町、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

４　災害復旧事業に伴う財政援助

災害による被害が著しいときは、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置を講じ、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、負担すべき財源の確保に努める。

「災害復旧事業及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（激甚法)」に基づき援助される主な事業は次のとおりである。

(1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）
(2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和 28 年法律第 247 号）
(3) 公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）
(4) 土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）
(5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）
(6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
(7) 予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）
(8) 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針
(9) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）
(10)宮城県災害関連地域防災がけ崩れ対策事業補助金交付要綱
(11) その他

第４　災害復興計画

大規模な災害により地域が壊滅し､社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、国・県等と連携を図りながら、被災後速やかに災害復興に関する基本方針（以下､「復興基本方針」という。）及び復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的な復興事業を推進する。

１　復興計画の基本方針

災害発生後、復興の必要があるときは、速やかに復興基本方針を策定する。

県内の複数の町が被災し、県による復興方針が決定されたときは方針の整合を図る。

２　復興計画の策定

(1) 復興基本方針に基づき、具体的な復興計画を策定する。

また、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の災害復興基本方針等に即して復興計画を作成し､同計画に基づき市街地開発事業､土地改良事業等を実施することにより､特定大規模災害により､土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

(2) 県内の複数の町が被災し、県による復興計画が決定されたときは計画の整合を図る。
(3) 復興計画の策定に当たっては、被災前の地域の課題等を把握し、被災を契機に都市構造や地域産業をより良いものに改変するよう関係機関等と調整を図り事業を推進するとともに、地域のコミュニティーの回復や再構築に十分配慮する。
(4) 住民に対して、復興計画を策定していく過程において地域全体の合意形成を図るとともに、説明責任を果たすよう努める。

３　復興事業の実施

復興事業を早期に実施するため、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の協力のもと、必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等について措置を講じる。

第５　災害復興基金の設立等

町は、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

第６　災害復興の体制及び手順

１　復興組織体制の整備

(1) 町は、災害により甚大な被害が発生し復興が必要と認めたときは、災害応急対策に一定の目途が立った後、亘理町災害復興本部を設置する。

(2) 災害復興本部は、災害対策本部と併設できるものとし、災害復興本部の運営にあたっては災害対策本部が実施する事務との整合性を確保する。

(3) 災害復興本部は、町の復興方針及び復興計画の策定を行う。

(4) 復興基本方針及び復興計画の策定にあたっては、庁内に策定組織を設置するとともに、必要に応じて、学識経験者、関係団体や被災者の代表等からなる（仮称）亘理町災害復興会議を設置して諮問する。

２　復興の手順

復興に向けては、次のような手順で進めていく。(1) ～ (3) は災害発生後１か月以内を目途に行う。

(1) 基礎情報・被災情報の収集・整理

・復興まちづくりに必要な人口、土地・建物利用、都市基盤整備等に関する基礎情報や被災情報を収集・整理する。

(2) 復興基本方針の策定

・速やかな復興を進めるため、復興まちづくりの方向性を示した復興基本方針を策定し、公表する。

(3) 建築制限の実施

・市街地の復興のため必要がある場合は、建築基準法による建築制限区域を指定する。

(4) 復興計画の策定

・復興基本方針を踏まえて、復興に関する目標や各種施策をまとめた復興計画を策定し、公表する。

・復興計画の策定にあたっては、住民等の意向を把握し、住民等の参加を図る。

(5) 市街地の建築制限

・市街地の復興のため必要がある場合は、都市計画に被災市街地復興推進地域を定め、また、条例による災害危険区域の指定を行う。

(6) 復興事業計画の策定と実施

・復興計画に基づき、復興事業計画を策定し、復興事業を推進する。

第２節　生活再建支援

主な実施担当	総務課、税務課、福祉課、長寿介護課、健康推進課、商工観光課、農業委員会事務局
防災関係機関等	日本赤十字社宮城県支部、住宅金融支援機構東北支店、亘理町社会福祉協議会、日本郵便㈱（亘理郵便局・荒浜郵便局・浜吉田郵便局・亘理逢隈郵便局）、東日本電信電話㈱宮城事業部、その他防災関係機関

第１　目　的

町及び防災関係機関は、被災者の自立的生活再建を支援するため、資金の貸付け等さまざまな制度を住民に周知し、積極的な措置を講じる。

第２　住宅に関する各種調査

町は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。また、県はその活動の支援に努める。

また、町は住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

第３　罹災証明書等の交付

町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、被災者から申請に対し、住家・事業所・農地等の罹災証明書等を交付する。

その際には、被害調査や証明書等交付の担当部局をあらかじめ定めることや、他の自治体・民間団体との応援協定の締結や受援体制の構築等を計画的に進めること、より速やかな発行のための手続き方法や判定基準を設けること等などにより、罹災証明書等の交付に必要な業務の実施体制を早期に確立する。

また、県が発災後速やかに行うこととしている市町村向け説明会にあたり、ビデオ会議システム等による映像配信にも対応し、より多くの町担当者が、被害調査や証明書等交付に係る事務を把握するよう努めるものとする。

第４　被災者台帳

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の支援の総合的かつ効率的な実施に努める。

県が災害救助法に基づき救助を行ったときは、町は、県に被災者に関する情報の提供を要請する。

第５ 被災者生活再建支援制度

自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金に国の資金を上乗せして、被災者生活再建支援金を支給することにより、被災地の速やかな復興を図り、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興を図るものであり、災害が発生した場合は、積極的に活用を図る。

その主な内容は次のとおり。

１　適用災害

暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、噴火、地滑りその他異常な自然現象により、次のいずれかに該当する被害が発生した災害。

なお、適用災害とする場合は、県からその旨公示する。

(1) 災害救助法施行令第１条第１項第１号又は第２号のいずれかに該当する被害が発生した市区町村における自然災害

(2) 10 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市区町村における自然災害

(3) 100 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害

(4) (1) 又は (2) の町を含む都道府県区域内で、５世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市区町村（人口 10 万人未満に限る）における自然災害

(5) ５世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、(1) ～ (3) の区域に隣接する市区町村（人口 10 万人未満に限る）における自然災害

(6) (1) 若しくは (2) の市区町村を含む都道府県又は (3) の都道府県が２以上ある場合に、５世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村（人口 10 万人未満に限る）、２世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村（人口５万人未満に限る）。

２　対象世帯

(1) 住宅が全壊した世帯

(2) 住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、やむなく解体した世帯

(3) 災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯

(4) 住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（大規模半壊世帯）

３　支給額

支給額は、以下の２つの支援金の合計額となる。ただし、世帯人数が１人の世帯の支給額は各該当欄の金額の 3/4 となる。

(1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

被害程度	全壊	解体 (半壊・敷地被害)	大規模半壊	中規模半壊	長期避難
支給額	100 万円	100 万円	50 万円	25 万円	100 万円

(2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

再建方法	建設・購入	補修	賃貸（公営住宅以外）
支給額	200 万円	100 万円	50 万円

※『中規模半壊』に該当する場合は上記の 50%の金額となるもの

４　支給対象となる経費及び支給要件

支援金の使途に限定はなく、年齢・年収等の支給要件の制限も設けられていない。

５　被災者生活再建支援法人の指定

被災者生活再建支援法人（以下「支援法人」という。）として、(公財) 都道府県センターが指定されており、県は、支援金の支給に関する事務の全部をこの支援法人に委託している。

６　支援金支給手続き

被災者世帯主は、町に支給申請書を提出する。提出を受けた町は、申請書等を確認、取りまとめの上、県へ送付する。

県は、町から送付された申請書等を確認、取りまとめの上、委託先である(公財)都道府県センターへ送付する。送付を受けた(公財)都道府県センターは申請書類を審査の上、支給を決定し、被災者に支援金が支給される。

７　受付体制の整備

町は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図るよう努める。

また、罹災証明書交付のための調査や発行事務の効率化を図るため、マニュアルの作成に努めるとともに、先導的な事例や被災者支援システム等の活用について検討を行い、所要の体制の整備を図るよう努める。

８　独自支援措置の検討

町は、被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際に、同法の趣旨を踏まえ、独自の支援措置を講じることができるよう、必要な措置を講じるよう努める。

第６ 資金の貸付け

１　災害援護資金

町は、災害救助法が適用された災害により、世帯主が負傷した世帯や、住居・家財に損害を受けた世帯に対し、生活の立て直しのための資金を貸付けることができる。

貸付に際しては、災害弔慰金の支給等に関する法律、条令及び条例施行規則、その他の要件等に基づき、適切な貸付事務を実施するとともに、適正な債権回収管理に努める。

また、貸付制度の内容について、広く正確な周知に努めることとする。

２　母子及び寡婦福祉資金

県は、被災町との緊密な連携のもとに、母子及び寡婦福祉資金の貸付制度について広く周知し、貸し付けを行う。

３　生活福祉資金

福祉課は、町社会福祉協議会と協力のうえ、被災者に対する生活福祉資金の貸付制度について広く周知する。

県社会福祉協議会は、被災者に対して生活福祉資金の福祉費により災害を受けたことにより臨時に必要となる経費を予算の範囲内で貸し付ける。

貸付対象世帯は、災害弔意金の支給等に関する法律が適用されない小規模な災害（同法の適用がされた地域であっても被害の程度により災害援護資金の貸付対象とならない場合を含む）や火災等自然災害以外の災害により、住宅や家財道具に被害があったときや、主たる生計の手段である田畑、工場、倉庫等に被害を受けた世帯で、次のいずれにも該当する世帯であること。

(1) 貸付条件に該当する低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯であること。

(2) 資金の貸し付けにあわせて必要な支援を受けることにより自立、再建できると認められる世帯であること。

(3) 必要な資金の融通を他から受けることが困難である世帯、又は他から資金を借入れすることができない世帯であること。

※生活福祉資金の福祉費により、災害を受けたことにより臨時に必要となる経費の貸付限度

資金の目的	貸付上限額	据置期間	償還期限
災害を受けたことにより臨時に必要となる経費	150 万円以内	６月以内	７年以内

４　一般住宅復興資金の確保

都市建設課は、減失家屋の状況を把握し、罹災者に対し融資制度の内容を周知する。

県は、独立行政法人住宅金融支援機構及び地元の金融機関等の協力を求め、生活の本拠である住宅の被害を復旧するための資金の確保を支援するための相談窓口等を設置する。また、必要に応じ町と協調して融資に対する利子補給等の処置を講じる。

第７ 生活保護

生活保護法による被生活保護世帯が災害に遭い、災害救助法の適用を受けない場合においては、県が生活保護法に基づく基準の範囲内で被服費・家具什器費・教育費・住宅維持費等を支給する。

第８ その他救済制度

町は、災害弔慰金の支給等に関する法律、条令及び条例施行規則等に基づき、自然災害により死亡した者の遺族に対し、災害弔慰金を支給するとともに、精神又は身体に重度の障害を受けた者に対し、災害障害見舞金を支給する（労災等、他の制度による給付が無い場合に限る）。

第９ 税負担等の軽減

町は、必要に応じ、地方税の期限延長、徴収猶予及び減免を行い、被災者の負担軽減を図る。また、町は必要に応じ、国保制度における一部負担金及び保険税の減免等を行う。

１　国民健康保険税の減免

町は、国民健康保険の被保険者について、災害により受けた被害の程度により、国民健康保険税の納期未到来分の一部又は全部を免除する。

２　国民健康保険税の減免の基準

(1) 災害により障害者となったとき 9/10 を減免

(2) 住宅又は家財が損害を被ったとき

被災した被保険者世帯が所有する住宅又は家財について、災害により受けた損害の金額が、その住宅又は家財の価格の 30%以上であるもので、前年中の合計所得が 1,000 万円以下のものに対し、次の表に定める区分により減免を行う。

国民健康保険税の減免割合

合計所得額	住宅又は家財の損害	
	1/2	5/10 以上
①500 万円以下	1/2	10/10
②500 万円超	1/4	1/2
③750 万円超	1/8	1/4

３　国民健康保険の一部負担金の減免

町は、国民健康保険の被保険者について、国民健康保険税の減免と同様に災害により受けた被害の程度により、一部負担金を減免する。

一部負担金の減免は、町が基準を定めて行う。

４　地方税の減免

町は、被災した住民に対し、地方税・介護保険料・使用料等の納期限の延長、徴収猶予及び減免を、それぞれの減免基準に基づいて行う。

第１０ 雇用対策

１　公共職業安定所の措置

公共職業安定所長は被災者の雇用の維持を図るとともに、被災求職者の雇用を促進するため、以下の措置を講じる。

(1) 離職者の発生状況、求人・求職の動向等の情報収集

(2) 被災者のための特別相談窓口等の設置

(3) 雇用保険失業給付の特例支給

(4) 雇用調整助成金の特例適用の要請

(5) 被災事業主に対する労働保険料の特例措置

２　町の措置

町は、被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせて実施するよう努める。

第１１ 相談窓口の設置

町は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するよう努める。居住地以外の町に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体と避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するよう努める。

第３節　住宅復旧支援

主な実施担当	都市建設課、施設管理課
防災関係機関等	宮城県、あぶくま消防本部、仙南･仙塩広域水道事務所、仙台土木事務所

第１　目　的

町及び関係機関は、被災者の生活再建を支援するため、生活基盤である住宅について、被災者による自力再建を基本とした住宅再建支援を行うとともに､必要に応じて公的住宅の供給を行う。

第２　一般住宅復興資金の確保

町は、県の設置する住宅被害復旧のための資金確保の支援相談窓口等と協調して、住宅再建のための支援の処置を講じる。

第３　住宅の建設等

町は、必要に応じ、災害により住宅を滅失した被災者の居住の安定を図るため、災害公営住宅の建設等又は公営住宅の空き家の活用を図る。

１　災害公営住宅の建設等

(1) 災害公営住宅の確保

町は、自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況、被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅を建設若しくは買取又は被災者へ転貸するために借上げる。

(2) 災害公営住宅の建設等における指導・支援

県は、災害公営住宅の建設等を行う町に対し、適切に指導･支援を実施するとともに、町において対応が困難な場合には建設を代行するなど、必要な支援を行う。

２　公営住宅の空き家の活用

公営住宅の入居者資格を有する被災者（災害が大規模な場合等において、被災市街地復興特別措置法（平成７年法律第 14 号）第 21 条の規定に該当する者については、同条に規定する公営住宅の入居者資格の特例を適用する。）に対しては、既存公営住宅等の空き家を活用し、優先的に入居できる措置等を講じる。

第４　防災集団移転促進事業の活用

町は、被災地域又は災害危険区域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の防災のための集団的移転を促進する。

１　事業主体

町（例外として、町の申し出により当該事業の一部を県が実施することができる。）

２　移転促進区域

(1) 被災地域

集団移転促進事業を実施しようとする年度又はその前年度において発生した災害(豪雨、暴風、洪水、高潮その他の異常な自然現象）にかかるもの

(2) 災害危険区域

建築基準法第 39 条第１項の規定に基づく条例で指定された区域

３　補助制度等

(1) 国の補助

以下の経費について、事業主体に対して補助を行う。(補助率：イ～へは 3/4、トは 1/2)

イ　住宅団地の用地取得造成

ロ　移転者の住宅建設・土地購入に対する補助（借入金の利子相当額）

ハ　住宅団地の公共施設の整備

ニ　移転促進区域内の宅地等の買い取り

ホ　住宅団地内の共同作業所等

ヘ　移転者の住居の移転に対する補助

ト　事業計画等の策定

(2) 地方債の特別措置

地方財政法第５条第１項各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもってその財源とすることができる。

第４節　産業復興の支援

主な実施担当	農林水産課、商工観光課
防災関係機関等	仙台地方振興事務所、その他防災関係機関

第１　目　的

災害により農林漁業者や中小企業者が被害を被ったとき、施設等経済基盤の復旧と経営の維持安定及び就労・雇用の場の維持確保を図るため、各種資金の融資が円滑に行われるよう必要な措置を講じる。

第２　中小企業金融対策

振興資金融資制度等の充実を図るとともに、国、県、信用保証協会及び町内金融機関等に対し、円滑な災害融資枠の確保と融資及び信用保証を要請する。

また、商工会及び関係機関の協力を得て、被災した中小企業者に対し、所要の指導及び広報を行う。

第３　農業関係

被害を受けた農業者等に対し、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」（昭和 30 年法律第 136 号）（以下「天災法」という。）の活用を図り、低利の経営資金を円滑に融通して、農業経営の維持安定を図る。

農林漁業金融公庫資金の積極的な活用を図り、農地等の災害復旧資金としての土地改良資金の活用や、被災施設の復旧資金としての主務大臣指定施設（災害復旧）等を積極的に導入するよう指導する。

農業経営の安定を図るため、農業災害補償法に基づく農業災害補償制度を活用し、資金貸付けを推進する。

第４　林業関係

被害を受けた林業者に対し、天災法の活用を図り、低利の経営資金を円滑に融通し、林業経営の安定を図る。

早期復旧を図るため、農林業金融公庫による融資制度の活用を図り、災害復旧資金としての林道その他林業用共同施設等長期低利資金を積極的に導入するよう指導する。

第５　水産業関係

災害の早期復旧を図るため、被害漁業者の施設（漁船、漁具等）、漁業用資材等の被害について、天災融資法の活用を図るとともに、農林漁業金融公庫の制度金融さらには、宮城県信用漁業協同組合連合会の系統資金の積極的活用を指導するものとする。

第５節　都市基盤の復興対策

主な実施担当	上下水道課、都市建設課
防災関係機関等	宮城県、仙南･仙塩広域水道事務所、仙台土木事務所、その他防災関係機関

第１　目　的

町は、住民生活や産業活動の早期回復を図るため、被災した道路、鉄道、漁港等の主要交通施設及びライフライン等を緊急に復旧し､今まで以上に災害に強いまちに再生するために都市基盤復興計画を必要に応じて策定する。

また、復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティーが被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

第２　防災まちづくり

１　町は、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。その際、現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、都市のあるべき姿を明確にし、住民の理解を求めるよう努める。併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努めるものとする。

２　復興のため市街地の整備改善が必要な場合には､被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、防災まちづくりの方向について、速やかに住民の合意を得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

３　防災まちづくりに当たっては、必要に応じ、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路､都市公園､河川等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、ライフラインの耐震化、建築物や公共施設の耐震・不燃化、耐震性貯水槽の設置等を基本的な目標とする。この際、都市公園、河川等のオープンスペースの確保等については、防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を十分住民に対し説明し、理解と協力を得るように努める。

４　既存不適格建築物については、防災と生活環境の観点から、その問題の重要性を住民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努める。

５　新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者としての種々の選択肢等の施策情報等を、住民に対し提供する。

６　町は、被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全･安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティーの拠点形成に努める。

第３　想定される計画内容例

１　主要交通施設の整備

道路、鉄道、港湾等の主要交通施設の早期復旧と耐震化・ネットワーク化による機能強化等

２　被災市街地の整備

面的整備事業等による被災市街地の復興と、防災集団移転促進事業や災害公営住宅などの整備による災害に強いまちづくりの早期実現

３　ライフラインの整備

上下水道の早期復旧や情報通信システムの信頼性・安全性の向上

４　防災基盤の整備

河川、海岸、砂防施設等の早期復旧と耐震性の強化、及び避難場所、避難施設の整備と防災公園など防災拠点・防災帯の整備による防災空間確保等

第６節　義援金の受入れ、配分

主な実施担当	会計課、福祉課、企画課
防災関係機関等	日本赤十字社宮城県支部、日本郵便(株)（亘理郵便局・荒浜郵便局・浜吉田郵便局・亘理逢隈郵便局）、宮城県災害義援金配分委員会

第１　目　的

豪雨、暴風、高潮等の災害が起きたときには、国内、国外から多くの義援金が送られて来ることが予想されるため、善意が生かされるよう、町は受入れ体制を確立し、関係機関と連携して迅速かつ適切に被災者へ配分する。

第２　受入れ

１　窓口の決定

義援金の受入れ窓口は会計課とし、企画課は報道機関等を通じて広く周知を図る。

２　被災者の救援を目的とする義援金の送金のための振込手数料等の免除

日本郵便（株）は災害時において、被災者の救援を目的とする義援金送金のための振込手数料及び郵便料金の免除を実施する。

３　受入れ及び管理

会計課は、送られた義援金を受け取り、配分が決定されるまで保管する。

第３　配　分

１　配分委員会

被災者に対する義援金の配分については、関係公共団体の代表者等からなる「亘理町災害義援金配分委員会」を設置し、義援金の総額、被害の状況等を考慮し、適正かつ公平に配分するため審議及び決定を行う。

２　配　分

上記の審議結果に基づき、福祉課が被災者へ義援金を交付する。

第７節　激甚災害の指定

主な実施担当	総務課
防災関係機関等	宮城県復興・危機管理総務課、仙台地方振興事務所、その他防災関係機関

第１　目　的

災害の発生により甚大な被害が生じた場合、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和 37 年法律第 150 号。以下「激甚法」という）に基づく激甚災害の指定を受けるため、町は災害の状況を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう努めるとともに、他の関係機関と連携を図りながら公共施設等の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう措置を講じる。

第２　激甚災害の調査

１　町

町は、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を考慮しながら、災害状況等を調査して県に報告する。

また、県が行う激甚災害又は局地激甚災害に関する調査について協力する。

２　県

県は、町の被害状況を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる場合、激甚法に定める調査の必要な事項について速やかに調査し、早期に指定を受けられるよう措置する。

第３　激甚災害指定の手続き

災害による被害が甚大で、激甚災害の指定に該当する場合には、県は国の機関と連絡をとり、速やかに指定の手続きをとる。

（参考）国における激甚災害指定事務手続き

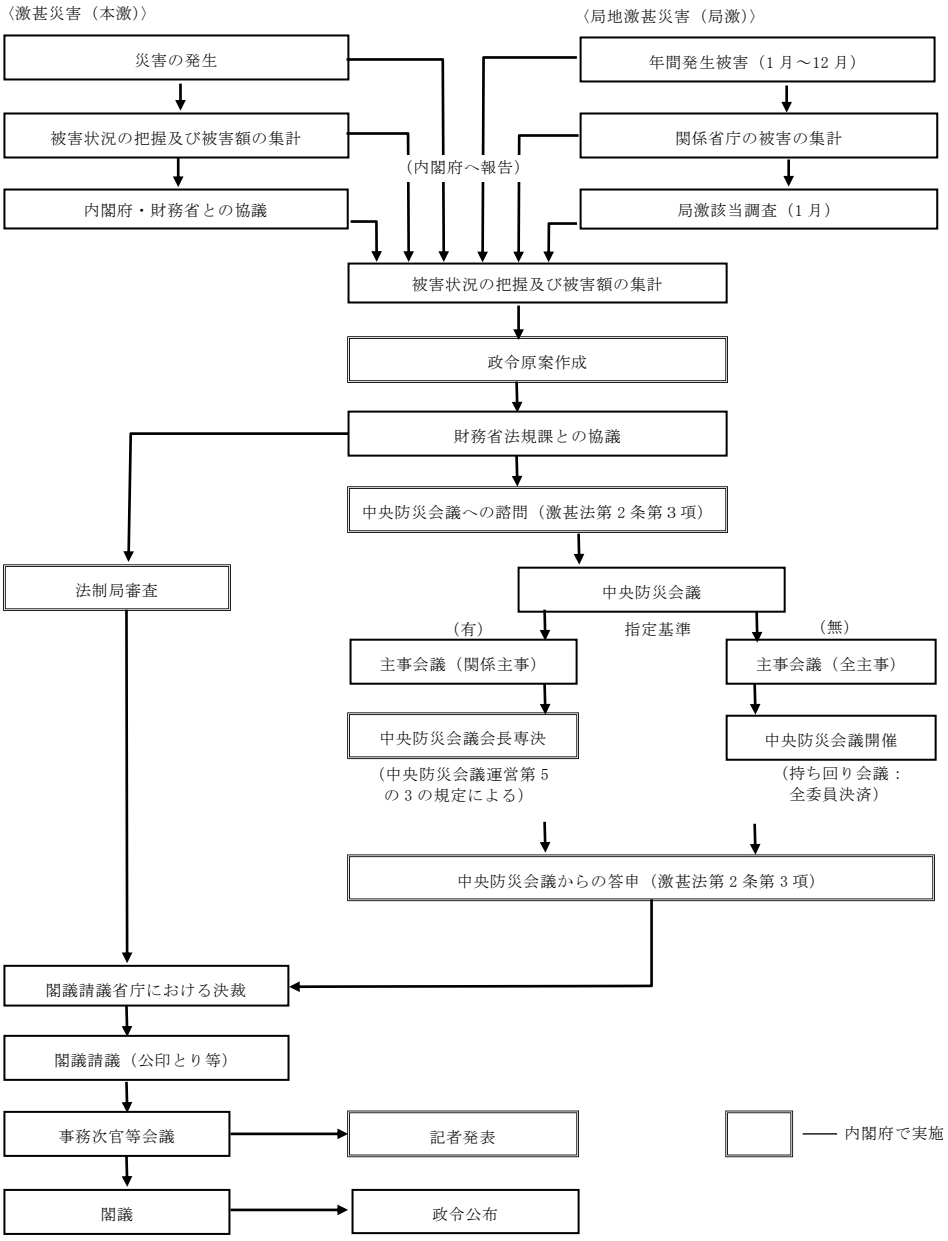

（注）局地激甚災害の指定については、１月から 12 月までに発生した災害を一括して翌年の１～２月頃に手続きを行う。

第４　特別財政援助の交付（申請）手続き

町は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書を作成し、県に提出する。

これを受けた県は、事業の種別ごとに激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき負担金、補助金等を受けるための手続きを行う。

第５　激甚災害指定基準

激甚災害の指定基準は次のとおりである。

1　激甚災害指定基準（昭和 37 年中央防災会議決定）　　平成 28 年 2 月 9 日改正

適用すべき措置基準	激甚災害指定基準
法第 2 章第 3 条、第４条(公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助)	次のいずれかに該当する災害 (A 基準) 事業費査定見込額　＞　全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額×0.5% (B 基準) 事業費査定見込額　＞　全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額×0.2% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が 1 以上あるもの (1) 都道府県負担事業の事業費査定見込額　＞　該当都道府県の当該年度の標準税収入総額×25% (2) 一の都道府県内の市町村負担事業の事業費査定見込総額　＞　当該都道府県内全市町村の当該年度の標準税収入総額×5%
法第５条(農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置)	次のいずれかに該当する災害 (A 基準) 事業費査定見込額　＞　当該年度の全国農業所得推定額×0.5% (B 基準) 事業費査定見込額　＞　当該年度の全国農業所得推定額×0.15% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が 1 以上あるもの (1) 一の都道府県内の事業査定見込額　＞　当該都道府県の当該年度の農業所得推定額×4% (2) 一の都道府県内の事業費査定見込額　＞　10 億円
法第６条(農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例)	次の要件に該当する災害。ただし、当該施設にかかる被害見込額≦5,000 万円と認められる場合は除く。 1　激甚法第 5 条の措置が適用される激甚災害 2　農業被害見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×1.5%であることにより、激甚法第 8 条の措置が適用される激甚災害 ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、 当該災害に係る漁業被害見込額＞農業被害見込額 かつ、次のいずれかに該当するもの（当該災害に係る水産業共同利用施設の被害見込額≦5,000 万円と認められる場合を除く）には適用 (1) 当該災害にかかる漁船等（漁船、漁具及び水産動植物の養殖施設）の被害見込額　＞　当該年度の全国漁業所得推定額×0.5% (2) 当該災害に係る漁業被害見込額　＞　当該年度の全国漁業所得推定額×1.5%により、法第８条の措置が適用される災害

適用すべき措置基準	激甚災害指定基準
法第８条（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例）	次のいずれかに該当する災害。ただし、高潮、津波等特殊な原因による災害であって、その被害の態様から次の基準によりがたいと認められるものについては、災害の発生のつど被害の実情に応じて個別に考慮する。 (A 基準) 農業被害見込額　＞　当該年度の全国農業所得推定額×0.5% (B 基準) 農業被害見込額　＞　当該年度の全国農業所得推定額×0.15% かつ、次の要件に該当する都道府県が１以上あるもの 一の都道府県内の当該災害にかかる特別被害農業者数　＞　当該都道府県内の農業を主業とする者の数×3%
法第11条の2(森林災害復旧事業に対する補助)	次のいずれかに該当する災害 (A 基準) 林業被害見込額(樹木に係るものに限る。以下同じ)　＞　当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額×5% (B 基準) 林業被害見込額　＞　当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額×1.5% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が１以上あるもの (1)　一の都道府県内の林業被害見込額　＞　当該都道府県の当該年度の生産林業所得(木材生産部門)推定額×60% (2)　一の都道府県内の林業被害見込額　＞　当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額×1%
法第12条（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等）	次のいずれかに該当する災害 (A 基準) 中小企業関係被害額　＞　当該年度の全国中小企業所得推定額(注)×0.2% (注)全国中小企業所得推定額＝第２次産業及び第３次産業国民所得×中小企業付加価値率×中小企業販売率。以下同じ。 (B 基準) 中小企業関係被害額　＞　当該年度の全国中小企業所得推定額×0.06% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が１以上あるもの (1) 一の都道府県内の当該被害にかかわる中小企業関係被害額　＞　当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額×2% (2) 一の都道府県内の中小企業関係被害　＞　1,400 億円 ただし、火災の場合、又は激甚法第12条の適用がある場合の全国中小企業所得推定額に対する中小企業関係被害額の割合は、被害の実情に応じ特例措置が講ぜられることがある。

適用すべき措置基準	激甚災害指定基準
法第 16 条(公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助)、第 17 条(私立学校施設災害復旧事業の補助)、法第 19 条（市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例)	激甚法第 2 章（第 3 条及び第 4 条）の措置が適用される場合。ただし、当該施設にかかる被害又は当該事業量が軽徴であると認められる場合は除外。
法第 22 条(罹災者公常住宅建設事業に対する補助の特例)	次のいずれかに該当する災害 (A 基準) 滅失住宅戸数≧被災地全域で 4,000 戸 (B 基準) 次の 1、2 のいずれかに該当する災害 ただし、火災の場合の被災地全域の減失戸数は、被害の実情に応じた特例的措置が講ぜられることがある。 １減失住宅戸数≧被災地全域で 2,000 戸　かつ、次のいずれかに該当するもの （１）一市町村の区域内で 200 戸以上 （２）一市町村の区域内の住宅戸数の 10% ２減失住宅戸数≧被災地全域で 1,200 戸　かつ、次のいずれかに該当するもの （１）一市町村の区域内で 400 戸以上 （２）一市町村の区域内の住宅戸数の 20%以上
法第 24 条(小災害債にかかる元利償還金の基準財政需要額への算入等)	１公共土木施設及び公立学校施設小災害にかかる措置については、激甚法第２章の措置が適用される災害 ２農地及び農業用施設等小災害にかかる措置については激甚法第 5 条の措置が適用される災害
上記以外の措置	その他、災害発生のつど、被害の実情に応じ個別に考慮

２　局地激甚災害指定基準（昭和 43 年中央防災会議決定）　　平成 28 年 2 月 9 日改正

適用すべき措置	局地激甚災害指定基準
法第２章（第３条）（第４条）（公共施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助)	次のいずれかに該当する災害 ①（イ）当該市町村が負担する査定事業額＞当該市町村の当該年度の標準税収入額×50% （査定事業費が１千万円未満のものを除く。） （ロ）当該市町村の当該年度の標準税収入額≦50億円 かつ、当該市町村が負担する査定事業額＞２億５千万円である市町村 当該市町村が負担する査定事業額＞当該市町村の当該年度の標準税収入額×20% （ハ）50億円＜当該市町村の当該年度の標準税収入額≦100億円である市町村 当該市町村が負担する査定事業額＞当該市町村の当該年度の標準税収入額×20%＋（当該市町村の当該年度の標準税収入額－50億円）×60% ただし、この基準に該当する市町村ごとの査定事業費の合算額＜約１億円未満である場合を除く。 ②　①の事業費査定見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所数＜約10のものを除く。）

適用すべき措置	局地激甚災害指定基準
法第５条（農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置）	次のいずれかに該当する災害 ①　当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費 ＞当該市町村の当該年度の農業所得推定額×10% （災害復旧事業に要する経費＜１千万円のものを除く） ただし、当該経費の合算額＜約５千万円未満である場合を除く。 ②　①の農地等災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所数＜約10のものを除く。）
法第６条（農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例）	次のいずれかに該当する災害 ①　当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費 ＞当該市町村の当該年度の農業所得推定額×10% （災害復旧事業に要する経費＜１千万円のものを除く） ただし、当該経費の合算額＜約５千万円である場合を除く。 ②　①の農地等災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所数＜10のものを除く。） ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、 当該市町村内の漁業被害額＞当該市町村内の農業被害額 かつ、 当該市町村内の漁船等の被害額＞当該市町村の当該年度の漁業所得推定額×10% （漁船等の被害額＜1千万円のものを除く） ただし、これに該当する市町村ごとの当該漁船等の被害額の合算額＜５千万円である場合を除く。
法第11条の２（森林災害復旧事業に対する補助）	当該市町村内の林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下、同じ。） ＞当該市町村の当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額×1.5倍 （林業被害見込額＜当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×約0.05%のものを除く） かつ、次の要件のいずれかに該当する災害 (1)　大火による災害にあっては、要復旧見込面積＞300ha 又は (2)　その他の災害にあっては、 要復旧見込面積＞当該市町村の当該年度の民有林面積（人工林に係るもの）×25%
法第12条（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例）	中小企業関連被害額＞当該市町村の当該年度の中小企業所得推定額×10% （被害額＜1千万円のものを除く） ただし、当該被害額の合算額＜5千万円である場合を除く。
法第24条（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）	法第２章（第３条及び第４条）又は法第５条の措置が適用される場合。

第８節　災害対応の検証

主な実施担当	総務課、企画課
防災関係機関等	宮城県復興・危機管理総務課、仙台地方振興事務所、その他防災関係機関

第１　目　的

将来にわたり災害による被害を最小化していくためには、過去の災害から教訓を導きだし、それに対していかに継続的な対策を実施していくかが重要である。豪雨、暴風、高潮等の災害発生時の応急対策による取組みが、町民の生命や生活を守るために十分に機能したのかを振り返り、その結果を地域防災計画等に反映するなど、防災・減災対策に生かすことにより、町の防災体制の向上や、町民一人ひとりの防災意識の向上など、防災に関する取組みの推進及び今後の災害発生時における被害の軽減に資する。

そのため、過去の大災害等については、記憶の風化や将来的な災害経験者の高齢化等に伴い、災害に備えるための知恵や教訓が後世に語り継がれないことが懸念されるため、災害対応の検証を実施した際は、災害教訓の伝承資料として、記録集等の作成に努める。

第２　検証の実施

町及び防災関係機関は、大規模災害が発生した後、初動期から応急・復旧期の災害対応について、個別の災害ごとに、特に問題及び課題等が生じたと思われる項目を抽出し、「できたこと、できなかったこと」、「問題点」、「課題」、「改善の方向」等を整理し、検証する。

なお、検証に当たっては、関係防災機関への協力を仰ぐとともに、必要に応じ、中立かつ専門的な視点での検証が求められるため、第三者機関による実施についても検討する。

主な検証項目例

１　情報処理

他自治体などからの情報収集、災害対策本部内での情報共有・分析等

２　資源管理

業務を実施するために必要な、資源（人員、予算、機材など）の調達等

３　指揮・調整

災害対策本部内における①指揮・統制、②決断、③本部･各部班等の間の業務調整

４　組織間連携

他の各機関（防災関係機関、国、県、協定締結団体など）との調整

５　個別のオペレーション

救出・救助活動、広域医療搬送、物資の調達・輸送調整等

６　広報・相談

町民への広報・相談等

７　計画やマニュアル

事前に策定していた防災計画や実施していた訓練等

第３　検証体制

町及び防災関係機関は、災害対策本部（事務局及び各部局等）のほか、災害の規模等に応じ､町内に部局横断的な検証部会の設置や外部有識者を加えた検証委員会等の立ち上げについても検討する。

第４　検証の対象

応急対策の実施者及び町民の視点に立ち、概ね次の主体を対象とする。

１　災害対策本部
２　防災関係機関
３　町　民
４　自主防災組織
５　支援自治体
６　ボランティア団体　など

第５　検証手法

町及び防災関係機関は、検証対象の主体に対する、アンケート調査、ヒアリング調査のほか、意見交換会や現地調査等を実施する。また、災害対応や復旧活動に関する文書や証言、映像、画像などを収集・分析するなど、災害の規模等に応じた検証を行う。

第６　検証結果の防災対策への反映

町及び防災関係機関は、検証結果については、報告書や記録集等としてとりまとめるほか、地域防災計画や各種防災マニュアル等に反映させ、さらなる防災体制の充実を図り、様々に生じうる事態に柔軟に対応できるような態勢や仕組みを構築するよう努める。

また、検証内容により国への働きかけを行うなど、自然災害の最大規模の外力に対して災害時の被害を最小化するため備えを準備しておくよう努める。

第７　災害教訓の伝承

町及び防災関係機関は、作成した報告書や記録集等、さらに検証に当たって収集した災害対応や復旧活動に関する文書や証言、映像、画像などのほか、被災の状況、住民生活への影響、社会経済への影響など、災害の経験や災害から得られた教訓については、防災教育に活用するなど、住民の防災意識を啓発するとともに、将来の災害対応に資することを目的として、的確に伝承するよう努める。